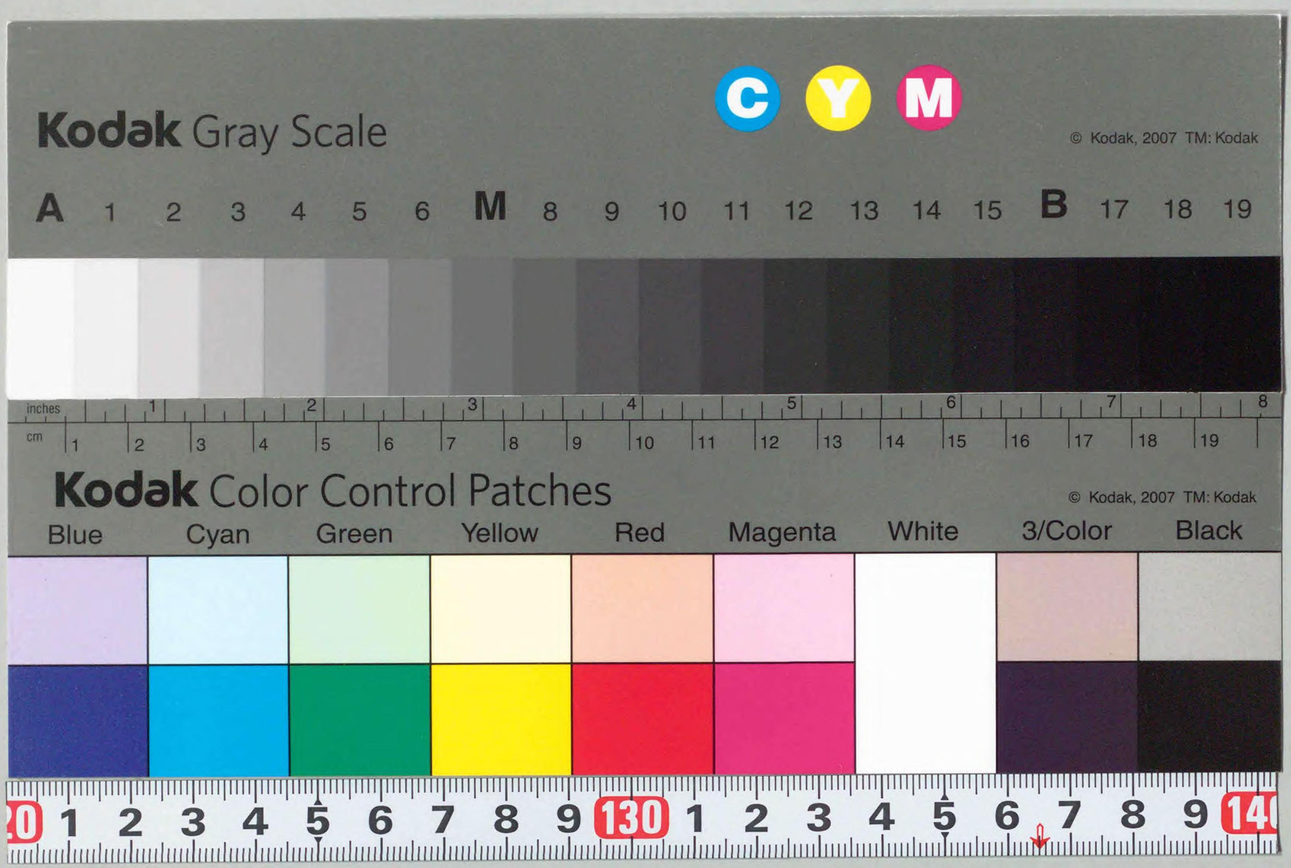

814.06
R18 r2
禁電子式複写
BZ-8-21
1201000206879

라E 64

第五十回列国議会同盟会議報告書

国立国会図書館

314.06
R18h2

国立国会
37.9.19
図書館

588320

第五十回列国議会同盟会議（ブラッセル）報告書目次

一、日本議員団代表団名簿……一
二、同盟各委員会日本代表名簿……三
三、同　盟　会　議……五
㈠　同盟会議役員……五
㈡　同盟会議出席者……七
㈢　同盟会議議事日程……二四
1　同盟会議議題……二四
2　同盟会議時間表……二六
㈣　同盟会議議事概要……二六
1　開　会　式……二七
2　同盟会議の開会……三七
3　同盟会議の議長……三八
4　一　般　討　論……三八
5　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響……六〇
6　成長過程にある諸国の発展……七一
7　平和に至る道……八六

8　国際機関に対する議会の監督……一〇六、一一一
9　執行委員の選挙……一一〇、一一二、一一三
10　決議案の採択……一一三
11　同盟評議員会の構成……一一三
12　閉　会……一一二
(五)　同盟会議の議決事項……一一八
1　地域共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議……一一八
2　成長過程にある諸国の発展……一一八
(1)　低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を保進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議……一一八
(2)　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議……一一九
3　平和に至る道……一二〇
(1)　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する宣言……一二〇
(2)　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法に関する決議……一二三
(3)　植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議……一二四
(4)　核実験停止に関する決議……一二四
4　国際機関に対する議会の監督に関する決議……一二五
5　国際的話し合いのための第五十回列国議会同盟会議のアピール……一二五

四、同盟執行委員会……一三七
1　第一一二回執行委員会……一三七
2　第一一三回執行委員会……一四〇
五、同盟評議員会……一四一
六、常任調査委員会……一四五
1　政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会……一四五
2　議会及び法律委員会……一四七
3　経済及び社会委員会……一四八
4　文化委員会……一五二
5　非自治領及び人種問題委員会……一五三
七、日本議員団代表の発言……一五七
八、各国議員団幹事会議……一七七
九、各国議会事務総長会……一八一

付　録

一、第五十回列国議会同盟会議招集に関する同盟回章……一八七
二、第一一二回及び第一一三回同盟執行委員会招集回章……一九五
三、第八九回同盟評議員会招集回章……一九七
四、各常任調査委員会招集回章……二〇五

五、各国議員団幹事会議招集回章……二〇九
六、各国議会事務総長会招集回章……二一一
七、同盟会議準備書類及び補遺……二一三
八、ベルギー議員団招請回章第一号……二八一
九、ベルギー議員団招請回章第二号……二八九
十、会議案内書……二九三

一、日本議員団代表団名簿

団長	衆議院議員	椎熊三郎（自民）
	衆議院議員	福永健司（自民）
	衆議院議員	佐藤洋之助（自民）
	衆議院議員	永山忠則（自民）
	衆議院議員	伊藤郷一（自民）
	衆議院議員	木村公平（自民）
	衆議院議員	松本俊一（自民）
	衆議院議員	金丸信（自民）
	衆議院議員	足鹿覺（社会）
	衆議院議員	高津正道（社会）
	衆議院議員	中村英男（社会）
	衆議院議員	坂本泰良（社会）
	衆議院議員	鈴木義男（民社）
副団長	参議院議員	小沢久太郎（自民）
	参議院議員	平島敏夫（自民）
	参議院議員	秋山俊一郎（自民）
	参議院議員	野本品吉（自民）
	参議院議員	近藤信一（社会）
	参議院議員	阿具根登（社会）
	参議院議員	永末英一（民社）
（同行）		
	衆議院参事（庶務部長）	藤野重信
	衆議院参事（委員部副部長）（会議直行）	荻生敬一
	衆議院参事（涉外部長）	光藤俊雄
	衆議院参事（涉外部列国議会同盟課長）	正岡壽
	同時通訳員	東信夫
	同時通訳員	向井啓雄
（同行）		
	参議院参事（委員部長）	岸田実
	参議院参事（会議直行）	伊藤泰与
	参議院参事（涉外部長）	森純造

二、同盟各委員会日本代表名簿

一、執行委員会執行委員　福永健司（衆、自民）
右　代理の場合　松本俊一（衆、自民）
二、同盟評議員会評議員　福永健司（衆、自民）
右　代理の場合　松本俊一（衆、自民）
同盟評議員会評議員　平島敏夫（参、自民）
三、調査委員会委員
政治・国際安全保障及び軍備縮小委員会委員　松本俊一（衆、自民）
同　委員代理　足鹿覺（衆、社会）
議会及び法律委員会委員　高津正道（衆、社会）
同　委員代理　木村公平（衆、自民）
経済及び社会委員会委員　秋山俊一郎（参、自民）
同　委員代理　阿具根登（参、社会）
文化委員会委員　近藤信一（参、社会）
同　委員代理　野本品吉（参、自民）
非自治領及び人種問題委員会委員　永山忠則（衆、自民）
同　委員代理　坂本泰良（衆、社会）

三、同盟会議

(一)同盟会議役員

同盟評議員会議長　G・コダチ・ピサネリ
同盟事務総長　アンドレ・ド・ブローネー
議長　M・デステネイ（ベルギー議員団団長、下院副議長）

副議長　H・コップフ（ドイツ連邦共和国）
〃　A・ゴーア（アメリカ）
〃　R・A・ワイドマン（アルゼンチン）
〃　J・I・アームストロング（オーストラリア）
〃　A・ミグシュ　タキン・チット（ビルマ）
〃　S・ブラガ（ブラジル）
〃　G・コウリチェフ（ブルガリア）
〃　J・M・デシュロール（カナダ）
〃　M・セナナヤケ（セイロン）
〃　A・アンダースン（デンマーク）
〃　M・フラガ（スペイン）
〃　K・ポーヤラ女史（フィンランド）
〃　M・ムーテ（フランス）
〃　E・L・マラリュー（イギリス）
〃　G・プラティス（ギリシャ）
〃　E・モルナール（ハンガリー）
〃　H・N・クンズル（インド）
〃　M・ソフィアン（インドネシア）
〃　A・マチン・ダフタリ（イラン）
〃　P・ホーガン（アイルランド）
〃　M・ヨンソン（アイスランド）
〃　D・ハコーヘン（イスラエル）
〃　E・カルボーニ（イタリア）
〃　椎熊三郎（日本）
〃　T・ソムサニット（ラオス）
〃　F・ゴスン（レバノン）
〃　F・E・トルバート（リベリア）
〃　M・アレギブ（リビア）
〃　M・T・エンブフィン・モー（ナイジェリア）
〃　E・マクミラン夫人（ノールウェー）
〃　P・J・カプテイン（ニュージーランド）
〃　P・L・レペット（オランダ）
〃　G・F・マグサイサイ（ペルー）
〃　J・K・ウェンデ（フィリッピン）
（ポーランド）

〃	M・F・ガラル	（アラブ連合）
〃	M・ラレア	（ルーマニア）
〃	R・サンドラ	（スエーデン）
〃	H・コンツェット	（スイス）
〃	J・バーロ	（チェッコスロバキア）
〃	S・ビニチャヤクル	（タイ）
〃	A・アブデネビ	（チュニジア）
〃	A・F・ゴルキン	（ソビエト）
〃	R・ヘンリーク・ベラ	（ベネズエラ）
〃	カオ・バン・タン	（ベトナム）
〃	V・ブラオビッチ	（ユーゴースラビア）

（二）同盟会議出席者

ドイツ連邦共和国

ヘンケル・フォン・ドンネル	連邦議会議員、代表団団長	
マルク伯爵	同	同盟評議員
ヘルマン・コップフ	同	
ベネマン夫人		
ヘルマン・アー・エプレー	同	
ユーゴー・ガイガー	同	
ベルンハルト・ギュンター	同	
オットー・ハインリッヒ・グレーベ	同	
ボルフガング・イムレ	同	
ゲオルグ・クリージング	同	
カール・マイトマン	同	
マイアーローレ夫人	同	
ベルナー・プッシュ	同	
シュミット夫人	同	連邦議会事務総長
ハンス・トロスマン		代表団幹事
H・エーベルハルト		秘書
R・マリス女史		

アメリカ（合衆国）

アルバート・ゴア	上院議員、代表団長	
ゴードン・アロット	同	
J・J・ヒッケイ	同	
フランク・モス	同	
ニューバーガー夫人	同	
アンドリュウ・F・ショーペル	同	
グルーニング	同	下院議員
ヘイル・ボッグス	同	
ジョン・W・バイアネス	同	
ヒュー・カレイ	同	
ハロルド・D・クーレイ	同	
ゴードン・L・マクドナー	同	
ジェラルド・R・フォード	同	
ジェームス・フレイジア	同	
チャールス・B・ホーブン	同	
ポール・C・ジョーンズ	同	
グラシー・フォスト夫人	同	
アレキサンダー・パーニイ	同	
D・S・サウンド	同	
カザリン・セント・ジョージ夫人	同	議員団幹事
フランクリン・ダンハム		代表団秘書
ジン博士		
カール・マーシー		
ダレル・セント・クレア		

アロット夫人
ヒッケイ夫人
モス夫人

ショーペル夫人
グルーニング夫人
ボッグス夫人
バイアネス夫人
カレイ夫人
クーレイ夫人
マクドナー夫人
フォード夫人
フレイジア夫人
ホーブン夫人
ジョーンズ夫人

イムレ夫人

マイアー氏

シュミット令嬢
トロスマン夫人

パーニイ夫人
サウンド夫人
セント・ジョージ・ライアン夫人
ダンハム夫人

クリスチン・ギャラガー夫人	秘書	
ドロシー・テネボーム女史	同	
アーギル・キャンベル		
N・L・ダニーリアン	顧問	
マック・キロップ		
ローラ・A・モーラン夫人		ダニーリアン夫人
ジョージ・B・スローン大佐	随行者	
ラルフ・E・バンデボート中佐	同	
ジェームス・リー少佐	同	
H・D・ガロ	随行医務官	
ロビンソン曹長		
デシェルター曹長		
マック・ジファート		

アルゼンチン

ロドルフォ・A・ワイドマン	上院議員、代表団団長	
ホセ・マリア・アントニオ・ベルトーラ	同	ベルトーラ夫人
ベンジャミン・グーズマン	同	グーズマン夫人
マリオ・ロサダ	同	
ルシオ・E・ラセード	同	
ホセ・アントニオ・ブルデオス	下院議員	
フレデリコ・フェルナンデス・ド・モンヤルダン	同	
エミリオ・ジョフレ	同	ジョフレ夫人
セサール・マリアーノ・ラゴス	同	

オーストラリア

アーチボルド・イアン・アラン	下院議員、代表団団長	アラン夫人及び令嬢
ジョン・イグナチアス・アームストロング	上院議員	アームストロング夫人
ケネス・マックコール・アンダーソン	同	アンダーソン夫人及び令嬢
フレデリック・ミカエル・ダリー	下院議員	
ビリー・マッキー・スネデン	同	スネデン夫人
アルバート・ビクター・トンプソン	同	トンプソン夫人
ジェームス・ロウランド・オジャース	議員団幹事、代表団秘書	
ハロルド・G・マーシャル	顧問	

エリアス・ルグダール	同	ルグダール夫人
ホアン・カルロス・マネス	同	マネス夫人
カルロス・J・ペレッテ	同	
ベルナルド・シュワイツァー	同	シュワイツァー夫人
セサール・アルベルト・ロドリゲス	代表団秘書	
ピッケリング夫人	通訳	
A・パティート夫人	同	
D・マルキュス・ディスキン	新聞記者	
ガルソン・ワルデス	代表団秘書	

バルトルド・ステュルク	国民議会議員、代表団団長	ステュルク夫人
マックス・アイベッガー	同	
カール・グラザー	同	
ヨハン・ハットマンスドルファー	同	
アルフレドミグシュ	同	
フランツ・プリンケ	同	プリンケ夫人
ローザ・ウェーバー夫人	同	
エルンスト・ビンクラー	同	
ハインリッヒ・ツエッヘマン	同	ツエッヘマン夫人
オスバルト・ハーベルツエットル	連邦議会議員	ハーベルツエットル夫人
アントン・マイルハウザー	同	
ローマン・ロシスキー	議員団幹事	
エーリッヒ・P・ホッホライトナー	大使館書記官、通訳	ホッホライトナー夫人

ベルギー

M・デステネイ	下院議員、代表団団長	デステネイ夫人
J・ショー	上院議員	ショー夫人
C・ド・バーク	同	ド・バーク夫人
R・ド・マン	同	ド・マン夫人
P・ド・ステクセ	同	ド・ステクセ夫人
E・ド・ウィンテル	同	ド・ウィンテル夫人
E・マシュタン	同	マシュタン夫人
H・モロウ・ド・メラン	同	ド・メラン夫人
A・ムーラン	同	
P・オルバン	同	オルバン夫人
E・ペロン	同	ペロン夫人
J・バン・ブッジェンオー	同	ブッジェンオー夫人
バンデルベルド夫人	同	
C・バン・ヘメルリーク	同	ヘメルリーク夫人
J・ブラコップ	下院議員	ブラコップ夫人
W・ド・クレルク	同	ド・クレルク夫人
E・ドムイテル	同	ド・ムイテル夫人
ド・リマエケル・ルゴー夫人	同	
J・ジェルドフ	同	ジェルドフ夫人
F・ギヨーム	同	
P・エルビエ	同	
R・イクゲ	同	イクゲ夫人
G・ロー	同	ロー夫人
J・マルテル	同	マルテル夫人
E・ピエルソン	同	ピエルソン夫人
L・ラドー	同	ラドー夫人
C・ベルバンデール	同	ベルバンデール夫人
R・ポーエル	下院事務総長、事務総長会会員	ポーエル夫人
F・ハンブレット	上院事務総長、事務総長会会員	ハンブレット夫人
G・ブリュイネール	下院事務次長、事務総長会会員	ブリュイネール夫人
J・M・モレール	代表団秘書	モレール夫人

L・ライマイケル	代表団秘書補佐	ライマイケル夫人
M・R・ガレルヌ	議員団幹事	
	上院事務次長、総長会会員	ガレルヌ夫人

ビルマ

タキン・チット	地域代表会議議員、代表団団長	
ウー・エイ・モン	同	
マン・ティン・オング・タン	同	
ウー・バ・ニェン	民族代表会議議員	
ウー・バ・ティン	同	

ブラジル

サトルニノ・ブラガ	下院議員、代表団団長	ブラガ夫人
アントニオ・ド・バロス・カルバリヨ	上院議員	カルバリヨ夫人
アルジェミロ・フィゲイレド	同	モウラオ夫人
ビクトリノ・フレイレ	同	フィゲイレド夫人
ジョアン・ピラスボアス	同	フレイレ夫人
カミロ・ノゲイラ・ダ・ガマ	同	ピラスボアス夫人
ダニエル・クリーガー	同	ダ・ガマ夫人
シルベストレ・ペリクレス・デ・ゴーエス・モンティロ	同	クリーガー夫人
フィリント・ミューラー	同	モンティロ夫人
ルイ・ソアーレス・パルメイラ	同	ミューラー夫人
		パルメイラ夫人及び令嬢

ジョアキン・ドス・サントス・パーレンテ	同	パーレンテ夫人
メン・デ・サー	同	サー夫人
		フェルナンド・サー氏
ベネディコ・バラダーレス	同	バラダーレス夫人
エテルビノ・リンス・デ・アルブケルケ	下院議員	アルブケルケ夫人及び令嬢三人
アダイル・バーレット	同	
ライムンド・デ・ソーザ・ブリト	同	ブリト夫人
グスタボ・カパネマ	同	シルバ夫人
		カパネマ夫人及び令嬢
ジョゼー・モンティロ・デ・カストロ	同	カストロ夫人及び令嬢二人
ベンジャミン・ファラー	同	
エルメス・ペレイラ・デ・ソーザ	同	ソーザ夫人
オジリス・ポンテス	同	ポンテス夫人
アンジェロ・ラザリー・デ・ソーザ・ゲーデス	議員団幹事	ゲーデス夫人
ルイス・カルロス・ビエイラ・ダ・フォンセーカ	上院代表団秘書	フォンセーカ夫人
オタシリオ・ローペス	新聞記者	

ブルガリア

フェルディナンド・コゾフス	代表団団長	
キイ		
ペンチョ・コストルコフ	人民議会議員	
ゲオルギー・コウリチェフ	同	

カナダ

ガンナー・S・トルバルゾン	上院議員、代表団団長	トルバルゾン夫人
ライオネル・チョケット	同	
J・M・デシュロール	同	デシュロール夫人
J・ウェスレイ・スタンバー	同	
メリル・E・バリングトン	下院議員	
H・マックスウェル・バットン	同	
サムュエル・ボランジャー	同	
エルンスト・J・ブルーム	同	ブルーム夫人
エディソン・ウイリアム・ブランスデン	同	
J・A・ヘイベル	同	
フェルトン・F・レジーア	同	
ロバート・J・マッククリーブ		
ジョン・チェスター・マックレイ	下院議員	
アーノルド・ピータース	同	
ルイス・ジョセフ・ピジョン	同	ピジョン夫人
キント・マーティニ	同	
アルサイド・パケット	上院事務次長	

セイロン

マイトリパラ・セナナヤケ	国会議員、代表団団長	
トーマス・アマラスリヤ	同	
チョルモンデレイ・ド・フォンセカ・グーネワルデネ	同	グーネワルデネ夫人
V・A・スガタダサ	同	スガタダサ夫人
ヘラト・ティキリバンダ・ムディヤンセラジェ	同	
ピーター・ディニュガラジェ・ウィクレマシンゲ	同	

チリ

ラウル・フリエット	下院議員、代表団団長	フリエット夫人
エルメス・アーマダ	上院議員	アーマダ夫人
ルイス・ボッサイ	同	
ファン・マルティネス・カンプス	下院議員	カンプス夫人及び令嬢
エルネスト・ゴイコレア	代表団幹事	ゴイコレア夫人

デンマーク

アルシンク・アンダースン	国会議員、代表団団長	
ビクター・グラム	同	グラム夫人
ビゴ・ハウク	同	
イエンス・ピーター・イェンセン	同	
イプ・コルビヨーン	同	
アイナー・クリステンセン	同	
ビオラ・ノーロブ夫人	同	ノーロブ氏

エレン・ストランゲ・ピーターセン　同　ピーターセン夫人
フィン・ポールセン　同　ポールセン夫人
ニールス・ラウン　同　ラウン夫人
E・レトフト　同
ケル・モーテンセン　議員団幹事

スペイン

マヌエル・フラガ・イリバルネ　下院議員、代表団団長
マヌエル・デ・アラネギ　同　アラネギ夫人
イシドロ・デ・アルセネギ　同　アルセネギ夫人及び令嬢二人
ホセ・イグナシオ・エスコバール　同
ホセ・ラホント・オリベラス　同
ピラル・プリモ・デ・リベラ　同
ロケ・プロ・アロンソ　同　プロアロンソ夫人

フィンランド

キーリッキ・ポーヤラ女史　国会議員、代表団団長
オリイ・オーランコ　同
シルビ・ハリネン夫人　同
ヘルタ・クーシネン夫人　同
オラビ・リンドブロム　同
アイリー・シスコネン　同
グレルス・テイル　同　テイル夫人

イギリス

E・L・マラリュー　下院議員、代表団団長　マラリュー夫人
バードウッド卿　上院議員　H・マラリュー氏
キルミュア子爵　同　バードウッド夫人
ファーネス子爵　同　キルミュア夫人

ユホ・テンヒアラ　同
オラビ・サレルボ　国会事務総長
マウノ・カイコーネン　大使館一等書記官　カイコーネン夫人

フランス

マリウス・ムーテ　上院議員、代表団団長　ムーテ夫人
ジヤック・ボーメル　同
ワルデック・リュイリーエ　下院議員　リュイリーエ夫人
A・シャンデルナゴル　同　シャンデルナゴル夫人
P・ド・モンテスキュウ　同
M・ドゥボー夫人　同
J・ル・トゥール　同
A・ペルフィット　同
R・リビエール　同
アンドレ・ルッシイ　上院事務総長、議員団幹事
E・ブラモン　下院事務総長　ブラモン夫人
P・コレ　事務総長会幹事

ハーバート・バッチャー卿　下院議員
G・R・チェトウィン大尉　同
ハロルド・デイビイズ　同
ジオフレイ・ド・フレイタス　同
E・ガードナー　同
グレシアム・クック　同
ジョン・ホール　同

J・E・ハーベイ　同
J・ヘンダースン　同
H・ハインド　同
L・レバー　同
ギルバート・ロングデン　同
T・F・ピアート　同
チャールス・ロイル　同
M・ストッダート・スコット大佐　同
B・ストロス　同
フランク・サンダーソン卿　同盟議員団名誉会員　サンダーソン夫人
W・A・ディモリン少将　議員団幹事　ディモリン夫人
R・A・クリントン・トーマス　顧問
アン・スチュアート女史　秘書
エドワード・フェローズ卿　事務総長会会員
T・G・B・コックス　同　コックス夫人
D・W・S・リダデール　同　リダデール夫人
K・A・ブラッドショー　同　幹事　E・リダデール氏

インドネシア

D・A・M・ブリング　同
ビクター・グッドマン卿　同　グッドマン夫人
C・ジェンニングス女史　秘書
S・ジェンキンス　秘書

ギリシャ

ジョージ・マブロス　同
ジョージ・プラティス　国会議員
テオドル・ボジキス　同
ファーネス子爵　国会法制局長、事務総長会会員、議員団幹事　ボジキス夫人

ハンガリー

エリック・モルナール　国会議員、代表団団長
レジョー・ボグナール　同
フリジェッシュ・デシ　同
アンドラシュ・フォルガチ　代表団秘書

インド

H・N・クンズル　国会議員、代表団団長
スシラ・ナヤール女史　同
T・B・ビッタル・ラオ　同
M・N・カウル　議事団幹事

マナイ・ソフィアン	国会議員、代表団団長
アブドル・ラティーフ・ヘンドラニングラト	同
ハジ・アクマド・シャイク	同
カレル・スピット	同
イシャック・ザヒール	公使館一等書記官

イラン

アーメド・マチン・ダフタリ	上院議員、代表団団長　ダフタリ令嬢
カンババ・バヤーニ	同
マホムード・ジャム	同

アイルランド

パトリック・ホーガン	下院議員、代表団団長
ジェーン・ダウドール夫人	上院議員
J・ハロルド・ダグラス	元上院議員
ドミニック・マーフィー	上院議員
ジョン・オ・ドノバン	同
ミチール・プレンダーガスト	同　プレンダーガスト夫人
ジョン・D・シェリダン	同
コーマック・ブレスリン	下院副議長
ウィリアム・A・シェルドン	下院議員
ピーター・オ・コンネル	事務総長会会員、下院事務総長
ジョン・スミス	同、上院事務総長

アイスランド

マグヌス・ヨンソン	上院議員、代表団団長　ヨンソン夫人
エッゲルト・ポルスティンソン	同　ポルスティンソン夫人
フィンボギール・バルデマルソン	同　バルデマルソン夫人
ヘルマンヌ・ヨナソン	下院議員　ヨナソン夫人
フィディオン・スィグルドソン	国会事務総長、議員団幹事

イスラエル

ダビッド・ハコーヘン	国会議員、代表団団長
ヨハナン・バデル	同
ペレツ・バーンステイン	同
モシエ・カルメル	同
イスラエル・カーグマン	同
エリアス・ナフレー	同
モシエ・ウナ	同
モシエ・ロゼッティ	国会事務総長
クララ・アラン夫人	国会事務次長
S・モラット	大使館顧問　モラット夫人

イタリア

ジュセッペ・コダチ・ピサネリ	下院議員、大臣、同盟評議員会議長、代表団団長
エンリコ・カルボーニ	上院議員
レナト・カボード	同　カボード夫人
プランセスコ・マシモ・ランセロッティ	同
エンリコ・ミニオ	同
ディオニッショ・モルティサンティ	同　モルティサンティ夫人及び令嬢
グレグリイエルモ・ペリッツオ	同
ローラ・ディアッツ夫人	下院議員
モーロ・フェリイ	同
ジノ・マクレリ	同
コロラド・ピエルマニ	下院事務総長　ピエルマニ夫人
フランコ・ベッツイ	上院事務総長　ベッツイ夫人
ジョルジオ・ボスコ	議員団幹事
アンジェロ・アントニオ・フマローラ	顧問
アルベルト・ピエジェシー	代表団秘書
M・ギドッティ	下院議員
アンジェロ・ニコシア	ニコシア夫人

日本

椎熊三郎	衆議院議員、代表団団長
福永健司	同
佐藤洋之助	同
永山忠則	同
伊藤郷一	同
木村公平	同　木村議員令息
松本俊一	同　松本夫人
金丸信	同
足鹿覺	同
高津正道	同
中村英男	同
坂本泰良	同
鈴木義男	同
小沢久太郎	参議院議員代表団副団長
平島敏夫	同
秋山俊一郎	同
野本品吉	同
近藤信一	同
阿具根　登	同
永末英一	衆議院庶務部長
藤野重信	衆議院渉外部長
光藤俊雄	衆議院委員部副部長
荻生敬一	衆議院渉外部列国議会同盟課長
正岡壽	参議院委員部長
岸田実	参議院渉外部長
森純造	参議院参事
伊藤泰与	同時通訳員
東信夫	同
向井啓雄	福永衆議院議員秘書
福田豊	

ラオス

チャオ・ソムサニット	国民議会議員、代表団団長
パグリア・ポリタット	王室会議議員

カンプイ・ドゥアンプークサイ	国民議会議員	
トンシン・パイクサイ	同	
シソウパン・プンパディット	同	
シソウク・シソムバット	同	
インペン・スリヤドハイ	同	
ファーニア・ブアシー	同、議員団幹事	
ラ・ラップハイブーン	代表団秘書	
テイル・ラ	特別秘書	

レバノン

フォアド・ゴスン	国会議員、代表団団長	
モハメッド・アミーン・エル・ハフェズ	同	
ヌーハド・ブエズ	同	
オスマン・エル・ダーナ	同	
アーメド・エスバー	同	
ファリッド・ゼブラン	代表団秘書	
モハメッド・ファルハット	国会議員	
ジャーファー・シャラク・エル・ディーン	同	
フォアド・ナッハー	同	

リベリア

トルバート・フランク・エマニュエル	上院議員、代表団団長	
フレッド・ギブソン	同	
チャール・T・レイレイ	同	
H・カレイ・トーマス	下院議員	
J・メンズ・コーレ	同	
J・ドミニック・M・ビング	議員団幹事	ビング夫人

リビア

ムフタ・アレギフ	下院議員、代表団団長	
フメイダ・アブダラ	上院議員	
オムラン・アル・バシール	下院議員	
サベル・アル・シャイリイ	同	
カリハ・M・ティリシ	代表団秘書	
サーレフ・M・タイナズ	通訳兼秘書	

ルクセンブルグ

ジョセフ・ベック	下院議員、代表団団長	
ロメイン・ファンデル	同	
マーセル・フィッシュバック	同	フィッシュバック夫人及び令嬢
アンドレ・プロスト	同	
マーセル・メリス	事務総長	メリス夫人

ナイジェリア

マシウ・タイオ	国務大臣、代表団団長	
ウェニケ・ブリッグス	国会議員	
アブバカ・イサンズ	同	
ムクタール・アブバカル・タヒール	秘書	

ノールウェー

フィン・モー	国会議員、代表団団長	モー夫人
ラグンバルド・アンデルセン	同	アンデルセン夫人
ビヤルネ・フィエルトフト	同	
エルリング・フレデリックスフリード	同	
エイネル・ホフトハウゲン	同	ホフトハウゲン夫人
ジェニイ・ルンド夫人	同	
オットー・リング	同	リング夫人
ラース・スエーテル	同	
オーラフ・ベルスロクヌット・ビーク	同	ベルスロ夫人 ビーク夫人
ガンナー・ホフ	同	ホフ夫人
	事務総長	

ニュージーランド

B・ビクター・クックスレイ	国会議員	
エセル・マクミラン夫人	同	

パラグアイ

カムプサーノ	下院議員	カムプサーノ夫人
ルーベン・ラミレス・パネ	同	パネ夫人

ペルー

アルベルト・アルカ・パロ	上院議員、代表団団長	アルカ・パロ夫人
カルロス・アウグスト・サルディバール	同	サルディバール夫人

オランダ

M・ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス	下院議員、代表団団長	ファン・ナーテルス夫人
P・J・カプテイン	上院議員	カプテイン令嬢
A・H・H・バーテン	下院議員	バーテン夫人
C・ベルクハウエル	同	ベルクハウエル夫人
J・C・コルフェル	同	コルフェル夫人
I・N・T・ディーペンホルスト	同	ディーペンホルスト夫人
A・E・M・ダインステー	同	
E・G・M・ロールフィンク	同	ロールフィンク夫人
F・G・ファン・ダイク	同	
C・J・ファン・メール	同	
T・A・フェルステーグ	同	
F・C・M・ウェイフェルス	元同盟評議員	スムルデルスマリ夫人
C・W・I・ウィッテワール・ファン・ストウトゥエーヘン	下院議員	
A・F・スヘーペル	第二院事務総長、事務総長会会長	

ミゲル・ダムメルト・ムエレ	同	ダムメルト夫人及び令嬢
ペドロ・L・レペット・カバレロ	下院議員	
アリシア・ブランコ・デ・サリナス夫人	同	サリナス氏
アンテノル・フェルナンデス・ソレル	上院議員	ソレル夫人

フィリッピン

ジェナロ・F・マグサイサイ	上院議員	E・ボンドック博士
アムブロシオ・パデイラ		

ポーランド

J・K・ウェンデ	国会副議長、代表団団長	
テオフィル・グロワスキー	国会議員	
J・カドロフ	同	
マリア・ピチョトカ夫人	同	
ステファン・ゾルキエウスキー	同	
A・グウィッズ	国会事務総長、事務総長会会員	
マチェイ・シェピエトウスキー	通訳	

アラブ連合

モハメッド・フォアド・ガラル	国民議会議員、代表団団長	
アリ・ボーゾ	同	
ネムル・チェヌーダ	同	チェヌーダ夫人
マザル・エル・チョルバギ	同	チョルバギ夫人
ザカリア・ルートフィ・ゴマー	同	
モハメッド・グルワル・ガラル	国民議会議員	
モハメッド・タハ・ハダド	同	
ユーセフ・アボウ・ハムード	同	
モハメッド・タウフィック・カーシャバ	同	
モハメッド・ハメド・マホムード	同	
ルートフィ・マンスール	同	
フォアド・モヒディネ	同	
ヌール・エル・ディーン・エル・アゲリ	同	
ファテ・アキリ	同	
アブデル・マギド・エル・タラボルシ	同	
ラビブ・アーメド・アブドウ	国民議会事務総長	
モハメッド・ザヤト	議員団常任幹事	
ユーセフ・バルソーム	幹事補佐	
モハメッド・ラシャド	秘書	
マンドウ・レダ	新聞記者	
マホムード・アバス	秘書	
カマル・アメル	報道秘書	

ルーマニア

ミハイル・ラリア	国会議員、代表団団長	
トレイアン・イオナスク	同	
ゾー・リガニ夫人	同	

バルブ・ソロモン	同	
ニコラス・タトミール	同	

スエーデン

リカルド・サンドラ	上院議員、代表団団長	
ラルス・ファーガストロム	同	ファーガストロム夫人
エリック・ホルムクイスト	同	ホルムクイスト夫人
ロルフ・カイサー	同	カイサー夫人
ニルス・ネストラップ	同	
スベン・スージン	下院議員	
カール・ジョンソン	同	
グスタフ・ニルソン	同	
オラウス・ニーバージ	同	
ビオラ・サンデル女史	同	
アウグスト・スポンクバージ	同	スポンクバージ夫人
パール・スウェンソン	同	
テクラ・トルブリンク夫人	同	フォン・セット伯夫人
トーギル・フォン・セット伯爵	同	
スーン・ホルム	議員団幹事	

スイス

ハンツ・コンツェット	国民議会議員、代表団団長	コンツェット夫人
フランソワ・ペレアル	全州議会議員	ペレアル夫人
エミル・ペッシュ	国民議会議員	
ジャック・シャモレル	同	シャモレル夫人
ウォルター・デイゲン	同	デイゲン夫人
ジュール・グランジャン	同	
アンドレ・ギナン	同	
ハロルド・フーバー	同	
アントロ・ラフランシ	同	
アンリ・モンフリニ	同	モンフリニ夫人
ハンツ・オープレシュト	同	
イボンヌ・ジャルニイ	速記タイプ秘書	

チェッコスロバキア

ヨゼフ・バーロ	国民議会議員、代表団団長	
アレナー・ベルナスコバ	同	
アントニン・ビッフレール	同	
アロイス・ポレドナク	国会事務総長、議員団幹事	
ヨゼフ・コバチック	同	

タイ

セーム・ビニチャヤクル	立法議会議員、代表団団長	
サガ・キャラウユー	同	
レック・チュナノン	同	
アラメ・メナコンカン	同	
スク・ペルナーウィン	同	
スラユト・ルンスワン	同	
パヨン・スニチ	同	

パレン・ティンスラノン	同
プラサ・パタナスカン	代表団幹事
パラダ・ブラナシリ	議員団庶務幹事、代表団秘書
マヌ・ユープラパ	顧問
マヌ・シリサンブン	通訳

チュニジア

アブデルラーマン・アブデネビ	国会議員、代表団団長
ヌーリイ・ボウダリ	同
マホムード・ゼルゼリ	同
アモス・ジャマリー	

ソビエト連邦

J・I・パレツキス	最高会議議員、代表団団長
I・I・ボリソフ	同
A・I・チオルガ夫人	同
A・F・ゴルキン	同
K・A・グービン	同
V・F・コウプレビッチ	同
M・I・コウチャバ	同
A・A・ソウルコフ	同
バシリー・エブゲニーフ	代表団秘書
リリア・ニキフォロバ夫人	秘書補佐
ジェナピイ・スタシエフスキー	秘書
アルカディ・アンフィロフィーフ	通訳、秘書
セルゲイ・チェトベリコフ	同
ウラジミール・ファロチエンコ	同
V・バシーン	ゴルキン氏秘書

ベネズエラ

リゴベルト・ヘンリーク・ベラ	下院議員、代表団団長
シプリアノ・ヘレディア	上院議員
ロドルフォ・ホセ・カルデナス	下院議員
オクタビオ・レパヘ	同
ラウル・モンテベルデ	同
セサール・ロンドン・ロベラ	同

ベトナム（共和国）

カオ・バン・トン	国会議員、代表団団長
ドウ・カオ・ミン	同
ホオ・バン・ナム	同
レー・トロン・カット	同
グエン・フォン・チェップ	同
グエン・バン・ドック	同
トラン・バン・トレイ	同

ユーゴースラビア

ペリコ・ブラオビッチ	連邦議会議員、代表団団長
ミロイコ・ドルロビッチ	同

ジーマ・ブルスチャイホリ夫人	同
ベセリンカ・マリンスカ夫人	同
ルカ・ペトコビッチ	同
マクス・スヌーデル	同
マクソ・バーチェ	国会事務総長
ラーザル・マクシン	代表団秘書

国際連合

P・スピネリー	国連欧州事務局事務次長
W・ギブソン・パーカー	国連パリ広報所長
ボウチョン	ボウチョン夫人

ユネスコ

ハワード・ハイドン	比較調査課長
	ハイドン夫人

欧州会議

シュザンヌ・デステネル	渉外連絡官

食糧農業機構

N・クラポン・ドカプロナ	連絡事務官

ガット

ジャン・エチエンヌ	ガット事務局通商政策部長

国際労働事務局

J・ファフシャン	在ブラッセル通信員

同盟会議事務局

同盟事務局職員

アンドレ・ド・ブローネー	事務総長
ジェームス・ダグラス	事務次長
	ダグラス夫人、令嬢及び令息
イボ・レンス	事務次長補
S・シャガギ夫人	事務局員
S・スピューレル女史	同
	シャガギ令嬢
M・オウドゥー女史	同
M・ローウェル女史	書記
P・グランジェス女史	同

臨時職員

J・ハーバート	通訳
C・A・J・シェリー	同
A・ガウチェロン	同
C・エレス・トルネイ夫人	
A・シーベキング女史	通訳
L・ラベット	同

S・ペレット　議事速記係　ペレット夫人
R・ダグワーシー　同
R・スレイド　編集係
E・ホルムス　同
C・ボネモーリ　同　書記　ボネモーリ夫人
M・フリスク女史　書記
J・アモス女史　同
S・コーレ女史　同
J・ラフェイ夫人　書記
Y・ジャルニアー夫人　同
ニールセン夫人　同
E・ウーテルデドンダー夫人　同
ジェーラーツ夫人　同
H・レーマンス女史　同

報道事務室

T・ボガート　報道主任
W・レックマン　報道補佐
C・ファン・ヘルク　秘書

ベルギー議員団事務局

M・マルセル・ガレルン　事務総長、上院事務次長
J・Mモレール　下院事務官
P・バルベー夫人　秘書

接伴主任

アルバート・プリング　上院運営委員会事務局長
アルベルト・ファン・エルデレン　下院運営委員会事務局長

補佐員

ライマーケルス　上院参事
フランソア　下院運営課長
ムーネン　下院一等書記官
リジョー　上院記録課事務官

経理係

ペーテルス　上院経理課長
モリス　下院経理顧問弁護士

通訳員

ベルストラーレン
ファン・デ・プラス
フランスマン
ホーヘルス

秘書

レダント夫人

デブローイ女史
ローズ女史
モーロー女史

案内係

オデット・モット夫人
ディナ・コシン女史
マルセリーヌ・ダース女史
M・N・エルンスト・デ・ブースウィック女史
モニケアインベルゲル女史
ミラ・グリゴリエビッチ女史
E・デラノア夫人
G・ファン・デ・プラス夫人
E・プッタート夫人
N・クローテン女史
S・フィアセット女史
E・ゴリス女史
M・P・ベックス女史
G・デ・コンニンク夫人
フェルニムメン夫人

(三) 同盟会議議事日程

1 同盟会議議題

一、同盟会議の議長及び副議長の選挙
二、一般討論
三、地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
　経済社会委員会を代表してアラン・ペルフィット氏（フランス）が報告書を提出する。
四、成長過程にある諸国の発展
　a　低開発諸国及び新らしく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化
　経済社会委員会を代表してロドルフォ・ワイドマン氏（アルゼンチン）が報告書を提出する。
　b　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題
　文化委員会を代表してA・レバイ氏（チュニジア）が報告書を提出する。
五、平和に至る道
　a　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則
　政治、国際安全保障及び軍縮委員会を代表してアレス・ベブラ氏（ユーゴースラビア）が報告書を提出する。
　b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法
　政治、国際安全保障及び軍縮委員会を代表してE・L・マラリュー氏（イギリス）が報告書を提出する。
　c　植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則
　非自治領及び人種問題委員会を代表してH・N・クンズル氏（インド）が報告書を提出する。
六、国際機関に対する議会の監督
　議会及び法律委員会を代表してファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）が報告書を提出する。
七、執行委員選挙
　M・ブラッシュール氏（ベルギー）及びサー・マルコム・ストッダート・スコット（イギリス）の任期が一九六一年に満了するためその後任としての二名の執行委員を選挙する。
八、第五十回同盟会議から第五十一回同盟会議までの期間の評議員会の構成

2 同盟会議時間表

九月十四日（木）
午前十時三十分　開会式（於パレ・デ・コングレ）
午後二時　会議開会（於国会議事堂）
　一般討論
九月十五日（金）
午前十時　一般討論（継続）
午後三時　一般討論（終結）
九月十六日（土）
午前九時三十分　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
午後　会議なし
九月十七日（日）　会議なし
九月十八日（月）
午前十時　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響（終結）
　成長過程にある諸国の発展
　a　低開発諸国及び新らしく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化
　b　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題
　成長過程にある諸国の発展（終結）
正午　経済社会委員会
午後〇時三十分　文化委員会
午後三時三十分　平和に至る道
午後三時三十分　a　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則
　b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法
　c　植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則
九月十九日（火）
午前十時　政治的発展をはかる諸原則
午後三時　平和に至る道（継続）
午後三時三十分　平和に至る道（終結）
九月二十日（水）
午前十時　評議員会
午後三時　議会及び法律委員会
九月二十一日（木）
午前九時三十分―正午　非自治領及び人種問題委員会
午前十時　政治、国際安全保障及び軍縮委員会
　国際機関に対する議会の監督
正午　執行委員選挙
午後〇時三十分　国際機関に対する議会の監督（終結）
　議会及び法律委員会
午後三時三十分　非自治領及び人種問題委員会
九月二十二日（金）
午前十時　左の決議案に対する委員会報告及び表決
　a　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響
　b　成長過程にある諸国の発展
　c　平和に至る道
　d　国際機関に対する議会の監督
　第五十回同盟会議から第五十一回同盟会議までの期間の評議員会の構成について伝達
午後三時　閉会

（四）同盟会議議事概要

一九六一年九月十四日（木曜日）午前

1　開　会　式

九月十四日（木曜日）午前十時三十分よりパレ・デ・コングレ内アルベール一世ホールにおいて、ボードワン国王女王両陛下の臨席の下に開会式が行なわれた。

開会式におけるベルギー国王のお言葉

第五十回列国議会同盟会議の開会式に臨み、ここに参集された各国代表団に対し、ベルギー国民を代表して歓迎の意を表することは、わたくし並びに女王の深く喜びとするところであります。

本日代表各位をお迎えしているわが国は、長い議会活動の伝統を誇りとしております。ベルギーにおきましては、中世紀の始めから代議制度が存在しております。何世紀もの間、国民の代表者たちは、議会による基本的機能の行使、すなわち国民の自由と権利の擁護、予算の承認、行政部の監督などを委託されてきたのであります。

このことは、ブラッセルに代表各位の御参集を得て列国議会同盟会議を開催することに対して、わたくしどもが有する深い関心の程度を示すものであります。

代表各位の中には、互いに政治組織を大きく異にする国々からの議員が参加しております。しかしながら、このような政治形態の相違は、みずからの政治的代表者を選挙し、あるいは選び出した国民に対する議員の責任という各位がよく認識しておられる根本的原理をそこなうものではありません。

各位の一人一人がこの責任を痛感しておられる証拠は、各位が今回の会議に選ばれた幾つかの議題にうかがうことができるのであります。それらの議題のすべてが、全世界の国民の発展とその将来に非常に大きな重要性を有しております。

その中でも特にわたくしが重要視しますのは、成長過程にある諸国の発展、及び平和に至る道という二つの項目であります。

発展のための協力は、今日すべての国にとって国際正義に基づく義務であるとともに、全世界の安定、及び経済的社会的進歩に欠くことのできない必須条件であります。

平和に至る道につきましては、われわれの経験しつつある困難な情勢におきましては、これは各国の首脳者及びあらゆる国際機関のみならず、各国の国民一人一人にとってそれぞれ密接に関係する問題であると思います。平和に至る道は、不断の努力によってのみ擁護し、維持することができるのであります。

以上の諸問題は、代表各位がこれから開始される討論の重要性と大きさを強調するものであり、わたくしは今回の会議が完全な成功をおさめることを切に望みます。

ベルギー上院議長パウル・ストライエ氏の演説

国王陛下並びに女王陛下

両陛下がこの第五十回列国議会同盟会議に臨席されたことは、私どもが謹んで感謝申し上げるところであり、この重要な会議の成功を示すものであると存じます。

またそれはわがベルギー王室が、議会について、及び今から百五十年近い昔、わが国の独立の基をひらいた先覚者がわが国に与えた権力の分立調和について、常に示されている深い関心を如実に表わすものであります。

ベルギーは平和に且つ民主的にいつもその議会制度に忠実でありました。人間が造り出した機関として、議会制度は改善する余地があることは確かであります。不変不動は人生に対処する途ではありません。権力を行使する方法及び様式を改善し、完全なものに近づける途を大胆に追求することは、人類に与えられた運命というべきであります。陛下の英明なる御父君は、一九三四年において「制憲議会の英知の結晶として造り出されたこの制度は、その時代の必要に対して秩序と合法性の枠内において変遷しうる、広く、且つ柔軟性に富んだものである」と仰せられました。

ベルギーの議会制度が、これまでわが国にしばしば加えられた試練、大変動に堪え、国家の経済的、社会的及び文化的発展に多大の寄与をなし、しかも一再ならず諸外国を鼓舞するのに役立った事実を、私どもが誇りとするのは故ありというべきでありましょう。

しかしながら、現在においては、議会活動の舞台はその国の国内のみに限ることはできません。

今日の世界は、あらゆる問題が国際的視野において考察され、立案され、組織され且つ発展される時代であります。一国がその孤立を誇る時代ではありません。思想、発明、科学的進歩等はすべて大きな宇宙的スケールで進行しております。この時に当って各国の議会人が、自己の代表する国民の高尚な且つ普遍的な利益をはかるため、各国議会間の接触を実現することが緊急に必要であると痛感するのは当然のことであります。

列国議会同盟は、世界のあらゆる地域から参集した議会人に対して、相互の理解を深くし、各人の人類の福祉に貢献する努力を結集する場を提供する機関として、世界にはじめて、最も古く設立された機関であります。

過去半世紀の間に、多くの国際機関が存在いたしました。その目的は種々異っております。そのあるものは議会同盟にはない権力を賦与されました。各機関はそれぞれ有益な性格をそなえたものであって、必ずしもその数の多いことについて兎や角いうべきではありません。国際的調和を実現することは偉大な事業であり、それに献身するものの数がどんなに多くとも多すぎるということはありません。

しかしながら、列国議会同盟は、その構成員の点において極めて特異なものがあります。それは政府の代表ではなく、世界のあらゆる大陸の国民の代理者であり、人種、肌の色、宗教、思想的あるいは政治的関係にかかわりません。また強い権力は与えられておりませんが、国家間の友好関係を樹立する共通の願望によって結ばれております。彼らはその討論において自己の個人的経験を披瀝し、同時に各人との接触を通じて、新しい視野を開くのに役立つ教訓を得るのであります。

同盟会議においては伝統的に表現の自由が広く認められております。もちろんその表現は他の人々の信念を十分考慮し尊重した上のものであります。

忍耐の精神を無視する議会は、その委託をうけた崇高な使用を達成するのにふさわしいものではありません。

もし同盟会議が、和解、互譲を基とする協力の雰囲気の中で行なわれるのでなかったなら、それは同盟本来の義務を怠るものであります。

この精神によって同盟は常に国家間の平和を増進する手段を追求し、

の感動的なメッセージによって鼓舞されることを私は心から望むものであります。諸国が互にその精神と身体とを一層近づけることによって、一つの崇高な目的、即ち平和、を熱情をもって追求するすべての人々を結集するのに貢献されんことを期待いたします。

英国上院議長キルミュア卿の演説

両陛下、議長、閣下、並びに紳士淑女諸君、第五十回のわが同盟会議に、両陛下の御臨席をいただいたことは、誠に光栄の至りであります。両陛下が、本日の同盟会議開会式に御臨席のため、特に時間を割かれたことを深く感謝すると述べる時、私は、ここに集まるすべての人を代弁すると確信いたします。

一八八九年の列国議会同盟の創設に参画した国の一つである英国の上院議長として、私は、この第五十回同盟会議に列席することを喜び、また、フランスの同僚とともに、この開会式に参加することを名誉と考えるものであります。

ブラッセルの、この由緒ある宮殿において第五十回同盟会議が開催されることは、ベルギーが、一八八九年に真先に議会同盟に加盟した国の一つであるが故に、誠に適切なことであります。ベルギーは、今日に至るまでに議会同盟に顕著なる貢献をなしてきたのであります。

一九〇八年に創設されました執行委員会の初代議長ベルナール氏の後、一九三四年から一九四七年までの間、議長をつとめたのは、カルトン・ド・ウィアール伯爵であります。

私は、ウィアール伯爵にお目にかかる光栄を得ましたし、また、同伯爵の御子息を、四十年余の昔、パリオールにおいて、学友としてよく記憶しておるのであります。一九二三年に設置されました法務委員会の初代議長は、元ベルギー上院副議長V・H・ラフォンテーヌ氏でありま

時に輝かしい成功をおさめて来たのであります。

同盟会議の決議が、各国政府に対して、その国の当面している重要問題―それは常に存在するものであることは歴史が示しております―の措置について、正しいしかも永続する平和を土台とする普遍的な和解の精神によって、利己的な国家主義を改め、合理的な解決方法をとるよう示唆したことは度々あります。

ベルギーの指導的議会人は常にこの理想を追求して参りました。アウグスト・ベルナールは議会同盟創設者の一人であり、その英知によって多くの困難を克服いたしました。近くはカルトン・ド・ウィアール伯爵があります。同伯は永らく同盟の協力者として活動し、のちには同盟評議員会議長として、多大の名声を得、ならぶ者のない権威者となりました。さらにまた上院議員アンリー・ラフォンテーヌ氏をあげることができます。同氏は「平和を目ざす問題は何事によらず自分自身の問題」として、同盟活動の不屈な実践家でありました。

今日は他のいかなる時にもまして、同盟が同じ精神によって一致団結すべき時であります。あらゆる大陸から参集した議会人が、悪をしりぞけ、正義と公正をすすめる二つの原則、誰の独占すべきものでもない、否定することを許さない共通の理想をかざして団結する時であります。「人は余りに多くの障壁を設け、しかもそれをのり越えるのに十分な橋をつくらない」といったのはニュートンではなかったでしょうか。

紳士ならびに淑女諸君

アントニー・デ・サンテクジュペリは生前その著「夜間飛行」中において同胞人類に対して次のメッセージを送っております。

「受けるものでなく、与えるものによって生きよ」と。

この同盟会議はベルギー国及びブラッセル市に対して、各位を同胞的感情をもって歓迎する喜びを与え、ベルギー上下両院に対しては懇篤な挨拶を送る機会を与えられました。この会議の期間中、諸君の活動がこ

す。

列国議会同盟は、現存する最も古い国際団体の一つであって、その歴史は、着実な、絶えざる進歩の歴史であります。一八八九年に九カ国の議員団によって構成された議会同盟は、第一次世界大戦勃発の時には、二十六カ国の議員団を有していましたが、現在では、六十一カ国の議員団を数え、真に世界的なものであるといえます。

一九一八年の平和回復後、一九一九年に同盟会議が開かれた時、最初に決定されたことは、「衷心から満足をもって国際連盟の設立」を歓迎し、「今後、議会同盟が、国際連盟の民主主義的発展の確保と強化にその全力を尽す」という希望を表明することでありました。

爾来、議会同盟は、特に二つの分野において積極的に活動してきました。その一つは、「国会行動による解決が適切である全ての国際問題を研究し、その解決策を探求すること」であり、他の一つは、「議会活動の改善と、その権威の高揚のために、議会諸制度の発展を促進する提案をすること」であります。

一九四五年に国際連合が創立されるや、議会同盟は、国連経済社会理事会によって、「A」クラス諮問団体と定められた十の非政府間機関の一つに指定されたのであります。国連の事務総長、および国連の各専門機関の事務総長は、定期的に、わが同盟会議に出席し、われわれも、議会的な性格を有する諸地域会議、例えば、私がその創設に参加したことを誇りとする欧州会議の諸問委員会、欧州石炭鉄鋼共同体と緊密な関係を維持しているのであります。

私自身の国の議会同盟に対する貢献について一言述べさせていただきたいと存じます。御承知の通り、議会同盟の「父」は、一八八五年から一九〇四年までの間、ショアディッチ選出の下院議員であった、ウィリアム・ランドール・クレマー、およびパリ選出の国民議会議員フレデリク・パシーの両氏であります。

クレマー氏の偉大な業績のうちには、国際労働者協会、およびヘーグ会議の先駆となった国際調停連盟の結成があります。

彼は生涯を通して、自由への情熱を持ち、自由のための熱烈な闘士でありました。その努力の結果、彼は、一九〇三年十二月、国際調停における功績により、ノーベル平和賞を授与されたのであります。

一九一二年から一九二二年までの間、議会同盟執行委員会の議長は、フィリップ・スタンホープ氏と同じく、ウェンズベリ選出の国会議員であったウェアデール卿でありました。彼は、議会同盟創設者の一人であるとともに、クレマー氏の終生の友でもありました。ウェアデール卿は、議会同盟の最も重要な十三年に亘る間の議会同盟執行委員長としての業績の他に、児童救済資金を創設し、そのために、第一次世界大戦後の疲弊した世界の各地から、二五〇万ポンド以上の募金をしたのであります。

最後に、いうまでもなく、一九四八年から一九五七年までの間、議会同盟評議員会議長でありました評議員会名誉議長、故スタンスゲイト卿がおります。彼の議会同盟に対して称讃すべき貢献をしたことは永く記憶されることでありましょう。本日、ここに集まるわれわれの多くは、議会同盟史上初めて、在位の元首、英国女王陛下の御臨席を仰ぎ、開会の宣言をお願い申し上げた一九五七年のロンドンにおける同盟会議の議長として彼の最後の姿を思い起すのであります。

ウェストミンスター・ホールにおける女王陛下のお言葉の終りの一部分を、ここに引用するのが最も適切なことと思います。すなわち、「もし議会同盟が各国相互の重要問題と、その意見とを理解する助けとなり、且つ議会政治を発展させ、国際問題を取扱うための正しい基準を設けるに役立つなら、われわれが永い間求めてきた、しかも今日において最も必要な国家間の友好関係をかち得ることが出来るでありましょう。」

広く知られているように、議会同盟は、一八八九年のその創設以来、

国際平和の推進と、民主主義的諸制度の確立、および発展とを目的とする共同行動において、世界各国の議員の結集を図るために、各国の国会議員相互の個人的接触を常に積極的に促進して参りました。

私は、本日ここにおいて、これらの目的への絶えざる献身と、議会民主主義こそ、人々の希望を実現する最も効果的な方法であるという信念の強化を訴えるものであります。

ベルギー下院議長アヒール・ファン・アッケル氏の演説

国王陛下

陛下が第五十回列国議会同盟会議開会式に御臨席下さったことを光栄に存じます。

陛下の御臨席は開会式を一層厳粛ならしめるとともに、陛下の議会制度に対する深い御関心を示す一例と拝察するものであります。

陛下が憲法に基いて、進んでしかも厳粛に誓約されたこの民主的政治形態にいかに深く愛着されているかと言うことは私どもがよく知っているところであります。陛下の国民及び議会に対する常に変らない御愛情を知る私どもは、議会がいつも平常の活動をつづけ、それが国民のあらゆる意見をいかなる差別もなく発表する場として保証されていることを見るのは誠に喜ばしいことであります。

閣下ならびに紳士淑女諸君

現下の重要問題について、同胞愛の精神をもって討論を行なうためブラッセルに御参集になった多数の卓越した代表各位に対し、ベルギー下院の名において歓迎の意を表するのは私の特に光栄といたすところであります。

この会議における討論の結果が、今日の世界の運命を左右する力を有する各国政府首脳者に対して、紛争を最も公正かつ人道的に解決する方策をとるよう示唆することを期待いたします。

永い歴史を通じて征服、戦争によってひきおこされた社会的大混乱を経験しているベルギー国民は、威厳と勤労を基とした平和を望む人々とその願いを同じくするものであります。

従って名誉あり、かつ平等の原則に基いた解決策はわが国民が常に支持するところであります。

事実、ベルギーは議会同盟に最初に加盟した国の一つであり、わが国の首都において六回も同盟会議が開催されております。

人類の将来を守るため、すべての人の善意が必要な時に当って第五十回同盟会議をブラッセルに迎えたことはベルギー国民一同が多大の喜びといたすところであります。

諸君はその思想、生活、国民性等は各国異っているとしても、議会同盟成立の理由であるその偉大な理想即ち「議会制度を強化し、その発展に寄与するとともに、世界平和と人々の協力の実現に貢献する」共通目的によって結ばれ励まされております。

この理想は、表現は簡単でありますが、それを実現するためにはなお多くの困難を克服しなければならない広い範囲の問題を含んでいるのであります。人々の協力には多くの忍耐と柔軟性を要するのみならず、深い理解を必要とするのであり、その理解はたびたびくり返される個人的接触によってのみ得られるのであります。

この個人的接触が同盟活動の土台でなければなりません。今回の同盟会議の期間中に、各位におかれてはあらゆる機会を活用して能う限りの個人的接触を計られんことを希望いたします。この接触によって各位は真実をさとり、現在まで多くの障害を形つくっていた誤解をただすことができようと存じます。

同盟規約にうたわれている民主的議会制度の発展により、議会が国民にその意思を、自己が選挙した代表者を通じて発表する機会を与えるのであり、まさに真理の勝利を可能にするものであります。

議会の概念が国により、地方により、また国民の習慣、気質によって異っていても、あるいは一国の議会制度が古い不動の伝統をもった英国議会のように深く根をはったものでなくとも、議会は国民の抱いている、秩序ある社会における一層の自由、繁栄と福祉、難局に際しての団結及び特に諸国家間の一層の平和的理解の増進の実現に対する強い願望を反映するのであります。

今日、世界の議会の活潑な活動ぶりは、議会同盟に参加している議会の数が多いことから知ることができます。すべての国民にとって自己の意見を自由に、代議機関を通じて発表することが絶対不可欠である事実は、新しい国がまず議会を設置して独立を完成することによって見ることができます。議会の設置が独立活動の第一歩であり、新興国はそれを不可欠の、且つ自己の獲得した自由のシンボルとしているのであります。

議会はその国の威厳を表示する機関として人間がつくりだした最善のものであります。

八日間にわたって、諸君は重要な問題を討論されるわけでありますが、同時にわがベルギー国を親しく観察されます。わが国は、小さな国ではありますが、大国と同じく、重大な解決を要する問題、国民の感情と熱意の中心となっている問題を有しております。

黒い雲がしばしば太陽を覆いかくす不安定な風潮のある今日において、各位はわが国民の真実の姿即ち、私がさきに申しましたように、勤労を愛するとともに美と喜びを伴った生活を好む国民の姿にふれる機会を発見されるでありましょう。

ベルギー全国民が各位を共感と暖かい友情をもって歓迎することを確信いたします。

最後に各位がお互いにへだてなく交歓されることを望みます。各位の親しい交際は、各位が代表しておられる国民がお互いに相手方を一層よく知り、理解を深くするもとになると考えます。技術上の進歩は常に人類に利益を与え、その福祉の増進に貢献しております。しかしながら、この技術上の進歩は同時に恐るべき破壊手段の発明によって人類に呪うべき脅威をもたらしているのであります。人間の愚かさから、この兵器が実際に使用される時があるかも知れないと考えるとき、われわれは戦慄を禁じえないのであります。ただ良識が勝利を得、世界の指導者が現代の悲劇的なジレンマ、即ち共に生きるか、共に亡びるかの二者択一の現状をよく心にとめることを願うのみであります。

陛下

開会式に際し、私は歴代のベルギー国王陛下が深い御関心を持たれた議会制度についていささか所懐を述べた次第であります。

陛下がこの式典に御臨席の栄を賜りましたことは、陛下が英明なる歴代国王陛下の示された道に沿って進む御意向を表わされたものと拝察いたします。ここに重ねて謹んで私どもの感謝の意を表するとともに、陛下におかれてもこの第五十回列国議会同盟会議の活動が、世界平和を維持する崇高な目的に貢献することをお喜びになるものと確信いたします。

フランス上院議員マリウス・ムーテ氏の演説

七十二年前の一八八九年六月二十九、三十の両日、第一回列国議会同盟会議は、各国議会の協力を説いた先駆者たる英国下院議員ウィリアム・ランドール・クレマー及びフランス国民議会議員フレデリク・パシー両氏の提唱のもとに開催されました。

本日の開会式をもって、第五十回列国議会同盟会議が始まるのであり

ます。従って、この開会式は、言わば、五十年祝典でありますが、光栄にもベルギー国王陛下の御臨席を賜わり、また英国が、古い伝統を継続して上院議長を派遣し、祝辞を述べ、同盟に対する関心を更に明らかにせられたことは、われわれの祝典を一層盛大にするものであります。

同盟の最も古い一員であり、一九二二年以来毎回、同盟会議に参加した者として、私は、国王陛下に対し深甚な敬意と感謝の念を表明するとともに、世界の議会制度の模範となっている英国の態度に絶大な讃辞を呈する機会を与えられたのであります。

そこでこの機会にフランスの前大臣たる私は、英国の現大臣たる上院議長とともに、本同盟を誕生せしめた英仏二名の議会人の独創的才能を称讃したいのであります。

一九三九年二月、「一八八九年から一九三九年までの同盟活動に関する報告書」が出版された時、最も卓越した同盟評議員会議長の一人たるカルトン・ウィアール氏はその緒言において、かような組織が創立され存続していることは、全く驚異的であり慶賀に値すると述べ、「かような組織が、五十年もの間、しかも次第に発展し、思想及び主義の不断の進化から生ずる国際社会上の障害をすべて克服してきたこと、そして五十回記念式典を迎える現在もなお、過去において同盟の創建を推進したかの理想と目的―平和と公衆の自由―に鼓舞されて健全、強固、活潑であることは、万人にとり一教訓である。」と申しております。

一九三九年以来、全世界は苦悩しつづけてきました。そして、われわれは今や、困難と不安と脅迫に満ちた時代を体験しております。しかし、一八八九年当時、フランス、英国、ベルギー、デンマーク、スペイン、アメリカ合衆国、ハンガリー及びリベリアを代表する議員団九十五名に過ぎなかったのが、およそ千名に増加し、かつ当時、代表を派遣した議会が九つであったのが五十九に増大いたしました。

このことは平和という理想に対する同盟の熱意と忠誠並びに公衆の自由という原則に対する同盟の献身の表われであり、換言すれば、カルトン・ド・ウィアール議長が承認した目的を同盟が追求している証左であります。

同盟の創立者たる二人は非常に生い立ちを異にしておりました。労働組合員であるウィリアム・ランドール・クレマーは大工であり、もう一人のフレデリク・パシーは富裕な家庭の子息で、知識人であり、経済学教授でありましたが、二人とも平和のために戦い、また国際仲裁裁判同盟の組織者でありました。クレマーは英国において、パシーはフランスにおいて、もちろんこの運動の指導者でした。従って、彼等がハーバード・グラッドストーンの主宰する会議に出席するため、一八八八年十月パリで相会した時、列国議会同盟を創立するということは、自分達の活動からして自明のしかも全く論理的な帰結であると二人には思われたのであります。

この会議で選出された委員会が一八八九年の同盟会議の準備をしたのですが、二名の幹事にはパシーとクレマーがなりました。

一八八九年六月三十日の決定により、同盟会議を毎年定期的に開催することが認められましたが、常設の機関は一八九一年のローマ会議及び一八九二年のベルン会議まで設立されなかったのであり、また最終的規約は一八九四年に承認されたのであります。

平和と国際仲裁裁判を求める主張は、そのまま本同盟の重要な使命として残りました。一八九九年、クリスチャナで規約改正が行なわれた当時は、まだ「国際仲裁裁判のための列国議会同盟規約」という表題だったのであります。

その時から、同盟はヘーグ会議の議事と常設仲裁裁判所の設立に最も大きな影響を及ぼしましたが、それは、同盟が、諸国民間の友好的理解を深める有効な宣伝を流布しうる唯一の国際団体であったからであります。

す。

第一次大戦により同盟の活動は中断いたしました。それにもかかわらず、国際連盟設立準備の中心となった「永久平和のための中央機関」が一九一五年ヘーグ会議で設立された時には、同盟評議員のうち八名が、この新しい機関の理事に選出されました。

国際連盟の設立にあたり、本同盟はその発展の推進に大きな役割を果したのであります。

一九三七年のパリ会議は、権利平等の原則の重要性並びに平和と国際社会の性格とが不可分であることの重要性を強調いたしました。

他の会議でも同盟は、後にブリアン・ケロッグ条約の中で戦争挑発者を追放する動議をすべて支持いたしました。同盟は、H・ラ・フォンテーヌ氏の報告書に基いて国家の権利義務に関する宣言を起草しましたが、それは一九二八年のベルリン会議に上程され採択されました。この宣言は、国家間の関係にも、私人間の関係と同一の法的、道徳的原理を適用すべきであると述べております。

戦後は、六つの常任調査委員会が設けられ、同盟会議で議題とする前に、それぞれ所管の問題を処理することとなりましたが、その一つは特に、安全保障と軍縮に関するあらゆる問題を審査する責任を負わされたのであります。

沢山の報告が同盟会議で採択され決議となりましたが、特に一九三二年四月開催のジェネーブ会議では、同盟はその信念を表明し「世界諸国の安全は、同時に、制裁を課すること並びにこれら制裁を国際軍により加える場合の諸条件に関する明確な規則を採用して、これを確保すべきである。なぜならば、かかる手段は漸進的軍縮の効果と相関関係にあるからである。」と述べたのであります。

従って、既に述べたように平和運動に全力を尽した本同盟の指導者のうち少くとも四名の方が、ノーベル平和賞を受賞されたことは、驚くにはあたりません。ここでは、フレデリク・パシー、アンリ・ラ・フォンテーヌ、デストルネル・ド・コンスタン及び非常に長期にわたって誠に非凡な事務総長であったノールウェーのランゲの諸氏の名前を挙げるにとどめます。同盟は常に、諸国間の平和の維持を自己の本質的使命と考えてきましたが、一方また、世界機構の改善を意図する同盟会議が審議する全分野にわたって同盟は活動的だったのであります。

例えば、経済、財政問題についても、同盟会議で取り扱われた問題には、国際的トラスト及びカルテルの統制、地域的経済協定、原材料の入手、通貨の兌換性、並びに経済発展過程にある諸国への技術、財政援助供与のための国際協力―同盟が常に関心を有している問題の一つ―が含まれております。フレデリク・パシーが国民議会において、一八八〇年にはトンキン（ハノイ）及びマダガスカルの征服に反対演説し、また一八八五年には所謂後進民族の権利侵害に激しく反対した時、既に攻撃されたかの植民地主義政策にかえて、この相互援助政策をとるにあたり、同盟は次第に重要な役割を果しているのであります。

このことは、同盟会議における非自治領に関する委員会の活動を鼓舞した精神でありまして、本委員会は、一九二二年以来、付託されたあらゆる措置の最終目標が、これら領域を政治的に自由にする任務を、各国政府に分担させることであるということを確固として維持したのであります。

国際労働機関と密接な関係を有する社会政策、移民及び入植問題、失業反対闘争、労働時間の制限、亡命者問題、これらも皆、国家間の理解増進の手段である知的関係及び文化交流並びに個人、思想及び情報の自由な交換に対するあらゆる、障害の除去とともに、同盟会議の議題のうちの重要な問題でありました。

それ故に、同盟の業績は、ここで触れただけでも大きかったのであり、その成果と価値からみても列国議会同盟の永続性と発展を物語るも

スチャン・ランゲ、レオポルド・ボアシエ、及びアンドレ・ド・ブローネーの如き人々―同盟の発展を導いた人々の抱負を忠実に反映してきたのであります。アウグスト・ベルナール、ウェアデール卿、アデルスウェルト男爵、カルトン・ド・ウィアール、スタンスゲイト卿のような卓越した議長各位のことを考えても、各加盟国議員団二名からなる同盟評議員会のことを考えても、皆常に、同盟の普遍的性格を維持することと、人々の間の正義、友愛及び自由を着実に追求するための行動の自由を維持することに努力してきたのであります。

深刻な不安に満ちた時期に開催され、かつ、最も困難な諸問題の決定を要求される第五十回同盟会議において、われわれは、各国代表団の間における相互理解と共感の精神を維持するよう努力しようではありませんか。未だに、世界に脅威を与えている恐怖に満ちた悲劇的結果を避けるよう努力しようではありませんか。

われわれは、世界の全地域から参集した政治家の模範を示し、非常に広く懸け離れた信念をありのまま表明し、そして緊要な諸問題について、単に原則を適用するばかりでなく、実際に共通の結論に到達すべきであります。対抗、競争、権力慾を諸国間の協力に変えようではありませんか。そして、今日では、ただ全面的破壊に導くにすぎない力への依存を排し、むしろ妥協と合意を選ぼうではありませんか。

われわれは、自己のイデオロギー上の信念に囚われぬよう、あるいはまた、善意の人々の間の平和という同盟の理想に忠実であろうとするならば、常に到達すべく努力しなければならない目標から、われわれを遠ざける利害に縛られぬよう努力すべきであります。

ベルギー首相テオ・レフェーブル氏の演説

国際情勢は不穏ながらも、列国議会同盟加盟六十カ国の代表がブラッセルに会合することができたことはまことに喜ばしいことであります。今回の会議が「平和に至る道」即ち、諸国家間の緊張を緩和し国際連合を強化する手段を議題としたことを知り、同様に喜ばしく思います。さらに、非常に異る議会制度が存在する六十カ国からの代表議員の間におけるこの会議が、平和のための手段を構成するものであるという事実を知って嬉しく思うものであります。

また今回の会議は、最近独立を達成した諸国及び発展過程にある諸国の成長を援助するため、技術的及び経済的の国際援助についても討論しようとしております。

これらの国の中には、コンゴ共和国がありますが、ベルギーは、植民地主義的企図を構成するいかなる精神的留保もせずに、コンゴに対し自発的に独立を与えたことを強調したいと思います。ベルギーは、コンゴ共和国に対し厳然たる態度とともに友好政策を維持したいと思っております。国際援助を通じ、また自国のできる限りにおいて、ベルギーはコンゴに援助を与える用意があります。

国連の決議に従い、ベルギーは、ルアンダ及びウランジの信託統治領にも間もなく独立を与えようとしております。

このようにして、ベルギーは国連に忠実であり、また国連が象徴する平和、協力及び国際援助の理想に忠実であります。

ベルギーはまた、第二次世界大戦以来、国の内外において経験してきた難局により揺ぎこそすれ崩壊しなかった民主主義及び議会制度に忠実であります。

わが国最近の歴史によれば、民主主義制度は、現代の必要に対して時代遅れになったものではなく、近代国家が自らのために定めた目標を達成するのに必要な能率性と弾力性をもっております。議会の多数により支持されている現政権が、わが国の将来にとり重要である目的、即ち予算の均衡、経済的発展、社会的発展及びフレミングとワルーン間の関係の調整に全力を集中しようと決定したのはこの精神に基くものであります。

ベルギー政府は、かくも多数の異った議会からの代表各位が、列国議会間の討論を通じて重要なる国際問題の平和的解決に資するためブラッセルに参集された事実を高く評価するものであります。私が既に述べた議題の外、今回の同盟会議は、さらに地域経済共同体の世界貿易に及ぼす影響及び国際機関に対する議会の監督という二つの議題についても論じるはずであります。

オランダ、ルクセンブルグとともに、ベルギーは、地域的及び超国家的経済共同体の両分野において、指導的役割を果してきました。ベネルックスは欧州共同市場のために実験的水先案内の役を果してきました。ベルギー政府は欧州経済共同体の確立に最善の努力を尽したいと思っております。またこれらの努力から、いつの日か統一欧州が生れ出ることを望んでおります。この統一欧州は疑いもなく世界の安定要素となり、世界平和に寄与するものと思います。

現在の国際機関は未だ議会の監督に服さねばならぬものであり、それでなければ、真の意味において民主的ではなくなるのでありましょう。私は、列国議会同盟が、核実験その他人類の注意を肝要なるものからそらすようないらだたしい出来事に煩わされることなく、ブラッセル滞在中に前述の国際問題を深く検討することができるよう望むものであります。

肝心なものとは一体何でしょう。「宇宙への讃歌」中のピュール・テイルハード・ド・シャダンのことばを聞いてみましょう。

「崩壊は至るところにあり、それは朽ちんとするもの、不安定なるものの印である。しかし有形の物質と無形の魂の合成した現実を支持せんとする絶対なるものの足跡と記憶も至るところにある。ここに宇宙の朽ちざる原理が見出され、これは至るところに存在する。世界は満ちてお

り、絶対なるものによって満ちている。何たる解放ぞ。
ここに燃えさかる宇宙がある。天体はますます大きくなり、多数の太陽を入れるほどの巨大な器となろう。光は止むことなく、その色彩と浸透力の限界を拡大するであろう。より以上の創造力をかち得んために神秘力を持つ人は容赦なく、その思想を発展させ、その意図を拡大させ、その活動を強化する。」

（列国議会同盟）CONF／61／INF／4

N・S・フルシチョフソビエト連邦閣僚会議議長の第五十回列国議会同盟会議宛メッセージ

ソビエト政府を代表して、第五十回列国議会同盟会議参加者各位に御挨拶を申し上げます。

地球上の平和を維持し、強化するため全世界の国民ならびにその議員の新らたにして偉大な努力を必要とする時にあたって、各国議員よりなるこの同盟会議が開催されたのであります。

各国民のこの心からの熱望を実現することほど、国民から選ばれた議員にとって名誉ある課題はないと言えます。

今日、多くの複雑な問題が横たわっておりますが、もっとも重要にして緊急な問題の一つは、ドイツとの平和条約の締結であります。ドイツが口火を切った二回の世界大戦の恐怖を経験した平和愛好国、そのなかでもヨーロッパの平和愛好国は、ヨーロッパの中心部における危険な事態の成行に不安を感じているのであります。大洋のかなたから支援を受けている西独の軍国主義者ならびに復讐主義者は、ヨーロッパにおける戦後の国境線の修正を要求するとともに、熱狂的な軍備拡張を行ない、またおおっぴらに核兵器を要求しているのであります。これらの核兵器

が使用されないことを、また過去半世紀の間に二回もわれわれに戦争を押しつけた軍隊が、史上たぐいない軍事的破局の深淵に再び世界を落しこまないことを誰が保証できるのでしょうか。

ソ同盟は、平和とヨーロッパの安全保障のために、ドイツとの平和条約の締結、及び西ベルリンの正常化に関する提案を行なったのであります。

ドイツとの平和条約に関するソ同盟の提案は、他の国家の利益や権利を犠牲にするものではありません。平和の理想にもえて、各国家の善隣関係を発展させる道を開くために、第二次世界大戦の残存物を清算し、ヨーロッパの不安な状況を一掃することを望んでおるのであります。ドイツとの平和条約の締結は、第二次大戦を終結し、両ドイツの国境線を正式に決定し、もって復讐主義者を無力化し、ヨーロッパに緊張をもたらす根源を断ち切るものであります。ドイツとの平和条約の締結によって、西ベルリンは決して「国境の市」とはならずに、非武装化された自由都市となるのであります。西ベルリンの住民は自分自身が選ぶ社会制度の下で生活することになるでありましょう。効果的な保証を受ける西ベルリン自由都市の完全な交通の自由に関する協定をドイツ民主共和国と結ぶことになります。

しかし、対ドイツ平和条約に関するソ同盟の提案について、事務的な討論も行なわずに、西陣営の軍国主義者は、ソ同盟及びその他の社会主義国家に対して、もっぱら脅迫や挑発を行なっているのであります。対ドイツ平和条約締結の反対者は、戦争危機感を煽り立て、巨大な軍備競争に没頭し、故意に国際情勢の白熱化をもたらしているのであります。

このような状況において、ソ同盟は、自国の安全保障を確保し、熱核戦争の瀬戸際に世界を導こうとしている復讐主義者の軍隊やその後楯の意図を妨害する処置をとらざるを得なかったのであります。

ソ同盟は、あらゆる国際上の未解決問題の平和的解決を熱烈に支持してきました。そうして現在もそうであります。またソ同盟は、現在においても、将来においても、すべての関係者の正当な利益を考慮する平等の基盤の上に立って、ドイツ問題を平和的に解決するため努力を惜しまないものであります。

ソビエト政府は、交渉が対ドイツ平和条約締結の引き延しの手段として用いられなければ、何時でも西欧陣営の指導者と会合して、交渉を行なう用意があります。

ソ同盟は、共産主義社会建設の大規模な計画に専心従事しており、したがって平和と平和的共存にはいつも賛成しております。ソ同盟は、全面的完全軍縮の達成と全軍備の撤廃を全世界の国家に訴えるものであります。

広範囲、かつもっとも効果的な管理をともなう全面的完全軍縮に関する条約の締結は、核実験を排除し、莫大な軍事予算の重荷から国民を解放し、またあらゆる核戦争の危険を永久に除去することになるでありましょう。

人間性と正義を原則とするソ同盟は、植民地圧迫に対してはそれがいかなる形であっても反対するものであります。自由愛好国の努力により、第十五回国連総会は、全植民地の独立を保障する宣言を採択しました。今日、この宣言の完全履行を要求することが、自由の理想を心に抱くすべての人々の義務であります。

貴同盟会議の議事日程が明らかにしているように、同盟会議参加者が現在のこの緊急問題を無視しなかったことは満足すべきことであります。

列国議会同盟は、最近、平和強化の崇高な目的に寄与する多くの決議を採択しました。

歴史は、国民の利益によって導かれ、断固として反戦の立場を固守した多くの議員の例を示すことができます。この重大な時期に際し、議員たるものは、各国の運命に関する重大な責任を痛感せざるを得ないのであります。

私は、全世界の平和維持と強化のため立派なまた効果的な活動を行なわれんことを、第五十回列国議会同盟会議参加者各位に希望するものであります。

一九六一年九月十三日　モスコー

N・S・フルシチョフ

第一回会議　一九六一年九月十四日（木曜日）午後

会議は、国会議事堂において午後二時十五分に開かれた。

2　同盟会議の開会

同盟評議員会議長（G・コダチ・ピサネリ教授）

「ここに同盟会議の開会を宣し、本日の午前中に挙行された荘重な開会式に対し、深く感謝の意を表します。全世界を代表する議員が共通の問題を討議するために、五十たび参集したのでありますが、その中でも最も重要なのは、平和の維持という問題であります。同盟にとってこれは正義を伴なった平和を意味し、その正義も、国際的分野、諸国民間の関係、及び経済的社会的活動における正義でなければなりません。

平和維持に重要な共存については、多くのことが語られております が、同盟が全世界の議員の間にもたらそうと望んでいる個人的接触は、各国議員が諸国民の共存のために増進しようと努力しているところであり、大きな目標を有しております。同盟は諸国民の間に友情を生み出すことを目的とし、共存以上のものを狙いとしているのであります。同盟は、全世界の人々が相互に友情で結ばれ、親しく暮すことができるようにするため、議員間の個人的接触を可能にしたいと望んでいるのであり

ます。これまでの失敗が、この目的追求を妨げることがあってはなりません。

私は、一九一二年以来同盟会議に参加しておられる同盟の最も古い友というべきムーテ氏（フランス）、及びサンドラ氏（スエーデン）の同盟に対する御貢献に深く感謝いたします。」

3　同盟会議の議長

同盟会議は、満場一致をもって、ベルギー下院副議長M・デステネイ氏を、第五十回列国議会同盟会議の議長に選出した。

同盟会議議長は、議長席に着席した。

同盟会議議長

「私に与えられた栄誉に対し、深く感謝いたします。今回の同盟会議を組織することができましたのは、ベルギーにとって大きな名誉であり、また参加代表が記録的な数に達したことは、まことに喜ばしい限りであります。

現在の国際情勢に対して懸念が寄せられていますが、平和を愛する人々の偉大な努力により、世界が直面している難問題は平和的手段によってすべて解決されることを私は希望いたします。」

ピエール・P・スピネリー氏（国連欧州事務局事務次長）

「列国議会同盟に常に深い関心を示してきた国連事務総長からの御挨拶をお伝えいたします。列国議会同盟の会議が五十回を数えるに至ったということは、まことにすばらしいことであり、これに比較しますならば、国連はまだまだ幼いと申せましょう。

同盟会議の日程にあげられた議題から見まして、国連はこの会議においてかわされる討論と、その結果採択される決議とに深甚な関心を示すものと私は考えます。」

同盟事務総長

「アラブ連合共和国、ベルギー、ブルガリア及びポーランドの各代表団は、国際情勢の重大性にかんがみ、本同盟会議が大国の指導者に対し平和維持に関するアピールを行なうよう提案しております。同盟評議員会はこのようなアピールの原則を承認し、それを提案した各代表団に草案作成を委任しました。この草案は九月二十日（水）の評議員会で審議の上、九月二十二日（金）の同盟本会議に提出してその承認を求めることになりました。」

4　一般討論

椎熊三郎氏（日本）

「本同盟会議開催についてのベルギー議員団の周到な御準備に対し、日本議員団を代表して感謝申し上げます。またベルギー国民の温い御歓待は、私どもの感謝に堪えないところであります。

私は、同盟事務総長が報告書作成にあたって払われた御労苦に対して深く感謝の意を表します。

最近の国際情勢は、必ずしも楽観を許さず、むしろ甚だ憂うべきものがあります。列国議会同盟は国際平和の確立をその主要目的としているのでありますが、われわれ議員たるものは、同盟がこの目的を達成するについて非常に重大な使命を負わされています。ここ数年来、国際的話し合いが進められようとする風潮があることは甚だ喜ばしいことであり、この精神が各国指導者の間に永く生きることを希望いたします。

次に日本代表団提出の核実験停止に関する決議案について一言いたしますが、原爆による被害をこうむった世界でただ一つの国として、日本は、人道的見地からして核実験を完全に停止すべきことを主張いたします。」

（演説全文及び英文一五七頁参照）

セーム・ビニチャヤクル氏（タイ）

「ベルギー議員団の御歓待に感謝申し上げます。私は今回の同盟会議に参加して、私が以前にブラッセル大学に学んだ頃のことを思い出しております。またタイ国は、ベルギーのロラン・ジャックマン氏がチュラロンコルン国王に尽した功績を忘れるものではありません。

列国議会同盟は、過去五十年以上にわたって世界平和のために努力してきました。そしてベルギーが最初の被害国の一つとなった第二次世界大戦においても、同盟は、大国同志が互いに親しい隣人として暮す日が来るという希望を決して失わなかったのであります。

低開発諸国は、あらゆる分野においても援助を必要としております。この点、私は同盟事務総長がその立派な報告書中に述べられた幾つかの提案に賛成いたします。人類の苦悩と貧困は、国際協力なくしては除去することができないからであります。

ベルギー議員団によって見事に組織された今回の同盟会議が、平和と正義の精神に基づいて国家間の和親協調に貢献することを私は確信いたします。」

アラン氏（オーストラリア）

「ヨーロッパに関税同盟を結成する動きの重要な中心地となったブラッセルで第五十回列国議会同盟会議が開催されたことは、時宜にかなつたものがあると思われます。現在の大きな問題の一つは、ヨーロッパにおける新しい国家体制が貿易を自由化するであろうか、ということであります。食糧問題の見通しは明るいとは言えず、ヨーロッパは戦前に比し四百万トンも食糧の輸入を減らし、域内の生産者を外部よりの競争から保護するために年に三十億ドルに及ぶ金額を彼等に支払っております。それにもかかわらず、世界は貿易関係において新しい時代に入ろうとしており、またこれからはますます貿易自由化政策に向うことが考えられるのであります。

第一回の同盟会議以来、ほとんどの工業先進諸国では、国民の生活水準が大幅に向上しております。現在のあらゆる社会的及び経済的問題の中で最も重大なのは、工業先進国と低開発国の間の格差が非常に大きい、ということであります。

同盟会議は、ソ連がこの二カ月間にベルリン問題を危機におとしいれるとともに、核実験再開に踏み切ったという事実によって生じた恐怖の壁を無視することはできません。」

ド・フレイタス氏（英国）

「同盟会議に初めて参加されたグアテマラ及びナイジェリア代表団を歓迎いたします。

ソ連が核実験を再開したという知らせは、私には大きなショックでありました。そして、ソ連国民が自分たちの政府の決定を知ることを許されていないということは、重大な意味を有しております。この言論と報道の自由の排除は、共産主義及びファッシズムがいかに議会民主主義とかけはなれているか、を再び如実に示すものであります。もし同盟会議は議会民主主義を中心とする存在であると考えるならば、全体主義諸国からの代表団と自由主義諸国からの代表団の間には共通の立場は全くありえないが、議会民主主義よりもずっと古くからある議会そのものを中心とした存在であるとみなすならば、共通の立場があると言えるでありましょう。

最近私は、アジアにおける議会政治の様々な形式について研究が進められているインドの立法機関、綜合大学、研究所、及び国会を訪問しました。その結果私が感じたのは、同盟内の適当な委員会がインド議員団と協力して、同盟会議において意見の対立が著るしい議会民主主義の問題ではなく、アジアにおける議会政治について調査する機関の設置を考慮してはどうか、ということであります。インドの綜合大学や研究所などは、批判的及び客観的研究の長い伝統を有しており、独裁政治たると議会政治たるとを問わず、あらゆる政治形態について研究しております。」

ハコーヘン氏（イスラエル）

「イスラエル代表団一同に代って、私はベルギー議員団の御歓待に対し、感謝の意を表します。

アイヒマン裁判によって暴露されたヒットラー政権の内幕は世界を震駭させました。現代においては、これほど重大な問題をとりあげた裁判は外にありませんが、これは一個人の裁判ではなく、ナチがとった人種上の主義の全貌を明らかにするものであります。人類に対する残虐行為の記録の中で、ナチ政権の残酷な行動に比すべきものは全くありません。アイヒマンの裁判は、人間の邪悪とはいかなるものであるかを表わしております。

イスラエルの検察当局は、ナチ指導者の名前を連想させる信じられないほどのむごたらしい行為の数々を明らかにしました。私は六百万人のユダヤ人を代表して発言しているのでありますが、もし死者も勘定に入れるとしたならば、この数字に更に数百万人を加えねばならないでありましょう。

世界の残りがその存在をおびやかされるまでヒットラー主義に真剣に反対しなかったということは、その時代のおかした大きな誤りでありました。もし文明世界が尊重しているように装っていた原則に真に忠実であったならば、ナチ主義は生まれて直ぐに消滅させられたでありましょう。

イスラエルの検察当局は、ユダヤ民族に対するナチ政権の犯罪は決して忘れることができないものであること、また古い世代と異った新しい世代の誕生を強く望むことを叫んでおります。」

マブロス氏（ギリシャ）

「二年前ワルソーで表明された国際情勢好転の希望は、遺憾ながらまだかなえられておりません。むしろそれ以来、冷い戦争と熱い戦争の潜在的要素は増大しております。ギリシャは、北に境を接する東欧諸国とソ連の一斉攻撃の的となっており、アクロポリスの遺跡さえも核兵器による壊滅の危機に立っているのであります。次の大戦は、どのような形で始められようとも核戦争として終結するであろう、というフルシチョフ氏の意見には私も同感であります。寸秒を争って決断を下さねばならないことから、致命的な間違いが起る可能性は充分にあり、しかもロケットは一旦発射されたならば、引きもどすことは絶対不可能であります。

対立する二つの世界の間に意見の一致を見出すことができない大きな理由の一つは、協定がどこまでも守られるという信頼感が欠如していることにあります。人類が今ほど差し迫った爆発の危機に直面したことは、これまで一度もなかったと言えます。

富める国は貧しい国に充分な経済的、技術的援助を提供し、その国民の生活水準を急速に向上させるようにつとめなければなりません。地域的経済連合を設立する目的はここにあるのであります。」

パレツキス氏（ソ連）

「第五十回列国議会同盟会議にあてたフルシチョフ首相のメッセージは、現在の最も重大な問題の一つはドイツ平和条約である、と述べております。それをぬきにしたならば、過去に二度の世界大戦を引き起こした国が、核兵器による第三次世界大戦を起こさないという保証はどこに得られるでありましょうか。ソ連は、ヨーロッパにおける政治的雰囲気を好転し、すべての国の間に友好な関係を確立することを強く望んでおります。ドイツ平和条約の調印によって、第二次世界大戦は最終的に終結することになり、東西二つのドイツが完全に合法的な根拠に基づいて樹立されることになるでありましょうし、これによって報復を求めるドイツの指導者たちは、事実上行動の自由を奪われるわけであります。かくして国境にまつわる危険な情勢は消え、これと関連してベルリンは適正な保障を得た自由都市となり、その市民は自分たちが選ぶ政体の下で生活することができるようになるでありましょう。

しかるに西欧側の挑戦的指導者たちは、このような提案を建設的な態度で考慮することなく、全く別な行き方をとっております。彼等の好戦的な興奮はますます強まり、国際情勢は悪化するばかりであります。ソ連が安全を確保するために何らかの措置を講ずる必要があると感じたのは、以上の理由からであります。ソ連はこれらの諸問題について話合うためにいつでも西欧の指導者と円卓を囲む用意がありますが、この話合いは時間を浪費したり、ドイツ問題の解決をいつまでも引延ばしたりするためのものではないことを最初に明らかにしておかねばなりません。ソ連は、全面的軍縮に参加することを望むすべての国々との平和を望んでいることは、これまでと同様であります。全面的軍縮という目標に向って進むことは、自由を信ずるすべての国の義務であり、この点本同盟会議の議事日程が、同盟加盟諸国が問題の重要性を充分に理解していることを示しているのは、喜ぶべきことであります。最後に、フルシチョフ首相が各国代表に対し、第五十回列国議会同盟会議において世界平和を維持せんとする努力が大きな成果をあげるよう望んでおりますことをお伝えいたします。」

ド・フレイタス氏（英国）

「パレツキス氏は、発言時間に関して議事規則に違反しております。同氏は、翌日のソ連代表の演説に発言時間を残すため、演説を短縮すべきでありました。単に大国を代表しているということだけで、なぜパレツキス氏は、割当てられた時間以上に発言することを許されたのですか。」

同盟会議議長

「私はパレツキス氏に、演説をある程度切詰めることを求めました。同氏はその通りになさったと思います。」

ポーヤラ女史（フィンランド）

「ブラッセルへお招き下さったベルギー議員団に対して感謝の言葉を述べられた他の代表各位の仲間に、私も加えていただきたいと思います。始めてブラッセルで同盟会議が開催されたのは、同盟がまだ揺籃期にあった一八九五年のことでありましたが、それ以来ブラッセルは、世界のどの都市よりも数多く同盟会議を迎えております。従って今回、同盟会議の五十年祝典が当地において開催されたことは、まことにふさわしいものがあると思われます。私どもは、今回の同盟会議の組織にあたられ、温い御歓待を示されたベルギー議員団に対し、深く感謝の意を表します。

全般的な政治情勢は一年前に比し、眼に見えるほどの好転を示していないのは、非常に歎かわしいことであります。このような情勢においては、平和のために尽くす列国議会同盟の使命は、これまでよりも一層重要となってまいります。同盟のこのような使命は、国際緊張を緩和し、

平和を維持しようとする意志が全世界の人々の間に強く見られる現在、議会民主主義を強化し、擁護せんとするたゆみない努力によって最大の成果をあげることができるのであります。」

ウエンデ氏（ポーランド）

「私は、同盟事務総長が下した『平和共存』の解釈に異議があります。核戦争は別として、その他のいかなる手段に訴えることも辞さない二大陣営間の仮借ない対立という現在の情勢に立つ共存という意味であれば、それは平和共存ではありません。平和共存の真の意味は、あらゆる方面の努力により、核戦争のみならず、その他いかなる形式によるものであろうと、戦争の恐れが全くない協力関係であります。

平和共存は二つの選ぶべき道の一つであって、残りの一つとは戦争であります。ポーランドは第二次世界大戦において甚大な損害をこうむったため、ヨーロッパに平和が保たれるような情勢が生まれることを特に強く希望しております。ヨーロッパに非武装地帯を設けることを求めたラパツキー・プランが採択されていたならば、現在のような緊迫した情勢はヨーロッパに生じなかったでありましょう。ドイツ問題は、ヨーロッパにおける平和と安全の鍵を握るものであります。現在の情勢の重大性からいって、この問題の解決を目的とする話合いを直ちに開始すべきであります。」

ホーガン氏（アイルランド）

「平和維持ということは、今日の世界が直面する最も重要な、そして最も緊急を要する問題であります。列国議会同盟は、これまでこの問題を効果的な方法で世界各国政府に提起するためにできる限りの力をつくしてきたかどうか、疑問がないでもありません。私は別な機会に、同盟は平和を現世界の正常にして安定した状態にするために果して全力をそ

そいでいるかどうかを尋ねたことがありました。

現在のような情勢においては、世界の一般民衆は、過去半世紀を通じてそうであったように、とかく無視され、あるいは忘れられがちであります。しかし、列国議会同盟会議の参加代表は、その他のいかなる国際会議の参加者よりも大衆の心の近くにあり、また同盟にとって世界の一般庶民の利益と福祉は、現在他のあらゆる問題を超越した重要性を有している、と言い得るでありましょう。同盟会議は、平和を要求する民衆の声を代弁すべきであり、また世界の一般大衆の利益が常に念頭に置かれ、擁護されるために、大衆が国連の協力を求めることができるよう、更に国連代表に大衆の直接代表が加わることができるように要請すべきであります。」

コゾフスキイ氏（ブルガリア）

「同盟事務総長はその報告書中に、軍縮が現在の最も重大な問題であると述べておりますが、今の緊迫した情勢の原因とか、その責任者は誰であるかについては、何も触れておりません。西欧諸国の政府は、常に討論を軍備の管理に限定しようと努めるばかりで、ソ連が幾多の機会に提案してきた軍縮の具体的、建設的方法について論じようとはしません。フルシチョフ首相は、西欧側が全面的完全軍縮協定の調印に同意するならば、ソ連はいかなる形式の管理をも受諾する用意があることを繰り返し声明してきました。このように平和をもたらすための提案を続けているソ連に対して非難を浴びせることは、全く間違っております。

さまざまな問題について意見の対立があることはやむを得ませんが、世界を核戦争から救うことを望んでいるという点では、万人が一致しているところであり、この目標に向ってあらゆる努力を結集すべきであります。」

モルナール氏（ハンガリー）

「われわれ参加代表に温い御歓待を示されたベルギー国民に感謝の言葉を述べさせていただきます。このたび同盟の第五十回会議が、列国議会同盟創設以来の加盟国たるベルギーにおいて開催されたことは、まことにふさわしいものがあると思われます。

私は、国際情勢を公正に描写した報告書を作成された事務総長の御努力に対して深く、感謝の意を表します。加盟各国が世界の諸問題や政治的概念に関してそれぞれ見解を異にしている同盟のような機構においては、報告書の作成は決して生やさしい仕事ではありません。

ソ連はヨーロッパの社会主義諸国に原料を送っておりますが、ソ連とこれらの国々の間の関係には、植民地主義のこん跡さえも存在しておりません。従って、ソ連を植民地主義国と非難し、あるいはハンガリーが偉大な発展をとげているにもかかわらず、『ハンガリーの貧困』に対して言いわけの口実を探しているなどとソ連を非難する代表は、一体何を狙いとしてそう言っているのか、私は全く理解に苦しみます。同盟会議の参加代表は、現実と何のかかわりもない空虚な事柄を討論に持込むべきではありません。」

ゴーア氏（米国）

「アメリカ国民は、自分たちと他のあらゆる国民のために、自由と正義を何よりも大切にしております。米国は、世界を民主主義と民族自決に向って解放するために第一次世界大戦を戦い、また武力による独裁的支配を阻止するために第二次世界大戦を戦いました。そして朝鮮戦争は、侵略に抵抗し、国連憲章の尊厳を守るために戦ったのであります。しかも以上の戦争のうち、米国がしかけた戦争は一つもありません。二度にわたる世界大戦の後、わが国は軍備を縮少しました。第二次大戦終了後、米国は原子力を国際管理下に置くことを提唱しましたが、これは今でも提案していることであります。米国は国連を心から歓迎してこれに加わり、同盟国に対して植民地に自由を与えることを求め、友好国たると旧敵国たるとを問わず、戦争で荒廃したヨーロッパ及び各地の国々に援助を提供しました。

アメリカ国民の一人一人は、善良な男女であり、人種、主義、皮膚の色にかかわりなく、すべての人々は自分たちが選ぶ政体の下で文化的な生活を営む権利を有する、と信じております。しかしながらここ数週間、またこの会議の演壇からも、原水爆と戦争の恐怖に関して好ましからぬきざしがうかがわれます。明らかに民族自決はアフリカにとってすばらしいことでありますが、東欧においてはそれは少しも認められません。平和の妨害者は、平和の維持者を装い、道徳の諸原則は強大な力に屈服しております。この結果、世界の輿論が無意味なものになりつつあるということは、しばしば耳にするところであります。第二次大戦以来、アメリカが国際連合及び列国議会同盟などの国際機構に期待してきたことの一つは、これらの機構が世界の諸問題を取上げるにあたって、熱烈に平和を望んでいる人類の意見を重要視することでありました。私は、この同盟会議が平和に貢献するとともに、戦争の危機を悪化させないように努めていることを参加代表各位によく認識していただきたいと思います。」

ステュルク氏（オーストリア）

「私は、ベルギー議員団の温い御歓待に感謝申し上げ、また見事な報告書を作成された同盟事務総長にお祝いを申し上げます。しかしながらこの立派な報告書が、平和をおびやかす事態を三たび取上げねばならなかったということは、甚だ遺憾に思われます。今回のその事態とは、ここ数年間において平和に対する最も重大な脅威であるベルリン問題であります。

イタリアとオーストリアの間には、南チロルに住むドイツ語使用民族に関して困難な問題が存在しております。オーストリアは、この民族の利益を守る義務を規定した一九四七年のパリ協定の調印国の一つでありますが、この協定が保証した自治の解釈に関する協約はまだ結ばれておりません。一地域に対する立法上及び行政上の自治の承認は、イタリアでは前例のないことではありませんが、この件については満足すべき協定に到達しておりません。例えばボーゼン地方では、イタリア語を話す住民は十二万人に過ぎないのに対し、ドイツ語を話す住民は二十一万六千人おります。しかしながらオーストリアは、この問題について武力を使用することを強く非難いたします。私は、イタリア政府が設置したパリ協定の実施を審議する委員会が問題の解決に成功することを希望いたします。」

ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）

「昨年、フルシチョフ首相がそのメッセージで核実験の停止を提案し、米英両国はこれに同意しました。しかるに実験停止を提案したその当事者が、現在核実験を再開しております。過去数年間にわたって世界には均衡がありました。それは不完全ではありましたが、硬化した雰囲気をやわらげるものがありました。しかしこの均衡は、今や無残に破られました。

私は、核実験再開の声明に衝撃を受けました。数十メガトン級という信じがたいほどの強力な爆弾が、同盟に所属している国の幾つかに向けて、いつでも発射できる体勢にあるという声明がなされました。東京会議で採択された核実験禁止に関する決議は、何と悲しむべき回答を与えられたことでしょうか。

政治問題の見通しに光明を見出すことは困難でありますが、肯定的な要素として、ますます影響力を増大しつつあるアジア・アフリカ、及びラテン・アメリカ諸国の果す役割、並びに世界を驚かせた国連新加盟国の英知をあげることができます。

最近フランスのストラスブルグで、ヨーロッパ六カ国及びアフリカ十六カ国の代表者が会議を開き、完全な平等を保証する組織の設立方法という問題を審議しました。この問題は、本質的に議会に所属するものでありますが、連合体の形式をとることによって解決されるという確信が得られました。この結果、ヨーロッパとアフリカ諸国連合は、世界の他の国々に対し、この形式に注目するよう勧告を行ないました。

最後に私は、最近の声明にあった恐ろしい兵器に反対する唯一の勢力があることを申し上げますが、それは輿論であり、同盟はその代弁者であることを忘れてはなりません。」

マクレリ氏（イタリア）

「私はイタリア代表団一同に代って、ベルギー議員団に感謝の意を表します。

オーストリア議員団のステュルク氏が、南チロル、及びこれに関連するイタリア・オーストリア間の紛争の問題を取り上げられたことは、まことに残念であります。この問題に関する国連の小委員会は、オーストリア政府の政治的論争に対するイタリアの合法的立場を支持しましたし、イタリアは国連の決定を受理したにすぎません。わが国は関係の会議に出席し、困難を打開する幾つもの提案を行ないました。またイタリアはパリ協定を実施しておりますが、それに対する回答は爆弾の形でなされたのであります。

イタリアは、パリ協定の問題をヘーグの国際司法裁判所に提出することを提案します。イタリアはこの問題に関するいかなる討論にも進んで参加しますが、暴力を用いることは絶対反対であります。同盟会議は、このような国家間の意見の相違に立入るべきではありません。

ベルリン問題に関して覚え書き、抗議及び論争の激しいやりとりが行なわれ、その後遂に核実験再開の決定が下されたことは、痛恨の極みでありました。ベルグラードで開かれた中立諸国の会議は、軍縮を要望しました。イタリアは民主主義の諸制度を信頼し、次第に狭くなりつつあるこの世界において国連は欠くべからざる機関であり、また強まりゆく結束の現われであるとみなしております。」

イリバルネ氏（スペイン）

「国際的危機というものが非常にひんぱんにあるため、時としてこの危機にあたって開催される同盟会議は、国際的な輿論の大規模な公開討論会に用いられることがあります。軍縮交渉の失敗と核実験の再開は、大きな原則について討論を続けることがほとんど無益であることを示しております。万人が平和を望んでいることは明らかでありますが、残念ながらそれは全く自己中心の平和にすぎません。何ごとも即時に解決することは不可能であるということが認識されなければ、現世界の大きな問題は解決されないでありましょう。

スペインは、自国と他の国々の間に存在する制度上の違いをよく知っておりますが、ヨーロッパで最も古い議会制度を有するスペインに対して説教する権利は誰にもありません。未来は共産主義者だけのものであるという確信に基づく自分たち以外の方式は受け入れようとしない共産圏の傾向は歓迎できません。このような論拠からは、理解点を見出すことは非常に困難であります。東西ベルリン間の障壁は東ベルリンの市民を保護するために設けたと彼等は言っておりますが、この反面多数の東独国民が西ベルリンに逃げることを望んでいるという事実を、このような論拠からどう説明することができるのか、うかがいたいものであります。

私は、ベルギー国王、女王両陛下、並びにベルギー国民各位の御親切に対し、感謝いたします。ベルギーとスペイン両国民の友好関係は、フアビオラ女王によって表わされております。」

ギナン氏（スイス）

「私は、ベルギー議員団の御歓待に対し、感謝の意を表します。同盟は、果して世界に影響を及ぼすことができるのか、また同盟は果して真の平和と協力関係、及び言論の自由のごとき民主主義に欠くことのできない根本原理の保護などに貢献することができるのか、を考えたならば、いずれも疑問に思われます。決議案の作成には細心の考慮が払われておりますが、同盟が採択する決議は、関係国政府が世界政策を確立するにあたってかえりみられることのない死文となっております。しかし、そうだからといって同盟はこれまでの努力をやめるべきではありません。というのは、同盟はほとんど全世界の民主主義国の議員を代表する機構であり、議員は決定的な役割を果すことができるからであります。議会というものは、政治的問題を武力以外の方法により、また対立者同志の話合いによって解決することを目的として設立されたのであって、この線に沿って同盟は、紛争の解決に関して世界の輿論に影響を及ぼすように努めねばならないのであります。たとえ同盟は各国の議員間に知己を得させること以外に目的を有しないとしても、それは多大の利益があるのであります。」

散会　午後五時四十分

第二回会議　一九六一年九月十五日（金曜日）午前

会議は、国会議事堂において、M・デステネイ氏（ベルギー）が議長席に着き、午前十時十五分に開かれた。

小沢久太郎氏（日本）

「今日、世界が直面している最も緊急、かつ重要な課題は、低開発諸国との経済協力の問題であります。それ故、本同盟会議において、この重要な問題を取り上げることは、きわめて時宜を得たものであります。

いわゆる『援助ではなく、貿易を、』という標語を考えて見れば、低開発諸国にとってもっとも望ましいものは、原材料価格の安定、及び原材料市場の拡大、さらに低開発諸国の経済がより一層工業化された時、その工業製品のための充分な市場を開拓することであります。比較的近年に工業化された日本は、この点に関して貴重な経験を有しており、低開発諸国に有益な助言を提供することができると思います。

現在の差別貿易による障害を減少する必要性を強調するとともに、不必要に高い関税の壁は、貿易の本来の姿を妨げるものであり、また世界貿易の多辺的ならびに非差別的拡大を阻止するものであることを指摘いたします。」

（演説全文及び英文一六〇頁参照）

ブラオビッチ氏（ユーゴスラビア）

「ベルギー国民、議会及び政府の友情あふれた御歓迎に感謝いたします。

私は、中立政策をより一層明確にすることに成功したベルグラードの中立国会議に出席したユーゴスラビア代表団の一員でありました。この会議は、経済及び社会制度が異なっていても、対抗的なブロックを結成する必要のないことを示しました。各国、特に最近自由を獲得した諸国は、二大陣営のいずれにも加入しないことを強く決意しており、そうしてこれこそが二大陣営に分割されている世界の現状に終止符をうつ最善の道なのであります。ベルグラード会議は、第三陣営結成の方向へは、少しも傾いておりません。会議の目的は、大国の指導者に武力の見せびらかしではなく、交渉によって事態を解決に導びかせることにあったのであります。中立諸国が米・ソのいずれに荷担するかを決めるために、この会議が開催されたと考えるのは、まちがった解釈であります。

ユーゴスラビア代表団は、世界の各国が全面的完全軍縮を目標とし、世界軍縮会議を準備すべきだと考えております。われわれは核実験の停止に賛成します。」

副議長の選挙

同盟会議は、米国、アルゼンチン、フランス、英国、ソ連、チェコスロバキア、オーストリア、チュニジア、レバノン及びセイロンからの副議長の任命を確認した。

パンディット・クンズル氏（インド）

「東京会議、更に同盟春季会議以後に生じた国際情勢の悪化に関して述べたいと思います。情勢をきわめて困難にしたのは、ソ連による核実験の再開であります。核実験の完全停止を訴えるとともに、ここに参集された代表各位は、そのすべての道徳力を用いて、戦争の手段に訴えることなく問題を解決することによって、世界の将来が定まることを強国に説とくしなければならないと思います。

昨日、パレッキス氏は、ソ連は依然として完全軍縮の用意があると発言されました。私は、ソ連の完全軍縮を希望しますが、しかし、核実験が再開された現在、完全軍縮についてうんぬんするのは意味のないことだと思います。人類の心から恐怖を払いのける必要があります。もし核実験が再開されていなければ、完全軍縮を考慮することも可能になるでありましょう。現状においては、完全軍縮を一挙に達成できるとは考えられませんが、ソ連が前に提唱した核実験停止が継続されていれば、世界が核実験の永久停止に一致したであろうことは疑う余地のないところであります。」

ゾルキエウスキー氏（ポーランド）

「誰もが理解できる討論のための共通の語法を見出す必要があります。私は、ド・フレイタス氏が共産主義とファッシズムを同意語に使用されているのではないかと疑っております。このことに関連して、私は、ファッシズムの脅威に打ち勝つため英国とともに戦ったソ連が払った犠牲を思い出して頂きたいと思います。

ソ連に対する各国代表の批判に不満があります。ソ連の政策はいつも平和及び平和的動機にもとづくものであり、ソ連は必要な防衛手段をとっているにすぎません。恒久平和に関するもっとも有効な処置は、二つのドイツと平和条約を締結することであります。

ソ連の提案した平和予備交渉が、西欧側によって拒絶されたのは残念であります。米国の地下核実験の究極の目的は、地上における核兵器の使用にあります。私は、あらゆる核ならびに在来兵器の完全廃棄を訴えるものであります。」

アームストロング氏（オーストラリア）

「軍備及び領土的野心を持たない小国であるオーストラリアは、核実験再開に強く抗議する他の小国と手を結ぶものであります。私は、この抗議が非常に強いものとなって、クレムリンに浸透することを希望しております。私は、清廉潔白な諸国に対して、これらの諸国が世界において、正当な位置を得ることを望むならば、大気圏が汚染する前に核実験の停止を実現するため、今こそ協力して精力的な抗議を行なわなければならないことを勧告するものであります。

私は、平和への道を進むものが、メガトン級の核爆発実験を行なうことはありえないということを、ソビエト代表団に申し上げたいと思います。このような実験は、破滅をもたらすにすぎません。核実験の即時停止のために、同盟において結集できる全勢力を結合しなければなりません。」

フオアド・ガラル氏（アラブ連合）

「一部の植民地主義分子の支持によって、カタンガ州の分離主義勢力が再びコンゴを混乱におとし入れようとしているのは遺憾であります。人種差別政策の狂信者であるサー・ロイ・ウェレンスキが策動しているのであります。

平和共存以外に、現在の世界の分割状態を解決する道はございません。核実験が停止され、貯蔵核兵器が破壊され、原子力兵器の製造が禁止されるまでは、世界はけっして平和に生活することはできないのであります。更に、植民地主義、帝国主義及び人種差別政策の根絶なくしては、国際情勢の安定を確保することはできません。本同盟会議は、植民地主義を速かに終結させる必要を宣言した国連の決議を実行に移す方法を考慮すべきであります。アルジェリアの勇敢にして英雄的な国民は、いまだに自治を獲得できずにおります。チュニジアは、ビゼルトから外国軍隊の撤退を要求したために、野ばんな侵略の的になりました。南阿連邦政府は、南阿の人種差別政策に関する世界の世論を無視しつづけております。また、たびたびの国連決議において述べてある、パレスチナ・アラブ人の権利は、まだ復活されておりません。」

カオ・バントン氏（ベトナム共和国）

「強大国に対して申し上げます。歴史は、挑発、威嚇及び侵略が無益であることを示しているのであります。ベトナム代表団は、植民地主義の最後のこん跡、現代帝国主義ならびに核実験の再開及び軍備競争を非難するすべての議会人と手を結ぶものであります。

ある国の指導者は、戦争によってではなく、革命によってその目的を達成できるといっておりますが、革命は、おそかれ早かれ、地球上の各

地に戦争をもたらします。このことは、ラオス及びベトナムの情勢を見ればわかることです。

本同盟会議は、アッピールだけではなく、厳粛な宣言、すなわち現在の情勢に対する全世界の国民の不安を強調し、相互理解と理性のある言葉の代りに、暴力を行使しようとする傾向に対する非難を表明する「ブラッセル宣言」を発表すべきであります。この宣言が行なわれれば、列国議会同盟は、恐らく、歴史の方向を変えるのに貢献するでありましょう。」

ラリア氏（ルーマニア）

「ベルギー議員団の御歓迎に感謝いたします。

西欧側が企図している軍備競争に基づく政策の推進、またその侵略的意図を示す軍事的措置により、最近、世界戦争の危険が増大しております。西欧陣営は、非核武装の達成を妨害し、完全軍縮に関する社会主義諸国の提案を拒否したのであります。

世論は、だんだんと、ドイツ国民及び全世界に対するドイツ軍国主義の脅威を認めるようになってきております。世界戦争は、第二次世界大戦の残存物の清算によってのみ避けられるのであり、このことは、二つのドイツとの平和条約の締結、ならびに自由独立都市としてのベルリンの確立によってのみ達成することができるのであります。もし西欧側の妨害政策が続くなら、ルーマニアは、ドイツ民主共和国との平和条約締結を希望している諸国と協力する用意があります。」

ソムサニット氏（ラオス）

「同盟事務総長は、その報告書の中で、ラオスに関連した国際情勢の重大さを認識しておられます。ラオスにおいて、世界戦争の口火が切られる可能性があります。私は、このような災害を避けるため、ラオス国民を救うよう同盟加盟国に対して訴えるものであります。

ラオスの平和を脅かしているのは、ラオス国民間の内戦であると考えるのは誤りであります。この問題は、事実上、全世界共通のものであります。ラオスは国内問題に対する外国の干渉のために苦しんでおります。それは、一部の外国勢力が既存体制に反対して戦っている少数の反動主義者を支援しているからであります。ラオス国民は平和共存を信じるとともに、強大国は手本を示すべきだと考えております。外国の干渉をうけているのはラオス一国だけではありません。それ故、私は、列国議会同盟に対して、小国の国内問題に対する干渉停止を大国に訴えるよう、要請いたします。」

コウリチェフ氏（ブルガリア）

「ブルガリア代表団を代表して、同盟会議の組織及び各国代表に示されました歓迎に対し、ベルギー議員団に感謝の意を表するとともに、各国代表は、事務総長報告において扱われている問題に関して率直であるべきであり、またこれらの問題に関する各国の責任を十分に認識しなければならないことを強調いたします。

平和に対する脅威、すなわち第三次世界大戦の危険をはらんでいるヨーロッパにおける危険な現状の継続を除去するため、世界が選ぶべき道は、速かに二つのドイツと平和条約を締結することであります。

ギリシャとブルガリアの関係について申し上げます。社会主義諸国によるギリシャに対する脅迫は存在しておりません。しかし、ギリシャ政府は、問題の解決をはかるための提案を考慮することを頑強に拒絶し、しかもブルガリア国境近辺のギリシャ領内で大規模な軍事演習を行なっているのであります。」

ゴスン氏（レバノン）

「われわれ代表団への、御親切な歓迎とゆき届いたおもてなしに対して、ベルギー国王陛下、ならびにベルギー議会、政府、及びベルギー国民に感謝の意を表します。

第五十回同盟会議は、不安の空気につつまれた情況の中で開かれております。現在、世界を脅かしている多くの事態について、ここで再び強調するのは無駄なことであります。危険にさらされているのは単に人類だけでなく、人類誕生以来の、その業績すべてであるということをいえば十分であります。

今日の国際問題は、大・小国の区別なく等しく関係のあるものであります。すべての国は、各自の懸念を表明し、世界が直面している問題の解決を求める権利と義務を有しております。各国代表は、自国民の抱負と希望を実行に移し、世界が努力しているところの行きづまり、打開の方法を各国が協力して探し求めるよう働きかけるべきであります。私は、困難な点は認めておりますが、しかし、いかなるものも世論の確固たる意志を妨害することはできないと確信するものであります。」

ホール氏（英国）

「ベルギー議員団に対して、英国議員団からの感謝の意を表します。

『民主主義』とか『自由』のような多くの重要な言葉が、さまざまな国民によってさまざまな意味にとられているように思われます。同盟は、同一観念を表現しながら、広い解釈の可能な基本語の語集を作るべきであると思います。その中には、自国防衛の措置をとる国を表すときにしばしば用いられる『戦争屋』、あるいは自分に反対する人々に対して適用する『反動』、その反対の場合の『平和愛好』などの言葉を含めるべきであります。

戦争の根本原因の調査を唱えている国際団体は存在していません。戦争に関して与えられる経済的理由のような徴候にのみ、常に注意が集中されております。しかし、人間が戦争を始める根本理由を理解しないかぎり、平和維持の問題は、決して解決されないでしょう。それ故、列国議会同盟はこの問題の調査を提唱すべきであります。戦争は人間の狂気による究極的行為であります。われわれ人間は、われわれ自身を臨床検査して、われわれの狂気がわれわれ自体を破壊する前に、その狂気を根絶しなければなりません。」

アブデネビ氏（チュニジア）

「ビゼルトにおける、フランス・チュニジア間の最近の紛争について簡単に申し上げます。一九五八年の交渉により、フランスはチュニジア領土内にフランス軍隊を駐留させる法的根拠のないことを認め、フランス軍隊の撤退を始めました。しかし、一九六一年六月にフランス軍はビゼルト周辺の設備を拡充し始めたのであります。チュニジア国民は、これを阻止し、全フランス軍の撤退に関する交渉を進めることを決意しました。ところが、七月になると、フランス軍は、海・空軍をともなって非武装のチュニジア国民を攻撃してきたのであります。この戦いで、千名以上のチュニジア国民が殺され、また千名以上が負傷しました。

その後、フランス大統領は、ビゼルトに関するチュニジアの主権は疑いなきものであり、時がたてばフランス軍を撤退させるという声明を出しました。ブルギバ大統領は、暫定協定、及び現在の国際危機の期間中における基地使用の条件に関して話し合いを行なうこと、国際危機が去れば、フランス軍の完全撤退を行なうという条件で、このフランス大統領の声明を受諾しました。しかし、チュニジア国民は、フランス軍の撤退を長く待つことはできません。何故なら、これは国家の尊厳に関する問題を含んでいるからであります。」

ヨンソン氏（アイスランド）

「自由国家社会のもっとも微力な一員の名の下に、又世界最古の議会

の名の下に、一言述べさせて頂きます。アイスランドは、軍隊も軍備も所有せず、若干の警察力と小型の巡視船を有しているにすぎません。アイスランド国民は、世界の各国がどうして平和的な問題解決の方法を知ることができないのか、理解に苦しんでおります。大国も小国も同じ法律に従い、国際警察軍が法律と秩序を維持する世界立憲制度の創設が、どうして不可能なのでしょうか。大国が国際機構において拒否権を要求し、その強さを誇示して脅迫を行ない、また原子爆弾の形をかりて運命の女神の役割りを演じているかぎり、平和への希望は殆んどありません。

アイスランドは独立獲得のために戦っているすべての国に心から同情を感じるとともに、すべての国家が完全な自由を持ち、国連やこの同盟において兄弟として肩を並べてすわる日のそう遠くないことを希望するものであります。アイスランド国民は、また、平和を脅かすものは全体主義勢力であるからこそ、すべての国家が民主主義と人権を享有することを希望するのであります。」

ヘンリーク・ベラ氏（ベネズエラ）

「ベネズエラ代表団は、本同盟会議を特に重要なものであると考えております。何故なら、ベネズエラ代表団は、恒久平和の決定的要因である大小を問わないすべての国家の主権を尊重する平和的協力にもとずく国際社会において、自由にして民主的な議会は人間の尊厳を確保するために偉大な貢献を為すものと確信しているからであります。

あらゆる形態の圧迫と支配を除去するために戦っている新しい世界が、事実上、存在していることを認めるべきであります。今なお圧制の下に苦しんでいる人間の独立を求める声を押しとどめることは、もはや不可能であります。新しい方式の生活が開けつつあり、また正義、自由及び民主主義の種子が蒔かれております。この新しい情勢に照らして、すべての議会は行動しなければなりません。

多くのラテンアメリカ諸国と同様にベネズエラは、完全軍縮、国際管理制度及び核実験の停止に関する計画を問題なく支持しております。また、ベネズエラ代表団は、各国民の経済的改善を効果的に獲得するために同盟会議に提出されるあらゆる提案を支持するものであります。」

アンブロシオ・パディラ氏（フイリッピン）

「代表各位は、政治力の源泉であり、政治的権威のみなもとである国民によって代表者が選出される議会民主主義を信じているものと思います。真の議会人として、代表各位は、国民の利益を保護し、また助長すべきであります。その場合には、正義を基調としなければなりません。正義は、権力者や有力者だけの特権ではありません。それ故、権力は正義という言葉の同意語ではありません。個人に対し、また国家に対して等しく適用しうる人間的関係において、権利と正義、正しい行為を導くべき道徳及び国際関係の基本的概念が存在しなければなりません。強国にとって、道徳の原則は、その国が為しうることにあるのではなく、当然しなければならないことにあるのであります。

実際、議会人の主な関心事は、他国民を犠牲にせずに、自国民の利益増進をはかることにあります。また議会人の責任は、たとえ小国ではあっても、他国の国民が等しく受けるべき進歩と幸福を破壊することなく、自国民の進歩と幸福を確保することにあります。従って、法による規正の重要性はどんなに強調しても強調しすぎることはありません。法律は正義と不可分なものであるからであります。」

バーロ氏（チェッコスロバキア）

「ドイツと国境を接し、ナチス侵略の最初の犠牲者であるチェッコスロバキアは、全ドイツの民主的発展を保障し、西ベルリンに関する緊急問題を解決する対独平和条約の締結に非常な関心を抱いております。

ナチスの元将軍に指揮されている西ドイツ軍隊は、西ヨーロッパにおける最強の軍隊に成長しており、一方西ドイツは、侵略的な北大西洋条約機構において、指導的役割を演じているのであります。西ドイツ軍国主義者が社会主義諸国に対して武力侵略を開始し、すべての北大西洋条約加盟国を困難に陥らせる危険が存在しております。

チェッコスロバキアは、核実験再開に関するソ連政府の決定を平和擁護のための必要措置であると考えております。そして、この措置は、西欧陣営の戦争準備及び脅迫によって生じたものなのであります。

世界における現在の勢力分布に応じて、国連諸機関の構成を行なうことが認められる時にのみ、国連はその義務を遂行できるのであります。国連の主要機関に中立国の代表を送るとともに、事務総長の職務は、現在世界を三分している国家グループからの代表よりなる三人制によって行なわれるべきであります。

国連は十字路に立たされており、これらの問題を直視して、解決しないかぎり、その責任を遂行することは不可能でありましょう。」

ヘンケル博士（ドイツ連邦共和国）

「ベルギー議員団の歓迎に感謝いたします。

ドイツ国民の名において、ドイツ代表団は、いかなる戦争をも希望したり、もくろんだり、あるいは準備したりするような者は、自己の責任を自覚するドイツ人の中には、一人だにいないことを、はっきりとまた厳粛に宣言するものであります。

ドイツに責任を負わせようとするパレツキス氏の見解は、作り話しであるとともに、故意による真実の歪曲の手本を示すものであります。ドイツ国民、議会及び政府は、平和維持のため全力を挙げて努力しているのであります。

北大西洋条約機構ならびにアデナウアー首相を攻撃されたパレツキス氏は、押しつけられたソビエト制度に対するハンガリア及びソビエト地区ドイツの平和を愛する国民の抵抗を、ソ連が弾圧したのを忘れておられるのです。ドイツを含むすべての自由国家の国民は戦争を恐れ、嫌悪しています。しかし、これらの国民は正義と自由を大切にすることとともに、その価値が野ばんな暴力によって脅かされていることを知っています。ソビエト独裁の恐怖こそが、自由世界に自衛を余儀なくさせているのです。

ドイツ国民はロシヤからの攻撃の恐怖に直面し対処しております。そしてこれは、ソ連の態度とドイツの分割がこの困難な情勢を作り出しているのです。ウルブリヒトの政策は、いわゆるドイツ民主共和国がソ連の戦車のたすけをかりてのみ生き延びられることを示しております。

ドイツ代表団は、本同盟会議が自由を基調とする平和を擁護することに貢献されんことを希望するものであります。」

散会　午後〇時五十五分

第三回会議　一九六一年九月十五日（金曜日）午後

会議は国会議事堂において、同盟会議議長M・デステネイ氏（ベルギー）が議長席に着き、午後三時五分に開かれた。

（4）一般討論（継続）

グービン氏（ソ連）

「国際会議における代表の態度の問題について申し上げますが、イギリス代表は、昨日ソ連代表団を猛烈に攻撃しそれによりソ連代表団を侮辱したばかりか、本会議の議長まで侮辱し、同代表が自画自賛していたイギリスの民主主義的方法を再度実演してみせたのであります。

世界の人々は、永い間イギリス植民地主義が植民地の卓越した人々をどのように取扱ってきたかを、ネール氏のような世界的に尊敬された著名な人が長年のあいだ投獄されていたことによって、よく知っているのであります。

ソ連国民は、一九一八年から一九一九年にロシアの遥か北方においてイギリスによって企図された干渉の際に、このようなイギリス的民主主義の影響を受けました。

ロシアが核実験の再開について非難されていますけれども、フランスが他の諸国による核実験停止協定の後に、核兵器の実験を行なったことに対しては、誰も言及しませんでした。また数年前に、アメリカとその同盟国はソ連の利益を無視して日本と平和条約を結びましたが、これら諸国の同盟国であるソ連の権利は、否定しえないものであります。しかもソ連がその権利を行使して、ドイツと平和条約を締結しようとすると、それは戦争の威嚇を受けたのであります。

ソ連は、最近やむを得ず核実験を再開する事情になりましたけれど、従前通り新たな世界戦争を防止するために、平和と軍縮に達成を目ざして熱心に戦うものであります。」

ブルーム氏（カナダ）

「昨日ソ連代表が、ソ連の選挙民の願望を実現するためのソ連政府の希望について述べられたことを想起いたしますが、カナダの議会は、英国議会の伝統に従うものであり、反対党の存在を認めないような議会制度を考えることはできません。カナダ国民は、一政党に対して統治の権利と責任とを委任することができるので、従ってその政党による政府を罷免し、別個の政党に権力を与えることができると信じております。またわれわれは、定期的に自由選挙が行なわれることの必要を確信しており、これなくして民主主義はあり得ないのであります。

ソ連代表団の中のどこに反対政党の代表者がいますか。また、ポーランド、ロシア、ブルガリア、チェッコスロバキア、東ドイツの議会のどこに反対党がありますか。これらの国々の国民がどうして真の議会制度の政府を持っていると言うことができましょうか、また、どうして列国議会同盟の諸原則を信じていると言うことができましょうか。

私は、ソ連国民が西欧諸国民の望むように衷心から平和を望んでいることを信じるとともに、もしソ連国民の願いが絶対的なものであれば、世界緊張は解決できるし、恒久平和は達成されるものと確信いたします。ソ連政府が真にソ連国民の願いを反映すれば、誠意を以て話し合いが最後までつづけられ、ソ連の不安は、西欧と同じく解決されると思います。」

グェン・フォン・チェップ氏（ベトナム共和国）

「今朝、ラオス国民議会議長の調停を大きな関心を以て聞きましたが、国連の一員たるラオスは、現在侵略の犠牲者であります。本同盟会議にラオス代表団が出席しているということは、同国が議会民主主義の諸原則を尊重している証左であると考えます。

ベトナムでは、全体主義的勢力は、その手段を政治的破壊行動から暗殺やテロ行為による武力的破壊行動にと移行しました。七月には、国民議会の二人の議員が待ち伏せによって暗殺されました。私は、民主主義のためにその生命を捧げたこれら二人の同志をしのんで弔意を表するとともに、この人々に哀悼の意を表された多くの議員団に対して感謝の意を表明いたします。

自由と平和とは相互依存的のものであります。もしも武力によって外国に自己の政治的イデオロギーを押しつけようとする考えのものがあれば、平和は望めません。多大の犠牲を払って独立をかちとった人々は、甘んじて新たな帝国主義の鎖につながれることは決してないでしょう。」

同盟会議議長

「ベルギー議会の最古参議員であるウイスマン氏の会議出席を歓迎いたします。同氏は五十年前にはじめて議会入りをされ、また国会議長を務められたことがあります。」

ブラガ氏（ブラジル）

「もし同盟会議が二十日早く開かれていたら、ブラジル代表団は、国内危機のためにおそらく出席できなかったと思います。幸いにして、ブラジル国民の民主主義の精神はこの危局を克服することができました。

ブラジル憲法の歴史をざっと申しますと、これは、アメリカの制度と良く似た大統領統轄の連邦制度を基としております。しかしながらブラジルでは、少数政党は、多数政党の諸決定を殆んど容認せず、その結果として過去七十年間政治危機がつづきました。

連続的な危局と大統領及び州知事の選挙のむずかしさが、国民をして行政制度の改革が必要であるとの気分にしました。その結果大統領の統轄制度は、最近の危局後、議会内閣制度に改められました。

カドロス大統領が退位した理由はいまだにはっきりしていません。彼は、副大統領グラール氏が海外出張中に、自分一人で決定を行ない、これがために新らたな危機と内乱の脅威を惹き起しました。世論の支持を得、またブラジル国民のすぐれた政治意識により支持された国民会議は、良識のある態度で行動し、ジョアン・グラールを大統領に選出し、同時に、大統領統轄制度を議会内閣制度に改造しました。」

グズマン氏（アルゼンチン）

「パレッキス氏から、ソ連当局の核実験停止の決定を発表されるのをおうかがいしたいと思います。アルゼンチン議会のすべての政党が核実験を非難いたしました。

アルゼンチンは西欧陣営に属しています。わがアルゼンチンは、すべてのキリスト教の信条を尊敬し、他国の内政に対する不干渉の原則に同意いたします。

現在における世界緊張の多くは、ある国民がいまなお独立を達成してないとの事実に原因しています。アルゼンチンは、いかなる国といえども外国から支配されることに対しては反対を続けます。私は、経済的また財政的な協力制度が設置され、それにより先進諸国が後進諸国に援助を与えるとの、アラン氏の意見に賛成いたします。

社会的平和なくして国際的平和はあり得ないし、ある国民が人間以下の生活にあえいでいるうちは社会的平和はあり得ません。

国際間の冷たい戦争は次第に熱い戦争へと移りつつあるようであります。私は話し合いを通じて世界諸問題の解決を見い出すように二大陣営に訴えるものであります。」

フィン・モー氏（ノールウェー）

「同盟会議のすぐれた組織に関して、ベルギー議員団にお祝い申し上げます。

国際緊張は、今までになくきわめて重大であります。軍備競争は、東西両陣営に恐怖を惹起しております。いかなる国も戦争を欲していません。しかし、もし再軍備が継続すれば、突発事件により戦争が起るでしょう。論争の解決とは程遠い、会議の雰囲気を毒するような粗暴な発言や、話し合いを望む人々に話し合いをさせず、軍事的威嚇を行なうやり方は、争いを起させるもとになります。私が耳にした乱暴な発言には心から動揺し、また驚きました。一国の意見を発表する際において、このような乱暴なしぐさで他の国を攻撃する必要がありましょうか。私は、

本同盟会議が、穏やかな討論口調で、良い実例を示されるようのぞみます。

私は、ベルギー外務大臣スパーク氏がモスコーに行かれる意向であるとおききして大変満足に思いました。御成功をお祈りします。

当会議は、核実験の再開に対し遺憾の意を表明すべきであります。ノールウェー及びスエーデンは特にこれらの核実験の危険に曝されていますが、ノールウェーの北方区域を疎開するための処置がとられたということは事実ではありません。この会議がこれらの核実験の停止を要求するよう訴えるものであります。」

同盟事務総長

「評議員会が核実験に関する決議案を同盟本会議に提出することを決定した旨お伝えします。この決議案は、火曜日午後の『平和への道』の討論の際審議されると思います。」

M・ムーテ氏（フランス）議長席に着く。

ムブ氏（ナイジェリア）

「ベルギー政府ならびに国民に対して、われわれナイジェリア代表団がブラッセルにおいてお受けした素晴しい御歓待と御厚誼に心から深い感謝の意を表します。またナイジェリアの同盟加入を満場一致で実現させて下さった代表各位にお礼申しあげます。ナイジェリアの同盟加入は、アフリカにおける新時代の黎明をかざるものであります。

科学分野の著しい発達にもかかわらず、世界平和への共通の道が二十世紀の今日なお発見されていない事実は、大国が世界平和の追求に熱心でないことを立証しております。大国が、自分達を対立にみちびくようなすべてのささいな問題に拘泥することなく、むしろ自分達が融和するようなことをもっと考えるよう要請いたします。大国は、もし第三次世界戦争が起る場合には、すべての国々が共通の運命に拘束されることを悟らねばなりません。また平和共存が、実現されなければ、戦禍により共倒れするであろうことを知らなければなりません。」

バディル氏（イスラエル）

「食に飢えている人間にとっては、投票権などは何の慰めにもなりません。適当な生活水準を持たず、社会正義もなくして完全な民主主義はあり得ません。と言って教育的水準や経済的水準がある程度まで発達するまで国民の自由をお預けにするのは誤りであります。水泳をおぼえる唯一の方法は泳ぐことであります。自由を行使する方法を知る唯一の道は自ら自由を持つことであります。すなわち、良心、演説、報道、出版及びその他あらゆる伝達手段の自由を持つことであります。またあらゆる大憲章に声明されている人間の権利、真に民主的な憲法や法律規則をもつこと、及び公然にして正当、批判的にして有能的、どこからも制約をうけない活動的な反対政党の存在の自由を有することであります。

民主主義制度を防衛するもののうちでは、反対政党が最良のものであります。議会の反対党の存在は、代議民主主義の試金石であります。たとえ武力によるとも、それが自由を求める戦いであれば、これは民主主義でありますが、武力により他国の内政に干渉するのは民主主義ではありません。もし各国の人々が民主主義を育成すれば——民主主義を学び、民主主義を教え、民主主義を生活の土台にし、民主主義に従って行動するならば——世界には平和が訪れるでありましょう。」

レペット氏（ペルー）

「ベルギー国王ならびに女王両陛下、及びイギリスの上院議長が開会式に御列席されたことは、第五十回列国議会同盟会議の重大な意義をあらわすものであります。

創設以来七十二年、今や世界最古の国際機関たる同盟は、世界に直面する重大な政治的、経済的及び社会的諸問題を解決するため絶えず探究してきました。この時代において、二つの世界戦争が起りました。他の国際機関は、諸問機関として同盟の意見に耳を傾けました。また相異なる政治的思想及び宗教をもつ国々のスポークスマンは、同盟が、誰でも自分の意見を聞いて貰え、自分の信念を守れる自由にして民主的な機構であり、自由、法律、正義及び世界平和——人類完成の最高目的——の線に沿っていることを知っているので、同盟を頼りにしました。

同盟が七十二年間も存在した理由は、同盟は、その創立者がかかげた理想及び原則に忠実であったことと、特定なイデオロギーに結びつくことなく、平和のために活動してきたことによると考えます。」

スシラ・ナヤール夫人（インド）

「ソ連を核実験の再開に至らせた理由が何であるかは存じませんが、現在も将来も、このような実験によって放たれる放射能の危険を知っておりますので、私は一医者として、一女性として、また世界の一市民として恐怖を感じます。

インドの国民が、数年前にソ連の核実験停止の自発的単独決定をいかに喜びまた祝福したかを、私はまざまざと想い出します。インド人のうちの若干の楽天家達は、このソ連の決定が、ある国に単独的軍備撤廃をする勇気を与え、かくて恐怖、疑惑、軍備競争と言う悪い連鎖反応を打ち破るだろうとの希望をもち始めました。しかし、遺憾ながらこの期待は打ちこわされました。

現在の国際危機において、人々はその議会を通じて自己の立場を主張することができましょうか、また必ずや核戦争となる第三次世界戦争を防止することができましょうか。この会議の代表者が暴力や戦争の手段は永遠に放棄せねばならないと、はっきりと、断乎として発言できましょうか。過去二つの世界戦争の経験からみて、暴力はいかなる問題をも解決しないことは明白であります。」

ボーメル氏（フランス）

「この会議におきまして、私共は、平和について数多くの発言をおききしました。フランスは、平和について非常に多くの方々の言葉をきくことができまして嬉しく思います。しかしながら、代表各位が、他国に迷惑をかけない方法で、平和の愛好について話し合うことができれば結構だと思います。

平和を論ずることは易しいけれども、平和を達成するため何か事を行なうことは非常にむずかしいのであります。私は、発言者がしばしば好んで用いるきまり文句をやめて、具体的な言葉により話を行ない、平和とはいかなることを意味するかをはっきりと見極めるよう試みることを要望いたします。

同盟は、政府間に横たわっている深淵にたとえ狭いものであっても橋を設ける試みによって、また、民主主義制度の改善と人々の福祉の方法を提議することによって、国際緊張の緩和に貢献することができると思います。

パレツキス氏が種々述べられましたけれど、核実験の再開を正当化することはできません。この会議は、はっきりとこれらの実験を停止すべきことを表明すべきであります。もしも核兵器を所有する大国が、核実験禁止を管理すべき国際機関の設置に同意することができなければ、列国議会同盟は、この目的のために、技術的水準における国際赤十字を利用することを提議すべきであります。

また後進諸国になんらの政治的拘束もなしに技術援助を与える国際基金が必要なことを主張いたします。」

ミニオ氏（イタリア）

「あらゆる種類の核実験を停止するよう要請します。もし大気中の核実験だけが停止されるとすれば、その他のすべての核実験は合法化されるでしょう。有効な国際管理のもとにおいて、全面的かつ完全な軍備撤廃に関する協定が行なわれるべきであります。

ドイツ問題は、東西両ドイツとの平和条約によって解決しなければなりません。ドイツ軍国主義の復活は、ドイツの占領下に苦しみ、国民がドイツに対して地下の抵抗運動によって戦ったイタリアにとっては大きな関心事であります。ナチスドイツの侵略を克服した国民が、平和条約によって、二つの世界戦争の原因となったドイツによる復讐の可能性を無くすべきことが、更に一層緊急なことであります。」

セナナヤケ氏（セイロン）

「ベルギーならびにベルギー議員団の御好意に対して感謝いたします。

冷たい戦争が熱い戦争にならないように、事態を良い方向にむけることが、世界の人々にかけられた大きな責任であります。また、この責任は、大国にだけまかすことはできません。ベルグラード中立国会議は、平和を確保するための手段を講じました。また、セイロン首相――は、同会議において、一人の女性、一人の母親としての立場で平和に対するアピールを行ないました。私は、このアピールを同盟会議にお伝えして、この同盟会議を世界平和の問題に献身するようねがうものであります。

多くのアジア、アフリカ諸国が、いまや三百年乃至四百年にわたる植民地的帝国主義者の支配から抜け出して再び自由な身となりました。これら諸国は、植民地的社会――政治的、社会的及び経済的に植民地的な――を自由な社会に転換させなければならないので、平和を求めています。人間的理解、友情及び協力をもたらす真の平和を求めています。『憎しみは憎しみにより克服されず、ただ愛によってのみ克服される』という仏教の教えを引用して結論といたします。」

ギブソン氏（リベリア）

「リベリアが百十四年前に独立宣言をした時、ベルギーは諸国のうちで一番さきにリベリアの独立を承認いたしました。また彼我両国の友誼は現在に至るまでそこなわれたことはありません。私は、リベリアの議会及び議員団から、ベルギー議員団、同国両院議長ならびに上院議員及び下院議員の各位に対して、祝辞を伝達することを誇りと存じます。

わが代表団は、低開発諸国及び新しい独立諸国の成長を助長する国際間の経済的援助を強化する運動を支持いたします。これら諸国が海外に派遣している研修員の数は、技術的に訓練された人物が切実に必要であることを示しています。これら発展途上にある国々に対して、職業的、科学的及び技術的な訓練を与える運動を心から支持いたします。

私は、すべての国々の議会が第三次世界戦争の防止のため、絶えず関心を払うことを要請いたします。軍備撤廃と核実験停止は、平和を達成し得る手段であります。平穏な雰囲気の中で話し合いが行なわれるべきであります。」

ダインステー氏（オランダ）

「アメリカが歴然として世界の軍事的覇権をにぎっていた一九四五年から一九五七年までの時代においても、アメリカ人は戦争を始めたこともなければ戦争をすると外国をおどかしたこともありませんでした。アメリカは、多くの国々の独立を助けました。それゆえに、誰もアメリカ人のことを、ロシア人がしばしば口に出して言うような、資本主義の戦争屋と言うことはできません。アメリカ政府の政策は、過去において

も、また現在においても防衛的であります。

ロシアは、今や核兵器の点ではアメリカに追いつき、核兵器実験停止の時が到来しました。にもかかわらず、ロシアは歴然とした軍事的覇権を獲得するために、一方的に核実験を再開しました。もしロシアが自分で主張する程に強い国であるなら、なぜ核実験を再開するのか。なぜその時まで存在していた核実験の停止を受け容れないのか、その答はただ一つ、すなわち、フルシチョフ氏が侵略的野心をもっているからであります。

イギリス連邦の議員各位の会議出席を歓迎いたします。多民族的な連邦の構成は、この連邦をして一つの世界であるとの概念を与えるのに力づよく役立っております。英国の欧州共同市場への参加はイギリス連邦諸国の団結について何の紛争の種をもまくものではありません。この問題に関して、アクラにおいて表明された懸念は事実無根であります。何となれば、イギリス連邦は、英国の欧州共同市場参加によって強化されるからであります。連邦諸国は、共同市場加盟員の第二の形式、すなわち準加盟員となるよう申請すべきであります。」

マチン・ダフタリ氏（イラン）

「パレツキス氏は、『中央防衛条約機構の軍事ブロック』がロシアに対して核戦争を準備し、イラン、パキスタン及びアフガニスタンと、ロシアとの国境地域で核攻撃を行なう計画であると申されました。この言いがかりは、以前にタス通信社が行なったのでありますが、イランの外務大臣から正式に否認されました。イランの権威ある筋では、しばしば、中央条約機構は国連憲章第五十一条に合致する防衛組織であると声明しております。

イラン代表団は、ソ連と友好関係をのぞんでいるのに、ソ連がこのようにイランに対して、事実無根のうたがいをもち、これを絶えず国内で宣伝につとめていることを深く遺憾に思います。」

ソフィアン氏（インドネシア）

「ベルギー政府ならびにベルギー議員団の御厚遇に対して心からお礼申しあげます。

戦後、世界の大多数の人々の考え方に大きな変化がありましたが、少数の人々及び国はこの変化を歓迎しませんでした。このことは、国際間の関係において危機の原因となっております。世界の世論は、世界緊張の原因が大国間の思想的争いにあると信じております。しかし実際は、一方に自由と正義をもつ新興諸国と、他方に古くからの支配的勢力とが対立し、その間にある争いが一層深刻になっております。これらの新しい諸国を激励援助するのがよいと思います。

アンゴラ、アルジェリア及びその他の植民地における独立運動に対して、世界の国々に熱意が欠けているのを悲しく思っております。熱意が示される場合でも、それは古くからその国に属している利益を守るための熱意であります。このような情勢を無くして、社会的正義を樹立することが極めて大事なことであり、すべての国々に対して社会的正義を樹立することは、すべての国々が独立する時においてのみ達せられるのであります。」

スリヤドハイ氏（ラオス）

「世界各地の代表が行なわれた演説を興味深く拝聴いたしました。二三の代表は、極めて結構な意見を出しておりますが、その他の方々の意見は必ずしもそうではありません。それにもかかわらず、すべての演説の本質的内容は同じであります。すなわち、どの代表も戦争の恐怖と平和の実現についての切実な願いをのべております。

誰もが危険な状態に進展しつつある国際情勢に気付いており、誰もが

植民地主義と核兵器の発展を非難し、また、誰もが世界を分裂させている諸問題の平和的解決をのぞんでおります。数多くの平和の形態がありますが、真にのぞまれるものは、最も人道的な感情、――自由と正義によるもの――を基とする平和であります。平和とは唯一つしかなく、これを幾つもの平和に分割することはできないものでありますから、多くの代表がベルリン問題について論じられたものと思います。また、同じ見地から、私は世界の別な地域――印度支那半島――においてもまた重大な危機があることに注目願いたいと存じます。ラオス国民の緊急な願いは平和であることをここに確認いたします。」

デシュロール氏（カナダ）

「第五十回同盟会議は、ヨーロッパの火山が再び爆発の徴候を示している、歴史上の悲劇的な時期において開かれております。カナダ政府が、すべての国際機関、特に恒久平和の樹立に努力している国際連合を支持することを重ねて断言いたします。軍備撤廃に関する世界の世論を有効に表明する機関を国連の組織内に設置する時がきたことを提起いたします。

友好的な貿易関係の必要について申し上げれば、カナダは相互援助の原則を受け容れるものであることを宣明いたします。更にこの原則を愛する諸国は、経済的後進諸国の援助について、自己の力の及ぶ範囲内ですべてのことに貢献すべきであります。今や高度に工業化した諸国が、低開発諸国の生活水準の向上と、経済拡大への援助をますます増大すべき時であります。

全世界各地域から参集せられた代表各位のこの印象的な集りは、世界が直面する無数の問題に対して、適当な解決策を見い出すことであろうとの希望を与えてくれます。」

ペレッテ氏（アルゼンチン）

「アルゼンチンは、他のすべてのラテンアメリカ諸国と同様に、人間が、自由、安全保障、政治的安定及び経済的発展の状態にある民主主義制度のもとで生活することができる時のくるのを希望いたします。

それにもかかわらず、一九六一年においては、前よりもひどい危機、不安定、挑発行為及び善意の欠除の事例と、経済的及び政治的不安定状態が存在しております。この事実は、議会人がみずから信義と平和及び道徳的、法律的秩序を回復に導く先駆者とならなければならないことを意味しております。

戦争は、全人類に死をもたらすことになるでしょう。戦争には勝利者となるものは一人もなく、ただ犠牲者があるのみであります。侮辱と侵略によって達成され得るものは何もありません。人間性が向上できるのは、平和と民主主義の世界においてだけであります。人間が世界から貧困、栄養不良、文盲及び思想的乃至政治的独裁を無くそうと望んでいることを今こそ認識しなければなりません。」

タキン・チット氏（ビルマ）

「グアテマラ及びナイジェリアがそれぞれ第六十番目及び第六十一番目の加盟国として列国議会同盟に加入したことを知り、非常に嬉しく思います。今回出席のナイジェリアの代表を祝福するとともに心から歓迎いたします。

事務総長の報告に祝意を表します。報告書の一部は、ビルマのことに触れておりまして、ビルマ連邦と中華人民共和国との間で、両国間の国境の画定に関する協定が成功裡に話し合いがついた、とのべております。この国境問題の成功的とりきめは、両国の指導者、特に首相の話し合い、善意及び政治家精神を通じて達せられたものであります。

私は、二大陣営――特に、米ソの指導者――に対して、かれらが自国民ばかりでなく、全人類に対しても極めて重い責任を分ち合っていることを認識するよう、また、世界が、重大関心をもって日夜両国の責任の遂行の誤りなく行なわれることを祈念していることをも認識するよう切に訴えるものであります。」

マグサイサイ氏（フィリッピン）

「わが国は、東南アジア条約機構の設置に関してイニシアティブをとりました。経済的不安に悩まされている地域では自由は長いこと続かないと信じて、われわれは、マラヤ及びすべての親しいアジア人が、東南アジア諸国の連合組織による経済的協力の促進を目的とする計画に参加するよう勧誘しました。これらの努力によって、平和と繁栄がこれらの地域にもたらされることを切にのぞんでおります。

しかしながら、もし文明世界が、滅亡の恐怖、不安と緊張下の生活、及び原爆放射能降下物の危険に人類を曝しているソ連の核実験再開による恐怖などによって、悩まされ続けるならば、これらの努力は何の役に立ちましょうか。

核兵器を持たない小さな国々は、大国に対して、平和が全世界に続くことを保証する一切の可能な手段を探求するよう訴える以外には何の頼みの綱もありません。それゆえ、われわれは、大国が、世界の人々の、平和の中に自由のままでいたいとの願いに留意するよう要求いたします。」

ムフタ・アレギフ氏（リビア）

「ベルギー議員団のすぐれた同盟会議の組織に対して心から感謝いたします。

独立運動を起してたたかっているアフリカが、今なおアルジェリア戦争のような傷に悩んでいることは残念であります。リビアは、同盟の会議でしばしばこの問題をとりあげました。また、平和、真実及び自由の支持者をもってみずから任ずる西欧のある人達が、この問題について妙に沈黙していることに注目して失望いたしております。不幸にしてフランスは、アルジェリアの要求に対し、数多くの無理な妨害をひき起し、これがエビアーンレベーンにおける平和会談での相互理解をさまたげました。アルジェリアの国民は、あらゆる手段によって国民の目的を表明いたしましたが、この目的とは、栄光と権威にみちた生活ができる現実的にして且つ完全な独立であります。アルジェリア人にさしのべられた、偽りの独立は受け容れられませんし、また自由の戦士達は、いかに長期間かかっても、勝利が達成されるまでは戦い続けるでありましょう。

世界はまた、ビゼルタ危機及び同地で行なわれた大虐殺に驚ろかされました。このことは植民地主義を根絶する必要があることについて確かな証拠を示すものであります。リビアは、チュニジアのきびしい試練を支持いたします。

植民地主義者は、『パレスチナ事件』を『避難民問題』にすり変えましたが、実際は、この問題が国連決議に示されているように、パレスチナ人の諸権利にかかり合いのあるものでありますから、パレスチナ事件は避難民問題以上の大きな問題であります。中東諸国は、パレスチナ事件が正当に解決され、祖国に戻りたいとの避難民の要求が実現するまでは、いかなる安定も得られないでしょう。」

エブレー氏（ドイツ連邦共和国）

「二三の代表がドイツについて不当な発言をされましたので、私は、ヘンケル伯爵の行なった宣言を特に申し上げたいと思います。

著名なソ連の代表が、例えばエストニア人、ラトビア人及びリトアニア人の念願を知っているかどうかはよく判りませんが、ソ連領内の様々

な国民の願いはよく知っておることと思います。いずれにせよ、パレッキス氏とその政友は、現在のドイツにいかなることが起っているかを御存知ありません。ドイツの自由地域においては、戦争を欲したり、または戦争のために働こうと欲する者は一人も居りません。ドイツ人は全ドイツ及び全世界における平和と自由ならびに民族自決のために働いております。これは依然としてドイツ人の目的として永く残ることでありましょう。」

ポレドナク氏（チェッコスロバキア）

「西欧の民主主義と社会主義国の民主主義とのあいだに共通の場は全く無いとのド・フレイタス氏の意見には賛成できません。両者にはいろいろ相異がありますが、思想的相異は、武器の使用によって解決できるものではなく、両者がいかにして共存するかということについて合意に到達することが必要であります。歴史は、いずれが民主主義制度としてよりまさっているかを決定するでありましょう。

チェッコスロバキア共和国が他国に脅威を与えることもなければ、またその他の社会主義共和国が他国に脅威を与えることもありません。けれども、アメリカは西ドイツに長距離ロケットを供与して、これがドイツ近接諸国の脅威となったことについてゴーア氏の御注意を喚起したいと存じます。なおまた、ヒットラー政権時代の旧将軍の一人が北大西洋条約機構中部ヨーロッパ軍の司令官であり、同将軍は新らたな同機構の戦略は、中部ヨーロッパの監視をも含むと発表いたしました。チェッコスロバキアは、中部ヨーロッパに位置しております。したがって、チェッコスロバキアは、これらの事実に対して脅威を感ずる理由が無いと言えましょうか。

平和的解決が、東西両ドイツについて達せられなければなりません。また、軍備撤廃と平和とを保証する協定を達成すべきことが絶対に必要であります。」

トルバート氏（リベリア）

「リベリア政府、国民及び大統領から、この同盟会議に対して、特に祝意を表するためのリベリア共和国 W・S・タブマン大統領よりのメッセージをおつたえいたします。

『リベリア国民は、列国議会同盟が、いろいろな国の議会人による思想の交換及び意見の審議が行なわれ、また、いろいろな議会機関の活動に関する新らたな情報及び知識が提供され、それによって法律で治められる世界のため、より確固とした土台を築く意義深い会議である、と考えるものであります。この会議が単に同盟会議の慣行を改善するのみならず、世界諸国民及び諸国家間に一層の理解と友情とをもたらすのに、成果あらんことを念願するものであります。』」

一般討論終結

散会　午後六時三十分

第四回会議　一九六一年九月十六日（土曜日）午前

会議は、国会議事堂において、バロ氏（チェッコスロバキア）が議長席に着き、午前九時三十五分に開かれた。

5　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響

提出書類　経済社会委員会及び起草委員会報告委員アラン・ペルフィット氏（フランス）の報告並びに委員会提出の決議案

クンズル氏（インド）、ベルトラ氏（アルゼンチン）、アラブ連合共和国代表団及びソ連議員団提出の修正案

アラン・ペルフィット氏（フランス）（報告委員）

「過去十五年間全世界地域経済共同体の発展について考えるとき私は近い将来にそれらは地理的の共同体となり、将来の地図にそのように示されるだろうと確信いたします。

そのような共同体の設置に関してある疑念が持たれ、共同体という新しい存在がひどく世界貿易を乱すのではないかという恐れを抱く者がおります。私は世界市場への発展途上における最善の方法は一歩一歩前進することであると思います。世界市場の設置に際して直面する困難は、工業製品と農産物の取扱いの相違、諸国家の不均等な発展、また発展途上にある国が自国の未熟な産業を保護しなければならないというような事実であります。またある発展途上にある国における低い生産コストは国際競争本来のすう勢をだめにしてしまいます。それ故に、地域共同体は世界的市場への重要な第一歩であると思います。

欧州経済共同体の三カ年にわたる経験によれば、共同体の設置は共同体以外の世界との貿易を制限するどころかそれを増加していることを示しました。

本報告起草以後の非常に重大なでき事は、英国によってなされた共同市場参加の申請であります。続いて他の国々からも申請がありました。その折衝は困難であるかもしれないが申請がなされたという事実は、共同体がそれ自身の内における貿易または世界の共同体外の貿易に好影響を与えていることを証明いたしております。

地域共同体の発展が世界貿易に悪影響を与えないということを保証することは重要なことであります。あくまでも貿易の本来のすう勢は尊重さるべきであり、第三国特に開発途上の国との貿易条件がそこなわれてはなりません。共同体は世界貿易のための障害物除去に努力すべきであり、それ故に国内消費税とともに関税障害の漸進的削減について考えなければなりません。加えるに、第三国の農業経済及び未開発諸国において建設されつつある未発達の産業をそこなわないようにすることはきわめて重大であります。

地域経済共同体は貿易に関して有益な影響を与えているということができます。現存共同体について最終的結論をくだすには時機尚早でありますが、これらの新しい団体の成果は、まずめざましいものがあるといえます。」

エチエンス氏（ガット）

「地域経済共同体に関するガットによる最近の研究の結果並びにガットを構成している三十九カ国に適用する原則について申し上げます。数カ国経済の統合はガットの目的実現に貢献することができるということを一般協定は最初に認めております。しかし、地域団体が団体外の第三諸国との貿易の縮小をもたらさないことが重要なことであります。そのために団体の一般対外関税は団体内における関税より高くあってはならないと第二十四条に明記されております。

一九五七年以来、欧州共同市場参加国と欧州自由貿易地域との間における貿易の事実上の増加はそれらが参加各国と第三諸国との貿易の発展を妨げなかったことを数字をもって示しております。ガットは貿易の転換またはある商品に関する貿易上の妨害についての不平不満を今まで受けたことはありませんでした。

これらの共同市場内の結合がより親密になるときは、差別待遇がよりひどくなるかもしれないことは疑いないところであります。しかし地域団体の在存のために第三国との貿易条件に悪変化があったとか、あるいは従来からの経済的傾向がひどく妨げられたというようなことは現在のところありません。それにも拘わらず第三国の恐れは残されております。しかもこれまで手に入れた統計は、欧州経済共同体の通商政策がどんなものであるかということに関して最終的決定をくだすのに充分ではありません。

ありません。ガット内における多数の国が参加した協議は、地域団体加盟国に圧力を及ぼす意向を示しているようでありました。」

ビッタル・ラオ氏（インド）

「均衡した世界経済の実現に役立つと思われるインドの修正案について申し上げます。地域経済協定は参加国にとって有益ではあるが、参加国とその外の世界との間の貿易には反対の影響を及ぼすかもしれません。多数の国の参加する自由貿易実現のゴールはほど遠く、西欧においては地域ブロックに向う傾向が持続されております。インドの主要な輸出は、共同市場諸国において、数量の制限とともにかなり高い関税を課せられており、一九五九年より一九六〇年における英国に対するわが国の輸出は全輸出の二二・二パーセントもしめているので、もし英国が共同市場に参加するならば、インドの貿易は打撃をうけるでありましょう。これに対して、全輸出の七・七パーセントだけが欧州経済共同体に輸出されております。

しかしながら、低開発国は工業諸国の特恵待遇に頼ってはならない、そのような依存は政治上の独立をひそかに傷つける恐れがある、と最近わが国の大蔵大臣が述べられました。必要なことは、あらゆる工業国が開発途上の国の生産品に対し、工業諸国の市場を特に恩恵的であるが差別待遇のない基礎のもとに提供すべきである、ということであります。要求されることは援助を伴なった貿易であります。

経済的に遅れている諸国の開発及び均衡のとれた世界経済の達成は、世界平和、完全雇傭並びに全般的繁栄の第一条件であります。」

ベルトラ氏（アルゼンチン）

「わが国議員団の修正案について申し上げます。その中に、もし人類が絶えずより高い生活水準を達成しようとするならば、相互の協力によ

る経済問題及び国際貿易の諸問題の解決が必要である、ということを再確認いたしております。協力の原則は国際通商を拡大する上の主なる手段として一般に受取られるようになりました。

西欧諸国における人口一人当りの所得は二十年乃至三十年以内に倍増するであろうと現在の経済成長率が暗示しております。これはラテン・アメリカからの輸出の機会が多くなるであろうことを示すものでありますが、現在の関税同盟の傾向は高度の工業諸国が原料に対する保護関税率を上げるだろうという恐れをいだかしめております。

ラテン・アメリカは世界の多くの市場に対して原料を輸出する機会を保証されねばならないので、ラテン・アメリカ諸国もまた経済的に協力し合うことが大切であると考えて参りました。

高度先進国によりなされる援助は、それに貿易の機会が伴なわない限り、結局は低い生活水準を一層低めることになるのみであるということが最近アルゼンチン上院において述べられました。もしアルゼンチンが市場を持てないならば、むしろ財政援助をもうけない方がよりよいでありましょう。わが国は開発計画の上においてもうこれ以上外国投資を望んではおりません。望んでおるのは自国経済及び自国労働を使用することを通じて自国資本に変えることができる財政援助のみであります。それ故に、地域的団体の構成はそれ自体が目的ではなく、世界経済開発の方途に沿った第一歩として考えるべきであると思います。」

コウプレヴィッチ氏（ソ連）

「ソ連は地域的基礎に基づく貿易及び経済関係の最大限の発展を支持するものであります。何故ならそのような関係は世界の多くの地域の諸国家に利益をもたらし、そのような協力は全世界の経済及び貿易関係の発展にとってよい基礎となるからであります。世界の貿易及び経済協力に関する複雑な諸問題についての正しい解決は、経済的に不安定な新興

諸国の開発を助け、また国家間の相互信頼を強める重要な要素ともなるでありましょう。

しかしながら、欧州経済共同体や自由貿易連合体のような閉鎖的な欧州機構の創設は、欧州における第三国並びにラテン・アメリカ、アフリカ及びアジアの諸国の不安の念をひき起しました。そしてこれらの共同体は結果的には国際貿易と経済的協力にひどい害を与える差別待遇をもたらしておりますので、その不安は正当なものであります。わが議員団提出の修正案はそれを矯正するでありましょう。」

プレンダーガスト氏（アイルランド）

「発言する予定であったオドノバン氏が軽い病気のために、私が代理いたします。アイルランド共和国は、英国以外の西欧諸大国が苛酷な条件でない限りわれわれから品物を買い付けてくれないことを知っております。アイルランドは欧州経済共同体に加盟を申込みましたが、反対され、準加盟員の地位に甘んじるべきことを勧告されました。これは自国に影響を与える問題についても発言権のないものであります。

わが国農業が加盟によって充分報いられる見通しがあるならば、欧州経済共同体に参加することによって、わが国がうける影響を見積ることは容易なことでありましょう。しかし、欧州大陸諸国がわが国からほんの少量以外に農産物を喜んで買うかどうかは明らかでありません。この一世紀を通じて、それらの諸国は自国の農民を外国の競争から完全に保護しました。一九五七年のローマにおける条約に調印しただけの理由で、彼らが永年行なわれてきた政策を一夜の中に変えようとは信じ難いことであります。」

アマラスリヤ氏（セイロン）

「セイロンは決議案の目的に全く賛成いたします。工業技術の急速な進歩は、大規模な生産に乗り出し、労働の特殊化を可能ならしめることなくしては、科学的発明を充分に使用することができないことを示していると思います。大市場を準備することにより、地域経済同盟は小市場においては不可能な大規模生産経済を促進いたしております。これは欧州機構の示した成果により証明されました。

同時に地域同盟は、彼らが第三国に対して自由通商政策をとらないならば発生するかもしれない危険について注意する必要があります。ローマ条約が討議されているとき、国際貿易に及ぼす逆効果について、セイロンのような低開発諸国は深い関心を持ったのであります。欧州経済共同体創設以後以前に存在した欧州六カ国と第三国との間の貿易方式を少しも混乱させなかったことを観察することは非常に喜ばしいことであります。」

トンプソン氏（オーストラリア）

「私は決議案に述べられている経済協力に対する希望はよく認識いたしております。しかし小項の中に述べられている条項を注意深く実行しなければ、創設された共同体は、共通の基礎に基づいて諸国と貿易し、その上に経済を建設してきた第三国の国際貿易を破壊するでありましょう。今までのところでは、六カ国からなる欧州共同市場の成果、特に他の国々に与える影響はつまびらかではありません。最も顕著なでき事は、英国が加盟申請に踏みきったことでありまして、その結果、オーストラリアやニュージーランドはこれまでに建設した従来の国際市場を失う恐れがあります。オーストラリアやニュージーランドは、多年にわたって英国と共通の利益のある協定を結んでおり、その貿易を単に続けるばかりでなく、さらに拡張いたしたいと望んでおります。この面について列国議会同盟は充分な審議をなされるよう希望いたします。地域共同体がオーストラリアやニュージーランドのような古い低開発国の進歩発

展を傷つけることを許してはなりません。」

マネス氏（アルゼンチン）

「地域経済共同体によって経済を発展させる案は、参加国及び地域により大きな経済発展をもたらすという理由で支持を受けるに足るものと存じます。何故ならその結果参加国間の相互理解を深め、またその国民の生活水準の改善並びに国際貿易の拡大をもたらすことになるからであります。そのような共同体は国際的不安の原因を取り除くことによって世界平和に貢献することになるでしょう。

ラテン・アメリカにおいて設置することを決定した七カ国が参加している共同体については極めて楽観的なものがあります。その共同体は地域貿易と世界貿易の双方を改善するとともに、本来の国際通商の傾向を妨げることなしに、それらの諸国の工業化に関する必要な処置をとるであろうと思います。さらにまた、共同体は諸外国製品に対し一層大きな需要をもたらすであろうことを衷心より希望するものであります。」

ロイル氏（英国）

「私は、『地域的な方法が終局の普遍化を実現する最善の方法である。』という報告書の中にある題目の重要性を強調いたします。もし現存の地域経済共同体が低開発国や新興諸国に対する不公平な取扱いを意味するものであれば、その正当性を疑わざるを得ません。欧州経済共同体によって逆に影響されがちなのは、ラテン・アメリカ及びアフリカの熱帯地方の生産者、ラテン・アメリカ及び欧州の温帯地方の生産者並びに輸出製造業者の一部であると国連経済調査は指摘いたしております。

私はこれらの危険を避ける二つの方法を提案いたします。第一は、イギリス労働党の政策に基づくもので、商品価格安定化協定、長期大量買付け協定など国際基礎の上に立つ経済計画を含むものであり、また未開発国との貿易改善及び未開発国の経済的発展などを含むものであります。

第二の方法は国際経済協力の見地に立って地域共同体をより多く、より大きく設立することであります。これに関連して、第一段階として、私は英連邦と西欧諸国とから構成される大きな経済的結合体の設立を要求いたします。しかしながら、欧州における現存の経済共同体は北大西洋条約機構の補助機関でもなく、共産諸国における経済的結合は軍事計画の一部でもないことを明らかにすることは重要なことであります。」

コストルコフ氏（ブルガリア）

「欧州経済共同体及び欧州自由貿易連合体は第三国に対し差別待遇をしており、それ故に世界貿易の増加に貢献していないと思います。過去三年間、欧州各国による外国貿易の増加は欧州の経済拡大によるものでありまして、経済共同体により課せられている関税障壁がなければ更に増大するでありましょう。

欧州経済団体の創設は社会主義国家と西欧諸国との通商を妨げております。事実上、すでに差別待遇が東欧諸国に対して行なわれて参りました。これらの閉鎖的な経済団体はまた低開発国に不利益な影響を与えております。欧州に対する経済使節団の調査によれば、欧州への未開発諸国の輸出が増加したけれども、絶対数においてはほんの僅かなもので、その率も減少の傾向にあることを示しております。共同市場はアフリカ諸国に対する危険の要素となり、従来の植民地勢力が原料に対する低価格を確保することにより、アフリカ諸国を遅れた状態のままにしておくことができるだろうということを、ガーナ、ギニア、アラブ連合、その他のアフリカ諸国はすでに指摘して参ったのであります。」

ボッグス氏（米国）

「決議案には賛成いたしますが、その表現の一部については批判の余地があります。例えば、目的にむとんちゃくに貿易はすべてよいとの意見には同意できません。というのは近年ソ連圏諸国は、貿易を一つの武器として扱っているからであります。純粋に政治的目的のためだけの貿易に対しては警戒することが重要なことであります。

第二項は貿易の発展に重大な貢献をしたガットの活動について充分言及しておりませんので、ガットに関する特別な条項を記載すべきであります。

欧州の経済統合についての第三国の懸念は、これらの地域団体が地域外よりも地域内の態勢をより重要視し、不景気のときにはきびしい輸入制限を課するであろうということであります。互恵主義のもとに行動することが、二十五年もしくは三十年もの間、合衆国の政策の基本的な原則でありましたが、合衆国では同様な恐れを抱いておりますから、貿易協定計画を拡大することについては議会において大反対があるでありましょう。それ故に、六カ国及び欧州経済共同体が全般的に地域内の態勢を重視しているとの恐れが根拠のないものであることを私は希望いたします。

報告書は主として農業国における農業について言及しておりますが、合衆国は農業国の中には入らないので私はこの言葉の削除を求めるものであります。」

カドロフ氏（ポーランド）

「経済共同体は貿易の全般的発展を促進する場合は有益でありますが、第三国の貿易を妨げ世界の他の地域を犠牲にして参加国の立場のみ強化する場合は有益ではありません。この見地から欧州における情勢は決して満足すべきものといえません。アフリカ、アジア及びアメリカ諸国は逆の影響を蒙っており、欧州経済共同体の数量上の制限や差別的関税は欧州貿易に悪影響を与えています。西欧圏の農業政策はこれまで農産物を輸出していた他の国々に対して特に有害であります。経済圏参加諸国は自らの政策により世界貿易に悪い影響を与えないだろうという保証を与えましたが、他の多くの諸国は自分達の利益をも勘定に入れてもらいたいと訴えざるを得ませんでした。共同市場も欧州自由貿易連合体もガットの原則を満足させるものではありません。

私は各国が平等の立場に立つ、全欧州諸国からなる欧州貿易機構を求めるものであります。やがて同じ基礎のもとに世界機構が設定されることを望みます。国際貿易の完全な自由は健全な経済発展のための唯一の基礎であると存ずるものであります。」

ビッフレール氏（チェッコスロバキア）

「チェッコスロバキア社会主義共和国は、社会的政治的制度に関係なく、すべての国々との経済協力の増進を考えております。一九五五年より一九六〇年の間、相互経済援助評議会に属している社会主義諸国との間の貿易総売上高は年間一一・五%づつ増加しましたが、このことは資本主義諸国との経済関係の拡大を妨げているものではありません。その理由は評議会に属する国々と資本主義諸国との間の年間平均増加率は殆ど同じでありますが、アジア、アフリカ及びラテン・アメリカ諸国との貿易は年間一六%増加しておるからであります。

欧州経済共同体の場合は逆であります。一九五五年より一九六〇年までの間、欧州経済共同体諸国間の貿易は年間平均八%のびましたが、欧州経済共同体諸国と他の諸国との貿易の増大はもっとはるかに低い率であります。アジア、アフリカ及びラテン・アメリカ諸国との貿易は年間僅か四%の増加でした。この数字は、西欧における閉鎖的な経済団体の設立に関して、第三諸国によって述べられた懸念が正しいものであり、欧州経済共同体が差別的なものであり、他の諸国との従来の協力を妨げ

ていることを示しております。」

散会　午後十二時五分

第五回会議　一九六一年九月十八日（月曜日）午前

会議は、国会議事堂においてM・セナナヤケ氏（セイロン）が議長席に着き、午前十時五分に開かれた。

（5）地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響（継続）

アンダーソン氏（オーストラリア）

「欧州経済共同体条約が生れて、その活動を始め、その後英国政府が共同体加盟を決意したことは、ヨーロッパのみならず全世界に非常に大きな反響を呼びました。その予想される結果は大体において歓迎されるものでありますが、わがオーストラリアの関心及び同盟会議の抱いている関心は、ある特定の地域に限られているのではなく、全世界に関するものなのであります。

ヨーロッパの分裂を回避しようという試みのために、自由陣営に属するいかなる国連をも弱体化したり、英連邦内部の分裂をもたらすような犠牲を払ってはならないのであります。

本決議案は、本末を転倒しているように思われます。世界貿易の発展と地域経済共同体と、そのどちらに重点をおいているのでしょうか。広範な地域にわたり、かつ、他と隔絶した欧州貿易ブロックを建設することによって、アジア、アフリカ及び南米等の貿易国から分離したり、また、オーストラリア及びニュージーランドを経済的に弱体化し、全く予期しがたい結果を生じるようなことのないよう、同盟は十分なる見きわめをしなければなりません。」

イオナスコ氏（ルーマニア）

「西部ヨーロッパにおける、その経済的統合への動きは、一九六〇年代を通じて続けられて来ましたが、共同体加盟六カ国とE・F・T・A（欧州自由貿易連合）相互の間隙は深まって来ております。共同市場の第三諸国に対する差別は東部ヨーロッパの社会主義諸国の場合に特に顕著であります。もし英国が共同市場加盟を申請するならば、E・F・T・Aの他のメンバーも共同市場に加盟するという結果を生じ、かくして差別を行なう地域がますます大きくなっていくでありましょう。

ムーテ氏（フランス）

「共同市場やラテン・アメリカ地域グループのような経済共同体の一つの大きな利点は、諸国と個々に交渉するよりも一つの大きな集団として交渉する方がはるかに容易だということであります。一例をあげれば英国が石炭及び鉄鋼共同体と連合することは有利なのであります。

ヨーロッパの十八カ国及びカナダ、米国等が互いに努力を傾注してきたO・E・E・C（欧州経済協力機構）は、多くの利点をもたらしました。O・E・E・Cの目的は、低開発諸国を援助し、かつまた、世界貿易を全般的に拡大することであります。

政治的協定を達成するために、経済組織の調和をはかることが大切であります。このようにして、平和的共存が言葉だけのものではなくなるのであります。軍備縮少が達成される前に、まず、人々の心の武装を解くことが必要なのであります。そのための最善の方法は、人々が、日常の経済的問題を協力して解決するようになることであります。私は報告委員の結論に全く賛成であります。なぜなら、私は貿易に関するいかなる障壁障害にも強く反対するからであります。共同市場は関税障壁の全面的廃止の方向へと拍車をかけていること、かつまた、一般対外関税が二〇％以上軽減されたことを思い起していただきたいと思います。」

英国の共同市場加盟は、英連邦内の諸国にも問題を提起しております。これら諸国のある国は自国から英国にむけて輸出を行なうことが困難になるだろうと考えております。ヌクルマ首相は、もし英国が共同市場に参加するなら、ガーナはスターリング地域から離れなければならないかもしれないと言っております。共同市場加盟諸国はアフリカに大きな危機をもたらすと言われております。

相互利益にもとずいた経済協定を確立し、何らの差別なしに全世界の利益を考慮することによって、はじめて国際貿易の自由な発展がのぞめるのであります。」

マティン・ダフタリ氏（イラン）

「地域経済共同体がその加盟国の利益は守っても、一方において、加盟国と非加盟諸国との間の貿易に深刻な影響を与えることになるかも知れないことを指摘した代表の御意見に賛成であります。

私はペルシャ絨緞の取引に与えられた影響を例にひいて説明いたします。ローマ条約の関税規定のため、欧州経済共同体へのペルシャ絨緞の輸出は大きな危機に直面せざるを得なかったのであります。一例をあげますと、ドイツ連邦共和国が輸入する場合の関税率は、以前は二〇％でありましたが、ローマ条約を適用することにより、四〇％に引き上げられたのであります。こうした欠陥を解決する方法を講じるべきであります。私はこの観点からインド議員団提出の修正案を支持いたします。

また、発展途上にある諸国に対する経済的、財政的援助の必要性も切実に認識されております。私は欧州経済共同体加盟諸国の関税障壁を引き下げ、また、発展途上にある諸国の進展を確固たらしめようとするすべての修正案を支持いたします。」

グレシャム・クック氏（英国）

「工業分野における米国のめざましい成功は、百年以上にわたって、共通の言語と共通の通貨を有する一大市場として組織されてきたという事実からもたらされたものであります。ソ連も、また、東独から太平洋まで、七、七〇〇キロメートルに及ぶ範囲を含む共同市場を、その友邦とともに形成しているので、巨大な工場設備を作りあげることができるのであります。共同市場を形成するにあたって、たった、一、二〇〇キロメートルの範囲の西部ヨーロッパの小さな統合に対して、ソ連は何ら異議をさしはさむ余地はありません。

過去において、各国はその経済発展の第一段階として、まず、自国の工業を保護し、ついでより大きな共同団体の形成へと進展して行くのでありますが、こうした地域経済共同体が集まって、順次、更に大きな共同体を形成し、これにより世界貿易を発展と繁栄に導き、ついには世界貿易の自由化をもたらすであろうという期待を、地域経済共同体にかけることができると私は確信しております。」

バーンステイン氏（イスラエル）

「欧州共同市場の成功は、その加盟諸国の立場を非常に有利なものにしておりますが、非加盟諸国に、経済上いかなる影響を与えているかということにも注意しなければなりません。一般的傾向は、貿易障壁の引き下げの方向にむかっているのでありますが、全世界がこぞって貿易障壁を廃棄することも不可能ではありません。こうしてみた場合、この経済地域共同体は自由貿易に至るまでの一時的様相であることがわかります。

イスラエルは経済発展に非常に力を入れております。わが国にとって輸入の増大は非常に必要であります。わが国の貿易の発展を妨げるような高率な関税障壁が設けられる可能性を平静に見過すことはできません。さらに、わが国の経済に打撃を与え、ついにはわが国を破滅させよん。

うとする経済不買同盟に反対いたします。私は、この不買同盟の影響が、それほど有害ではなかったし、また、被害を与えるきざしもなさそうであるという印象を受けてはおりますが、この不買同盟については、各国の経済発展が、関税障壁によって阻害されないことを保障する手段、方法に関する討論において述べる必要があります。経済的不買同盟は本会議の目的と全く反するものであります。」

議　長

「チリーの独立記念日でありますので、拍手をもって祝意を表したいと思います。」

一同これに和した。

ド・ウィンテル氏（ベルギー）

「ある国の代表、特に東ヨーロッパ諸国の代表は、地域経済共同体の設立が世界貿易の発展を阻害すると考えているようでありますが、そうではないことを事実が証明しております。共同市場はその加盟諸国間のみならず、第三国との貿易の発展にもきわめて明るい結果をもたらすでありましょう。

EECのもつ活動力によって、共同体組織が存在しなかったならば到底のぞみ得ない程の急速な経済的発展がなされて参りました。更に、GATT代表は、GATT本部がいかなる国からも共同市場についての非難をうけていないと述べております。これこそ共同市場を非難する諸国に対して行なわれた最も効果的な答えであります。

地域経済共同体は非加盟諸国の利益にも、同時に、留意しなければならないことはいうまでもありません。地域経済共同体のもつ一つの利点は、自由経済政策を追求し、慣行の貿易趨勢を尊重し、かつ、低開発諸国の発展を推進する能力を有しているということであります。強力な経済的団体は、短期間の経済援助を与え、原材料の価格に対する一定の、かつ、満足すべき水準を確保するためには個々の国よりもずっと有利な立場にあるのであります。地域共同体は、資本、設備及び技術専門家を供給する能力を有しているので、結局、成長過程にある諸国の工業的成長の促進を可能ならしめることになるでありましょう。」

ペトコビッチ氏（ユーゴースラビア）

「一九六〇年度のヨーロッパにおける経済地域全般に対するユーゴースラビアからの輸出は、総輸出額の七三・四%、ユーゴースラビアへの輸入は、総輸入額の七二%であることに注意していただきたいと思います。それゆえ、ユーゴースラビアは、世界貿易の枠内での地域的措置がいかなる成果をあげるか、興味をもって見守っております。そしてわが国は世界の分割化に拍車をかけるような経済的措置には反対いたします。ヨーロッパに、二つの統合された共同体――EEC及び経済相互援助会議（C・M・E・A）――が存在することは、ヨーロッパの分裂をもたらし、かつ、また、その閉鎖的性格のために、経済協力に対する大きな障害となるでありましょう。EEC内部の貿易が拡大することは、EEC加盟国以外の諸国の貿易を犠牲にすることになるのは明白であります。一例をあげれば、EECの新しい関税協定によって、ユーゴースラビアの輸出の際の関税は、一〇・一%から一五・一%に引き上げられました。この協定は、輸出の拡張を危くしております。食料に関する関税は一〇・七%から一四・三%に引き上げられ、飲料及び煙草に関しては一二・四%から五九・七%に引き上げられました。こうした関税引上げは、農産物における世界貿易にも悪影響を与えるでありましょう。

ベルグラード会議は、発展過程にある諸国の国際会議がその発展を阻害するものを除去する手段およびその経済的、社会的発展の確保に最も適した方法に関する協定を結ぶために召集されるべきであると決議しました。」

ルトフィ・マンスール氏（アラブ連合）

「アラブ連合共和国が提出した修正案に関して述べさせていただきますが、報告委員は、経済共同体についてのわれわれの意見をあらゆる手段によって論ばくし、種々の反対意見を拒否しようと手をつくしたのであります。しかしながら、アラブ連合共和国代表団は、この共同体がいかなる成果をあげるかについて疑わしく思っており、農業国および低開発諸国の犠牲の上に、工業諸国の経済的地位を強化しようとしていると考えております。

列国議会同盟によって討議される主要議題の一つは、ここ数年間、国際貿易に対する障害を排除するのに最も適した方法いかんということでありました。というのは、各国間の交易の成功は平和を維持するための重要な要素だからであります。しかしながら、ヨーロッパを欧州経済共同体及び欧州自由貿易連合というような経済ブロックに分割することは、大きな障害を生じせしめるものであります。かかる人工的な貿易障壁を設けることは国際緊張を緩和し、世界に健全なる政治的経済的気風を導き入れることを妨げることになるのであります。」

クックスレイ氏（ニュージーランド）

「ニュージーランドの国民生活は、ウール、肉、バター、チーズの輸出にたよっております。わが国の主要な取引先は英国であります。従って英国が欧州共同市場に加盟を考慮していることは、ニュージーランドにとって非常に重大なことであります。現在、ニュージーランドは、欧州共同市場の日蔭におかれております。しかしながら、ニュージーランドは、ヨーロッパに対し偏狭な見解を抱いてはおりません。わが国は、英国が常にヨーロッパにおける責任の分担を有しており、また、常に、これを果すであろうと認めております。

英国の共同市場参加に関する決意と責任は、英国自身のものでなければならないということは、全く自明の理であります。わが国は、英国がヨーロッパの強力な友邦によって加盟を承認されるについて、英連邦の友邦を犠牲にしたり、損傷したりすることがないように希望いたします。私は、英国及び英連邦諸国が特別な問題を有していることを、ヨーロッパの諸国は認識していると確信しております。私はこのためローマ条約は修正されるべきであると思います。」

アミーン・ハフェズ氏（レバノン）

「一次産品生産諸国に対する欧州共同市場の影響について特別な注意が必要であります。共同市場の思想の背後にある動機は、政治的なものであることは明白であります。西欧諸国は、米国及びソ連という世界の二大ブロックの間にあって、自らの立場を維持したいと望んでいるということです。この目的を達成する手段は、諸国の経済力を統合し、その輸出産品価格に対する最低限を定めることができるような大きな独占的勢力を、一つの統合ブロックとして設立するために生産能力を強化することであります。このようなブロックは、自国民の利益に合致する経済の建設に乗りだした諸国に深刻な打撃を与えることになります。ブロックが経済的に異なった二つのグループ――即ち、一つは完全な工業的発展をとげた強力な西欧諸国であり、他は政治的独立を達成したばかりのアフリカ諸国でありますが――から形成されているのは不自然であります。こうした事実は、アフリカ諸国が欧州共同市場が要求する原材料を生産しなければならないこと、また、こうしてアフリカ諸国は多種多様の生産物を作り出したり、自己の経済的要求に従って輸出を行なったりする自由をうばわれるであろうということを意味しております。」

ボリソフ氏（ソ連）

「経済社会委員会の報告は、欧州自由貿易連合及び欧州経済共同体が貿易の発展の面からみて成功したことを述べております。しかしながら、この報告が全く公平な立場で述べられたものとは言いがたいのであります。なぜなら、第三国、特に経済的に低開発な諸国に対し、これら共同体がもたらす損害については全然ふれていないからであります。

共同体加盟諸国は、その関税を引き下げ、相互貿易における制限を解くことを取りきめました。これは共同体加盟国間の貿易に有利でありますが、第三国はかかる恩恵に浴すことは全くできません。この事実は、欧州経済共同体の活動が、いわゆる連合した領土、これらの領土は、以前は欧州経済共同体加盟国の植民地だったのですが、この領土における経済を破壊するに他ならないのであります。こうして、経済的分野において互いに協力して第一歩をふみ出さなければならないその時に、アフリカ及びアジアの諸国間に差別と分裂をひき起すことになるのであります。」

ロールフィンク氏（オランダ）

「欧州経済共同体の中核であるベネルックスは他の諸国を犠牲にして、ベネルックス三国の経済的生命をのばそうというような意図はもっていませんが、第二次大戦の結果、ベネルックスは必要となりました。ベネルックス三国はその知識と能力、努力と資源を傾注することにより、多くの人々の生活水準を著るしく高めることに成功しました。地域的もしくは小地域的統合ということは必要なことであり、これは国際経済と世界経済との中間的段階の存在であります。共同市場及び自由企業は生産面に刺激を与え、消費者に、より良いしかもより安い商品を提供することになります。ベネルックスは常に対外関税の引き下げを唱えてまいりました。

地域共同体は慣行の貿易流通を尊重しなければなりませんが、現行の貿易流通を凍結しようと考えるのは非現実的であります。この点から、商品の質と価格は非常に重要であります。

世界貿易の発展に伴なう同様な危険が、海洋貿易の正常化を妨げるような船舶に対する差別政策に見られるのであります。ここにおいても、また、諸国は、見えざる商品―サービス―の慣行流通が人工的手段によって妨げられないよう期待する権利を有しております。」

ラティーフ氏（インドネシア）

「EECの一般対外関税により原材料生産国に種々の困難を生じるでありましょう。例えば、インドネシアの椰子油は現在、無関税で、ベルギー及び西ドイツに輸入されておりますが、これは結局九%の関税がかけられることになるでありましょう。もしEECが第三国についてその対外関税がもたらす弊害に留意しないならば、EECが長年つちかって来た大きな意義を失うことになりましょう。

新興諸国の抱いている危惧の念を軽減するために、EECは、第三国からヨーロッパ市場に原材料を自由に輸出することを認めるか、または、第三国に少くとも原材料に関し、EECの海外領土と同様な便宜的処置をとることを認めるべきであります。次に、成長過程にある諸国における工業的建設が地域経済グループの形成によって阻害されてはならないのであります。第三に、EECのようなグループは、国際商品安定条約の如きものを通じ通商における安全性を確保する手段を見つけなければならないのであります。なぜなら、これこそ安定した世界経済を達成するために不可欠の要件であるからであります。」

ガマ氏（ブラジル）

「国連の研究によれば、低開発諸国は、その国民所得を一人当り年二%引き上げるためには、年額三百乃至四百億ドルの外部からの援助が必要であります。現在この援助が与えられてはいるというものの全く不十分であることは次の事実によって明らかであります。即ちメキシコ及びブラジルにおいては、年額一人あたり、たった五ドルであり、キューバにおいては、三ドル弱、アルゼンチンにおいては、二ドル弱、ベネズエラにおいては、たった七〇セントにも達しないのであります。

低開発諸国に対する国際経済援助は、原材料の価格が安定化されない限り、殆んどその価値をもたないのであります。必要な手段の一つとして、輸出入関係諸国を参加させて、基礎的商品の緩衝在庫を設け、多数国間条約を結ぶことが必要であります。二国間条約も、主要生産物の輸出を保証し、長期借款に基づいて機械を供給するための長期条約も必要であります。私は工業諸国が自国の農業生産者に対して与えている農業上の保護を廃止するよう主張いたします。」

ムブ氏（ナイジェリア）

「英国の欧州共同市場加盟に対し、ナイジェリアが抱いている危惧について申し上げます。もしこの英国の共同体参加の結果、従来の貿易関係が阻害されるようになるとしたら、発展途上にある諸国の生活水準にとって大きな打撃を与えることになるでありましょう。加盟国以外の諸国に対する保護についての危惧の念は、第三国には悪い影響を与えないという単なる宣言だけで解消することはできません。英連邦所属の成長過程にある諸国のもつ危惧の念を軽減するためには、ロイル氏の賢明なる御提案を是認することが最もよい方法だと思います。

欧州経済共同体と交渉を始めた英国政府に対し、私は物価安定条約、長期大量買付条約及び低開発諸国との通商の改善及び経済発展等を通じ、広範囲な基盤の上にたって経済計画をたてることが重要であることを強調いたします。英国政府は英連邦諸国及び西ヨーロッパ諸国を含む、より広範な地域共同体の設立を要求すべきであります。また、英連邦諸国が享受している従来の貿易関係が英国の共同市場加盟の決意によって影響されることが絶対ないことを保証すべきであります。」

マックリーブ氏（カナダ）

「カナダは欧州共同市場の最終的提案の関税にかんがみその貿易関係を検討いたしました。その結果生活状態が良くなる例はただの一つさえなく、大部分の場合生活水準は悪化するということがわかりました。欧州共同体諸国がその工業を出来る限り、発展させたいという希望はよくわかります。しかしながら、域外諸国で下等労働に甘じる国があるでしょうか。

共同市場がヨーロッパ各国、特にフランスとドイツの間のねたみと競争をやめさせ、平和へ歩みよるための一つの方法を提供していることがはっきりわかれば人々は共同市場を支持するでありましょう。

ソビエトブロックは、共同市場をきびしく非難しておりますが、もし共同市場に何か危険なものがあるとしてもこうした危険は、ソビエトブロックの貿易方法にくらべればとるにたらぬものでありましょう。

ソ連圏諸国は自らの経済的基盤の背後に政治的亡霊をもっているために他国の経済的基盤の背後にも政治的幻影をみるのであります。

カナダは多角貿易の進展を信じ、かつまた、中庸を得た政策が同盟採択の決議文に強力に反映されることを確信いたします。」

討議終了

6　成長過程にある諸国の発展

(a)　低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化。

提出書類　経済社会委員会代表、ロドルフォ・ワイドマン氏（アルゼンチン）の報告及び委員会提出の決議案

(b)　成長過程にある諸国における教育問題及び職業科学、技術訓練の諸問題

提出書類　文化委員会代表ジャマリー氏（チュニジア）提出の決議案

ゴスン氏（レバノン）議長席に着く。

ダグラス氏（事務次長）

「第一決議案に対しインド代表団、ブルガリア代表団のコストルコフ氏及びソ連代表団より修正案が提出され、また第二決議案に対し、ソ連代表団及びアルゼンチン代表団のジョフレ氏より修正案が提出されております。」

ワイドマン氏（アルゼンチン）（報告委員）

「低開発諸国が経済的発展をとげるために必要な資本を投資することを可能ならしめる貯蓄を行なうことはきわめてむずかしいことであります。人口の増加と年平均収入の減少によって貯蓄の問題はますます困難の度を加えて来ました。これは、かかる低開発諸国が必要な資本をうるために他の援助国から貸付金を借り受けなければならないということなのであります。加えて、技術援助も必要とされますので、その技術援助の結果、低開発諸国の生産面は刺激を与えられ、独自で貯蓄を行なうこともできるようになりましょう。かかる国々が自由にそれぞれ成長をとげることができることが重要であります。また、これら低開発諸国は、自国の輸出品を産出して、世界貿易を通じ、必要な資本材を輸入したり貸付金を償還するための資金を得るため、助力が与えられることが重要なのであります。過去において、先進工業諸国は低開発諸国の経済発展についての種々な面での必要を全くなおざりにしていたのであります。先進工業諸国は、こうした必要性が全く本質的な欲求だとは考えなかったのであります。先進工業諸国が他国に経済援助を与えた殆どの場合、単に友人をかち得ることが目的で援助を与えたのであります。

低開発諸国に援助が与えられる場合、いかなる外的勢力によっても影響されない自国の自由とその政治的独立を維持することが重要なのであります。」

ジャマリー氏（チュニジア）（報告委員）

「お手元に配付されております私の報告を読み上げます。」

ハイドン氏（ユネスコ）

「本年五月、アディス・アベバで開かれた会議に出席した三十九カ国は、教育という問題を一般歳入から支弁される消費サービスとしてではなく、発展をはかるための経済的支出という大切な要素として―即ち、その利潤が高率でしかも中級技術者の場合かなり収益が早く上る投資と考えております。つまり教育上の発展をはかるための支出は、貸付資金から調達されるのが適当であるということに意見が一致しました。

技術訓練におけるあらゆる段階において周到に計画、組織された一般教育による技術訓練を行なうための必要条件をまず確立することがこの分野において何よりも先に考えられなければならない緊急必要事であることを強調いたします。

こうした立場における大きな問題は、教職員の問題であります。新しい訓練計画が成果を挙げるまでに、最低五年はかかるのでありますが―中等教員の供出は他国による援助の形式の主要なものの一つであります。現在アフリカは、その発展について殆んどあくことを知らない欲望

を抱いております。

ユネスコはアフリカが欲求してやまない必要に応えるために、アフリカに対して緊急計画を実施したのであります。しかしながら、熱帯アフリカ三十五カ国の必要をすべてみたすには財政的に非常に大きな負担でもあり、なかなか思うようにまいりません。

このような状態が同盟の深い関心をひいていることはその報告書にあきらかであります。私は同盟とユネスコが引き続き相互の理解を深め、援助を行なうことを希望し、かつ、また、この援助が決議に表明されるよう希望いたします。」

散会　午後一時十分

第六回会議　一九六一年九月十八日（月）午後

会議は国会議事堂において、ゴスン氏（レバノン）が議長席に着き、午後三時五分開かれた。

(6)　成長過程にある諸国の発展（継続）

ナヤール夫人（インド）

「私はインドを代表して決議案に対する二修正案を提出いたします。先進国は低開発国に対する援助を義務として行なうべきでありますが、被援助国の固い決心と発展計画における蓄積財源の節約及び投資に関する周到なる計画がなくては、いかに多額の外国援助があっても被援助国の経済を発展させることができないのであります。

それ故、先進国は発展過程にある諸国に対する援助のため、先進国の収入の一部を取って置くべきであり、低開発国の経済の成長率は、少くとも先進国の成長率に劣らないようにすべきであります。援助は被援助国の援助利用能力に比例しなければなりません。かかる目的のため、援助というものは、多数の国が参加するものでなければなりません。各国への援助配分にあたって、諸国がその総所得の一パーセントを共同資金に繰り入れ、厳格で合理的な経済基準が採用されるならば、それはまことによい考えであります。この基準には援助の利用能力及び被援助国の必要性を含めます。

第二のインド修正案は、軍備縮少により得られる蓄財を低開発国に対する経済援助の目的に使用することを求めるものであります。また、今日は、技術援助強化を急務としております。」

コストルコフ氏（ブルガリア）

「主要生産物の価格変動が発展過程にある諸国の経済に悪影響を及ぼしております。事務総長の報告は、原料産出国の経済安定策が十分でないと述べており、同時に工業国と開発途上にある国家間との貿易は引き続き悪化している事実を述べております。かかる発展過程にある国は、国際的独占のため、十分必要な援助を受けておりません。本同盟は発展途上にある諸国保護の目的をもって、できるだけのことを行なっております。もし原料価格が安定した場合、発展途上にある諸国の多数の問題が解決されます。

今まで国連拡大技術援助計画が行なってきた諸政策並びにユネスコの開発途上にある諸国の学生養成は、非常に結構なことでありますが、これらの開発途上にある諸国は、まだその必要性を十分満たされておりません。」

コウチャバ氏（ソ連）

「最近の最も重要な問題として、発展過程にある諸国に対する援助物資の問題があります。これら諸国と先進国との格差は、狭められずむしろかえって大きくなっております。低開発諸国に対する援助は、先進国

こそ推進すべきであります。その理由は、先進諸国は、低開発諸国民に対する苛酷な搾取によって先進国になったからであります。以前の植民地保有国は少くとも低開発国の人々から奪った資財の一部を返還すべきであります。

現在、低開発諸国に対する援助には、種々の条件が付されており、西欧諸国の外国投資資本額は増大してはおりますが、発展途上にある諸国の産業問題は、依然として未解決でありさらに発展途上にある国に行くべき収入は西欧諸国に帰属してしまうことが多いのであります。」

ジョフレ氏（アルゼンチン）

「低開発国の原料の利用、工業化を助成することが肝要でありますので、養成された技術員が非常に必要であります。低開発国は、多数の労働力を有していますが、あまり技術者はおりませんので、技術養成ということが重要になってくるのであります。

技術養成計画は、関係各国の特殊性に適合するよう調整しなければなりません。その理由を申し上げますと、技術養成計画はどこの国にも適用される計画を作成することが不可能であるからであります。しかし、どこの国においても適用できる一般原則があります。この原則というものは、青年の道徳教育並びに技術教育であり、技術訓練を受けていないものに対しては、技術援助を行なうべきであり、農業国はその国民が近代農業機械等を操作できるようにするため技術教育を行なうべきであります。

大国が心に留めておかなければならないことは、大国といえども同じ一つの世界に住んでいること及び国家の進歩というものは、船団を組んだときの船のように最も遅いものに速度をあわせて進むべきものであるということであります。」

秋山俊一郎氏（日本）

「富める国と貧しい国との間の所得水準のギャップは大きくなり続けております。低開発国に対する双務的、多角的な援助量を増大させるため、努力が払われて来ましたが、援助量の増大だけを目的とする計画には大きな制約があります。民間投資の促進、低開発国の輸出の拡大、先進工業国の安定した経済の成長の維持を含めたより広い面からの問題解決が必要であります。このためには従来以上に、先進工業国と低開発国間の緊密な協力が必要であります。我が国は、輸出入の四五％程度を低開発国の市場に依存しております。これら低開発国との貿易は、我が国の国民総生産の一〇％に当っております。従って我が国の将来は、低開発諸国における貧困克服の戦いの結果に、密接に結びついております。我国は、財政的及び技術的援助を増大するために全力をつくしてきたのであります。」

（演説全文及び英文一六三頁参照）

イオナスク氏（ルーマニア）

「アフリカは地球面積の約二十パーセントを占めておりますが、工業生産量については世界生産量の一パーセントしか占めておりませんし所得については、全世界所得の三パーセント以下及び貿易については世界総額の六パーセントしか占めておりません。ラテン・アメリカは世界人口の七パーセントを有し、地球表面積の十五パーセントを占めておりますが、その工業生産量は世界の五パーセントしか占めておりません。

低開発諸国の膨大な必要性に対し、一九六一年から六二年までの米国の援助はたった四十七億ドルであります。さらに米国の援助型式には疑問があります。それは、米国の援助はある経済分野にだけ与えられ、援助資金の九〇パーセントは米国内で使用すべき旨の条件付のものであります。

ルーマニアは、キューバ、インドネシア、インド、アラブ連合及びスーダンと一連の長期間の協定に調印いたしました。一九六〇年には、アルゼンチン、ブラジル及びウルグァイとの貿易量は一九五九年と比較して三十四・五パーセント増加し、東南アジアとの貿易においては八九・一パーセントの増加、中近東との貿易においては、六五・八パーセントの増加となっております。」

アームストロング氏（オーストラリア）

「東欧代表が、米・ソの援助を比較したことは遺憾であります。米国の低開発国援助は多くは贈与でありますが、ソ連が贈与する援助はごく僅かしかありません。最も重要なことは、援助というものは大量であり、かつ、有効に使用されるようしかるべき指導が行なわれねばならないということであります。同時に被援助国は受けた援助を最も有効的に使用するように教育を受けなければなりません。

以前の植民地国に対する多数の批判のうちには、当然なる根拠があるものがありますが、すべてがそうであるとは言えません。帝国主義はさかんに愚弄されておりますが、当然、その功績を認めるべきところは認めなければなりません。現在新興国は多数に及びますが、これら新興国が一つ認めなければならないことがあります。それは現在自分達が置かれている状態というものは、以前の自分達の植民地支配国の援助及び応援がなくては達成されることができなかったことであります。

第一次産品の価格変動により、新興国は、長期計画を作成することができないのであります。第一次産品の価格が五年以上安定した場合には、新興国の基は強固になります。

グレシャム・クック氏によれば、小企業の時代は過ぎ去ったとのことであります。新興国の産業は小企業が多いので、もし共同市場がこれらの小企業を危機に陥れる場合には、現在の困難の度をさらに強めるものとなります。」

ワイドマン氏（アルゼンチン）議長席に着く。

リンドブロム氏（フィンランド）

「発展途上にある諸国に対する援助問題は、現実主義に基ずいて誠意をもって考慮することが最も重要であります。発展途上にある国は、援助問題を単に『慈善』として与えられるものでないということを、自分達自身援助を受ける国の立場でありますが、援助供与国の立場になって理解しなければなりません。この問題は、全関係諸国にとって同様に意義のある建設的な世界的経済活動を含むものであります。誰しも、このような純粋な経済問題に政治的利害あるいは義務を付すことは正しくないのであります。

人類の文化的及び経済的発展というものにより世界の国際関係は『資本と力』という観念だけに頼ることができなくなりました。ここに私は、現在の不安状態に代って、国家間にも個人間にも平等な関係が進展することを希望いたします。

発展途上にある国に対する技術援助は、先ず、発展しようとする国自体の問題でありますが、先進国側としては、かかる発展途上にある国に対しては、両者の関係を、誠意をもって現実的に考えるという立場に立って、援助の手をさし伸べることが肝要であります。」

ヘラス氏（セイロン）

「国際的な調和を実現するには多少の障害があります。即ち、黒人の差別、経済の不平等などであります。これは、進歩の達成に大きな障害になると思います。

各国間の交際というものは、公正にして利己的でない原則に基ずいて行なわれるべきであります。余り恵まれていない国に対して援助を行な

う諸国は、その返礼として単に好意だけを期待すべきであります。これらの援助は利己的な動機で与えられるべきではありません。

私は、大国に対し『力』の政治に固執しないことを希望いたします。同時に、私は大国が飢に悩む数多くの人々を救うため誠意をもって行動して下さるようお願いする次第であります。世界各国間の関係はますます密接になってきましたので、世界のある地方で起った事件は、直ちに他の地方へ影響を及ぼすのであります。大国による核兵器生産は、小国を脅かしておりますので、大国に対しては核兵器の生産を中止することを勧めると同時に、また、その代りに、平和と共存を保障するよう勧めます。平和と共存というものは、低開発国の道徳及び経済の発展を助成する状態を醸成することになります。」

カーグマン氏（イスラエル）

「目下審議中の問題は、今日、最も有意義、かつ、緊急を要することであります。特に、その理由は、裕福な国がますます裕福になり、貧しい国は、ますます貧しくなってゆくからであります。即ち貧富の差が次第に大きくなってゆく現状であります。

民主的生活方法及び各種形態の議会政治の試練の一つは、経済的貧富の差を克服するのに貢献するかいなかであります。

低所得は投下資本の蓄積ができないということを意味するものであります。この問題の唯一の解決方法は、富める国から相当量の資本を与えることであります。

ただし、このような問題は大規模な援助だけでは解決できません。援助を受ける国は生活のあらゆる分野において努力して、その援助を使用しなければなりません。その際独創力をもって社会全体の力及び社会組織を使用し、彼等自身の発展を前進させる社会指導者を生み出す社会状態を作り出すべきであります。」

国際連合事務総長に関する件

同盟会議議長

「国際連合事務総長ダグ・ハマーショルド氏は、アフリカで殉職されましたので、各代表は、この人類と平和のための偉大なる功労者に対し敬意を表していただきたい。」

会議は二分間の黙禱を捧げた。

アロット氏（米国）

「米国は資本家階級を擁護するため軍事援助を与えているとソ連代表は申しましたが、私は、断固、ソ連代表の発言内容を否定するものであります。米国においては、どこにも、ある地区の人々が経済的苦難をのがれようとしたり、または自由を求める場合に、これらの人々を移動させない目的をもって、有刺鉄線や外壁を作っている所はありません。

今日の世界は新しい思想を要求しており、今までにない新しい協力及び新しい理解を声を大にして求めている次第でありますが、先ず第一に、低開発国の真の発展を求める願望を、低開発国の人々自身が抱かねばなりません。低開発国の発展というものは究極的には、新興国が、自国の資源及び労働力をどの程度利用することができるかにより決定されるものであります。

米国は、この決議案の本旨に対して強く反対するものではありません。しかしながら、もし決議自体が、希望を表明するだけでなく、何か実益をあらしめるには、外国の民間投資を希望する国は口先だけでなく、外国の民間投資に好ましい状態を作るようにしなければなりません。一人あたりの財産が最も多い諸国は、民間企業によって支えられている国であり、かかる国においては労働者は、自分達の生活改善のため自由に動くことができるということを忘れてはなりません。」

会議は、午後五時から午後五時十分まで休憩した。

ワイドマン氏（アルゼンチン）議長席に着く。

チョケット氏（カナダ）

「戦後、わが国の外国に対する援助は、一九六一年から六二年の援助額を含めて、四十六億二千九百四十五万ドルであり、このうち、概ね四十億ドルが戦後の救済、再建及び相互援助に支出されております。総額四億七千九百三十六万ドルが経済援助計画及び特別援助計画に割当られました。

主な計画は、コロンボ計画であり、三億八千二百万ドルが、一九五〇年以降支出され、そのうち五千万ドルが現在の予算に含まれているものであります。カナダ、西インド援助計画に基ずいて五年間に一千万ドルが支出されております。連邦技術援助計画、連邦奨学、フェローシップ計画、特別連邦アフリカ計画は、今後三年間、総額一千五十万ドルになり、技術援助、教育援助、アフリカの英連邦諸国の主要計画及び多数国によるその他の諸計画に与えられるものであります。さらに国連の諸計画活動以外に、カナダは、国際銀行、国際通貨基金、国際金融公社及び国際開発協会の一員でもあります。」

マックレイ氏（カナダ）

「ＩＬＯの活動について申し上げます。一九六〇年、カナダを含む三十五カ国が低開発国において二四三件のＩＬＯの活動に従事しており、その供給した技術者は二三六名に及んでおります。また低開発国からは一〇四名の技術学生が養成をうけるため欧州及び北米に来ております。

技術援助は、特に戦後ＩＬＯの活動の基本的な一つとなっており、その目的は、低開発国の生活水準及び労働水準を世界的なレベルまで引きあげようとするものであります。ＩＬＯは、世界の低開発地域の地域社会における生活及び活動の状態を改善するため、一九六二年地方開発十年計画を提案いたしました。

特別科学技術の分野において協力して行なう研究が必要になっており欧州経済協力機構（ＯＥＥＣ）の活動にこの必要性が反映されております。カナダは一九五〇年以来ＯＥＥＣの準加盟国であります。ＯＥＥＣは経済協力開発機構に改変され、将来、わが国は正式加盟国になる予定であります。

低開発国に供与される最も重要な援助は、知識を与えることで、この点、教師の問題は、最も重要な要素であります。わが国は、できるだけ多くの教師を新興国及び低開発国へ派遣しております。」

ハロルド・デイビイズ氏（英国）

「ハマーショルド氏の悲劇のニュースを聞きましたが、われわれは、同氏に同行した諸氏の生死が気にかかります。ハマーショルド氏に対する態度というものは、人によって異っておりますが、同氏は、国連の理想及び低開発国の人々の向上のために、全能力、全精神、ついには生命までも捧げてしまったことは周知の事実であります。

英国は、もはや世界最大の国ではありませんが、私の信じる所では、英国は世界の建設的思想に貢献するという意味においては、決してわが国の立場は失われておりません。私の同僚のホール氏は、非常に大切な発言を行ないました。われわれ政治家は、その発言の意味を理解する必要があります。現在の世界情勢においては、言葉は、人間が言葉を使用するのでなくて、言葉が人間を使用しているのであります。本同盟が人類の将来に貢献するためには、同盟の機構は、もっと改善されねばなりません。そして、いつしか、各国が独自の立場で行なっている外交に対し、同盟自身の外交を行なうべきであります。その理由と申しますのは、真理というものは、世界問題を論ずる最も重要なものであり、同時

に、本同盟会議に参加された代表は、各国民の代表であり、たまたま政権をもっている政府の代表ではないからであります。」

ブリト氏（ブラジル）

「低開発国は、十分に技術者やその他熟練工を養成することができませんので、先進国と競争することができません。これらの低開発国が先ず第一に必要とするものは教育事業であります。もし子供達が教育を受けたならば、低開発国の人々を拘束している経済的依存状態を打破することができます。それ故、将来の教育を考慮することが一番大切であります。もし教育上の援助が行なわれなかった場合に、発展途上にある国に対する援助の価値及びその意義は失われてしまうでしょう。

低開発国に供与される援助というものは、低開発国の利益のためだけでなく、貧富の差が少くなるということは先進国にとっても利益になるのであります。発展途上にある国の経済的進歩は、その購買力を向上させるのみではなくて、さらに、工業国の完成品の市場を拡大させるものであります。」

ド・モンテスキュウ氏（フランス）

「もし、東西両陣営が帝国主義の夢を捨て、そのイデオロギーや独断的主張、あるいは、資本主義やマルキシズムにとらわれることなく、共同一致して努力することができる状態を作れば、世界経済を進歩させることができます。かかる理解によりOECDや国連の指導の下に共同戦線を作ることができます。OECDや国連というものは、血なまぐさい戦争の道具にならず、平和という事業を完遂することができるのであります。

現在の低開発国援助は、時として冷たい戦争にまで発展することがありますが、これは、被援助国が最も損することになるわけであります。援助を受ける国は、多数の国からの援助を望んでおり、これらの援助は、被援助国の独立を保障する国際機構から分配されるものであります。

引き続き増大する軍事費は、援助額を非常に少額にし、発展途上にある国の一人あたり一ドル九セントまで引き下げました。さらに、援助についての現在の相対立する考えのため、援助供与の精神が間違っておりそれはもはや援助ではなくなり、援助という名前の武器になっております。」

ドウ・カオ・ミン氏（ベトナム共和国）

「世界人口の四分の三の人々の生活水準は不当に低いものであり、新興国で、自国の天然資源を利用できる国は少ないのであります。科学の進歩のため、既開発国と低開発国間の差は、日々拡大しております。しかしながら、新興国は、独立達成後、植民地主義が残した低開発の状態を克服するため、最少の時間で、最大の努力を払って来たことは事実であります。

援助というものは、長期的計画に基づいて行なわれるべきものであり、政治的圧力等を伴なってはならないものであります。最善の方法は、国際連合のものであれ、地域的機関のものであれ、経験に基づいて、関係問題をよく理解でき、かつ、各種の援助計画を調整することができる国際機関を強化することであります。

もし、人々が平和と公正を求めんとするならば、破壊的行為あるいは、外からの干渉を受けないようにしてやることが最も大切であります。しかし、現実の状態はこれとはほど遠いのであります。」

ピチョトカ夫人（ポーランド）

「教育というものは進歩の基礎となるものであり、教育というものは、その効果がすぐにあらわれないので、この教育に資金を与えることは、難しい問題であります。このことは、特に開発途上にある国において顕著であり、これらの国においては、財政的に制限があり、投資の必要というものは無限といってよいほど大きいのであります。しかしながら、ある資料によりますと、教育もまた生産の一の要素と考えるべきだとの由であります。例えば、四年間教育を受けたものは、文盲の人より四三パーセント増の生産をなし、中学教育を受けたものは一〇八パーセント増、大学あるいはその他専門技術の教育機関で養成されたものは、三〇〇パーセント増の生産を行ないます。同じような資料を農業従事者についても手に入れたら興味深いものがあると考えますが、多分、ユネスコがもっていることと思います。

教育計画は、その関係国の一般経済発展計画と関連して行なわれるべきであります。技術教育が行なわれる分野を決定するには、長期経済を十分考慮せねばなりません。また、同時に、急務としなければならないことは成人の訓練であります。」

アブデネビ氏（チュニジア）議長席に着く。

リガニ夫人（ルーマニア）

「新興国は、最近植民地的支配から脱し、現在大いに発展する見込みがございます。教育の発展及び成功に必要な物資の生産には、資金を要することを忘れてはなりません。もう一つ、忘れてはならないことは、大多数の新興国は植民地搾取の結果貧困に陥っていることであります。それ故に、最近解放された国々は、外国からの実質的援助を受けなければなりません。

必要な投資を行なうことは、以前の植民地支配国の責任であります。国際連合の職員による援助の実施は、発展途上にある国に対する植民地的支配の再現のように思われます。」

ブランコ・デ・サリナス夫人（ペルー）

「同盟会議の日程に低開発国の経済発展に対する国際援助を議題として記載したことは、これら低開発国が直面している重要問題に対する関心が大きくなっていることを示すものであります。これらの問題は、これらの原因及び必要な経済技術援助を含む適切なる措置を組織的に研究することによって解決することができます。

国家にとっては、その国民程大きな国家的財産はありません。ラテン・アメリカ諸国を含めて、自国民の膨大な能力を真に知ることができない国が相当数あります。わがペルーの人口は、千二百万人であり、そのうち六百万人は、殆ど生活に必要な品物を生産しておりません。これらの人々は、技術的知識、教養及び資金もあまりもっておりません。ここに御出席の代表は、もし低開発国が、自国民を国民経済の向上のため十分動かすことができるならば、世界の工業及び農業の発展にいかなる効果を生ぜしめるかを想像することができましょう。」

ドゥボー夫人（フランス）

「低開発国に対し技術援助、借款あるいは機械を提供する場合、これと平行して低開発国の住民自体の啓蒙を行なってゆかなければ、これらの援助は無駄になってしまいます。これらの低開発国がその目的を達成する手段は、その国民を訓練する以外に方法はありません。

先進国は、新興国に対し、技術者を派遣しておりますが、これだけでは十分と申せません。必要な技術者は、発展途上にある国において養成されねばなりません。しばしば、教養のある特定の人々だけが技術訓練を受けておりますが、これは、一般大衆と直接関係を有する人々ではありませんので、大衆全体を向上させるために、少数の人々を養成することは、十分とは申せません。自国の経済を促進できるように養成し得る能力を有する男女を大衆の中から見出さなければなりません。」

午後六時四十分　休憩
午後九時五分　再開

セント・ジョージ夫人（米国）

「発展途上にある諸国は、植民地支配から脱するや否や、自由と隷属を区別する決定をしなければならないので、自由な議会制度の継続強化に特に重大な関係をもっております。低開発国は多少の欠陥があるにせよ、自由主義を選ぶか、あるいは警察国家的残忍性を有する独裁君主的な制度を選ぶかのいずれかであります。過去においては専制政治を顛覆することができましたが現在は誰れも警察国家を顛覆することはできません。外からの侵略という手段による方法しかございません。発展途上にある国はこの事実をよく考慮すべきであります。世界の自由諸国の議会関係専門家や代表は、自由を獲得することを欲している人々には、進んで彼等を援助し、同時に発展途上にある国の人々が自由を獲得することができる最善の方法を教えてやるべきであります。世界情勢は、この二、三週間のうちに、ソ連の核実験再開により非常に悪化してきました。

われわれ議会人は、いかなる場合にこの情勢悪化の非難を受けるのでしょうか。われわれ議会人は、罪を犯したというより、むしろ怠慢であったというべきであります。その理由というのは、議会人が平和のためにとるべき措置につき各自の議会において十分にその影響を及ぼすことができなかったからであります。」

コンツェット氏（スイス）

「私は、ワイドマン氏の御発言と同意見であります。発展過程にある国に対する援助は冷たい戦争とは全く別なものであるべきであります。一方ある援助を受け入れている国においては、まことに遺憾な方法で

援助を利用しております。これらの国の指導者は、国民の福祉増進というより、むしろ自分達の私慾をみたすために援助を利用しております。

援助計画は、経験不足から、その計画参加国がいろいろの損害をこうむっております。飢えと疫病をなくすための努力と、発展途上にある国の人々を教育することは、非常に豊富な経験と忍耐が必要であります。他の国で、五十年かかって達成したことを五年間で成し遂げようと思うのは間違いであります。しかし、もし比較的短時間であるものを成し遂げようとする場合には、開発計画というものは、落着いた、かつ、冷たい戦争に影響されない環境の下で行なわれなければなりません。この目的を達成する最善の方法は、有能な職員をもっている世界保健機構や食糧農業機構のような国際機関に、援助を受ける国と共同して開発計画を立案させることであります。」

モヒディネ氏（アラブ連合）

「低開発国に対する援助の年額は、平均して三十五億ドルを出ませんが、国連の専門家は、開発途上にある国の非常に大きな需要をみたすには、年額三百五十億ドルが必要であると見積っております。国際機構により与えられる援助は、年額約十億ドルと見積られており、これらの国際機構は、その他の方法によるよりはるかに大きな効果的かつ積極的な貢献をなすことができますが、年額十億ドルの援助は、援助総額のほんの一部にしかすぎません。それ故に、低開発国は、自国の自由を制限するような条件が生じる方法に訴えても援助を求めなければならない状態であり、またこれにより冷たい戦争に巻き込まれることにもなります。

相互援助額は、国民所得の〇・一パーセントから一・三パーセントまでの間でありますが、三十五年内に低開発国の生活水準を倍増するには、この目的のために既開発国は、その国民総所得の四・四パーセント

から七・五パーセントを投入せねばなりません。全世界の軍備費は、年額一千億ドル以上であり、もし、この三分の一が、開発途上にある国に与えられるならば、世界情勢は、短時間で一変することでしょう。

さらに、援助額というものは、平等に分配されておりません。例えばイスラエルは一人当り一〇〇ドルを与えられ、この十二年間にイスラエルには二十億ドルの援助が与えられております。しかし、ガーナに対しては一人当り四ドルであります。経済発展のための国際機構は、強化されなければなりませんし、また援助が公平に配分されるように保障するためこれらの経済援助機構構成国は、皆平等に表決権を行使するようにしなければなりません。終りに、国連開発基金が、直ちにその機能を発揮すべきであることを申し述べておきます。」

モルナール氏（ハンガリー）

「原材料価格の安定ということが、最も大切なものであります。貿易事情の悪化により低開発国のこおむった損害は、低開発国に与えられる外国援助により代償されるものではありません。原材料価格の下落により経済援助が帳消しになったにもかかわらず、原材料価格下落を克服する措置は何もとられておりません。

現在、急務として要請されているにもかかわらず、資本主義国は、どうして原材料の価格下落の悪影響に対抗措置をとらないのか不思議に思います。なぜ対抗措置をとらないかということは、第一の理由として資本主義経済は、個人の利潤をその基盤としているからであり、また産業関係者は、製品生産のため原料を使用し、その生産過程において膨大な利益をあげるからであります。第二に、これらの資本主義国は、原料価格が騰貴すると支払決済が困難になるからであります。製品価格を定着させることは、社会主義経済においては実現可能でありますが、資本主義自由企業体制の下では不可能であります。資本主義機構では、発展過程にある国が実際に処理しようとする問題に対して有効な解決を見出すことはできないことは明らかであります。」

カルメル氏（イスラエル）

「現在、非常に強く感じられる基本的要素が二つあり、その第一は、多数の国を独立に導いた民族主義の再現であり、第二は、科学技術を著しく発展させたことであります。

政治的平等というものは、それ自身、経済上の平等及び社会発展上の平等に通じるものではありません。しかしながら、先進国が協力的精神と好意をもって、科学を活用するならば新興国は科学の力により大いに発展することができ、かつ、国際社会に完全に参加できるようになり、かくして、各国間に平和をもたらすことになります。

経済発展に必要な要素は、科学知識、資本及び労働力の三つであります。これらの三要素というものを研究することによって、発展途上にある国の実際の能力を査定し、有効適切なる発展計画を立案し、かつ、実行に移すことができるのであります。外国からの援助は開発を促進するために必要とされるものであり、特に、人材の養成を促進させるものであります。この点、新興国は、全く外国の制約を受けない有効な共同体制を作ろうとしております。」

マクミラン夫人（ニュージーランド）

「国際経済援助は、十五年前には想像できなかった程大規模になっておりますが、今なお、低開発国及び新興国の成長をさらに促進するため、援助を強化する必要があります。それ故、三つの施策が必要であります。第一に援助の増大、第二に、現在の援助実施方法をさらに有効的にすること及び第三に、経済成長促進のため最も生産的方面に援助を活用することであります。

わが国は、最も大切な要素の一つは、この三番目の施策であると信じております。経済の最も重要な部面に長期的、かつ、広範な影響を及ぼす計画は、単なる末梢的なものよりも優先的に支持されるべきものであります。特定の計画に無関係な多額の援助資金や機械等を無差別に提供することは、少しも経済成長促進に貢献するものではありません。

わが国は、コロンボ計画を通じて経済援助を行なっており、さらに、三万ポンド相当の工業設備を、シンガポールに設置される工業研究機構に提供することになっております。この資金と技術を組み合わせた援助は、援助供与の理想的な方法であると言えます。

低開発国は、工業国内に自分達の主要生産品の輸出市場を見付けるのに非常に困難を感じております。さらに先進国が緊急に必要とするところは、主要商品の世界的流通を促進するため国家的貿易政策を調整することであります。」

ダウドール夫人（アイルランド）

「自由というものは獲得するだけでは、十分ではありません。最も重要なことは、自由と独立は、その完成を期するためその初期において、十分注意を払って育てられるべきであり、かくして、完全な勝利が得られるのであります。

あらゆる分野における教育は、独立と自由という目的を達成するのに大きな役割を演じることは確かであります。適当な教育施設のないことは、それだけ不幸な結果を生じるものであります。ユネスコ以外には、かかる教育関係の重要にして、かつ、緊急な仕事に適した国際機構はありません。幸いに、わがアイルランドは、ユネスコの一員として加入しており、わが国の財政に応じてユネスコ活動のため相当額の醵金を行なっております。私は、米国大統領が『前進のための協力』をはじめようとする度量の大きな態度に賛意を表するものであります。」

近藤信一（日本）

「世界の識者が低開発国の経済的、社会的発展の重要性を深く認識してきたこと、また、過去十年にわたり開発援助強化のための努力が重ねられてきたことを知り、喜ばしく思っております。しかしながら、このような援助を実効あらしめるか否かは結局、成長過程にある諸国が、これを吸収し、消化する意欲と能力にかかっております。我が国は過去半世紀の間に近代的発展の過程に着手しましたが、この短期間に成しとげたかなりの成功は、種々他の要素もありますが、我が国の指導者達が賢明にも工業化に必要な教育と技術訓練を促進したことによるものであります。日本には『急がば廻れ』という古い諺があります。教育及び技術訓練の分野における努力は、工業化の達成という点では、一見廻り道のようにみえますが、長い間には、それが最も実り多い成果を産み出す最良の方法でありましょう。」

（演説全文及び英文一六五頁参照）

チオルガ夫人（ソ連）

「新興国が経済分野において、種々の困難に遭遇するのは主に資格を有する専門家が不足しているからであります。もし、経済的後進国において、人々が読み書きができないとしたら、専門家が、後進国へ派遣されてもどんな活動ができるでしょうか。これらの後進国においては、基礎教育が行なわれなければならないし、かつ、無学というものを排除しなければなりません。わがソ連は、この教育関係では大きな経験をもっておりますので、他の国に対しても、われわれの経験を喜んで教えて上げます。ソ連邦の中央アジアの共和国は、最近まで後進国でありましたが、現在は、多数の資格のある専門家がおり、また一万人につき百人を超える高等教育を受けている学生がおります。

現在ソ連の教授達は、インド、ビルマ、アフガニスタン及びその他の国で働いております。わが国は多数の国に対し援助を提供しており、ボンベイにおいては、技術専門学校を設立しており、アジア及びアフリカ諸国においては、その他の専門学校を設立しております。また多数のアフリカ及びアジアの学生達が、ソ連の大学に留学しており、これらの援助は、すべて無償であり、ひも付ではありません。

これに反し、植民地主義者は、独立後ヨーロッパの技術専門家を使用させることを強要するため、発展途上にある国における専門家の養成を阻止しております。これは、新しい形の植民地主義であります。」

トラ・バン・トレイ氏（ベトナム共和国）

「発展途上にある国における教育制度には二種類あり、この二つの教育制度に矛盾があります。ベトナムにおいては、人間性と国家繁栄を助成する実際的な問題に基礎を置いて子供達を教育することにより、教育問題を解決しようとしております。

ベトナム議員団は、国連及びユネスコを通じて、学校、学校施設及び教員の養成について発展途上にある国を助成することを主たる目的とする『国際教育基金』とでも称する特別基金を設立することを各議員団に勧告いたします。私は、この提案が決議案中に追加されることを希望いたします。

発展途上にある国においては、学校が不足しており、さらに教科書も不足しております。また科学技術教育を非常に必要としております。学校制度というものは、もっと近代的な時勢に追いつくよう再編成されるべきであります。」

デシ氏（ハンガリー）

「低開発国の科学技術教育の発展が遅れていることは、前の植民地支配制度の結果であり、この制度のもとではこれら諸国民の進歩は阻害されております。現在、多数の低開発国は、政治的独立を達成いたしましたので、今度は、経済的独立を達成するため最善の努力を払っております。この目的達成には、多数の専門家が必要であります。

前植民地支配国というものは新興国の発展が遅れていることに対し、大きな責任を有するものであり、この方面においては、以前植民地支配国であった国々が、主として貢献を行なうべきであります。発展途上にある国は、技術教育の必要性や専門家の必要性を言明すべきことをお勧めいたします。同時にかかる発展途上にある諸国は、国連の特別機構による教育、技術養成に資金を提供するよう、先進国に対し実質的援助を求めるべきであります。」

モンヤルダン氏（アルゼンチン）

「私は『文化』と『唯物論』の意味につき疑問があります。決議案は、ほとんど、問題の物質面だけに関心を示しております。唯物主義は、多分、現代の邪悪の面と言えます。セント・トーマスによれば、少しでも福利というものがなければ礼節を守ることができないということであります。もちろん、物質的福利を保障する必要がありますが、同時に教育というものが伴わなければなりません。欠乏というものは取り去らねばならないことはもちろんでありますが、多分、『種々の欠乏』という言葉を使用した方がよいと思います。すなわち、道徳的欠乏、知的欠乏、技術的欠乏等があります。実際に精神的な思想がなければ、何ものも達成できませんし、援助を受け入れる側の国民は、機械の奴隷になることにより、完全な奴隷状態に陥ってしまいます。

教育というものは、若い世代が人類の団結という精神に基づいて育成されさえすれば、人類全体に大きな利益をもたらすでありましょう。

これからの若い世代は、技術訓練を受けなければならないが、かかる訓練においては、人間の精神という見地からみて、最も重大な道徳をも教えなければなりません。」

スピット氏（インドネシア）

「経済援助というものは、援助受入国に利益をもたらすものであり、これらの援助受入国に自由に援助の種類とその使用方法を選ばさせるという積極的な考えがその基礎とならなければなりません。低開発国が必要とし、かつ、自国の利益に合致する援助は条件付でなく、援助提供国の利害に関係なく与えられなければなりません。

インドネシア代表団は、軍事支出削減とこの経費を経済援助に使用することを勧告する決議案文に同意いたします。また、わが議員団は、十分な市場及び主要生産品の安定した、かつ、十分ひきあう価格の必要を述べている案文にも賛成しております。国連の統計によれば一九五七年度の貿易変動は低開発国に対し三十億ドルの損害をもたらし、これは、同年、低開発国が受けた経済援助より、はるかに、大きなものであります。

低開発国は、植民地経済を国家経済に転換させ、帝国主義の影響及び封建制度の遺物を拭い落す必要があります。」

ゼルゼリ氏（チュニジア）

「植民地支配国は、低開発国が自国の支配下にあった当時、投資を行ないましたが、その利益を再投資する代りに株主に対して、配当を与えました。スエズ運河の国有化等の処置は、配当の流出を禁止し、再投資を推進するために必要でありました。

わが国は、税法上の優遇措置を含む民間資本を導入する法律を制定いたしましたが、民間資本は導入されておりません。援助の第二資源というものは、その国の貯蓄であります。わが国は、国民に対し生産の向上と消費節約を勧めております。わが国は輸入を制限し、輸出を奨励しております。わが国は、貯蓄の流通と投資という二つの目的をもって、国内投資銀行を通じて特権階級に対し国内再投資を勧めております。ボルギーバ大統領は、チュニジア国民は政治的支配から解放されるため戦ってきたが、さらに低開発ともっと激しい戦を開始しなければならないと言っております。相互協定による援助というものは、政治的性格を有し、不安定かつ危険なものでありますので、援助提供の方法は、国際機関を通じて行なうことが一番よいのであります。」

ポレドナク氏（チェッコスロバキア）

「世界情勢は、低開発国のほとんどの国が低開発国自身が利用できない大きな潜在資源を有しているところに悲劇があります。不幸にして、これらの低開発国の輸出は、先進工業国の輸出速度と比較して、近年その半分の速さでしか拡大しておりません。

後進諸国との経済関係は権利の平等と内政不干渉の基礎の上に発展させなければなりません。従って、チェッコスロバキア代表団は、決議案の第一節を、この問題に関する国連の決議と一致させるため、軍事的及び政治的条件に関する記述を含むよう改めるべきであると考えます。

後進諸国の急速な発展を確実にするための効果的な援助を与えることができる一つの道があります。即ち、もし世界の軍事予算が削減されるならば、後進国に対する莫大な額の投資が可能であります。」

バーテン氏（オランダ）

「会議に提出された問題は、世界的諸問題の核心をなすものであります。これは、強い責任観念を有する大勢の人々によって検討されなければならない問題なのであります。このことに関して、人は、生れながらにして、能力のギリギリ限度まで、おのれに課された職務を遂行しようとする傾向があります。科学において人類は、華々しい成功をおさめました。そこで、私は経済界においても同じく成功をおさめることができると思います。

人類は、今や、地球の大気圏外に到達しました。人類のこの成果から見ると、人類に幸福をもたらすために払われた努力がいかに少いものであるかを知り、まことに残念に思います。人類は宇宙を征服することができる立場にあると考えられているのに、今もって、地球人口の四分の三の人々に十分な食料を与えることもできないのであります。インドにおいては、二十歳まで生きられる子供は僅かに半数です。アフリカでは、子供の二〇%しか初等教育を受けることができません。中央アフリカの一つの村に一台のミシンを供給する方が、月に到着する宇宙船の成功よりも人類により多くの幸福をもたらすのであります。」

マリノンスカ夫人（ユーゴスラビア）

「多数の低開発諸国と少数の先進工業諸国との間の経済的不均衡が是正されないかぎり、世界の大多数の人々が各々その所を得て十分に活躍することはできないでありましょう。

表面上、経済的解放の達成という点では、開発が不十分な諸国の方が、他の諸国よりも一層大きな関心をもっていると思われます。しかし、これはあくまで皮相的な見方です。深刻な経済的諸要因のため、高度に開発された諸国が、世界人口の三分の二を占める広大な地域から低開発性を漸進的に除去することが極めて重要なこととなっております。

開発途上にある諸国への援助の増大が、冷戦の道具とならないことを保障することは、第一に要求されることであります。また、国連に新しい活力を注入して組織的経済援助の問題を迅速、かつ、効果的に解決し得るようにすることも必要であります。

科学的、専門的スタッフの創設ということは、重大な問題でありますす。多数の開発途上にある諸国は、これらスタッフの訓練制度を近代化しております。こうした制度は古めかしい慣習の上に打ちたてられるべきではなく、近代的な要請の上にたてられなければなりません。ユーゴスラビアにおいては、こうした方法の下に、適任者の訓練が行なわれております。」

プレンダーガスト氏（アイルランド）

「建国以来四十年を少しこえたばかりの、比較的新しい国として、アイルランドは、アフリカ及びアジアの新興諸国の欲求を理解できる立場にあります。これらの諸国に与え得る最善の援助は、これら諸国が利用し得る資源――原材料及び人力――を以って何をなし得るかについてのあらゆる段階の情報提供、技術援助及び助言であります。資本も必要でありましょう。しかし、これら諸国が、より多くの資本を費せば、よりよい結果が得られると思うほど大きな誤りはありません。この問題は、急を要するものでありますが、冷静に対処しなければなりません。

教育は全く重要であり、科学的及び技術的訓練は、欠くことのできないものであります。しかし、基礎的な仕事が根底になければなりません。これらすべてが、適切な方針に従って、計画されなければ、失敗することは確実であります。なぜなら早急で、同時に、効果的に行なうことは不可能であるからです。

全ての中で最も重要な援助は、新興国、つまり未経験の新参者に接する大国の態度によりましょう。新国家の経済的、社会的発展段階及びその国民の歴史的、精神的形成段階を理解する努力が必要であります。忍耐強い研究と同情心が低開発諸国又は新興諸国援助の方法を創案するために不可欠であります。」

ブリッグス氏（ナイジェリア）

「ナイジェリア代表団は、本決議案に修正を提議しようと考えましたが、遅すぎました。わが代表団は、第五項(a)の第一行目「Aid（援助）」の語と「to（……に）」の間に「Without any strings attached whether

political or economic（政治的であろうと経済的であろうといかなるヒモも付さない）」の一節を挿入したいと希望しております。代表団は、同項第三行目から「And（及び）」以下「freely（自由に）」までを削除し「to be used by such countries（これらの国が利用できるように）」の一句を補足したいと思います。

そこで、本項は「直接あるいは国際機構を通じて行なう経済援助を増大し、開発過程の諸国に対する、いかなる政治的又は経済的付帯条件をも付さない、当該諸国が自己の最大の利益のために利用する、経済援助の増進のために、あらゆる努力をつくすこと」と読み替えることになります。

大がいの国は、経済的援助を与えた国の消費財及び資本財の買付のために資金を使用するということを条件とした場合にのみ、低開発諸国に対する援助を増進するということになります。

しばしば経済援助は東西間の思想戦において低開発国の支持を購うために行なわれることがあります。このやり方には不評判な反動的陣営の支持を得ようとする場合がしばしば含まれます。経済援助の精神は私が修正したいと考えている最後の文の中にも暗々裡に示されています。

低開発諸国は、お互いに頼り合う世界の共同の発展に参加するという強い意識をもって、援助を要請するのであって、慈悲を望んでいるのではないのであります。富める国は、痛手とならない程度まで援助を与えなければなりません。言葉はもはや十分であります。今や、行動があるのみです。

低開発諸国への援助は世界の平和と福祉を実現するための共通の努力に対する出資と考えなければなりません。」

散会　午後十一時四十分

第七回会議　一九六一年九月十九日（火曜日）午後

会議は、国会議事堂において、同盟会議議長M・デステネイ氏（ベルギー）が議長席に着き、午後三時十分に開かれた。

7　平和に至る道

(a)　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則

提出書類　政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表してアレス・ベブラ氏（ユーゴースラビア）提出の決議案、ソ連議員団提出の修正案、H・ペレッテ氏（アルゼンチン）、P・レペット氏（ペルー）、C・ラゴス氏（アルゼンチン）、M・ロサダ氏（アルゼンチン）提出の修正案

(b)　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法

提出書類　政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会を代表してE・L・マラリュー氏（英国）提出の決議案、ソ連議員団提出の修正案

(c)　植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則

提出書類　非自治領及び人種問題委員会を代表してH・N・クンズル氏（インド）提出の決議案、英国議員団提出の修正案、ソ連議員団提出の修正案、レバノン、チュニジア、リビア、アラブ連合共和国提出の修正案

同盟事務総長

「同盟評議員会は、核実験停止に関する決議案を同盟会議に追加提出することを決定いたしました。この問題に関する決議案は、日本議員団から提出されたものであります。評議員会の要請により、本件について更に審議が行なわれた結果、追加項目として同盟会議に提出されるこの決議案は、日本及びアルゼンチン両議員団の共同提案の形をとることになりました。」

スヌーデル氏（ユーゴースラビア）（報告委員）

「国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する決議案を提出いたします。言うまでもなく、国連憲章に述べられた国際関係の基本的原則を尊重することは、各国の義務であります。また国際的寛容を実行しなければなりませんが、核戦争を引き起す恐れのある行為や冷戦を激化する行為は、すべて禁止すべきであります。ネオ・コロニアリズムは排撃すべきであり、世界を軍事ブロックに分割することも同様であります。植民地は自由獲得のための支援を必要としておりますが、一方富める国々は政治的なひもを付することなく低開発国に援助を与えねばなりません。国連は平和維持に取り組んでいる機関としてかけがえのないものであり、その権威を強化することが重要であります。

以上私が列挙しました幾つかの原則は別に新しいものではなく、先に述べた決議案に明記してあります。この決議案は、六十一カ国議員団を代表して、国際緊張を除去するためには是非とも遵守すべき諸原則を明確に述べております。しかし必要な原則を並べるだけでは充分ではなく、平和を維持せんがためには、それらの原則を実施することが肝要であります。これは、この決議案を採択した後に、各国の参加代表が負うべき道徳的義務なのであります。

小委員会の会議には、全部で三十一カ国が代表を出席させました。七名の委員で構成される起草委員会がユーゴースラビア草案に基づいて作成した最終案は、小委員会において全会一致の承認を得ました。また本委員会も、この最終案を全会一致で承認いたしました。

従ってこの決議案は、遵守すべき諸原則に関して委員会の全員一致の意見を含んでいると言うことができます。関係者一同は、国際関係の至難な時代における彼等の責任を道徳的によく理解し、この責任感に導かれて決議案を作成したのであります。私は、委員会の審議に協力された代表各位に深く感謝申し上げます。」

マラリュー氏（英国）（報告委員）

「平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法に関する決議案を提出いたします。委員会の審議は、英連邦首相会議において満場一致で行なわれた宣言に示唆されるところが多分にありました。この宣言は、査察と管理を伴なう全世界にわたる全面的軍縮の目的は、戦争を開始する手段を完全になくするにある、としております。またその宣言は軍縮の方法について概略を述べておりますが、それによれば軍縮は段階的に実施し、有効な管理機構を確立すること、また侵略を阻止し、軍縮協定の遵守を取締るために充分な装備を有する強力な軍隊を適当な時期に設置すること、更にこの軍隊にはそれが国連憲章に合致しない目的に用いられることがないように監督にあたる国連の指揮下において国際的権威を与えること、などが提案されております。

この宣言は、国家または個人による国境の侵犯、外国政府に対する陰謀、あるいは武器の製造などを違法とする規則を国連が可決する必要があることを暗示しております。それとともにこのような規則の遵奉につとめる世界裁判所の外、国家毎の加盟によって選ばれるのではなく、この規則の施行に献身する意志を有する有能な人物であると信頼されて選

ばれた小数の個人で構成される世界的な安全保障機関が必要になってまいります。

このような計画は、ソ連ブロックにも気に入ると思われます。その中に提案されている国際軍は、東側も承認したメンバーで構成される世界的機関の監督下に入るからであります。

ジュネーブの春季会議における委員会討論の基本的な点は、各発言者がいずれも国連が永久化しつつあること、またこの機関をもっと改善しうることを肯定的に述べたことであります。こういった意見は、特に小国の代表によって表明されたもので、彼等は国連によらずしてはいかにして平和を維持することができるか、という点を強調しました。国連の現状をどのようにして改善すべきかについて各代表が討議した際に、意見の相違はありましたが、この問題については大体一致点を見出すことができたのであります。」

H・N・クンズル氏（インド）（報告委員）

「植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議案を提出いたします。植民地政策は世界各地において後退しつつあり、その全盛期は終りを告げたということは事実でありますが、それにもかかわらず世界の一部には、いまだに植民地支配の下にある数百万人の住民がおります。そしてこのような地域は、アジアとアフリカに認められます。

これまでの植民地で現在は自由となっている地域は、すべて平和と安定を得ておりますが、植民地政策をとる国の監督下に今も置かれている地域には、民族及び種族の闘争が行なわれていることに注目しなければなりません。また最近自由を獲得した国々は、概してその地域内で能率的に動いているようであります。この事実が極めて重要であるというのは、いまだに植民地支配の下にある国々の将来が、この新しい国々の動き方にかかっているからであります。コンゴだけは、困難な問題を有する新しい独立国でありますが、その一部は地域的な原因、また一部は外部からの圧迫に由来しております。

ある地域に自由を認める時期を示すのに適用される標準はありませんが、このような地域が安定した政治を持続し、国内の経済資源を活用しうる管理的及び技術的組織を有することが重要であって、これらの力を与えるのは、植民地政策をとる国の責任であります。従って統治国は、この義務の遂行を怠ってきたことを、ある地域に自由を与えない論拠として用いることはできません。

インド政府は、植民地に居住するインド人に対しその地域の土着民と一身同体となるように絶えず説いております。ケニアに住んでいるインド人はこの助言に従い、昨年開かれたロンドン憲法会議において特別保障を辞退しましたが、自分達の安全は、自分達が住みついている地域の一般住民と協力して働こうとする意気ごみにあるのだ、というのが彼等の心構えなのであります。これはどこに住んでいようともあらゆる民族の人々にあてはまる方針であります。」

ロサダ氏（アルゼンチン）

「世界各地において議会制度に関し多大の進歩が認められます。平和を実現するためには、国連憲章に挙げられている諸原則を広義にまた正確に解釈することが絶対に必要であります。また平和を実現するには、世界各国の議会間の結合を強めることが、現在においてはこれまで以上に必要であります。

新しい独立国が自由な発展をとげるには、さまざまな多数の障害があるのであって、これらの障害を取除くように努めるのは工業先進国の義務であります。新しい独立国が近代技術のめざましい発展に歩調を揃え、貿易競争にも進歩を示すためには、彼等は経済的に、政治的に、また文化的に援助を受けねばなりません。ラテン・アメリカ諸国は、他の新興国の運命に深く関心を抱いております。アルゼンチン議員団は、以上の趣旨の決議を採択することにより、同盟は人類の進歩に貢献することができるものと信じます。」

ソウルコフ氏（ソ連）

「平和共存に代るものはありません。この考えは、ソ連の政治指導者の声明によく表われております。国際緊張の増大を伴なう危険な行き詰りから脱する唯一の道は、ソ連が繰返して提案している厳重な国際管理下における全面的完全軍縮を実行するにあります。NATOやこれに類似した侵略的な政治及び軍事組織を指導するにあたって、米国は圧倒的な力に基づく立場から国際問題に指令することができるという考え方を永久に捨てるべきであります。今や米国はそのような強力な地位を保持しておりません。社会主義諸国は、自分達の将来に自信を有しております。社会主義陣営と話合う方法は、平等な立場における会議の席を設けることだけであります。

国際政治の雰囲気は、西欧政治家の冷戦癖によって毒されています。このことは、本同盟会議においても証明できます。二名のドイツ連邦議会代表が、第二次大戦に際してソ連と同盟を結んでいた国の議席から招手を受け、ソ連に平和と民主主義の原則について講議したことは、偶然に起ったものではありません。

ドイツ代表団団長のヘンケル伯爵に申し上げますが、ソ連同胞二千万人の墓は、プロシア時代から一世紀にわたってドイツが実行してきたという平和とはいかなるものであったか、を無言のうちに証明しております。私の耳には、ドイツの誰かが設計した軍用機の爆音が今でも響いております。

しかしソ連は、第二次大戦中さえもヒットラーと彼の手先をドイツ国民と同一視することはなかったのであり、平和共存の原則をドイツ連邦共和国にも適用いたします。

ソ連が不本意ながら核実験再開に踏み切らざるを得なかったことを批判する代表がいましたが、西欧諸国の議会は、ソ連が一方的に実験を停止した後に米英両国が三十回も核爆発の実験を行なったのに対し自国の政府を批判しておりませんし、またフランスがサハラ砂漠で行なった核実験に対しても同政府を非難していないのであります。」

アロット氏（米国）が議長席に着いた。

バードウッド卿（英国）

「クンズル氏（インド）提出の決議案(c)が、大きく喰い違った意見の折衷案となったことはやむを得ません。この決議案は一九六〇年十二月十四日の国連宣言について最初に述べておりますが、英国はその他の節に受け入れることができない部分がありましたので、投票を棄権しました。例えば、非自治領の国民に無条件で主権を譲与するために遅滞なく必要な手続きをとることを要求している一節がありますが、同盟会議においてある時ソ連代表がベルギーに対し、コンゴの住民に独立準備をさせていなかったと非難したことでもよくわかるように、ある地域の独立までには準備に相当な時間がかかるのであります。

また同決議案は、外国小数民族に対する憲法上の保護を要望しておりますが、これは外国人でない小数民族を除外することになりますから、私は『外国』という言葉の削除を求めます。このように修正しなかった場合に保護されないことになる小数民族の一例として南アフリカにおける四七万七千人のインド人があります。

この外、ローデシアにおけるヨーロッパ小数民族を除外する危険もあります。欧州人が初めてローデシアに移住した頃、彼等の定着した土地

は住民が全くいないか、あるいはいてもまばらな状態でありました。そして一部は三世になっておりますが、多数のローデシア開拓者が、彼等の積極的な働きがなかったならば、ローデシアは今も未開発な無名の土地であったろうと主張するのは、もっともと思われます。英国は、この地域に多民族による連合体の樹立を望んでおります。ローデシア連邦議会を訪れるならば、アフリカ人もこの偉大な連合体の考えが正しいことを証明するために必死に努力しているのを見るでありましょう。」

グーネワルデネ氏（セイロン）

「植民地主義諸国は、古い植民地の関係を未だに保持しようとつとめております。法と秩序の維持を装って、彼等は勇敢な自由の戦士を殺しました。自由と民主主義が真の意味を備えるためには、同盟会議は植民地主義に対してただ殊勝な非難を浴びせるだけでなく、植民地主義をなくし、いかなる形によるものであろうとその復活を防ぐことを目的として積極的な措置をとる覚悟がなければなりません。植民地主義のこん跡が残っているという事実は、コンゴにおいて明らかに認められ、この国では同胞相争う戦闘が続けられ、ついには民主的に選ばれたパトリス・ルムンバ首相の殺害という悲劇に至りました。アジア・アフリカ大陸の国民の眼には、コンゴにおける国連の軍事行動はコンゴ国民よりも植民地支配の権益を守るためにとられた、と映ったようであります。

ポルトガル領アンゴラは、暗黒の大陸アフリカでも最も暗い部分で、今日でも強制労働がアンゴラ経済の基礎となっております。また仏領アフリカの全地域でも、激しい民族闘争が繰りひろげられています。

国連の悲劇は、非同盟国が安全保障理事会に充分に代表を出していないことにありますが、非同盟国のベオグラード会議が明らかにしたように、中立主義が勢力を増大しつつあることは世界平和のために幸いなことであります。」

アラン氏（オーストラリア）

「世界が政治的危機に入った時にハマーショルド氏が死去されたということは、まことに悲しむべきことであります。今や多年のたゆまざる努力による業績は、忍耐、寛容、穏健などの美徳を軽んずる人々によって一掃されようとしております。もし世界各国の議員が心から地球上に平和を望むのであれば、現在の国際情勢を緩和し、紛争の平和的話合いに局面をもどすことによって、まず故ハマーショルド氏を追慕するようにつとめねばなりません。

核実験を再開した主な理由として、敵の勢力に取囲まれている恐怖感からであるとフルシチョフ首相が述べている以上、ソ連は自国を攻撃から守るためには極端な行動に訴えることも辞さないと考えねばなりません。しかしソ連は、それほどの窮地に押しつめられているのでしょうか。また誰かが、ソ連は第三次世界大戦を開始する準備を進めていると考えて、ソ連を抹殺したがっているというのでしょうか。フルシチョフ首相が非常に明らかであるとした危険は、社会主義陣営の外というよりも内に見出されると言いうるのではないでしょうか。」

バルブ・ソロモン氏（ルーマニア）

「国連総会は、一九六〇年十二月に植民地に対する独立承認に関する宣言を採択しておりますが、ルーマニアは、植民地主義の完全な排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためには、その地域の政治的発展をはかる諸原則を確立することが絶対に必要である、と考えます。

非自治領の国民には、いかなる条件をも付すことなく権力を与えるべきであり、また皮膚の色や信条に基づく差別を加えるべきではありません。非自治領の国民の手に権力を譲与することは基本的原理であり、かつ彼等に独立と民主主義を実現させる唯一の手段であります。

非自治領の自由化に至る発展を早めるためには、このような地域にある外国軍事基地は撤廃しなければなりません。」

グエン・フォン・チェップ氏（ベトナム共和国）

「私は、最後まで平和のために尽力された故ハマーショルド氏の偉大な功績に賞讃の言葉を呈したいと存じます。ただ今議題となっている(a)決議案第一項の『平和と自由は相互に依存関係にある』という文で始まる節は、非常に重要な意味を有すると思われます。特にこの言葉は、平和の問題を最も正しい観点から見るものであります。

アジア及びアフリカ諸国における最近の解放の歴史を学ぶならばよくわかる通り、平和と自由が相互に依存関係にあるということは、基本的事実であります。またこの事実は、諸国をおびやかしている危機の原因を分析するならば、直ちに明らかになってまいります。面倒な問題が起る原因は、一部の国々が自分達の政治組織をぜひとも他の国々に押し付けようとすることになります。あるイデオロギーに賛成し、自分達の政治組織が最後には全世界を支配すると信じている国々があります。ある国々がこのような信念を抱くこと自体は無害でありますが、自分達のイデオロギーは自分達だけの範囲内にとどめることで満足してもらいたいものであります。彼等が自分達の制度を他に押し付けようとするならば、平和は危機に立たされるからであります。」

テンヒアラ氏（フィンランド）

「戦争は二国間の問題、すなわち勝者と被征服者間の問題だけではなく、全人類の悩みのたねであり、人間性に対する恥辱でもあります。列国議会同盟は、国家間の紛争を平和的に解決することを目的として、国家間の接触を確立する責任を有しておりますが、フィンランドはあらゆる手段に訴えてこの同盟の活動を強く支持しております。第三次世界大戦は最も恐るべき兵器によって世界の大部分を破壊するでありましょうから、同盟の目的は、小国の正常な自衛本能と一致するばかりでなく、全人類の利益にも役立つのであります。

信頼に価する議員であるならば、人類を平和に至る道から踏み外させないために自分がやれるのは何であるか、をきっと自問するに違いありません。国際外交の面で最も不利な条件は信頼感の欠如であり、不信が軍備競争を招き、その競争がまた新しい不信を作り出しているという現状であります。ソ連とフィンランドは、政治的構成を異にする国々がいかに偏見のない率直な関係に立ってともに平和に暮すことができるか、を示しております。」

ジョーンズ氏（米国）

「先週パレツキス氏は、ソ連は人々が新鮮な空気を吸うことができるように、ヨーロッパひいては全世界の空気がきれいになることを望んでいる、というフルシチョフ首相の言葉を引用されました。しかし、大気圏内で核実験を実施することにより空気汚染の原因を作っているのは、一体誰でしょうか。オランダのダインステー氏も尋ねられましたが、侵略の意思が全くないのならば、なぜソ連は大気圏内の核実験を再開するのでありましょうか。

九月十三日に開かれた同盟評議員会の会議に、日本及びアルゼンチン議員団から核実験の停止に関する決議案を日程に追加する件が提案された時、ソ連代表団はこの提案を支持しませんでした。その説明として、ソ連は全面的軍縮に賛成するとし、同盟会議は全面的軍縮の第一歩としての核実験禁止問題を審議すべきではない、と論じております。しかるに評議員会において、この決議案の審議は五十六票という記録的な支持を得たのに対し、反対は一票もなく、そして十二票の棄権はすべてソ連ブロックからのものでありました。これでもってわかる通り、参加代表の圧倒的大多数は、大気圏内における核実験を非難する決議の採択に真

剣に関心を寄せ、また国際管理の保障の下に核実験を停止することについて速やかにすべての関係国が協定に到達することを望んでいるのであります。」

リビエール氏（フランス）

「フランスは、アフリカの仏領植民地に自由を与えたという事実が示す通り、非自治領に独立を認可することに賛成しております。しかも旧仏領植民地はもはやフランスと憲法上何の結びつきもないにもかかわらず、わが国はそれらの地域の発展に国家収入の一パーセントを捧げております。

フランス人は百三十年間もアルジェリアに居住してきたのであって、これらの数世代にわたってアルジェリアの発展につくしてきた人々は、ただ皮膚の色が異なるという理由だけで彼等の故国を追われるいわれはない、と主張しております。もしアルジェリアにおいて大きな暴動が起るならば、多数の人々が危険にさらされるでありましょうし、またフランスがかかる動乱の発生を許し、あるいは戦闘的な少数派が彼等の意思を国全体に押しつけんとする暴挙を許すならば、フランスの歴史的な使命は失敗に帰すでありましょう。いかなる少数民族であろうと、彼等はその生まれた国土において完全な自由を与えられているのであり、またすべて自由な人々は彼等の権利を守ることができるのであります。フランスは、フランスが発見し、開発したサハラの資源をこの地域に境を接する国々と分ちたいと望んでおります。

故ハマーショルド氏は、国際連合にその生命を捧げ、職に殉じられました。私はフランス議員団を代表して故人の偉大な功績に賞讃の言葉を呈したいと思います。」

ブリッグス氏（ナイジェリア）

「この同じ時代に二度もアフリカは白人の反目にまきこまれることを余儀なくされました。今日では、われわれと完全に相反する理想を有する国民とともに、もっと恐るべき戦争に引きこまれる危険が多分にあります。共産主義とファッシズムについては多くのことが語られておりますが、これらはわれわれを恐れさせるものではなく、むしろナイジェリアの社会制度はこの両者に対する保証であるとも言えるでありましょう。アフリカに対する真の脅威と、人類の根本的な分裂は、共産主義ではなく、貧困と人種的偏見に由来しているのであります。

私は、議会民主主義を賞讃する発言を数回にわたって耳にしました。しかし、南アフリカ連邦は議会民主主義を実行しているといいながら、その国の何百万という人々が一握りの少数者によって不当に圧迫されております。また中央アフリカ連邦においては、数百万人の人々が自国の政治に、換言するならば議会民主主義に正式に参加するために苦闘しております。更にアンゴラでは、数百万に及ぶ素手のアフリカ人が、略奪をことごとする帝国主義者によって虐殺されている、といった現状であります。これに対し、大国は人間性に反するこのような犯罪を非難しておりませんし、最も古い、また最も進んだ議会民主主義国の一つは、ポルトガルのこの殺人行為を支持しているような印象を与えました。

次に私は、ソ連の核実験再開を非難いたします。しかし、サハラ砂漠におけるフランスの原爆実験を誰も非難しなかったということは、私には理解できません。ヨーロッパで行なわれる核爆発は、放射性物質の降下を伴なうから危険であるが、アフリカの心臓部で爆発が行なわれるのならば危険はない、というのでありましょうか。」

ウェンデ氏（ポーランド）

「現在の国際情勢は、終戦以来ドイツを再軍備させようとしてきた西欧諸国の決意に責任があります。このドイツ再軍備という恐ろしい事態がなかったならば、国際関係、特に東西間の関係は、今と全く異ったものになっていたでありましょう。

現在の緊迫した状態の責任を社会主義共和国、特にソ連になすりつけようとする試みがありましたが、一九五八年にソ連が一方的に核実験を停止した際、他の核兵器所有国がソ連の例に従うまでには七カ月もかかったのであります。フランス代表は、サハラ砂漠における自国の核爆発に憤激したでありましょうか。また同様に、米国の地下実験はどうでありましょうか。

八十年間に三つの戦争がドイツによって始められたという事実にもかかわらず、本年西ドイツには核兵器が供与されることになっております。もし西ドイツに核兵器が与えられるならば、それはボンの指導者の軍事的欲望を増大させるでありましょう。

私は国際紛争解決の可能性を信ずるものでありますが、この意味においてインドのネール及びガーナのエンクルマ両首相のモスコー訪問を嬉しく思う次第であります。国会議員たる者は、すべてこれらの諸問題解決のために献身的に努力しなければなりません。」

ジャオウデ氏（レバノン）

「ある国は、隣国が不安定であるならば、安定を保つことはできません。世界は、二大陣営及び小国家群という三つの勢力に分れております。不幸にも小国家群は、世界の将来に影響する重大な決定にあたって発言権を有しておりません。国連は平和裡に発展することを望むすべての国々の希望であることに変りありませんが、現在の国連は権威を欠き、また部分的にまひしております。ある部分は機能を発揮しておりますが、機能の調整はとれておりません。国連を有効なものにすることを目的とし、国連を諸国民の権利に対する侵害行為は時に武力に訴えてでも禁止することができる超国家的な機構としなければならないのは、以上の理由からであります。民族主義はいつまでも続くものではありません。

この国際的な最高権威たる機関は、新興国を援助すべきであります。三千年の間続いてきた文明で人類が学んだ唯一のことがより能率的な殺害方法であるとしたならば、その文明は何の役に立つというのでしょうか。この理由からして民族主義は、また国際主義も無意味であります。人々が真に人類の威厳をともにすることを誇りとする時にこそ、戦争による破滅を防ぐことができる完全な人類の団結が生れるでありましょう。」

バラダーレス氏（ブラジル）

「異なる二つの生活様式の対立が、今日ほど著しいことはこれまでも一度もありませんでした。ベルリンをめぐるソ連陣営の大々的な動員と武力の誇示は、国連組織の改善を緊急に必要としております。もし国連が崩壊するようなことがあれば、世界は恐るべき戦争の犠牲となるかもしれないからであります。

共産主義は国際協力を妨げ、社会的経済的発展を限定し、平和の維持を一層困難にするものでありますから、ブラジルはあらゆる形式の共産主義に反対であります。

国連を強化する必要は、今や痛切に感じられます。問題は世界がその存在を続けることができるかどうか、ということであり、たとえ国連の討議において用いられる言葉が時として強いことがあったとしても、核兵器ほど強力ではありません。激しい言葉をも含む討論は、闘争を避けるための手段なのであります。

ドイツは平和維持に貢献することができると私は信じます。現在の諸問題が一旦解決されたならば、世界は二大ブロックに分れる必要はあり

ません。かくして国際的雰囲気は軍縮に好都合なものとなるでありましょう。」

ボグナール氏（ハンガリー）

「現在の国際緊張の責任は、社会主義諸国にあるのではなく、侵略政策を進めている国々にあります。去る七月二十五日付の『ニューヨーク・タイムズ国際版』には、ロシアが核実験の再開を決定するずっと以前にケネディ大統領顧問の大多数は、アメリカ陸軍兵力を約百万に増強し、少くとも三十個師団をドイツ国境に配しソ連勢力に対抗させるべきだ、との判断を下したという内容の記事が掲載されました。また同顧問団は、ヨーロッパにもっと多数のミサイルや大型核兵器を装備させること、西ドイツ陸軍を急速に強化することを求めております。

平和の維持をはばむ障害物は幾つもありますが、その中でも植民地制度の完全な排除は速やかに実現しうるものの一つであり、これを達成することによって戦争の最も重要な原因が一つ取り除かれるでありましょう。植民地制度は、いかなる道徳的あるいは物質的根拠からしても、もはや持続することは許されません。これは第十五回国連総会において賛成八十九票、反対なしで可決された決議が確認するところであります。しかし遺憾ながら、これまでこの決議は実際には成果をあげておりません。国連は、植民地主義を終える期日を定めるとともに同決議を実行する有効な手段を見出すことにより、この決議の実施を要請すべきであります。

植民地制度は信じがたいほどの速さで崩れ去ったという事実にもかかわらず、今だに千百万平方粁の地域で六千六百万近くの人々が植民地支配の下に生活しているのであります。」

ゴマー氏（アラブ連合）

「私はアラブ連合議員団を代表して、ハマーショルド氏の不慮の死に対し深甚なる哀悼の意を表します。この事件の一切の証拠は暗殺を示唆しているようであります。カタンガでとられていた国連の行動に対し、一部の植民地勢力が反対の動きを続けていた様子がうかがわれます。今回の事件は、ベルナドット伯の暗殺とルムンバ首相の殺害を連想させるものがあります。私は事件の真相を明らかにするために調査を行なうこと、及びコンゴにおける極端な植民地主義者の活動を終らせることを要求いたします。

十六年前に戦争が終った時、全世界の人々は、すみよい世界の基礎を築くことができる長い平和の時代を楽しむことを希望しました。そして国連は、平和と国際安全を維持しようとする諸国民の意志の表われでありました。不幸にも彼等の夢は消滅しました。国際緊張の諸原因は、今やこれまでよりももっと深く掘り下げて研究すべきであります。また国連に対する信頼感を強めるために、議員があらゆる努力をつくすことが今こそ重要であり、一層要望されるのであります。」

ラセード氏（アルゼンチン）

「アルゼンチン国会下院議長より、核実験の停止を求める決議案を支持する旨の電報が寄せられました。国家間の紛争を処理する超国家的な性格の国際機関が必要であります。このような機関は、大国や軍事ブロックが彼等の意志を他の国民に押しつけることを防ぎうるでありましょう。国連憲章は、各国が他国の主権を尊重することが必要である、と述べております。これは、世界に平和を維持しようとするならば、絶対不可欠な要素であります。他国に対し、武力を用いてある状態を強要すべきではありません。すべての国々は、諸国民の自決の権利及び彼等が自ら希望する政体を選ぶ権利を尊重しなければなりません。

核兵器の実験が再開されたことは、第三次世界大戦の可能性を強めるものであり、平和を期待する全世界の希望は打ち砕かれました。私は、

核エネルギーを人類の福祉にのみ使用することを目的として、原子力の国際管理機構を確立するためにあらゆる努力を結集すべきことを要望いたします。」

トルバルゾン氏（カナダ）

「私は、世界で最も傑出した政治家の一人であったハマーショルド氏の悲劇的な不慮の死に寄せるカナダ国民及びカナダ議員団の深い哀悼の念をお伝えいたします。国家間の対立は、この平和の使徒の死という人類共通の悲しみの底に沈めることはできないでしょうか。またこの悲しい事件をして、国連憲章の精神に復帰する契機となし、更に国連をば平和な世界に至る最も確実な道として強化する最も重要な任務に目覚める契機となしたいものであります。

もし世界の平和がひどく乱されるならば、国家間の順調な貿易関係といったものも、どのような価値を有することになるでありましょうか。実際問題として、今日人々が平和に至る道を語る時、彼等は数千年以上にわたる人類の歴史において蓄積されてきたあらゆる伝統と栄光とともに人類が生き残る道を真に意味して語っているのであります。

私は過ぎ去に肥沃な美しいベルギーの田園地方を旅行しました際、『平和に至る道』という現在の討論題目について考えざるを得ませんでした。そしてこの美しい土地に近代戦の恐怖を実現するという犯罪行為を犯すことができるのは一体何者か、どの国家グループであろうか、と考えさせられました。もし戦争が起ったならば、その影響を免れる国はありえず、どの国民も等しく灼熱の大がまに投じられることになるでありましょう。ここに参集された代表の中にこのような行為を実行に移そうと考えている人がいるはずはありませんが、すべての代表がかかる悲劇を恐れているということは不可解であります。

理性を有する国民として、カナダ国民はベルリン問題に関して誠実な話合いが行なわれることを信じますが、このためには、誓いの言葉を放棄すること、また友好関係を結んだ国の誠意を信じた他国民を裏切ることはどの国にも許されないことが明らかに認識されねばなりません。」

散会　午後六時四十五分

第八回会議　一九六一年九月二十日（水曜日）午前

会議は、国会議事堂において、A・F・ゴルキン氏（ソ連）が議長席に着き午前十時五分に開かれた。

（7）平和に至る道（継続）

クーシネン夫人（フィンランド）

「この決議案が、ヘルシンキにおいて採択された、経済及び社会制度の差異にかかわらず全ての国が平和共存するという決議に言及していることに満足の意を表します。この点について、大国ソ連と小国フィンランドとの間の友好関係の好結果が一つの例になると思います。それは、社会および政治制度の差異が、国家間の理解と協力に何等の障害にならないことを証明しています。ソ連との友好関係は、フィンランドに経済的利益をもたらすと共に、社会的にも文化的にも好ましい刺激を与えたのであります。

フィンランド国民は、冷戦ならびに軍拡競争の終止を熱望しています。列強は、協議し軍縮の国際管理に同意すると共に、核兵器の使用と核実験を禁止すべきであります。この見解は、ベオグラード中立首脳会議によっても、またコペンハーゲンで開かれた北欧外相会議によっても表明されているのであります。

フィンランドは、ソ連と友好相互援助条約を結んでいますが、いかなる軍事同盟にも加盟しておりません。全ての軍事同盟がなくなること

は、全ての人々の利益であります。二つのドイツ国家が存在することは、否定できない事実であります。フィンランドは、両ドイツと通商関係を結んでおり、両ドイツと平和条約を締結してもよいと考えております。これは、ベルリン問題の平和的解決の一助となるでしょう。」

ダリー氏（オーストラリア）

「人類の平和に至る道において指標となるべき諸原則について述べます。現在、世界には平和の問題を宣伝の手段として利用する傾向のある人々があります。遺憾なことに、世界の平和に大きな責任を有する幾つかの国も、そうなのであります。一方において、核実験を再開し、メガトン級爆弾の製造を口にしながら、他方において、全面軍縮を説くことは許されません。

オーストラリアでは、人はその言葉によってではなく、行為によって判断されます。従って、私は、大国が核実験を再開したことは、平和に対する脅威であると考えます。それは、その国が少くとも暫定的に平和維持の推進力であろうとする希望を部分的にせよ放棄したことに他ならないからであります。

自国民の出国、時には入国すらも、認めない国があります。この同盟会議に出席された各国の議員諸君が、議場外で確立したような相互理解を諸国民の間に拡めることができるならば、それは素晴しいことであります。私は、最終的には現在ある全ての障壁が取り除かれることを希望します。」

サンドラ氏（スエーデン）

「スエーデン議員団は、核実験非難決議が、この同盟会議がとるべき他のいかなる行動よりも緊急を要するものと考えます。スエーデンにおいては、すでにソ連の核実験による放射能の増加が検出されています。

これは、ここ数カ月以内に益々増加するものと思われます。わが議員団は、最大多数の各国議員団が決議案を支持することを希望いたします。

スエーデン議員団は、国連に関する決議案の採決には棄権いたします。なぜならば、原案にはあった重要な部分が修正削除されているからであります。

決議案には、例えば、特定数カ国が国連の分担金を納入しないという事実に言及した部分の削除によって生じたような欠陥があります。ソ連は、コンゴにおける国連軍維持のための経済的負担を拒否しました。このような一方的な措置が、反対の意志を表示する正しい方法でしょうか。フランスは、コンゴにおける国連の諸活動に参加しませんでした。私が知る唯一の理由は、フランスがこれに関する諸決議に棄権したからであります。それならば、ある問題について棄権した各国が、その経費の負担を拒否する権利を有するとしたならば、一体どのような状態になるでしょうか。

私は、国連を強化する必要を痛感するものであり、スエーデン議員団がこの決議案について棄権せざるを得ないのを残念に思います。」

ベルナスコバ夫人（チェッコスロバキア）

「戦争終結以後、西欧側には、厳粛なるポツダム宣言を書き替えようとする分子がいました。その結果、欧州の安全と平和、ならびにポツダム宣言について完全に異なる立場をとる二つのドイツ国家が出現しました。チェッコスロバキアは、両ドイツとはその国境を接し、永い歴史的交渉の経験をもっております。チェッコスロバキアは、西ドイツ発展の危険を誇張しているといわれ、また、現在政権を担当しているのはナチスではなくキリスト教民主同盟であり、西ドイツ国防軍も旧ナチス軍隊と違うし、いずれにしても統御されていると告げられてきました。しかし、多数の元ヒットラーの将軍達が西ドイツ国防軍の高い地位にあり、昔同様、侵略的な考え方をもっているのであります。彼等は、また、北大西洋条約機構の指導的地位を占めており、このことは彼等が支配されているというよりは、支配しようとしている印象を与えるのであります。欧州においては、西ドイツの政治家達のみが領土の回復を主張しています。何故ならば、西ドイツの政府も国会も、戦後、連合国が設定した国境を決して承認してはいないからであります。

チェッコスロバキアは、ドイツ民主共和国（東ドイツ）と友好関係を結んでいます。なぜならば、このドイツ国家には、その軍隊にも、政府にも、旧ナチス党員や戦争犯罪人がいないからであります。

私は、両ドイツとの平和条約の締結が、欧州の安全と平和への鍵であると信じます。」

マチン・ダフタリ氏（イラン）

「核実験は、それが東西いずれの陣営によるものであろうと、人類の自殺のみを約束する軍備拡張競争の一端をなすものであって、人類への脅威であります。科学によって、地球の生物で核爆発に抵抗できる生物が唯一つあることがわかりました。それはある種の虫であります。私は、各議員が、ある種の虫のみが棲息する地球を想像し、このことについて充分お考え下さるようお願いいたします。

私は、国連の強化に関する決議案を暖く支持するものですが、その強化がなお一層拡大されることを希望いたします。決議案は、各国が紛争解決に国際司法裁判所を充分活用することを訴えています。それは誰もがその達成を希望する理想であります。現在、各国がその係争問題を国際司法裁判所に提出することをちゅうちょする理由が二つあります。いうまでもなく、その一つは政治的なものであり、他の一つは法的なものであります。現在のところ、国際法はまだ完全に法典化されておらず、各国は未知の世界に飛び込むようなことである、係争問題の国際司法裁判所提出をためらうのであります。それ故、国際法の法典化は緊急を要する問題として取り扱わねばなりません。」

ラリア氏（ルーマニア）

「国際関係において、最も重要な目標は滅亡の戦争から人類を救うことであります。ルーマニア議員団は、諸制度の異なる諸国の平和共存、換言すれば、紛争解決の手段としての戦争の廃止が、各代表議員の主要目標であらねばならないと考えます。これは新しい考えではありませんが、ルーマニア議員団は、人々がそれが真実であることを信ずるに至るまでそれを繰返えすことが必要であると考えます。そうしてこそ、平和共存は単なる希望ではなく現実のものとなるのであります。

戦争の準備、国際緊張の悪化、海外軍事基地の設置、軍事ブロックの構成等、これらを肯定する全ての行為、および国家間の友好関係を侵害する全ての行為は非難されるべきであります。二つのドイツ国家との平和条約締結は、平和への最も力強い貢献の一つであります。」

ガードナー氏（英国）

「一九三九年、人々は、『戦争が起るだろうか』とたずねました。彼等の殆んどは、心の中でその答を知っていました。今日、再び人々は不安な面持ちで、『戦争が起るだろうか』とたずねています。私は人々が心の中でその答を知っていると思います。今日、誰も戦争を欲しないとする私の判断が正しいことを切望します。もし、私の考えが間違っているならば、神の助けを祈る他はありません。計画された戦争の起る危険は減少しましたが、過誤による戦争勃発の可能性があると考えます。言い替えれば、冷戦における新しい局面の展開に際して、知らぬ間に実弾が装填されているかも知れないという可能性であります。この可能性は、われわれに苦痛をもつて、あのロシア・ルーレットの競技を想起せしめ、

それを一刻も早くやめた方がよいことを考えさせるのであります。

決案議の第十一項は、各国に出入国規則の緩和をよびかけていますが、先週東ベルリンを訪れた時、私はこのような緩和を全く見ることができなかったのであります。むしろ、逆に、東ベルリン人民が収容所に入れられたかのように閉じ込められているのを見たのであります。棍棒や拳銃をもった共産党人民警察が東ベルリン人民の通行を阻止していたのであります。

このような国際的恐怖政治を排除する希望は、国連の正しい効果的な利用にあり、私はこの最後に残った唯一の平和機関の機能が阻害されないよう訴えるものであります。核実験の再開およびベルリンの危機は、ソ連の政策によって故意に作り出されたものであります。核実験の危険の一つは、十年以内に少くとも他に十七カ国が技術的には核兵器を製造する能力をもつという事実にあります。平和のための国際的な計画が何故できないのでしょうか。」

デイアッツ夫人（イタリア）

「全ての国が支持する国連の諸原則は、平和共存に基づいています。然るに、第二次世界大戦後十六年経た今日、その精神がすでに忘れ去られたかの如く思えるのであります。平和共存の真の意義を今一度考える必要があります。各国が重武装することや、ラオス、コンゴ、アンゴラ、キューバ、ビゼルテ及びアルジェリアにおける戦争は容認されたものでしょうか、もっとも制限された紛争も核戦争に発展する可能性をもつのであります。全面軍縮の達成には永い時間がかかると主張している人達は、何時でも予期しない事態が新しい戦争を誘発し得ることをよく考えるべきであります。

イタリアは、国際軍縮協定の実現を要請し、すべての紛争の解決が国際協議によることを希望いたします。イタリア国首相はこのための努力

を重ねてきました。私は、ソ連が軍縮協定さえできれば、いかなる管理方式でも受入れる用意があるとのフルシチョフ氏の声明を満足をもって指摘いたします。協定を結び核実験を早急に停止するのみならず、全面軍縮を達成するための仕事に着手することが必要であります。」

松本俊一氏（日本）

「私は、最初に原子爆弾が投下された広島県の出身でありまして、原爆の被害をうけた多くの親類および友人をもつものであります。広島および長崎において多数の日本人が依然として死亡しており、また多くのものが放射能症のため病床にあります。広島の原爆より何倍も強力な爆弾の噂を耳にしますが、これらは疑いもなく人類を絶滅するものであります。

危険は、戦争における原爆の使用に限られるものではありません。日本は、丁度放射能チリの降る十字路に当り、核実験が行なわれる度毎に日本は放射能によって汚染されるのであります。日本国民は、核兵器所有諸国が世界の与論を尊重して、核実験停止と軍縮の協定締結のために努力を重ねていたことを歓迎していたのでありますが、ソ連の核実験再開は全世界に衝撃を与えたのであります。米国も続いて核実験を再開するでしょう。これらの事が多くの不安をもたらしているのであります。

日本議員団は、アルゼンチン議員団と共同提案の核実験停止決議案を提出いたしました。」

（演説全文及び英仏文一六六頁参照）

J・トロン・カット氏（ベトナム共和国）

「国連において、国家主権のある独立国の加盟を阻止するために拒否権が使用されたことは遺憾であります。ベトナム共和国は、国連の幾つかの専門機関の構成員でありながら、その国連加盟申込は、数回、国連総会において圧倒的多数をもって承認されたにも拘わらず、安全保障理

事会において新興国の権利の擁護者と自称する大国に拒否権を発動されているのであります。

一方においてこういうことがありながら、好戦的な意図と反逆をもって知られる中国人民共和国の加盟を国連が承認するようなことがあるならば、平和のための諸活動は危険にさらされることになりましょう。

東南アジアにおける政情不安は、反逆勢力に送り込まれる武器によって助成される反政府活動によるものであります。南ベトナム解放戦線と称する団体が各代表議員に配布された小冊子を御覧頂きたい。このような反政府活動は、東南アジア全体に拡大されるかも知れません。ラオスとベトナムは脅迫されています。この二カ国が、中国大陸に対する脅威を構成しているという説明がなされているのでありますが、一体どうしてこんなことがあり得ましょうか。二カ国は、いずれも、平和共存の希望を表明しているのであります。

国連の強化に賛成いたしますが、侵略者として知られる国の国連加盟は、戦争政治を容認することになります。」

ヒッケイ氏（米国）

「米国史上、今世紀において三度、米国々民は戦争に参加しました。われわれは、その度毎に、基本的には、人間が自己の運命を決定する権利と国の自治権のために戦ったのでありまして、侵略のために戦ったこともなければ、戦争を仕かけたこともありません。従って、米国政府も国民も、この数年、特にここ数日、米国に対する益々増加しつつある罵詈雑言を極めた攻撃に驚いているのであります。ソ連の宣伝に数週の時をかせば、世界の大部分の人々は、自発的核実験停止を最初に破ったのは米国であり、大気を汚染しているのは米国であると信ずるに至るかも知れません。ソ連版の歴史を信ずることは、何と真実を茶化すことでありましょうか。過去十年のソ連の歴史は、世界を逆さに見ているか、娯楽場でよく見かける歪んだ鏡にうつして見ているのであります。各代表議員は、誰でも一時間半でベルリンに飛び、自分自身の目で共産主義が築いた壁や鉄条網を見ることができます。ベルリンに行き、そこで見たことを自国民に告げ、歪んだ鏡で狂った焦点を矯正することは各代表議員の責任であります。」

ワルデック・リュイリーエ氏（フランス）

「国連に関する決議案は、いくつかの肯定的な要素をもつものであります。しかし、ハマーショルド氏の悲劇的な死を含む近来の出来事は、憂慮すべき重大な事態を引き起しているのであります。それにも拘わらず、私は、世界与論の効果ある討論の場が必要である故に、幾つかの措置が講じられたならば、国連は世界的な問題についてより重要かつ効果的役割を果すことができると確信いたします。

国連は、諸国の平和共存のために、普遍性ということを絶えず追求しなければなりません。例えば、中国人民共和国の国連、ならびに列国議会同盟に加盟する権利をうんぬんすることは許されません。地球の四分の一以上を無視するのは非現実的なことであります。現在の状態は、人為的なもので、このままでは、全ての国の同意を必要とする重要な問題解決のための研究は不可能であります。

国連本部を、スイス、またはオーストリア、場合によっては西ベルリンに移転することは、考慮されて然るべきであります。」

ピジョン氏（カナダ）

「ハマーショルド氏は、平和の大義のために亡くなられました。私は、カナダを代表し、スエーデン議員団に対して哀心より哀悼の意を表します。ハマーショルド氏の思想を永く人々の記憶に留めるために、国連が氏の記念碑を建立してはいかがかと思います。ハマーショルド氏の

後任にカナダ国人を選んだならばよいかと思います。何故ならば、カナダは他国を牛耳ろうとする考えを毛頭ももたないからであります。

過去十五年にわたって、列強諸国は世界問題について責任感の乏しさを示してきました。いかなる社会も無期限に無政府状態を続けることはできません。この点について、小国は重要な役割をもつのであります。かれらこそ必要最小限度の世界秩序と国際安全、必要最小限度の法秩序と一定の富の再配分を要求すべきであります。国連における小国の増加は、これらの小国に、かれらが世界的な問題について果し得る重要な役割を自覚させたのであります。」

バーチェ氏（ユーゴスラビア）

「列国議会同盟が、その創設以来七十二年にわたって世界をおそった多くの嵐を克服して今日あるを誇りとするのは当然のことであります。しかし、各代表議員が自己批判をされるならば、議会同盟が二つの悲惨な戦争を防げなかったことを認めざるを得ません。今、世界は新しい試練に直面しております。議会同盟はいかにそれに対処するでありましょうか。

欧州と同じ広さの地域に住む八千万の人間が種々の奴隷制度の下で生活しています。植民諸国は、幾つかの植民地を手放した時、あらゆる策をとろうとして、銃による支配を金と傭兵による支配に、植民地主義を新植民地主義に置き替えようとしたのであります。もっとも重要なことは、すでに独立を達成した国も、その隣接国が植民地主義的奴隷制度に呻吟している間は、平和も安全も得られないという事実であります。

国会議員諸君が、この問題の解決に寄与することを望むならば、各自国の与論を喚起しすべての国の自由獲得のために戦うのは彼等の義務であります。」

ダグラス氏（アイルランド）

「アイルランドは、基本的には民主々義国でありますが、その小さな島国の中においても北部、南部ともに宗教的および政治的寛容について学ぶべきことが多くあります。アイルランドには、分離という問題がありますが、私は、相互の親善と理解によって終局の目的であるアイルランドの統一が達成されると信じております。武力によって問題は、決して解決されるものではなく、橋や、辺境の駅などを爆破する少数の無責任な人達はアイルランド統一に重大な損害を与えているのであります。

イギリス連邦は、幾つかの独立国が比較的よく協調している国家集団の理想的な一例であります。私は、南アイルランドが、遠からず完全な構成国として英連邦に復帰することを希望いたします。私は、多くの点で、イギリスは、欧州共同市場の構成員になろうとするよりも、イギリス連邦諸国との連携の強化に努めた方がよいと考えます。」

フェリイ氏（イタリア）

「過去三年の間に国連の権威がちょうらくしたのは遺憾なことであります。重大な危機に直面している国連は、国際軍縮協定を実現できるように強化されなければなりません。すべての国が国連に加盟することは一つの重要な条件でありまして、決議案が中国人民共和国の国連早期加盟を呼びかけているのは当然のことであります。世界の五分の一が代表されていない国連は、適切な機能を発揮することはできません。拒否権を再検討し、国連の行政組織を強化しなければなりません。

私は、事務総長の権限を、それぞれ拒否権をもつ三人に分けることは麻痺状態をもたらすとする報告委員と同意見であります。事務総長の他に、新しい国によって選ばれた協議権を有する数名の事務総長代理を置くというベオグラード中立首脳会議が提案した線に沿って解決策が見出されるかも知れません。安全保障理事会の構成も改善されるべきであります。

588320

ます。私は、決議案が核実験の禁止を要請していることに賛成し、これが早急に受入れられることを希望します。」

ビング氏（リベリア）

「疾病の絶滅、教育の向上、人間関係の改善等に使用できる莫大な費用を、人類の滅亡を目的とする核爆弾製造に費やすのは愚劣なことであります。

各国は、自国にもっとも適した政治形態を選ぶ権利を有し、その選択は少しの制限も干渉もなく行なわれるべきであります。一国の政府が他国の政府にそのイデオロギーを強制しようとする時に種々の紛争が起るのであります。各国が選ぶ政治形態は、それ自体の価値によって決定されるべきであります。

世界の緊張を緩和する一つの方法は、人々の自由な通行を阻害するすべての制限を撤廃することであります。人々は知己となって、はじめて、相手の慣習、文化、環境を理解できるのであります。

ハマーショルド氏の不慮の死は、全文明世界に衝撃を与えました。ハマーショルド氏は、最も偉大な世界平和の信奉者の一人として歴史に記録されるでありましょう。」

ボウダリ氏（チュニジア）

「人類は、一方では宇宙を開発しながら、地球上の飢える幾百万の人々には充分の食糧を供給していないのであります。目覚しい科学の進歩にも拘らず世界の多くの部分は依然として余りにも貧しいのであります。この状態を改善する手段がありながら、そのための努力が調整されていません。このような状態にも拘らず他方において、巨費が軍備に投ぜられ、これが世界中に不安をもたらしているのであります。

東西の両ブロックは、それぞれ相手を、邪悪な意図を有すると非難しております。いずれも、平和を欲求するといいながら戦争の準備をしています。戦争がどのような状態をもたらすかについて誰もが同じ見解をもっているにも拘わらず、両ブロックは、互いに最大多数の人間を殺りくする能力を競っているのであります。いずれのブロックも、相手を威かくしようとしながら、自らを恐怖に陥れているのであります。

中立諸国は、この争いにおける均衡のおもしに利用されることを欲しません。われわれが欲するものは平和であります。現在の国際緊張を除去し、また政治および経済的圧力をかけて他国の問題に干渉することをやめることは絶対に必要なことであります。現実を直視し、中国人民共和国の国連加盟を承認した方がよいのではないでしょうか。」

コゾフスキイ氏（ブルガリア）

「欧州の中心部にある諸国は、いまだに戦争の災害から立直っていないのであります。一部の為政者達は、特定の外部勢力の支援を得て、新らたな軍事紛争のために、対ドイツ平和条約が締結されていないことを公然と利用しております。

対ドイツ平和条約を締結し、第三次世界大戦を始めかねないような西ドイツの報復主義的戦争愛好者どもの蠢動を封じ込める時が到来してきているのであります。西欧の特定数ヵ国が、ドイツ軍国主義の再建に力をかすことによって、第二次世界大戦前の彼等の先輩達が犯した過誤を再び繰返えしているのは悲劇的なことであります。

また、国連がその任務をより容易に遂行できるようにその機構を改革すべき時がきているのであります。事務総長は、社会主義諸国から一名、資本主義諸国から一名、中立主義諸国から一名、計三名を置くべきであります。これは、国連の機構を麻痺させるものではなく、完全に自由なふんいきのうちにおける国連の諸活動に貢献するものであります。

国連の諸原則と、チュニジア、アンゴラ及びキューバで起きたことと

の間に共通するものがあり得ましょうか。」

コップフ氏（ドイツ連邦共和国）

「わが連邦を批判された代表議員諸君にこたえて申し述べますが、ドイツ国民は、平和の擁護、ならびに全ての国が軍事的冒険を避けることの必要性を深く認識しております。ドイツ国民が、報復主義的な意図をもっているというのは真実ではありません。わが連邦共和国は、武力の使用を否定することを幾度も表明しております。代表議員諸君は、ドイツ連邦共和国の軍隊と、東欧側の諸国、特にソ連の軍隊とを比較されるならば、非常な差異を見出すでありましょう。

平和共存のためならば、政治制度の差は、克服できない障害ではありません。しかし、このことを、隣接国に外国の経済、社会制度を導入するに好都合な過渡的な状態と考えてはなりません。他国への干渉および浸透は阻止されなければなりません。

東京で支持された民族自決の原則は、鉄のカーテンの背後のドイツには認められておりません。各代表議員諸君がベルリンを訪れ、東京の決議がそこではどのように適用されているかを御覧頂きたいと思います。東ドイツの人々も自由選挙を行なう権利を有するのであります。」

散会　午後十二時四十五分

第九回会議　一九六一年九月二十日（水曜日）午後

会議は、国会議事堂において、M・デステネイ氏（ベルギー）が議長席に着き、午後三時五分に開かれた。

（7）平和に至る道（継続）

ベルクハウエル氏（オランダ）

「本同盟会議宛のフ首相のメッセージは十分注目に価いするものであります。このメッセージにおいて、フ首相は『広範囲、かつもっとも効果的な管理の下に行なわれる全面的完全軍縮条約の締結は、核兵器実験を排除するであろう。』と述べておられます。

一方、同盟決議案は、『国際的』管理を強調しております。フ首相のメッセージは、『国際的』管理についてではなく、『厳密にして効果的な』管理に関してのみふれております。この点に、問題の核心があると思います。

管理は、国際的なものであって、管理を受ける国とは無関係で自主的な場合にのみ、効果的に行なうことができるでしょう。更に重要なことは、管理機関が査察の権限を有することであります。この権限なくしては、国際的管理は意味がないからであります。フ首相が主張しておられる『もっとも効果的な』管理は、それが国際的査察を意味する時にのみ『効果的』に行なわれるということを、フ首相に説得できればすばらしいでしょう。

本同盟会議は、メッセージの受理をフ首相に通知するとともに、真の軍縮に関する各国代表の考え方を表明する同盟決議を、フ首相のメッセージに対する回答としてそれに添付すべきであります。」

ナッハー氏（レバノン）

「バンドン会議の積極的中立主義から、ベオグラード会議における非加盟中立主義への発展について申し上げます。冷戦より生じた積極的中立主義は、強大陣営に対して中立政策をとるよう国家グループを導くとともに、冷戦から熱戦に移行するようないかなるものにも参加することを拒絶せしめるものであります。この主義は、中立諸国に対して、平和及び国連の機構内で対立陣営の接近をはかるための活動を要請するものであります。バンドン会議の積極的中立主義は、親ソ的な面を匂わせて

おりましたので、その道徳的権威と二大陣営への影響力を損いました。しかしながら、ベオグラード会議は、非加盟の名称を採用しました。そしてこの会議は世界において重要な役割を演ずることになるでしょう。ベオグラードに参集した二十四カ国の指導者は、世界における重要な第三勢力の指導者であります。国連の機構内において、その自主性と重要性により、平和の観点を押し進めることのできるグループを、二大陣営間に創設することがきわめて必要であります。それ故、バンドン会議からベオグラード会議への道は、平和への道であります。

本年、世界最初の宇宙飛行が行なわれました。同盟事務総長は、その報告書の中で、宇宙探検によって生じる問題について当然の関心を示しており、宇宙探検が行なわれる前に、宇宙に関して適用されるべき法的根拠を規定することが重要であります。」

ブアシー氏（ラオス）

「平和は、過去十年間のうちでもっとも危険な状態にあります。多くの人々にとって、戦争の記憶は消えうせておりましょうが、依然として、戦争状態の中で生活している人々もいるのであります。鉄砲がものをいっているラオスが、このような状態にあります。この戦争に責任のない罪なき人々が戦争犠牲者なのであります。戦争の張本人どもは、戦場のはるかなたにいるのです。この戦争は、国民の意志に反して起ったものであり、ラオス国民に戦争反対の力が欠けているために、その希望とは反対に家庭にまで戦争を持ち込んだのであります。ラオスならびにラオス国民の性質を知る者は、ラオス国民は戦争を決して望んでいないし、またぜいたくではなくとも、安楽にして調和がとれ、しかも他人を尊重する生活の方法を信じていることに気づいておられるものと思います。ラオス国民は、越境したり、隣国と面倒を起すようなことは決していたしておりません。問題は、いつも他国民に自分の信念を押しつけようとする人々によって引き起されるのであります。世界の片隅にある小さな王国であってもそこで平和が乱れるようなことがあれば、世界各地の平和に不幸な影響を与えることになります。」

ナヤール氏（インド）

「フランスを除く大国が核実験停止に同意した後、フランスが核実験を行なった際には、その実験に関して全然言及がなされなかったのに反して、今回のソ連の核実験再開の場合だけ、ソ連が非難を受けることに対して、ソ連代表は不満の意を表しておられます。私は、ソ連代表の発言は全く事実に反するものだと思います。インドは、核実験を行なう国のいかんを問わず、人類に有害なものとして、あらゆる機会に核実験を非難してきました。インド代表団は、核兵器実験禁止に関する処置は、国際緊張緩和に役立つものであると考えており、核実験中止に関する共同決議案は各国代表の完全な支持を得るにふさわしいものであることを強く主張するものであります。

どうして核実験が必要なのでしょうか。ソ連と米国はすでに核兵器を貯蔵しており、それを使用すれば、ソ連は十回、米国は七回も世界を破壊できるといわれております。しかし、人類は一回だけで滅亡するでしょう。」

ド・バロス・カルバリヨ氏（ブラジル）

「普遍的、かつ首尾一貫した組織的な処置が、どのような形態にしろあらゆる植民地主義に対してとられる場合にのみ、世界の緊張は除去されるでありましょう。現在、この点に関する国際法は、歴史的根拠を有しているにすぎません。適用できる定まった原則は存在しておりません。だから現在できることといえば、過去において広く行なわれていた諸条件に基づく正義の観点から行動することであります。古い規準を現

在の諸条件によく一致する新しい規準にとりかえる必要があります。
歴史がその不十分なことを示している方法によって、非自治領の問題を解決しようと試みるのは、実に不適切であります。何故なら、それは、強国のみの利益に従って、低開発国を強国間で分割するという植民地帝国主義の復活をもたらす恐れがあるからであります。
同盟の決議が、主として大国で組織されている会議で発表された諸宣言と一致しているというだけでは十分でありません。アフリカとアジアの多くの国を含む小国の意見が考慮されなければなりません。」

シャイク氏（インドネシア）

「決議案に関して申し上げます。すべての国が、国連憲章に従って、人権尊重及び内政不干渉の理想を支持するとともに、人種差別政策、ならびにあらゆる形態の植民地化及び支配政策は、できるかぎり速やかに廃棄されなければなりません。国家間の平和共存は、力強く推進されるべきであります。
国連を強化する方法に関して申し上げますと、国連は時代遅れの機構の上に成立しておりますので、再編制すべきであります。六億五千万人の人口を有する中華人民共和国の国連加盟を拒否するということは、とうてい考えられないことであります。
クンズル氏が起案された決議案を完全に支持いたしますが、しかし、決議よりさらに重要なことは、植民地国民の自由、進歩及び繁栄のため、植民地依存勢力が誠意ある行動をとることであります。
オランダ女王のオランダ議会宛のメッセージは、西イリアンに関するインドネシアとの交渉は不可能に思われる、と述べております。スカルノ大統領が二度も友好的な手を差しのべた後で、このような否定的態度にであおうとは思いもよらないことであります。」

グービン氏（ソ連）

「米国とその同盟国は、軍備拡張の調子を早めております。西欧陣営は戦後のドイツに関する四カ国協定を侵犯しております。西ドイツを北大西洋条約機構に引き入れることによって、西欧陣営は一方的にポツダム条約を侵犯するとともに、報復主義者を西独における一大勢力に発展させたのであります。西独国防軍の師団は増強されるとともに、侵略的な北大西洋条約機構軍隊の中軸となりつつあります。西独軍国主義者は、国境線の修正と原子爆弾の所有を要求しております。それ故、ソ連が四カ国協定に違反しているという非難は、誤っています。
ソ連が対ドイツ平和条約の締結を希望することは、べつに驚くにあたりません。驚くべきことは、西欧陣営の四カ国協定侵犯に対するソ連の忍耐であります。更に、米国は、ソ連の利益を考慮することなく、対日平和条約を締結したのであります。
マブロス氏は、ソ首相が核兵器でアクロポリスを破壊するといって、脅迫していると発言されましたが、これは事実に反します。ソ首相は、アクロポリスを救うためギリシャ領土内にある米国の軍事基地の撤廃を要求しているのであります。戦争を始めようとする場合でも、米国は決してギリシャと相談しないでしょう。
ソ連は戦争を欲しておりません。しかし、ソ連が対ドイツ平和条約を締結するのを、戦争をもって脅かそうとするものは、すべての出来事に対して責任を負うべきであります。」

モロウ・ド・メラン氏（ベルギー）

「各国代表が政府の政策の線に沿ってのみ演説を行ない。国際情勢の判断において、各自の批判的能力を行使しなければ、各国代表はその義務を欠くことになるでしょう。国際問題においてとられる方法は、文明人の名誉を守る方法であることを理解させるため、代表各位は、できる

かぎりのことをしなければなりません、偏見と先入観は避けるべきです。もし、代々にわたって、憎悪を心の奥底にかくしているなら、人類に対する希望、ならびに以前の植民地勢力とその被植民地間の友好関係に対する希望は、ほとんどなくなるでしょう。しかし、幸いにも、クリシュナ・メノン氏は、国連において、インドにいる今日の英国人ほど、友好の精神を示しているものはいないと述べておられます。
人間社会においては、事件は裁判所で処理されます。国際問題の場合には、どうして、国際裁判所がもっと利用されないのでしょうか。このことは平和擁護への大切な前進となるものであります。」

ワイドマン氏（アルゼンチン）が議長席に着いた。

グロワスキー氏（ポーランド）

「現状における平和闘争でもっとも重要な要素は、植民地主義の遺物を早急に清算することであります。私は、ここ数年のうちに、『非自治領』という言葉が辞書から姿を消すものと信じております。
ある措置がとられるならば、植民地清算過程は早められるでありましょう。例えば、依然として植民地支配下にある領域に対して、この二、三年内に独立を与えるという宣言を発表すべきであります。次に行なうべきことは、今だに、信託統治下におかれているすべての国に独立を保証することによって、国連の統治制度の下に残されているものを除去することであります。このことに関連して、植民地の独立保証に関する国連宣言に規定されている諸条件に応じることのできない植民地勢力を、世界の他の諸国から政治的に孤立させるべきであります。」

コウリチェフ氏（ブルガリア）

「本同盟会議は、国際紛争の平和的解決の達成を目的とする平和運動を支持する決議を採択すべきであります。しかし、これを効果的ならしめるためこれらの決議を世論に問う必要があります。
英国のガードナー氏を含む一部の代表は、最近の緊張増大がソ連の核実験再開によるものであることを示そうとしておられますが、それはまったく非論理的であり、事実に反するものであると思います。ソ連の核実験再開は、一部の西欧陣営の脅迫的態度によって生じた当然の、また避けられない結果であります。何が西欧側政府にこのような好戦的態度をとらせているのでしょうか。それは単に、ソ連が対ドイツ平和条約の締結を望んでいるからにすぎません。なお、戦争回避にとってもっとも重要なことは、諸国家が直ちに、ドイツ問題に関する平和的解決のための措置をこうじることであります。」

チョルバギ氏（アラブ連合）

「各国代表は、いままでの多くの同盟会議において、各国民が自治と独立の確固たる権利を有し、また植民地主義が平和と国際安全保障を直接的及び持続的に脅やかすものであることを確認する機会を得ておられると思います。その影響によって、同盟が採択してきた決議は、現在の世界情勢を反映しております。それは、非自治領を苦しめている悪の根源が植民地主義にあるからであります。
私は、人権宣言に基づく小国の保護、及び各国が国際社会の一員としての立場から、これらの諸原則を尊重すべきことを強調いたします。小国の保護に関連している決議案中の勧告は、独立を達成しようとしている諸国に対する内政干渉の弁解となる懸念があります。従って、アラブ連合代表団は、非自治領への自由の保証に関連している決議案では、小国の保護に関して言及する必要はないという見解をとっております。」

ブランコ・デ・サリナス夫人（ペルー）

「ラテン・アメリカ諸国間の緊張は、いまだに利用されていない巨大な資源を有している中南米大陸における飢餓、貧困、疾病及び高い死亡率に原因しております。

ラテン・アメリカの平均所得は、ヨーロッパの三分の一、北米の七分の一であります。これらの諸国の住民が自分の資源を開発する機会を得ないのは、ここに理由があるのです。このような国際的緊張を除去する唯一の方法は、中南米大陸全域にわたって、思いきった経済開発計画、すなわち新工業、鉱山及び石油企業の建設計画を立てることであります。

世界における女性の人口は男性の二倍であり、多くの女性は、いかなる戦争をも非難するものであります。私は、代表各位が男性だけでなく、女性の意見も考慮されんことを強く希望いたします。」

討議終了

散会　午後四時四十五分

第十回会議　一九六一年九月二十一日（木曜日）午前

会議は、国会議事堂において、同盟会議議長M・デステネイ氏（ベルギー）が議長席に着き、午前十時五分に開かれた。

8　国際機関に対する議会の監督

国際機関に対する議会の監督

提出書類　議会及び法律委員会を代表して、ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス報告委員（オランダ）が提出した決議案、及びルグダール氏（アルゼンチン）提出の修正案

ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）

「独自の権限を有する国際機構の出現は、認識されるべき事実であり、これら国際機構に対しては、明らかに、議会が監督を行なう必要があります。このような議会の監督は、新しい方法を要求しております。世界は、超国家的であり、また他の国家と条約を締結できるような国際機構の出現を求めております。関税障害の除去を要求している現代経済の発展、及び国家グループの協力活動によって、このような事態が生じたのであります。各国政府とならんでこれらの超国家的機関が出現するということは、きわめて重要な歴史的発展でありますが、この進展が適当な民主的管理を求めていないかどうかを考慮することも必要であります。アフリカにおいては、大規模な共同市場の計画が立てられており、また多くのラテン・アメリカ諸国は、ヨーロッパの例にならい、自由貿易地域の設置を考慮中であります。誰が、このような経済協力機構を監督し、共同経済政策を見守るのでしょうか。ある程度の議会の監督が存在しなくてはなりません。

ヨーロッパでは、石炭鉄鋼共同体、欧州原子力共同体及び欧州経済共同体の三機構が、一億七千万人を包含しています。これらの機構は、問責投票を行なうことのできる議会の監督をうけています。ラテン・アメリカにおいては、経済同盟が語られており、国際的政府ならびに管理機構の計画が立てられています。しかし、これらの機構に対して、将来における議会の共同監督が考慮されるべきであります。一国の議会人が、機構内の自国代表と機構全体の活動の双方を監督することはできませんし、また公務員にその取扱いを全面的に委ねることもできません。

同様にして、アフリカにおいても、経済協力に関する措置がとられており、カサブランカ憲章参加諸国は、政治、経済、文化及び軍事行動の統一達成を決定しました。これらの諸国は諸問会議に関する原則を採択しております。本報告書は、議会の共同監督を組織する方法について、かなりの例を提供しています。」

ルグダール氏（アルゼンチン）

「私は修正案を提出しております、アルゼンチンは、国連が超国家的な機構になるべきではないと、常に主張してきました。議会の道徳的観念が発達するにつれて、国際問題に対する関心が深まってきています。しかし、現在、他国の議会に関する情報がお互いに欠けているのであります。

誤った懐疑論は、現状においてはあまりにも緩慢であり非能率的であるという理由で、議会の手続きを攻撃するかもしれませんが、私は、このような考え方が妥当なものだとは思いません。平和を打ちたてるに際して、議会は、民主主義が抑制されない情熱に対してブレーキをかけなければならない場合における最上の政治的道具だと思います。国民の代表者である代表各位は、信念ある兵士であり何処にいようとも、列国議会同盟の目的のために戦わなくてはなりません。

私は、来年ブエノス・アイレスにおいて、各国代表と顔を合せ、共に活動できることを喜びとするものであります。アルゼンチン国民は、列国議会同盟次期会議の開催地として、アルゼンチンの首府が選ばれたことを名誉とするものであります。」

スネドン氏（オーストラリア）

「報告書は、よい刺激を与えるものであって、すぐれたものであり、また哲学的に見ても高い内容を有するものであります。何故なら、国際機構は、これらの機構設置に関する協定が決して意図しなかった権力に対する執着をこれらの機構にもたらすような自己増強力を有しているからであります。

重要なことは、国際機構の活動をどのような方法で監督すべきかということであります。この点に関して、報告書は、問題を正しい観点においていないという弱点があります。数世紀にわたり存在してきた議会制度は、特別の目的、すなわち国家的機関の監督に向けられています。しかし私は、この議会制度が国際機構を監督する際には、適当かどうか疑問に思っております。報告書は、この点を十分に述べていません。私は、国際機構に対する議会の監督が実現するようになった場合、今までの行政府による国際機構の監督よりもうまくいくかどうか、疑問に思っております。

基本的問題は、議員によるその国の行政機関に対する監督であります。私は、もしこのような監督が存在しているなら、国際機構に対する監督の手段としては、これがもっとも適当なものであると考えております。」

ブエズ氏（レバノン）

「国連をはじめとして国際機構に対する詳細にして特別な議会の監督によって、平和への道が助長されるものと思います。

国民の代表を通じて、国民の声を聞かせなければなりません。従って、列国議会同盟は、平和に対する全世界国民の希望と意志を表明するのにもっとも適当な場所であります。

議会人でわれわれは、国際機構に対する議会の監督のための健全な組織を確保する義務があります。われわれは、自由と相互理解に結びつく方向へ各国家の運命を導くようにしなければなりません。何故なら、自由と相互理解は、政治的及び経済的発展、ならびにあらゆる形の発展のために遂行されなければならない基準であります。

列国議会同盟は、過去七十二年間、世界の問題に対する関与に備えてまいりました。私は、ベオグラード会議の例にならって、同盟の代表団を強大国に派遣すべきであると思います。そうすることによって、同盟

の声を広く知らせることが実現できるでありましょう。」

ウィケルマシンゲ氏（セイロン）

「決議案の目的は、行政機関による監督とは明確に区別して、議会による国際機構の監督を保障することにあると確信しております。この決議案は、管理上の監督の代りとしてではなく、行政上の指示を補足するものとして、国際機構の活動を監督する立場を立法府にゆずろうとするものであります。

各国で活動している国際機構のほとんどは、国家が自発的に主権の一部を譲渡している国連のような超国家的機関の保護の下に活動しています。それ故、議会による監督の確立が、国際機関に譲渡されている権限をなんらかの形で傷つけるとは考えられません。

監督の第二の形式は、決議案に述べられている国際議会集会体の設立に関するものであります。国際的水準における各国議会人代表の会議は、この機構の組織計画の立案にすぐれた成果をもたらす討論や意見の交換を可能にするものと思います。」

ハインド氏（英国）

「国際機構に対する議会の監督の問題は、まだ解決されておらず、将来の研究を要することと思います。技術的問題を取り扱う国連食糧農業機構及びユネスコのような国際機関に対しては、議会に報告を行なう義務を有する専門家に会議を委ねることが多分できるでしょう。欧州会議のように執行権を少しも有さず討論のみが行なわれる機構においては、全党派の議員を含む代表団を構成するのが望ましいと思います。

もっとも重要な形態の国際機関は、加盟国にその機関の決定を実施する責任を課するものであります。その例は国連であります。国連の場合には、閣僚は、与党議員とともに会議に出席し、会議において生じた問題に関して討論を行なうことのできる議会に対し、十分な報告をしなければなりません。

国際機構に対する議会の監督の問題は複雑であります。非常に多くの国際会議に出席することは、自国において選挙民に対する義務を遂行しなければならない議員にとって困難なことであります。しかしながら、何んらかの解決策が求められなければなりません。私は、国際機関に対する直接選挙に関する提案について強く賛成するものではありませんし、また三欧州共同体に対して、効果的な議会の監督が行なわれているという報告委員の発言に賛成するものでもありません。」

スガタダサ氏（セイロン）

「国際機構に対する議会の監督は必要であると確信しております。現在、このような八国際機構が存在しており、その数は、近い将来にはさらにふえる見込みであります。議会の監督は、国際機構が各国の政策に反する行動をとることをふせぎ、国際機構に能率的な活動をもたらすことになるでありましょう。

重要な性質を有する国際条約の管理ならびに実施が国際的水準において行なわれるということは、議論の余地がない事実であります。それ故、国際機構に対する議会の監督に関する完全な正当性が存在しております。

私は、決議案が満場一致で支持されることを要請いたします。」

サウンド氏（米国）

「私はインドに生まれ、現代インドの父であり、平和の使徒といわれたガンヂーの影響の下に育ちました。私は、アメリカにおけるアジア人差別に関する研究で、カリフォルニア大学から学位を送られましたが、私は自分の学問を役立てることのできる職業につくことができずに、綿

つみ労働者の監督者として実社会に出なければなりませんでした。しかしながら、時がたつにつれて、アメリカ人の態度はまったく変り、アジア人を含む外国人を平等に受け入れるようになりました。私は、一九四九年にアメリカ市民となり、六カ月後には二十年間住みなれた小さな町の判事に選ばれました。その後、私は下院議員に選挙されたのであります。

今日、人々の気にかかっているものは、自分の運命を自分できめようという強い希望に燃えている、アンゴラ、アルジェリア及びエストニアとリトワニアの人々のことであります。これらの人々は、国際機構において、平等に取り扱われることを要求しております。」

ドルロビッチ氏（ユーゴースラビア）

「今日、各国の政府は、国内問題よりも国際上の政策に関して多くの責任を有しております。それ故に、各国の議会を強化して、政府の対外政策に対する議会の影響を増大させる必要があります。

国際機構の数は、近年いちぢるしくふえておりますので、これに関連した国際的官僚主義の増大が示している危険を指摘すべきであると思います。議会が対外政策を監督することは絶対に必要であり、そのためには、議会人が〝各国議員団の一員としてよりも、個人の資格で行動する国際的議会集会体を設置すべきであります。

国際機構の監督を行なうためには、列国議会同盟の様式に沿った会議体が必要とされています。同盟は、ヨーロッパに限定されたものでなく、また議会内の問題のみを取り扱うものでもありません。同盟は、全体として現在の世界の重要問題に関係があるのであります。私は、同盟を世界の議会の集りとして考えるとともに、同盟がさらに普遍的なものとなっていくことが絶対に必要であると信じるものであります。」

タトミール氏（ルーマニア）

「ルーマニア代表団は、議会の監督を強化すべきであるという提案に賛成しますが、国際機構の活動を監督するための国際的あるいは超国家的議会の創設に関する提案には賛成できません。その理由は、国家の主権、及び現在議会法の基礎となっている諸原則の尊重と矛盾する考え方であるからであります。

国際的な政府機構は、ある程度まで協力する主権国家の連合体であります。主権国家が、外国からの内政干渉を拒絶できるように、主権国家で構成される国際機構においても、内政干渉的な性質の監督をうけることはできないのであります。

ルーマニア代表団は、全国民の自決権と国家の主権の尊重を通じてのみ、国際機構の活動に対する議会の監督の強化が可能になると確信しております。大規模な国際機構は各国の代表を通じて、自からその機構を監督し、統治することができるでありましょう。」

ウナ氏（イスラエル）

「目下討論されている問題は、大分前から具体化され始めたのですが、いまだに継続状態にあります。現在出されているすべての提案は、現実の困難を克服するような方法を提起しておりません。現在では、この問題の意義と内容がほとんど理解されておりませんので、このような国際的進展の重要性を各国民やその代表にもっと受け入れられるようにする必要があります。

国際機構の機能や監督は、各国議会にとってきわめて重要な問題であります。国際機構の議事日程に関する問題をたえず取り扱い、その発展を見守る委員会を各国議会内に設置すべきであります。時々、国際機構の問題を討論して、議員の意識と関心を呼びさますことが、議会の慣例とならなくてはなりません。議会民主主義を新しい形で回復して、原子

力時代にふさわしいものとするとともに、国際機構に対する議会の監督の問題を早急に解決するという目的を達成しようと考えるなら、この線に沿って、議会人間の相互理解と緊急感を啓発しなければなりません。」

ゴルキン氏（ソ連）

「決議案は、全体的に誤っている勧告を含んでおります。それは全然現実的価値がなく、政治的には、有害でさえあります。いわゆる国際的議会を設置しようとする試みは、議会による監督の幻影をもたらすにすぎません。この勧告は、国際問題に対する議会の監督を弱め、国家主権の基本をおかすものであります。

超国家的機関創設の方向へ進むことについての危険性に注意を向ける代りに、決議案は、このような方針を承認し、各国代表に対して、議会集会体の設置に向ってさらに前進することを要請しているにすぎません。しかし、このような機構は国家の主権の原則、すなわち国連機構の基本原則に矛盾するものであります。

ソ連は、国際情勢に対して口をはさみ、冷戦を押し進めようとする政治的グループの創造には反対しております。国際機構及び国際的な政府機構に対する監督は、政府に対する議会の監督の強化によって求められるべきであります。

ソビエト代表団は、国際的議会集会体の設置に関する勧告に反対するとともに、決議案については各項目ごとに別個の採決を行なうのがよいと思います。」

フォード氏（米国）

「ソ連は、故ハマーショルド氏の地位を三名によって代行させようとしておりますが、このトロイカ方式は国連の有効性を破壊することになるでしょう。国連のような機構の事務総長は、議会体の主人であるよりも、奉仕者でなければなりません。執行機関や公務員は、議会の代表者に対して拒否権を有しておりません。国連を破壊しようとするあるたくらみが、三頭制度の中にかくされています。トロイカ方式は、国連をまず最初に分解し、究極的には破壊してしまうものであります。

米国は、小国及び新しく生れた世界の国々の最大の保護者である国連を強力に支持するものであります。三陣営がそれぞれ行使する拒否権が国連事務局を不具にすることによって国連が破壊されてはなりません。トロイカ方式は、誠意ある議会の監督及び議会の責任を阻害するものであります。」

執行委員選挙のため討論は一時中止された。

9　執行委員の選挙

同盟評議員会議長（G・コダチ・ピサネリ教授）

「昨日、評議員会は、執行委員の選挙に関する提案を審議いたしました。評議員会は、二名の退任執行委員たるマルコム・ストッダート・スコット卿（英国）ならびにブラシュール氏（ベルギー）に対して、賞讃の辞を呈したいと存じます。」

会議は、両者の活動に対して、拍手を以て謝意を表した。

同盟評議員会議長

「評議員会は、満場一致で、二名の欠員に対し三名の候補者氏名を本会議に提出することを決定いたしました。候補者は、アーチボールド・イアン・アラン氏（オーストラリア）、マリウス・ムーテ氏（フランス）ならびにユスタス・パレッキス氏（ソ連）であります。」

事務総長（アンドレ・ド・ブローネィ氏）が投票手続を説明したのち、投票が行なわれ得票の計算中に討議が再開された。

（8）　国際機関に対する議会の監督（継続）

ブラオビッチ氏（ユーゴースラビア）が、議長席に着いた。

ル・トゥール氏（フランス）

「決議案の中にある考えを、いかにして実現させるか私にはわかりません。何故ならば、言葉というものは、あらゆる場所において同一のことを意味するものではなく、ある表現に対して、いろいろの国が自国の政治的観念に従って、いろいろの異なった解釈を下すことができるからであります。しかし私は、決議案が現実的に実施可能な、限られた実際的諸問題を取り扱かっている点に、興味を感じ、有益であると信じるので、その提案を支持いたします。

議会の監督は、二つの要素――議会の独立、及び行政部に対して有する議会の監督――によって条件付けられます。かような条件がある国々では履行されておりません。多数の国々は、単一政党制度であって、これらの国々においては、国民は自分達の代表者を選択する自由は全くありませんし、議会の監督は、ある程度まで幻想にすぎないものとなりましょう。超国家的機関が適当な活動を行なうためには、この機関の構成員は、国際間の利害を専ら考えて行動し、また自国の理想を捨てなければなりません。このような国際精神の土台となるものは、知性にみちた誠実さでなければなりませんが、この誠実さがどこにでもあると考えるべきではありません。」

テイル氏（フィンランド）

「広く国民の支持を得て選ばれた議会は、国際諸機関の活動及び決定事項に対して、監督を実施することが極めて大切であります。もしも国際機関に対する議会の影響が強められれば、平和の維持は更に一層保障されることになるでしょう。

議会人には、国際問題に関して意見交換をするために、更に多くの機会が与えられるべきであります。またこれらの議会人は、多かれ少なかれ、通常これらの国際機関の会議に参加している職業的な政府の代表のやりかたとは違う方法で、必ずやこれを行なうものと思います。

問題は容易ではありません。誰でも自分自身の国の出来事に対する議会の監督について生ずる困難を知っております。自分の国以外のところに起った問題について必要な情報を入手することは一層困難であります。この理由によって、出来る限り多数の議会人が、この種の問題の審議に出席することが必要なのであります。国際機関が諸決定を行なう際に、更に多数の議会人が参加することは、後日間違いだとわかるような決定を行なうのを予防することになりましょう。」

ピエルソン氏（ベルギー）

「ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏が言及した、二つの議会の監督形態は互いに補足しあうものであると思います。一国家内における議会の監督は、必ずしも当然あるべきようには行かないことを認めねばなりません。たとえば、二院制議会における条約の批准が遅々として時を要し、条約はしばしば批准の終らないうちに実施されております。ベルギーが、ベネルックス協定、欧州原子力協同体、共同市場、西欧同盟、欧州会議、北大西洋条約機構、欧州経済協力機構及び国際連合に加盟しているのでありますが、議会はどうしてすべてのこうした公共団体についての行政部の活動をチェックすることができましょうか。実際上、大臣との必要な接触は、議員や大臣が遂行しなければならない夥

しいその他の職務からみて不可能でありましょう。ベルギーの下院では、国際機関における代表者が議会に対して報告をするのを容易にするため、欧州問題常任委員会を設置いたしました。また、ベネルックス三国内の新しい方法を指摘いたします。すなわち、ベネルックス各国議会諸問理事会を設立する条約は、三カ国の政府が、三カ国間で締結されるべき条約の調印前に同理事会にそれを提出し、その意見を求めることを規定しております。このことは、議会に事前の修正権を与えるものであります。」

アボウハムード氏（アラブ連合）

「国民が、これら国際機関を監督する立場にあり、またその国の行政部が、国民のために実施する行政方法を慎重に監督する権利を有することが、民主主義の基本原則であるとの意見に賛成いたします。

報告書は、国際機関に対し現在行なわれているさまざまな監督の形態を説明しております。即ち国内的監督の問題、及び各国議会会議の設置の問題の両方を取り扱かっております。しかしながら、各国議会会議を設けるについては、いろいろな困難があります。なぜならば、国際機関の仲間に入っている若干の国々は、議会を持たないからであります。また議会人みずからある問題に直面するでしょう。それはかれらが、その問題について本国の議会に報告しなければならず、従って、速やかな決定は難かしくなるであろうと言うことであります。私は、議会を通じて国内的の監督を更に強化する必要があることには同意でありますが、諸国の憲法のあいだにいろいろ相違があることからみて、各国議会会議の設置は、伝統的な議会の監督形態を弱めると信じます。

この報告書中の一つの誤りを訂正するよう希望いたします。エジプトとシリアが連合してこのかた、アラブ連合は、たった一つの議会を持ったにすぎません。」

ラゴス氏（アルゼンチン）

「列国議会同盟規約第一条が、民主的諸制度の確立、発展並びに国際平和及び国際協力の推進についての諸国による共同の行動を奨励することを目的とする、と述べているのを、代表各位は想い起して下さい。

このような原則の適用を今日ほど必要とするときはいまだかってありませんでした。もしも、この原則を否定するような数々の行為によって、これらの原則が破棄され、社会的動揺と悲惨な境遇とを生み出し、また世界を苦しめている大きな災害の解決を意図している諸制度及び諸原則の存在を否定することになれば、人間の善意は全く役に立たなくなる、ということを理解しなければなりません。

多くの人類の犠牲を通じて作り出された、国際間の平和秩序の完成を目ざす諸原則を実施するのは議会人の責務であります。これを達成するのは、国際諸機関に対する議会の監督でなければなりません。」

高津正道氏（日本）

「国際機構において実施されるべき政府の政策を監督するため、議会委員会を設置する提案について申し上げますと、日本国憲法は、国会を国家権力の最高機関として、又唯一の立法機関として明記しております。従って、政府は、国会の承認なくしては、条約の締結を行なえず、かようにして外交政策については、政府は国会の監督下にあります。

国際的議会会議の設置に関しては、日本代表団といたしましては、議会による適切な監督は、国際諸機関に参加する政府代表団の中に、議員を含めることによって達成できると言う意見であります。

国際機関を管理すべき国際的議会会議の形態の問題は、いまだ観念の段階であります。このような会議を生みだすことができるような形式方法について、十分な調査を行なうべきであります。そのためには数多くの困難な問題を解決しなければならない事実を、誰も回避することはできません。しかしながら、決議案の中に示されている理想は、賞讃に値するものであります。」

（演説全文及び英文一七二頁参照）

ビッタル・ラオ氏（インド）

「物事の本質から考えてみると、国際機関の政策乃至決定に対する一国の議会の一般的監督についての問題はあり得ません。加盟国の議会は、国際機関に対して自国政府及び自国の代表団がとる政策に影響を及ぼすことができるのみであります。

国際機関を監督する超国家的会議の設置に関する提案は、目下のところは非常にむずかしい課題となっております。先ず第一に、緊張に満ちた国際情勢にある現在は、いかなる超国家的機関の設置についても時機を得たものとは言えないのであります。原則的には良いけれども、現在の国際的、政治的及び経済的状態が続く限りは、いかなる超国家的会議設置の提案も実現は不可能でありましょう。国際機関に対する議会の監督についての解決策は、今の段階においては、国家的水準においての効果的な絶えざる監視にあるように思われます。」

コウリチェフ氏（ブルガリア）

「ブルガリア代表団は、政府の政策特に外交政策に対する有効な監督の原則を支持いたします。国際機関はいかなる議会的監督形態も持たないと言われてきました。この事は、国連機構において然り、また色々な特別機関においても然りであります。僅かに西欧の諸機関だけがこの一般通念に対し例外となっております。しかし、国の議会が行使する監督の程度は非常にさまざまであることを強調すべきであります。

国の議会が行政部の監督を実施するのが、各国共通の目的でありますす。国家的主権の点から考えれば、これはなんら異常なものではありません。すべての国における議会の監督は、国際間の議会の監督をますます理性的なものにし、それによってまた、国際組織自体が抽象的論議だけに終らぬようにするために、更に効果的なものにすべきであります。

ブルガリア代表団は、本決議案のうちの第五項に賛成できません。その理由は、現実に実行価値が全くないからであります。」

（9）執行委員の選挙（継続）

議　長

「投票の結果は、本日午後の評議員会会議の初めと、金曜日の同盟本会議の初めとにお知らせいたします。」

散会　午後一時四十分

第十一回会議　昭和三十六年九月二十二日（金曜日）午前

会議は、ベルギー国会議事堂において、議長M・デステネ氏（ベルギー）が議長席に着き、午前十時十五分に開かれた。

10　決議案の採択

地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響

ボーメル氏（フランス）

「私は、経済及び社会委員会採択の地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議案を提出いたします。また、本日は報告委員ベルフィット氏（フランス）がストラスブルグへ旅行のため出席できなかったことをお詫び申し上げます。

現在、委員会には、インド、アルゼンチン、ソ連及びアラブ連合の各

代表団から、原決議案に対する修正案が提出されており、そのなかにはすでに採択されたものもあります。アラブ連合共和国修正案の採択は原案に一つの矛盾をもたらしたので、その修正案を若干起草し直す必要性が生じました。そしてその再起草はその後の委員会においてなされました。

最終案文はCONF／61／3DR・1／Rev、に記載されております。」

右決議案は全会一致（棄権一二票）で採択された。

成長過程にある諸国の発展

(a) 低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化

報告委員ワイドマン氏（アルゼンチン）は、経済及び社会委員会採択の修正決議案（CONF／61／4a／DR・1／Rev）を提出し、原案に対しなされた種々の修正点について説明した。

右決議案は全会一致をもって採択された。

(b) 成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術、訓練の諸問題

報告委員ジャマリー氏（チュニジア）は、文化委員会採択の修正決議案（CONF／61／4b／DR・1／Rev）を提出し、原案に対しなされた種々の修正点について説明した。

右決議案は全会一致をもって採択された。

平和に至る道

(a) 国際緊張除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則

報告委員スヌーデル氏（ユーゴスラビア）は、政治、国際安全及び軍備縮少委員会採択の修正決議案を提出し、原案に対してなされた種々の修正点について説明した。

右決議案は全会一致をもって採択された。

(b) 平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法

マラリュー氏（英国）（報告委員）

「決議案CONF／61／5b／DR・1／Revに関し、ソ連は、委員会において、原案に対し三つの修正案を提出しました。その第一の修正—すでに承認されている—は、前文に新しい節を加えることであります。その第二は、小節(a)のなかに『平和的共存』という語句を挿入することであったが、しかし、代表諸氏のなかには、かかる語句が、その意味において、論争の的であったことに注目し、それを他の言葉によって言いかえる方がよいと考えられているものもおり、その結果、第二の修正は否決されております。

ソ連の第三の修正案は、小節(c)のなかの常設的国際警察軍の設置に関する個所を削除し、それと入れ替えに、国連憲章に従って国際平和及び安全を保持するため安全保障理事会の裁量による警察軍（義勇軍）を設置する旨規定した文章を加えることであります。これは、国家の不慮事を安全保障理事会の決定に従って処理せんとするもので、その場合、右警察軍の使用は、同理事会の拒否権に服します。これに反し、国連あるいは国連により設立された安全保障機構のもとにおかれた常設軍は拒否権に服さないのであります。しかしながら、このソ連修正案は大多数によって否決されました。」

パレツキス氏（ソ連）

「私は、『平和的共存』の語句を挿入するソ連修正案が受け入れられなかったことを残念に思います。私は、同修正案に対する反対を理解することができません。一九五五年のヘルシンキ会議の際、本件に関する特別の決議がなされましたように、本同盟会議においても、平和的共存の原則が国家間の相互関係の手段である旨の声明が、はっきりと掲げられるものと信じております。この原則に代るべきものとして他になにがあるでしょうか。代表諸氏は平和的共存なしで暮すことを欲しますか。もちろん、平和的共存は、社会主義国家あるいは西欧側諸国がそれぞれのイデオロギーを放棄しなければならないことを意味するものではなく、かれらが平和的に共存し、平和的話合いによってあらゆる諸問題を解決しなければならないということであります。」

同盟会議議長

「私はただいま御発言のパレツキス氏に対し、同氏が平和的共存に関するソ連修正案について本会議の採択を希望されるかどうかおたずねいたします。」

パレツキス氏（ソ連）

「本会議の採択を希望します。」

カオ・バン・トン氏（ベトナム共和国）

「わが代表団は、中共の国連加盟に関する小節(d)に反対します。中華人民共和国は、多年にわたって、全東洋に破壊的諸活動を行なっております。したがって、私は、中華人民共和国の国連加盟承認に反対いたします。」

同盟事務総長

「どの代表団も、適当な時に上程された修正案に関しては、本会議において投票を要求することができます。したがって、パレツキス氏も自己の修正案に対する表決を要求することができます。しかしながら、カオ・バン・トン氏御発言の問題に関しては、なんら修正案が上程されておりませんし、また、同氏の投票の説明は別として、同氏がこの段階においてとりうる唯一の行動は、本会議がその決議案に関し、各節ごとに表決に付することを要求することであります。」

カオ・バン・トン氏（ベトナム共和国）

「私は、小節(d)を別個にして表決に付すことを要請いたしますとともに、中共が朝鮮において国連と交戦したことがあることを指摘いたします。」

アロット氏（米国）

「私は、小節(d)の別個の表決に関するベトナム共和国の要請を支持します。アメリカ合衆国代表団は、もし小節(d)が削除されなければ、その決議案をいかなる点においても支持いたしませんし、事実それに対し反対票を投じるでありましょう。一国が国連の一員となるには、国際的な諸法律及び諸協定を遵守しなければなりません。しかるに、中共においては、未だに朝鮮戦争による米人捕虜がおり、かれらを送還することを拒否しております。中華人民共和国のこのような事実及びその他多くの行為は、国連の一員として責務を担いうる政府の行為ではありません。」

サンドラ氏（スエーデン）
「スエーデンは、私が前回の討論の際に述べた理由から決議案全体としての投票に棄権いたします。」

グービン氏（ソ連）
「六億五千万の人口を有する中華人民共和国が国連に代表を送っていないという不当なことが現在行なわれているのであります。この問題は、ジュネーブにおけるさきの春季会議において、すでに、可及的速やかに解決すべきである旨意見の一致をみたところでありますし、また、この問題が国連の議事日程に記載されていること及び国連の米国代表団が中共の国連加盟の承認に反対でないことは種々の新聞報道から明らかであります。ところが、アロット氏がこの問題に反対であるというのはどういうわけでしょうか。」

同盟事務総長
「ソ連の修正案は、小節(a)の中に『…を含めた平和的共存』（"peaceful Co-enistence, including"）を挿入することであります。したがって、その個所は『…相互尊重及び他国の内政不干渉の原則を含めた平和的共存の原則』（"those of peaceful Co-enistence, including mutual respect and of non-intervention…"）ということになります。」
右修正案は、点呼により表決に付された結果、賛成二四四反対二七三棄権五七をもって否決された。

カオ・バン・トン氏
「私の提案は、小節(d)の最後の二行、即ち『国連における中国代表権問題を遅滞なく解決すべきこと』（"and that the question of Chinese representation in the United Nations be resolved without further delay."）を削除することであります。」

同盟会議議長
「では、最後の二行を削除することに関して投票を行なうことを提案いたします。」

ピエルソン氏（ベルギー）
「私は、本会議がかかる二行の削除に関して別個の投票を行なうかわりに、その小節全体に対する賛否を問うことが正しい手続であると考え、ここに提案いたします。」

クーレイ氏（米国）
「その小節の最後の二行の部分は普遍性を述べている同小節の前の部分と混同することができません。したがって私は、同小節最後の二行の削除について投票に付する提案を支持いたします。そうすれば、本会議は、実際に、中共に関する事項削除の提案について、投票を行なうことになるでしょう。」

ウェンデ氏（ポーランド）
「ベトナム共和国の提案した変更は、事実、実質的な修正を表わしております。私は、本会議がその決議案全体か、あるいは、各節ごとに別個に投票することを提案いたします。」

同盟会議議長
「ウェンデ氏の御意見は正しいと思います。ここに私は、決議案全体を表決に付すことを提案いたします。」

カオ・バン・トン氏（ベトナム共和国）
「私は、分割投票を提案いたします。その場合、分割投票を行なうべきかどうかについて賛否を問うことが適当な方法であると思います。そして、それから具体的内容の賛否に入っていくことができます。しかしながら、もっと迅速な議事手続は、削除の対象となっている文章について別個の投票を行なうことであります。」

同盟会議議長
「では、本決議案を各節ごとに表決に付します。」
小節(c)を含めた小節(c)までの節は、すべて採択された。

同盟会議議長
「では、次に、小節(d)をそのまま残すか、または削除するかについて表決に付すことを提案いたします。」

エルビエ氏（ベルギー）
「私は、いま、誤った議事手続が行なわれていると思います。」

同盟会議議長
「カオ・バン・トン氏におたずねいたします。貴方は、依然本小節の最後の二行を削除することを望んでおられますか。」

カオ・バン・トン氏（ベトナム共和国）
「はい、望んでおります。」

同盟会議議長
「では、本小節(d)の最後の三行につき採択することを提案いたします。」

パレッキス氏（ソ連）
「しかし、その方法で採択するのは正規の手続ではありません。ベトナム共和国代表団の提案は、事実、新しい修正案であり、もしそれを通過させるには三分の二の多数決を必要とします。さらに、その修正案は、本同盟の規則に従って提出されておりません。」

同盟会議議長
「本同盟の規則は分割投票を規定しております。そして今の場合、ベトナム共和国代表団の提案は普通の意味における修正案ではありません。」

ブラオビッチ氏（ユーゴスラビア）
「私は、ベトナム共和国代表団の提案は一つの修正案を意味していると思います。この提案は矛盾をもたらすものであります。というのは、本小節の最初の部分は、『普遍性』について述べていますが、もし本会議が最後の二行を削除すれば、それは普遍性に反することを意味するからであります。よって、私は、ここに本小節全体の採決を行なうことを提案いたします。」

トルバート氏（リベリア）
「私は、ブラオビッチ氏の御意見を支持いたします。本小節を分割することは、通常の手続を矛盾するものであります。」

同盟会議議長
「列国議会同盟の規則は、もし同盟の現行の諸規定によってあてはま

らない状態が生じた場合には、その時の同盟会議開催地国の一般諸会議における慣習法を適用するものとする、と規定しております。分割投票は、もし要請があった場合、ベルギー議会の諸規則のもとにおいて行なうことができます。したがって、私は、小節(d)を分割して採択することができるものと裁定いたします。」

バーチェ氏（ユーゴスラビア）

「本会議が、これまでよく知られていない規則を突然採用することは賢明でありません。同盟事務局は、あらゆる状態にあてはまる規則を準備するとともに、ある規則が政治的影響の結果として適用されるかもしれないという疑惑を避けるために、かかる諸規則をすべての代表諸氏に周知すべきであります。」

同盟会議議長

「同盟事務局は、ただいまのバーチェ氏の御発言に必ず留意するものと思います。」

同盟事務総長

「私は、分割投票がベルギー議会の諸規則に従っていること、またそれは、代表諸氏の要請があれば許可されなければならないことを認めます。」

全会一致をもって右の議事手続を採択することを承認した。

ガラル氏（アラブ連合）

「会議開催中に議事手続がしばしば変更されるという例が見られ、多数の代表諸氏は議事手続が特殊な状態に合致するように変更されているという感じを抱いているものと思います。会議は、議長に信頼を置いております。私は、すべて平等の立場において処理され、あらゆる修正が同じ精神に基いて行なわれているということが代表各位が確信できるような手段を講じることを要請いたします。議事手続の問題は、政治的配慮によって影響されないことが重要であります。」

投票が点呼により行なわれた。

同盟事務総長

「投票の結果を申し上げます。本節を残すことに賛成のもの二九一、反対一七七、棄権九七であります。」

同盟会議議長

「私は、代表諸氏に対し、本決議案全体を点呼により採決するかどうかおたずねいたします。」

アロット氏（米国）は、点呼を要請せず、米国代表団が二一票を棄権する旨を告げた。

次いで、マグサイサイ氏（フィリピン）が同国代表団の棄権五票を告げ、続いてカオ・バン・トン氏（ベトナム）が同国代表団からの棄権一三票を告げた。

よって、右決議案は、棄権三七票をもって採択された。

(c) 植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則

パンディット・クンズル氏（インド）（報告委員）

「本件に関する決議案（CONF／61／5c／DR・1／Rev）について御報告申し上げます。レバノン、チュニジア、リビア及びアラブ連合各代表団は、一つの修正案を提出しました。同修正案は、自決の権利を獲得せんとして戦っている人々に対してとられている軍事行動及び鎮圧措置、特に、アルジェリアにおいて七年以上も続行され、アルジェリア国民の正当な代表との交渉が失敗に終って以来、その激しさを増してきた軍事行動及び措置に関するものであります。同修正案は、それが特定の国に言及している理由から規則通りであるというには疑わしく思いましたので、その判定を同盟評議員会議長に求めることになりました。そして、この問題は、同盟評議員会に付託され、その結果、同評議員会議長は同修正案中の特定国に関する部分が同盟規約に反するものであるから、規則通りではない旨の判定を下しました。

続いて委員会は、同修正案の最初の部分、即ち、本決議案中の『自決権を獲得せんとして…』で始まる節を審議採択しました。

その後、委員会は、本決議案中の『民族自決と独立の目標中には…』で始まる節における少数民族に関する部分の『外国の』の語を削除する英国修正案を承認しました。

ソ連代表団は、一つの修正案を三つに分けて提出しました。その第一は、国連に対し、関係加盟諸国が第十五回総会の宣言を遅滞なく履行することを要請するよう呼びかけるものであります。また、その第二には、各国議員団に対し、すべての非自治領に速やかなる独立を与えるに必要な手段の採択を自国政府を通じて求めるよう訴えるものであります。これら二つの修正部分はともに否決されました。しかし、『管理者たる国々が…』で始まる節に含まれた同国修正案の第三の部分は、委員会によって採択されました。」

ガラル氏（アラブ連合）

「アルジェリアにおいて戦争が七年間も続いているという事実はだれでも知っております。この戦争について見解をのべるのが本同盟会議の仕事であって、この問題は規則外におかれるべきものではありません。」

ドボー夫人（フランス）

「私は、規則の点に関してガラル氏に討論の再開を許すべきではないと思います。もし、かれにそれを許すとなると、他の各国代表各位はそれに対し答弁する権利を有することになりましょう。」

同盟評議員会議長（G・コダチ・ピサネリ教授）

「本件がさきの評議員会に提出されたときは、本修正案の討議を現在不可能にしている規則の存否についてだれも質問した方はおられませんでした。本修正案の提出諸国は、この規則の存在を認め、なおかつ、同修正案がそれに従っていないことを認めておりながら、その規則の例外を要請しました。議長は、かような例外を認めることができません。同修正案の最初の部分は規則に従っており、委員会によって採択されました。」

ガラル氏（アラブ連合）

「核実験停止に関するアピールに関して会議は一つの例外を認めております。わが修正案の場合においても、七年間続いている戦争を処理するために、私は、一つの例外を要請いたします。また、私は少数民族の憲法上の保護並びに人種、宗教を異にする民族社会間の協力の承認に関する節の削除を要請します。私は、この考えを原則としては反対するものでありませんが、それは実際面において他国の内政干渉の口実として利用されうることを知っております。私は、本会議が『民族自決と独立の目標中には…』に始まる節を削除するわが修正案について採決を行なうよう要請いたします。」

バードウッド卿（英国）

「レバノン・チュニジア及びアラブ連合の各国代表が投票の際、故意に欠席することは委員会においてすでに明らかであります。このような状態において、本件の審議を再開することは確かに公正ではありません。」

同盟事務総長

「委員会における決定は最終的なものではありません。本修正案は本会議の審議に付するのが筋道であります。」

点呼による採決に入る。

同盟事務総長

「ただいまの採決の結果をお知らせします。本修正案は、賛成一二五、反対三二、棄権五九をもって否決されました。」

グーネワルデネ氏（セイロン）

「本会議の討論は、もしそれが抽象的な問題に限られるならば、なんの意味もありません。また、七年間も続いているアルジェリアの動乱に関する各国代表の討論が規則のため許されないならば、それらの規則を改正するための審議が行なわれなければなりません。」

本決議案は採択された。（アラブ連合棄権）

(d) 核実験停止

同盟会議議長

「日本及びアルゼンチン両国議員団共同提案による核実験停止に関する決議案（CONF／61／5d／DR・1／Add）が提出されております。」

ジョーンズ氏（米国）

「私は、本決議案を二つに分けて採択を行なうことを要請します。『各国に対して核実験の…』に始まる第一節は、二つの大国がすでに実験を行なっていることから、趣旨があいまいであると思います。したがって、この節は削除した方がよいと思います。その要旨は、全部第二節中に含まれております。」

パレツキス氏（ソ連）

「ソ連代表団は本決議案を支持することができません。本同盟が、平和的共存の問題に関するわがソ連代表団修正案を否決しましたことは、わが代表団に大きなショックを与えました。そして、それは、わが代表団の立場を非常に困難にしております。

ソビエト連邦は、核実験停止を最初に提案した国であり、また、それを実行してまいりました。ソ連は、核実験が本問題のほんの一部を構成しているに過ぎない故、ここにすべての国家に対し、核兵器を禁止するよう要請します。大気の汚染ということがしばしば言われてきましたが、ソ連は、その兵器自体を禁ずべきであると信じます。基本的な問題は、全面軍縮に関する協定を締結することであります。

ソ連議員団は、本決議案を西側列強の利益を代表する宣伝文とみなします。きょう、完全軍縮に関する米ソ共同提案が行なわれたというよい知らせがあり、それには核実験停止及び核兵器禁止の問題を含んでいるということでありました。ソ連は、全面完全軍縮に関する協定を妨害しようなどとは考えておりません。しかしながら、本決議案は、片方側だけに関する宣伝を持っている、片寄った提案であります。ソ連代表団は、本決議案を支持できないことを表明するとともに、日本、アルゼンチン両代表団に対し、本決議案を撤回するよう要請します。」

ワイドマン氏（アルゼンチン）

「アルゼンチン国民は、全人類の平和を心から望んでおります。ところが、私は、ただいまのパレツキス氏のいわれた、本決議案は宣伝目的で提案されたという御意見を拝聴して非常に驚嘆している次第であります。」

議長は、本決議案を各節ごとに採決に付した。

最初の二節は承認された。

最後の二節が表決に付された時、米国、ソ連、ルーマニア、ブルガリア、チェッコスロバキア及びハンガリーは、反対の意思を表明した。

続いて、同決議案全体に対する採決が点呼投票により行なわれ、その結果、同決議案は、賛成三七九、反対八七、棄権一〇をもって採択された。

国際機関に対する議会の監督

ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）（報告委員）

「議会及び司法委員会採択の改正決議案（CONF／61／DR・1／REV）における唯一の変更は、アルゼンチン代表団が提案した一節を追補したことであります。

私は、アラブ連合共和国の要請により、私の報告書中の一つの誤りを訂正したいと思います。その誤りとは、私が二百六十一頁において、アラブ連合共和国は一つの連邦であると記述した点であります。いまや、それが政府の統一体を有し、連邦でないことは明白になりました。」

グービン氏（ソ連）

「ソ連は、本決議案の第二小節を受け入れることはできません。私は、分割投票を要請します。もし本会議が、同小節を削除しなければ、わが代表団は、本決議案全体の投票に棄権するでありましょう。」

ウェンデ氏（ポーランド）

「ポーランド代表団は、本決議案が、受け入れがたい節を若干含んでおりますので、本決議案の投票には棄権いたします。」

議長は、右決議案を各節ごとに表決に付した。各節は、第二小節を除き、全会一致をもって採択された。第二小節の投票には、ソ連、ポーランド、ブルガリア、チェッコスロバキア、ルーマニア及びハンガリー各国代表団からの反対並びにユーゴースラビア代表団の棄権があった。

本決議案は、採択された。ソ連、チェッコスロバキア、ルーマニア、ハンガリー及びポーランドの各国代表団並びにフランス代表団は棄権。

国際的話合いのための第五十回列国議会同盟会議のアピール

同盟評議員会議長（G・コダチ、ピサネリ教授）

「私は、国際的話合いのための本同盟会議のアピールを構成する一つの決議案を本会議の表決に付します。

このアピールは、大国に対し、国際的諸問題の平和的解決を見出すための交渉を速やかに行なうよう訴えるものであります。同アピールは、その中にソ連及び米国の名を記述しておりますが、同盟評議員会は、これは同アピールを公平に行なう理由から正当であると考えます。けさの新聞ニュースは昨日行なわれた話合いが成功をもたらすであろうという希望を与えております。」

右アピールは、全会一致をもって採択された。

散会　午後一時三十分

第十二回会議　一九六一年九月二十二日（金曜日）午後

会議は、国会議事堂において、デステニィ氏（ベルギー）が議長席に着き、午後三時四十分に開かれた。

11　評議員会の構成

評議員会提案の第五十一回同盟会議までの期間の評議員会の構成は全会一致で承認された。

同盟評議員会議長

G・コダチ・ピサネリ（イタリア）

（第五十回列国議会同盟会議―第五十一回列国議会同盟会議）

同盟評議員会評議員

国名	評議員名
アルバニア	通告なし
ドイツ（西独）	H・コップフ、C・シュミード
アメリカ	H・D・クーレイ、A・ゴア
アルゼンチン	F・F・モンヤルダン、R・A・ワイドマン
オーストラリア	A・I・アラン、J・I・アームストロング
オーストリア	A・ミグシュ、B・ステュルク
ベルギー	M・ブラコップ、C・ドバーク
ビルマ	タキン・チット、ウー・エイ・モン
ブラジル	S・ブラガ、F・ミューラー
ブルガリア	P・コウリチェフ、F・コゾフスキイ
カナダ	S・ボランジャー、S・トルバルゾン
セイロン	N・M・ペレラ、M・セナナヤケ
チリ	R・フリエット、J・マルティネス・カンプス
デンマーク	アルシンク・アンダースン、V・ハウク
スペイン	J・I・エスコバール、M・フラガ・イリバルネ
フィンランド	O・リンドブロム、K・ポーヤラ女史
フランス	M・ドゥボー夫人、M・ムーテ
ガーナ	通告なし
イギリス	E・L・マラリュー、M・ストッダート・スコット
ギリシャ	G・マブロス、G・プラティス
ハイチ	L・F・フランソア、J・M・ジュルメ
ハンガリー	F・デシ、E・モルナール
インド	H・N・クンズル、S・ナヤール
インドネシア	A・L・ヘンドラニングラト、M・ソフィアン
イラン	P・カゼミ、A・マチン・ダフタリ
アイルランド	C・ブレスリン、L・コスグレーブ
アイスランド	H・ヨナソン、G・ソロドスン
イスラエル	Y・バデル、D・ハコーヘン
イタリア	E・カルボーニ、C・マクレリ
日本	縞永健司、平島敏夫
ラオス	P・ブアシー、T・ソムサニット
レバノン	N・ブエズ、N・ナッハー
リベリア	H・C・トーマス、F・E・トルバート
リビア	H・アブダラ、O・アル・バシール
ルクセンブルグ	R・ファンデル、M・フィッシュバック

ナイジェリア	W・O・ブリッグス、M・T・エングー
ノールウェー	E・フレドリックスフリード、フィン・モー
ニュージーランド	B・V・クックスレイ、E・E・マクミラン夫人
パナマ	通告なし
パラグアイ	S・モンタナロ、C・A・サルディバール
オランダ	P・J・カプテイン、C・J・ファン・メール
ペルー	A・A・パロ、P・レペット
フィリッピン	通告なし
ポーランド	J・K・ウェンデ、S・ゾルキエウスキー
アラブ連合	A・ボーゾ、M・F・ガラル
ルーマニア	M・ラリア、B・ソロモン
スエーデン	R・サンドラ、T・フォン・セット伯爵
スイス	H・コンツェット、A・ギナン
チェッコスロバキア	A・ポレドナク、J・バーロ
タイ	S・ペルナーウィン、S・スディサンロナカラ
チュニジア	A・アブデネビ、A・ボウダリ
ソビエト連邦	K・A・グービン、J・I・パレツキス
ベネズエラ	M・A・ランダエ、SR・ヘンリーク・ベラ
ベトナム	グエン・フォン・チェップ、カオ・バン・トン
ユーゴースラビア	M・バーチェ、M・スヌーデル

（9）執行委員の選挙（継続）

採決の結果

同盟事務総長

「昨日の執行委員の選挙における有効投票数は六二六票で、所要の絶対過半数は三一四票であります。アラン氏（オーストラリア）は四二一票、ムーテ氏（フランス）三八二票、パレツキス氏（ソ連）二五五票の得票がありました。従ってアラン氏及びムーテ氏が任期四年の執行委員に選任されました。

12　閉会

同盟会議議長

「議員諸君

記録的な参加者と最大の関心を集めた第五十回会議も終りになりました。

私どもは、同盟の創立者の一つである国の首都ブラッセルで会議が行なわれましたことを殊に喜ばしく思います。

私どもは、感激に満ちた一週間をすごしてまいりました。第一に、私は皆さんがこの国の伝統的な歓待をうけ、ここベルギーにおいて快い滞在期間をすごされ、多くの近づきを得られたことと思います。

昨年、東京会議におきまして私はブラッセル会議が国際的に緩和された雰囲気の中で行なわれるようにとの希望を表明いたしました。しかし不幸にして世界はそのような状態ではなく、ここ一年のうち国際問題は山積し、世界における緊張の度は一層増しているのであります。

しかしながら、いくらかの希望の光明はあります。

色々な問題に意見の不一致がありましたにもかかわらず、この会議が完全に洗練された様子で行なわれましたことを私はまず第一に喜ばしく思います。

他方、諸君がおいでになったこの国の外務大臣が、世界の運命をになう二大強国の首相の一人と会見いたしましたことは、幸運にしてかつま

た希望にみちた時期の一致ではなかったでしょうか。

私どもは、ここ数年来のベルギーの行動を、その公正な価値で判断していただきたいと思います。ここでコンゴの危機について少し申し上げますが、私は開会式の時のベルギー首相の声明に同意見でありまして、これに従えばコンゴに独立を与えることにおきまして、それがどのように展開いたしましても、ベルギーの意思は常に純粋であります。

私はこのことをすでに東京において断言いたしました。

この会議において採択されたすべての決議を列挙することは私の役割ではありませんが、各国議員団がその国におきまして立法計画又は行政計画にこれらの決議案の主旨を表わすようにあらゆる手段を尽すことを切にお願いいたします。

また、列国議会同盟評議員会の提案によって、会議が列強の政府に対して平和の維持という観点から感銘深いアピールを行ないましたことは殊に喜ばしいことであります。

この演説を終るにあたりまして、この会議を調子よく運営することに貢献して下さいましたすべての人々に感謝の意を表明いたします。

まず第一に、列国議会同盟評議員会の議長であり、その権威と学識があまねく知れわたっておりますジュセッペ・コダチ・ピサネリ教授にお礼を申し上げます。続いて同盟の事務総長であり、会議を運営する人にあたえた彼の助言があらゆる意味でその支えになったアンドレ・ド・ブローネー氏にお礼を申し上げます。

また、事務局の協力者のすべて、とりわけダグラス氏とレンス氏に感謝し、あわせて、ベルギー議員団の事務局長であり、この会議の組織―完全にその真価を発揮した組織―の為に惜しみなく予算を使って下さったガレルン氏にお礼を申し上げます。

開会式の演説で、ベルギー国王陛下が、平和というものは国や国際機構の責任ある立場の人たちだけに関係があるのではなくて、国民の一人一人に関係のあるものであるといわれております。事実、国民の一人一人が心の中に平和への希望を持っておりますれば、政治がそれに動かされないということはあり得ません。そして国民は評価に値いする政府を持つのであります。

ベルギー国王のお考えは、これ以前にも偉大なるヨーロッパ人であるウィンストン・チャーチルのメッセージの中でいわれております。これはイギリスの下院において一九五〇年三月二十八日に述べられております。

『現在、人類は以前は夢想もしなかった程自然の力に対して優位に立っている。もし希望するなら、平和と進歩の黄金時代はその眼前にある。すべては人類の手中にある。ただなすべきことは、人類の最後のそして最大の敵、即ち自分自身を克服することのみである』

チャーチル卿は『人類は歴史のこの瞬間において、自然の力に対し、以前夢見たよりもはるかに優越する力をもって出現している。人類の前には望みさえするならば、平和と進歩の輝かしい時代が横たわっている。すべては人類の手中にある。人類はただその最後の最も邪悪なる敵―自己を克服しさえすればよいのである。』と言っております。」

ワイドマン氏（アルゼンチン）

「ベルギー皇帝陛下、ベルギー政府並びに国民が与えられた御歓待に対し衷心より感謝の意を表するものであります。会議中、各代表は自由にその意見を述べることができ、討論に加わる完全な自由を有し、他の意見を尊重しました。

第五十一回同盟会議はアルゼンチンで開催されますが、アルゼンチン国民は常に平和に対する深い希望を持っております。アルゼンチン国民は、人種、宗教、国籍、皮膚の色等いかなる種類の差別にも反対し、社会正義を深く信じております。代表の皆様が御家族御同伴の上アルゼンチンに来られるようお招きいたします。またその機会にわが国民との結びつきをさらに一層深められるよう希望するものであります。アルゼンチンは世界の諸国と平和的関係を維持しているという長い歴史を持っており、アルゼンチンこそは平和と友情の国であります。アルゼンチンにおいては、各国からの人々が歓迎され自由な生活を楽しんでおります。来年、わが国が、自由と正義の国であるということを代表各位に示す機会が与えられましたことを心から喜ぶものであります。」

椎熊三郎氏（日本）

「この同盟会議中、代表一同は、ベルギー議会、政府のみならず、ベルギー国民からも心暖まる御歓待を受けました。わが日本議員団は、ジュネーブにおいて最初に提案した核実験停止決議案が圧倒的多数をもって採択されたことを名誉であると感ずる次第であります。ベルギー国に感謝申し上げるとともに評議員会議長、事務総長及び職員一同にも感謝いたします。」

（演説全文及び英文一七四頁参照）

マチン・ダフタリ氏（イラン）

「代表一同が国王の御歓迎を受けたことはまことに名誉なことであり、国王の民主主義への率直なる信念には深い感銘を受けました。古い友や新らしい友と会えて嬉しく思いますとともに、ここにおいて何らかの有益な仕事をなしたと思います。ベルギー議員団、ベルギー政府、ベルギー議会、同盟会議議長及び同盟事務局に対し感謝いたします。」

カルボーニ氏（イタリア）

「今回の同盟会議の成功の一つはよい天候に恵まれたことであり、これについては特にベルギー議員団に感謝いたします。同盟会議のために働いたすべての人に感謝するとともに、明年ローマで代表各位にお目にかかることを希望いたします。」

クーレイ氏（米国）

「デステネィ氏がその卓越せる手腕、厳然たる態度及び公平をもって会議を主宰されたことに対し讃辞を呈します。私はまた、ベルギー議員団、国会及び国民にその心からの御歓待に対し感謝申し上げますとともに、代表各位の礼譲に敬意を表します。ブラッセルにおいては平和の道に沿った進歩が認められました。私は全世界を通じ自由なる代議制民主主義がその基礎を置くべき不変の原理を信ずるものであります。代表議員は、その目指している平和及び自由の目標を達成する仕方についてはそれぞれ異なった考えを持っていることと思いますが、諸問題の処理にあたっては自由の精神をもってすべきであると思います。」

ブラガ氏（ブラジル）

「ベルギー議員団のすぐれた会議組織に感謝いたします。ワイドマン氏が言われたごとく、第五十一回同盟会議が南米において開催されますが、南米においては過去百年間一度も戦争がなく、世界の他の地域に対しよい範を示すことができる大陸であると思います。

ブラッセルにおいて同盟は、各国政府を指導していることを再び示しました。代表各位は世界の諸民族間の平和及び協力のため努力を傾け、この線に沿って何らかの処置を講じたとするならば、その仕事はむだではなかったと思います。ベルギー議員団、国民及び同盟事務局に対し特に感謝の意を表します。」

ブラオビッチ氏（ユーゴースラビア）

「ベルギー議員団の御歓待に感謝申し上げるとともに、全会議を通じ

友好的雰囲気が漲っていたことを特に強調したいと思います。

アルゼンチン及びベオグラードにおいて開催される同盟会議においては、代表議員が、国際問題解決の助けとなる何か実際的なことをすることができるように望むものであります。一九六三年の同盟会議がベオグラードにおいて開催されることはまことに喜ばしいことでありますが、ベオグラードの国会は六十年前に既に同盟に加盟しているのであります。

代表各位は、相互信頼の精神をもって、世界の緊張緩和及び国際間の理解増進のためになされた真の努力をさらに続けなければならないという感じを持ってブラッセルを去ることでありましょう。」

カムプサー氏（パラグアイ）

「この同盟会議に出席した代表一同は、平和のための闘争に協力せんとする切なる気持を有し、戦争の脅威を回避するための努力を続けるでありましょう。」

トルバルゾン氏（カナダ）

「わが国はベルギーと多くの関連を有しております。ベルギー人でカナダに帰化したものがたくさんおります。またカナダ人はフランダース戦線において散華した同胞のことを決して忘れません。

この同盟会議中に、米国及びソ連の代表は継続して接触する機会を持つたわけでありますが、その結果は大いに国際緊張の緩和に資するものと思います。」

ウェンデ氏（ポーランド）

「ポーランド議員団を代表して、ベルギーの御歓待に対し感謝いたします。」

評議員会議長（G・コダチ・ピサネリ教授）

「列国議会同盟は、歴史上最も困難な時期の一つに世界の各地からの議員間の会議を開いたわけであります。同盟内には、いかなる人種的、イデオロギー的差別もありません。これは同盟が常に追求してきた目標の一つであります。国際情勢が極度に緊張し、意見の相違がある時に、五十一カ国からの代表が参集し、多くの問題について完全な合意に達したことはまことに喜ばしいことであります。同盟の仕事の最も重要なるものの一つは各代表がお互いに他の意見に耳を傾け、また自己の見解を述べることができる討論の場を提供することであります。

最近、同盟所属員の協力のおかげで、各種形態の議会に関する調査の結果が刊行されましたが、これは各国議員に、自国の制度を他国のものと比較する機会を与えるものであります。決して何かを押しつけようとするものではなく、各国民がその必要に最も適しているものを選ぶため比較ができるようにするにすぎません。議会制度を選んだ国民は、これが改善をはかり、これをできるだけ有効なものとするよう努力いたします。というのは、この議会制度は結局は、民主社会が採用できる最もよい制度となるからであります。

『平和に至る道』の討論において、国家間の関係は国際法の尊重に基づかねばならず、意見の相違がある場合には、話し合いが必要であることを明らかにいたしました。話し合いとは当事者が、ある程度の譲歩をする用意がなければならないということであります。一方が他方の提案を受諾することをことごとく拒否する場合には、話し合いは不可能であります。

国連はその短所を矯正することにより強化する必要がありますが、国連の存在そのものは人類の偉大な業績であります。平和のためにその生命を捧げられたハマーショルド氏に対し重ねて敬意を表したいと思います。

もろもろの討論を通じ、政治における経済面の重要性がますます大であることが明らかとなりました。議会人がその責任を背負うことがきわめて重要であり、成長過程にある諸国に対する先進工業国の援助は平和の絶対要件の一つであります。

一般に、議会はその重要性を増しており、これにつれて、同盟は世界政治に与える影響を増しております。議員が直接の成果を達することはできませんが、世論を作り出すことによって世界に大きな影響を与えることができます。

ベルギー議員団がこの同盟会議を成功させるためになされたあらゆる努力に対し感謝の意を表するとともに、代表一同はお招きを受けたレセプションに非常な感銘を受けました。

人間は誰でも自分の国に深い愛着を感じるものでありますが、国家主義を誇張することは避けることは肝要であります。各国民は常にお互いに助け合う用意があります。最良の結果をもたらす投資は他のものがみずからの性格及び運命に一致した文明や管理制度を作り上げるのを助けるようにするために行なわれるものであります。ベルギーとイタリア国民の間に打ち立てられた緊密なる協力と友情はこの一例であります。

シーザーは二千年前にベルギー国民より深い印象を与えられましたが、ここに出席の代表一同は同様に今日のベルギー国民より深い印象を受けました。すなわち、この同盟会議の組織の方法に対しては、感謝と讃嘆のほかありません。本同盟といたしましては、ベルギー皇帝、皇后両陛下の御臨席が開会式を非常に感銘深いものとされたことに対し特に感謝の意を表するものであります。

私は、ベルギー議会に感謝いたしますとともに、この同盟会議をりっぱに主宰されたデステネィ氏に讃辞を呈します。議長に必要なのは公平無私であるとある代表が言われましたが、これは、このような会議の主宰がいかに困難なものであるかを物語っております。同盟のために働く者は常に公平をはかり、同盟を通じて平和のために尽くしたいと思っております。

今回の同盟会議は史上まことに困難な時期に開催されましたが、たとえ多くの困難な問題があっても、人類は平和のための戦いにおいてお互いにその願望を理解させることができるという大きな希望が常に存在することが明らかにされました。」

同盟会議議長（M・デステネィ氏）は第五十回列国議会同盟会議が終了したことを宣した。

(五) 同盟会会議の議決事項

第五十回列国議会同盟会議　採択決議

1　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

国の社会的もしくは経済的制度の如何を問わず、国家間の経済関係の樹立並びに相互信頼の強化が世界貿易にとり重要であることを注視し、

地域的経済協力機構及び特に国際連合の地域別経済委員会が世界経済関係の発展において演じた積極的な役割に留意し、

新しい経済グループの誕生により起る偶発事件及び世界貿易に害となる差別待遇に直面した第三諸国の当然の不安に注目し

工業先進国で構成される共同体の経済的発展、及び特にアフリカ諸国を中心とする第一次生産品産出諸国を統合せんとする試みは、成長過程にある国々の産業の発展、経済の自由化、並びにそれらの国々における相互貿易の拡大に有害であることに着目し、

すべての国々及び世界の各地域が経済協力をめざす努力を更に強めると同時に、

(a)　第三国、特に開発途上にある非欧州諸国に対する貿易が悪化するのを避けるため慣行の貿易流通を尊重すること

(b)　国内消費税と一般共通の、もしくはその国だけの対外関税の積極的引き下げ、及び商品の輸入に障害となる数量制限の撤廃をなしとげること

(c)　地域的農業政策を立案するにあたっては、伝統的に農業を基本とする第三諸国における農業生産を害することのないよう考慮に入れること

(d)　第三諸国、特に開発途上にある諸国の工業生産品を徐々に取り入れるようにつとめること

に十分注意を払うべきであると確信し、

国際連合及びその関係機関に対し、国連憲章第五十五条及びハバナ憲章第一条に述べられた目的を可及的速やかに実現すること、並びにこれらの共同体が開発途上にある諸国の経済的発展と対外貿易に及ぼすことがあり得る悪影響を避けるために必要措置を講ずることを要請し、

世界が、人種、政治または宗教による差別なく生活水準と社会福祉の向上を達成せんとするならば、諸国の相互協力によって経済及び国際貿易に関する問題を解決することが現在絶対に必要であることを再確認するものである。

2　成長過程にある諸国の発展

(1)　低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

低開発が、平和及び国際安全保障に対し深刻な脅威となりがちな不均衡という頻発する悪因を世界経済にもたらすこと、またさらに、自由貿易及び投資資本の増大にともなって拡大する世界経済が、あらゆる国民の繁栄及び福祉の増進に欠くべからざる事実を注視し、

開発途上にある諸国が、それぞれ自国の発展を促進することをめざして経済的手段を最大限に活用するためには、当然不十分である自国政府及び民間の資力を補うような公的及び私的両方の、相当量の外国援助及び多大な投資を必要とすることを確信し、

国際的機構、あるいは二国間ないし多数国間の協定機構を通じて開発途上にある諸国に与えられている現在の経済的援助の量及びその調整が、かかる諸国の実際的需要を殆んど満していないことを認識し、この現状に対処することが緊要であることを考慮し、

工業諸国に対し、

(a)　開発途上にある諸国に対する直接あるいは国際機構を通じて行なう経済援助を増大し、これらの国がかかる援助を自由かつ最も有利に利用できるようにするため努力すること

(b)　可及的速やかに軍事経費を削減し、これによって生ずる多額の補足的財政手段を主として低開発諸国に対する経済的援助に用いること

(c)　所要の機能・経験を有し、かつ専門家、技術者、教師等の海外需要地勤務を奨励する既存の国際機関を強化すること

(d)　開発途上にある諸国の、工業的にしろ農業的にしろ、あらゆる生産物のための十分な市場を確保し並びに、国際協定により主要生産物の安定した十分収益のある価格を確立すること、またこれを目的としてすべての開係低開発国及び工業先進国による国際会議をできる限り早期に招集すること

(e)　工業諸国の経済政策が、国際的な財政上の障害を防ぎ、現在の工業的潜在力の十分な利用及び投資の増大を刺戟するような方法で一層密接に調整される方策を確立すること

を要請し、

国連の技術援助を委託された諸機関に対し、まず低開発諸国における最も重要な事業、すなわち特に工業と専門家養成に援助を与えることに専念するように呼びかけ、

ここに、工業諸国並びに受益国に対し、国際投資があらゆる国の利益になるように最も効果的に増大されるための条件（必要な保証を含む）について国連の関係機関と協力し共同研究を強化するよう勧告する。

(2)　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

成長過程にある諸国の不安定な経済状態、各国間の結束に対する絶対の必要、かかる経済不安に悩んでいる諸国の国内的安定に及ぼす低開発の影響及び低開発が国際安全保障に与える明らかな脅威を認識し、

近代経済制度の下にあっては、経済的発展は、必要な標準の能力を有し、技術的、科学的、管理的指導力を有する相当数の熟練者の確保によるところが大きいことを考慮し、

成長過程にある諸国が経済確立のために賞讃すべき努力を重ねているにもかかわらず、これらの諸国は、農業、工業、商業及び公共事業の発展に必要な熟練者及び資格ある専門家が不足していることにより、特にこの点において困難に遭遇していることに注意を払い、

国際連合専門機関あるいは二カ国間援助形式によって、成長過程にある諸国に対し与えられる技術援助が、急増する人口により課せられた重荷のため、また現状から脱却しようとするこれらの諸国の当然の切なる希望を考えるならば、不十分であることを信じ、

成長過程の諸国が次の事項を行なうことを勧告し、

(a)　経済発展一般計画、国家的労働政策及び社会、教育啓発計画と密接な関係を有する経験豊かな人材及び教職員に関する必要性を査定すること

(b) 将来、熟練者及び資格ある専門家の有効なる研修に対する前提条件を確立すること及びかかる人材を適宜選考及び養成すること

(c) それぞれの国における技術者や熟練者の養成及び職業的訓練にあたっては、できればその地域の産業に即応し、その必要性に関連した研修制度に立脚すること、またその地方の主要生産物を地域産業に利用するようにつとめるべきこと。

先進国に対し、国際連合専門機関による方法または国際連合内に特別基金を設ける方法によるとにかかわらず、国際連合を通じて成長過程にある諸国間において組織される教育、職業、科学及び技術訓練計画のための財政的貢献を実質的に増加するよう要望する。

3 平和に至る道

(1) 国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する宣言

第五十回列国議会同盟会議は、

国際情勢が不安に満ち、一時的な好転にもかかわらず、世界平和に対して極めて重大な危険をはらんでいることを考慮し、

この責任の一部は代議制機関にあること、またその活動は、国際緊張の除去と平和維持を目的として、国際関係の領域において拡大すべきであることを考慮し、

国連憲章に「戦争の惨害から将来の世代を救い」と述べられているごとき諸国民の確固たる意志により、また同じく国連憲章に「寛容を実行し、かつ善良な隣人として互いに平和に生活し」と述べられているごとき諸国民のゆるぎない決意により、国際緊張を除去し、平和を維持しうることを考慮し、

諸国家がその相互関係において従わねばならない平和維持のための根本的原則は、国連憲章に記載されていることを考慮し、

国際法委員会が作成し、国連総会が一九五一年十二月七日に可決した決議中に触れている「諸国の権利と義務に関する宣言草案」を想起し、

一九四八年九月十一日に第三十七回列国議会同盟会議において採択された国際道徳の原則に関する決議を想起、確認し、

ヘルシンキにおける第四十四回列国議会同盟会議で採択された、国の経済的社会的組織、発展の程度、大小、強力たると否とを問わず、すべての国家間の平和共存に関する決議を想起し、

今や国際緊張を恒久的緩和に向かわせることが可能であるとともに必要である時が来たこと、またこのためには国際活動においてあらゆる要素を積極的に調整することがまず先決問題であることを考慮し、国連憲章を採択した後において、国際経験にかんがみ特に重要であり不可欠であることが判明したところの、国際間の行動に関する原則を確立する必要があることを考慮し、

すべての代議制機関に対し、国際緊張の除去と平和の維持をめざす努力を倍加すること、また次に列記する諸原則を国際慣行の面に適用するようにつとめることを呼びかけるものである。

一、

諸国民の間に平和を維持するためには、各国が、国連憲章に宣言され、同憲章の条文から直接にうかがわれる国際関係の基本的諸原則を尊重することが重要である。

国際間の行動に関するこれらの基本的諸原則の軽視及び違反が、現在の国際緊張と戦争の危険の主要な原因となっている。

平和と自由は相互に依存関係にある。国際緊張を除去するには、特に各国は、他国の主権と領土保全に対する圧力や干渉はいかなる性質のものであろうともすべて差控えるべきであり、また諸国民の意思、わけても小国の国民がその安全、独立及び社会的経済的政治的発展の保障に最も有利であると考える道を自由に選ぶことができるように、その意思をあくまでも尊重すべきである。

この理由から、世界各国の議会が、創造的平和と道徳的及び国際的概念の現実とに対する信念を再確立するために積極的な行動をとることが緊急に必要である。

二、

国際間の行動に関する基本的諸原則の尊重は純粋なものでなければならないが、これはこの点に関して言行不一致があってはならないことを意味する。個人間の関係に有効な道徳律は、国民間の関係においても有効でなければならない。このような関係において最高の価値を有するのは、誠実と高潔である。かくしてはじめて、国際緊張の軽減と平和の維持に必要な相互信頼の雰囲気を作り出すことが可能になるのである。

三、

現代の本質的な特徴の一つは、各国がそれぞれその社会的政治的構成、イデオロギー、言語、人種、宗教、伝統、及び習慣を異にしているという事実、また各国間の現在の関係は、これまでに行なわれてきた論争、武力闘争、及びその他過去からの遺憾なできごとなどによって拘束されているという事実であることを銘記するならば、国連憲章の根本的原理としての国際的寛容は、極めて高度な実際的重要性を有していると言うことができる。各国が、異なった環境と思想に理解を持ち、国際共同社会全体に貢献するように行動し、広い度量をもって対他国関係の問題に取組まなければならない理由はここに存するのである。

また、列国議会同盟に議員団を加盟させている各国においては、人種、政治あるいは宗教上の偏見による集団大虐殺はいかなる種類のものであろうとも根絶するために法的措置を講ずるべきである。

四、

各国は、それぞれの国内に存在する社会的政治的組織の相違にはかかわりなく、国際間の行動に関する基本的原則を適用する義務を有する。社会的政治的構成の相違は、国際的理解と協力に対する克服しがたい障害ではない。国内の組織を異にする国家グループ間の冷たい戦争は、人類の発展段階にある現世界において避けられない状態でもなければ、まして「正常」な状態でもない。各国の内部組織は、国家が他の諸国との関係において有する義務からどの国をも解放するものではない。各国は、武力、外部からの圧力、あるいは他国の国内問題への干渉を含め、その他いかなる形式によるものであろうとも、自分たちのイデオロギーや国内組織を他国民に押し付けることを決して望んではいないし、また企てるものではないことを、国際関係の分野における行動を通じ、異なった組織を有する国の国民に確信させるように努力する義務を有するのである。

国際平和は、各国内の平和に密接に結びついていることを明示しなければならない。従って、各国議会は、必要に応じて完全な政治的寛容に到達すべきこと、またイデオロギー上の迫害はいかなる種類のものであろうとその排除に成功するように充分な措置を講ずべきことを勧告する。

五、

あらゆる形態の冷戦、特に軍事ブロックと軍備競争の存在は、諸国民と諸国家の利益、並びに国連憲章の精神に反するものである。それは平和に対する直接の危険をはらんでいる。冷戦の停止、そしてその第一段階として、厳重な国際管理の下に監視され、核兵器と細菌兵器の軍備撤廃から始められる全面的完全軍縮により軍備競争を停止することは、国際共同社会の何よりも緊急な義務である。すべての国は、かくも重大な課業の実行に参加する責務と権利を有する。軍縮を達成するための努力は、すべての国に課された義務であると考えねばならない。国際的難問題を解決するため、また平和に対する不断の脅威を構成している第二次

世界大戦の余波を除去するために速やかに手段を講ずることが特に重要である。

六、

全人類をおびやかす最大の危険は、核戦争の脅威である。現在の情況下で世界大戦が起ったならば、それは必然的に核戦争であろう。旧式兵器のみで開始された局地的な戦闘であっても、それは世界的な核戦争に発展することが考えられる。この問題と関連して、例えば局地戦争の許容性、世界大戦を旧式兵器による戦争に限定する可能性、「きれいな核兵器」などの「理論」に見られるごとく、何とかして核戦争の危険を無視しようとする試みは、すべて非難すべきである。それとは逆に、すべての国民に対し、彼等をおびやかす危険と、新しい世界大戦が起った場合に彼等におそいかかる破壊と災害を十分に周知徹底させるために努力がなされねばならない。

真の平和とは、あらゆる種類の煽動や恐怖感の助長、あるいは圧迫とは両立しないものである。

七、

冷戦、そして特に軍備競争は、小数の大国の国家的安全を理由として正当化することはできない。すべての国の安全保障にとって、核兵器は例外なしに同一の危険を及ぼしており、未曾有の破壊と想像を絶する災害があらゆる国民をおびやかしている。このような戦争においては、勝者は存在しえない。この理由からして、現在の情況における最適の実際的可能な政策、及び本質上平和的な政策として冷戦政策、「戦争せとぎわ」政策、威嚇政策などを正当化する「理論」は、すべて非難しなければならないのである。

八、

軍事ブロックの存在は、国際関係における極めて有害な現象である。国連のわく内での全世界的な安全保障制度により、現在の世界に見られるブロック別の対立を除去し、各国の安全を保障するために努力が向けられるべきである。すべての国がブロックに所属し、あるいは軍事協定によってそれに結びついているわけではないという事実、またこのような国々の数が常にふえつつあり、国際舞台におけるその影響力が増大しつつあるという事実は、好ましい傾向であると判断すべきである。

九、

植民地、及びその他国家間の公然または秘密裡のあらゆる不平等関係は、国際紛争の、従って戦争の危険の主要なそして最も根強い原因となっている。このため、国連憲章、並びに植民地とその国民に独立を与える件に関する国連総会一九六〇年十一月二十九日の宣言の精神に則り、いまだに従属的地位にある国々とその国民に独立を達成させる手続きを早める必要がある。同時に、国家間の関係を好転し、国々を真の完全な平等に導くために努力がなされねばならない。また同様な精神に従って、ネオ・コロニアリズムの台頭、すなわち経済手段による低開発諸国の従属関係を創始することは、非難すべきである。国連憲章に保障されている自決の権利、及び社会的、経済的、政治的組織を自由に選択する権利を実現せんと努力している国民に対して武力を行使することは、厳重に非難すべきである。

民族の結束、主権、自決及び法律上の平等を望む国民は、あらゆる種類の帝国主義、植民地主義及び他国民への服従から解放されるべきである。

十、

諸国間の経済的不均衡、すなわち高度先進諸国と低開発諸国とが平行して存在することは、国家間の不平等関係（ネオ・コロニアリズム）に、またこのような関係を冷戦目的に利用するに好都合である。科学がめざましい発展をとげている今世紀において、いまだに多数の国々に窮乏、貧困、飢餓、及び高い死亡率が見られることが、全人類の恥辱であるのみならず、国際緊張の源泉である理由は、ここに存するのである。従ってすべての先進国はどうしても負わねばならない義務として、主として国連を通じ、そしていかなる場合にも政治的条件を付すことなく、これらの低開発諸国に惜しみなく援助を与える必要がある。また同じ目標を念頭に置いた上で、価格、関税、輸出入税などの面において先進国の経済政策に固有なあらゆる不平等の要素を国際的経済関係からすべて除去し、差別のない公正な国際的経済協力の発展のために努力がなされねばならない。最近植民地の束縛から解放された国々に対する援助は、この領地における緊急な業務であり、彼等の自由な経済的発展のための先決要件である。

工業的先進諸国は、成長過程にある国民が科学と近代技術の分野において経済的、政治的及び文化的発展をとげることを妨げている障害物を除去すべきである。

十一、

国際情勢の好転をはばむ重大な障害は、各国における特殊な状態と、他国の願望が不完全にしか知られていないという事実に存する。これらの事実に対する不完全な知識は、誤解と偏見の原因になることがあり、また時には国民相互間に基本的信頼感の欠如をもたらすことがある。このため、各国は自国の国民が他国民の生活について知識を持つように便宜を与え、また積極的に力をかすべきである。この目的のために、各国は自国民に他国の現状について正確な知識を与えることができるよう、自由に駆使できる情報機関を有すべきである。各国は、国境横断に関する諸規則を寛大にすること、国境地帯に住んでいる住民に特に好意的な規則を適用し、自国民の外国旅行を助けることなどにより、自国民が他国民に直接に接触することができるよう最大限の支持を与えるべきである。

十二、

国連は、国際緊張を最終的に除去し、平和を維持するためにはかけがえのない機関である。この意味においてすべての国は、全世界の国民の意志の発露として、この国際機関を強化し、その欠陥を取除き、終局的普遍性を実現するためにその加盟国を増加させ、その権威を施行する最善の方法として国連憲章の基本的諸原則を遵守する義務を有するのである。

(2) 平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

国連憲章に述べられ、全加盟諸国が採択した根本目的、すなわちあらゆる国民の平等の権利、及びその主権と自決権の原則の尊重に基づき諸国間の友好関係の発展を保証するために平等の基礎に立って国際平和を維持することを考慮し、

国連憲章の基本的原則は、国連加盟諸国に課された、平和的手段によってのみ国際紛争を解決する義務にあることを考慮し、

国連憲章の諸原則に従い、誠意をもってまた人間の基本的権利を尊重して行動することにより、侵略行為またはその他の平和侵害行為を抑制する措置を講ずる必要があることを考慮し、

国連の原則と目的に対する諸国民—特に小国及び最近独立を達成した国々の国民—の信頼、並びに国連憲章が保障し、強化し、発展させることにつとめてきた彼等の政治的、経済的、社会的安全に対する諸国民の関心を考慮し、

国連の客観性と能力が、最近のコンゴにおける重大なでき事により試験の場におかれていることを考慮し、

国連の担当機関がコンゴに関して相次いで採択した決議が、いまだ完

全に実施されていないことを考慮し、

各国議員団が、国の大小を問わずあらゆる国民にとって平和を維持し、その安全を強化するためにはかけがえのない機関たる国連の威信と能率の高揚をもたらすことを目的として、あらゆる創意をつくすようにそれぞれの議会及び政府に働きかけることを要望し、

(a) すべての国家が、国連憲章の基本的諸原則、特に相互尊重及び他国の内政不干渉の原則を厳守し、実行すること

(b) 各国の正式代表が自国の独立を保護し、強化するため国連組織の援助を求める場合には、国連は、国連憲章の精神及び形式を共に遵守して、自由に表現された代表の意思を考慮すること

(c) 常設国際警察軍の創設についての研究を進め、国連機構内での有効な国際管理をともなう全般的完全軍縮協定を締結するため、より一層努力すること

(d) 国連がその普遍化を目途として、国連憲章に定められた加盟資格に合致する国の加盟を承認することにより、国連を拡大する手段を漸進的に講じるとともに、国連における中国代表権問題を遅滞なく解決すべきこと

(e) 一九四五年以来の世界及び国連自体内での経験とそこに生じた変化に留意して、各国政府は、国連憲章特に国連の組織及び活動方法に関して、必要な修正の問題を審議すべきこと

(f) 世界各国は、紛争の解決について国際司法裁判所を十分に利用すべきこと

を要請するものである。

(3) 植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

一九六〇年十二月十四日、第十五回国連総会通過の植民地諸国及び諸国民に対する独立承認に関する宣言を想起し、

自決権を獲得せんとして戦いつつある国民に対してとられている軍事行動及び鎮圧措置に深甚な懸念をもって注目し、

諸国民が総て、自由、主権及び自国の領土保全に対し不可譲の権利を有することを確信し、

民族自決と独立の目標中には、少数民族の保護を憲法上規定する義務と人種、宗教を異にする民族社会間の協力の承認とを包含する可能性があることを認め、

非自治領について責任を有する諸国に対し、植民地、保護領及び非自治領の諸国民に迅速に完全な権限と主権とを与えるため、遅滞なく必要な手続をとるよう要求し、

管理者たる国々が、自由と独立を求める国民を抑圧するために武力を用いんとする試み、並びにこのような行為を支持することは、植民地とその国民の独立認可に関する国連の宣言に矛盾するとともに、世界人権宣言及び国連憲章違反であり、また人道と正義の原則と両立しないものであるが故に、強く非難すべきであると宣言し、

国連に対し、これら諸国民の独立達成にあたり、あらゆる技術的援助と、彼等の確固たる独立の達成を援助するため必要適切にして最も有効なる手段とを彼等に自由に利用せしめるよう要請する。

(4) 核実験停止に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

核実験の再開は人間の生命に対する真に決定的ともいうべき危険であり且つ平和への重大な脅威であることを考慮し、

果次の同盟会議において採択された核実験停止に関する諸決議にかんがみ、

一、各国に対して核実験の実施をさし控えることを要請し、

二、関係各国に対し、有効なる国際管理を伴う核実験停止に関する協定を早急に達成するため、あらゆる努力をつくすことを要請する。

4 国際機関に対する議会の監督に関する決議

第五十回列国議会同盟会議は、

一九二四年、一九五二年及び一九五三年における同盟採択の国際関係及び国家間の関係、国家の概念及びあらゆる段階における議会による管理の必要に関する決議を想起し、

国際社会の各分野における恒久的性格を有する政府間機構の増加は、注目に値する現象を呈することを考慮し、

議会によるこれらの機関の管理は、左の二つの明確な形態をとることを確認し、

一、国家的統制の近代化を計ること、そのためには、特に、国際団体内において各国政府がとる政策を常時監督する議会委員会を設置すること及び国際団体の会議、集会に参加する各国代表団に議員を含めること

二、商業その他について共通の政策を遂行する任務を数カ国によって課せられている国際的又は超国家的団体を管理、監督する機能を備え、その構成員は該団体の利益を考慮した上で諸決定を行なう機会を有する国際的議会合議体の創設をはかること

これらの二つの管理形態は、矛盾することなく、相互に補完し合うことに留意し、

同盟及び関係国際機関の加盟国に対し、これら二つの措置に右加盟国がしかるべき注意を払い、かつ議会民主政治の強化に最も適当と考える要素をこの二つの措置から学びとることを要請する。

各国の議会に対し、国際問題に関する活動についての完全な情報を世界のすべての国の議会に提供することを要請する。

5 国際的話し合いのための第五十回列国議会同盟会議のアピール

第五十回列国議会同盟会議は、

国際情勢の悪化及び軍備競争の激化を伴い且つ平和の脅威となる諸々の出来事の険悪なる成り行きに深甚なる関心をもって注目し、

平和の維持及び国際安全保障は主としてソ連及び米国に依存しており、全世界の人々がこの両国に対し今日世界を分割している最も重要な問題について合意に達するため、いかなる努力をも惜しまないよう訴えていることに着目し、

前大戦以来発生してきている諸問題を含め、両陣営が相対立しているすべての国際問題を話し合いによって解決しなければならず且つ解決しうることを確信し、

すでにソ連及び米国の外相の間に接触と予備的話し合いが開始されたことを知ってこれを歓迎するとともに、

大国の政府に対し、国際安全保障及び平和のため、早期かつ平和的解決に到達するよう当面の重要問題について直ちに真剣な話し合いを行なうべく緊急なるアピールを行ない、

各国の議会が、自国の政府に対し、このアピールの精神に則り適宜の措置を講ずるよう要請する。

四、同盟執行委員会

一、議事日程の採択
　仮日程のほかに追加議題として、次の四件を決定
㈠　核実験停止決議案（日本議員団提出）
㈡　南阿の議会の状況を調査する決議案（アラブ連合議員団提出）
㈢　米ソ巨頭会談促進決議案（アラブ連合議員団提出）
㈣　執行委員選挙規則
一、第一二一回執行委員会（一九六〇年四月三日及び八日、於ジュネーブ）の議事録を承認
一、執行委員会議長の報告
　五十一カ国代表が参加するブラッセル会議の重要性と国際情勢の極めて困難なこと及び議会活動を強化することにより平和を維持することの必要性について強調
一、同盟事務総長の報告
　人民のための人民による民主主義的活動の重要性を強調
一、第八十八回同盟評議員会以後、新議員団の結成に関して、同盟事務局が受理した情報の審議
　同盟事務総長より、ガーナからベルギーと外交関係がないのでブラッセル会議に出席できない旨連絡があったことを報告後、ナイジェリア及びグァテマラ両議員団について検討、グァテマラについてポーランドより質問があったが、アルゼンチン及びアメリカ等から詳細な説明があって、全会一致、同盟評議員会に適格の旨通知方を決定
一、韓国議員団の情況
　同盟事務総長より、韓国議員団に対する加盟の招請状に対し回答が、

1　第一二二回執行委員会

日　時　昭和三十六年九月十二日（火曜日）午後四時
出席者
　議　長　G・コダチ・ピサネリ（イタリア）
　副議長　サー・マルコム・ストッダート・スコット（英国）
　委　員　福永健司（日本）
　〃　P・ブラッシュール及びC・ド・ベック（ブラッシュール氏代理）（ベルギー）
　〃　ハロルド・D・クーレイ（米国）
　〃　パンディット・フリデイ・ナス・クンズル（インド）
　〃　A・マチン・ダフタリ（イラン）
　〃　フィン・モー（ノールウェー）
　〃　フランク・E・トルバート（リベリア）
　〃　ロドルフォ・A・ワイドマン（アルゼンチン）
　〃　ステファン・ゾルキエウスキー（ポーランド）
　同盟事務局　アンドレ・ド・ブローネー事務総長
　　ジェームス・ダグラス事務次長
議事経過
　ピサネリ議長より挨拶があり、ベルギー側を代表してブラッシュール執行委員（貿易相兼後進国技術援助相）より歓迎の辞と自分は多忙なためベック同盟評議員も出席させる旨挨拶があった。

ないうちに革命により議会活動が停止したので、如何に取扱うやとの問題が説明され、ポーランドよりこの際取消すべしと述べたが、インド等より未だなんらの決定があったのではないから、招請状に対する回答を待つべきであると反論、その通り決定

一、朝鮮民主共和国議員団に関して、同盟事務局が受理した情報の審議
議長より同国と国連との関係が問題であるからと、国連に対しその点を質問することに決定

一、パラグァイ議員団につき、議会活動が停止しているのではないかとの質問が提起されていたが、これに対しパラグァイ議員団より全くの誤解であり憲法に則り議会が活動している旨の回答があった旨、同盟事務総長より報告、ポーランドより、その選挙につき再調査すべしと述べたが、アルゼンチンから七二パーセントの投票率があったこと、米州議員団会議にも出席している等の事実を述べ、パラグァイ議員団の地位にはなんら変更なしと決定

一、執行委員選挙において同盟評議員会による立候補者の指名に関してとるべき手続
今回欠員となる二名の執行委員の選挙手続に関し、事務局案（地域的分布を考慮して二名を推せん）、ノールウェーのフィン・モー案（二名以上を推せん）を検討、冬季委員会までに、フィン・モー氏、クンズル氏及び同盟事務局の間で手続案を作成することに決定
今回は従来の手続により二名の候補者が三分の二の多数を得るまで選挙を続行することに決定

一、第八十九回同盟評議員会の準備
㈠ 同盟事務局が提出する報告につき、議長より事務局に対し感謝の辞が述べられた
㈡ 第五十回同盟会議の議長及び副議長の選挙の提案については、議長としては恒例により招請国の議員団団長を推すことに全会一致
㈢ 財政問題
一九六一年会計年度の二名の会計監査委員を任命
一九六二年度の予算案を可決
㈣ 二名空席となる執行委員の補欠選挙に関し、これまでの届出につき報告（オーストラリアのアラン氏及びソ連のパレツキス氏）
立候補届出の期限は十九日（火曜日）までであることが述べられた
なお今回任期満了による退任は、英国のサー・マルコム・S・スコット及びベルギーのブラッシュール氏である
㈤ 一九六二年度春季会議の場所、日時及びその技術的組織については、西独のストットガルト及びチェッコスロバキアからの招請があり、同盟評議員会で決定することとした

一、日本議員団提出の核実験停止決議案（注第一参照）の審議
福永健司委員より、
原子爆弾の恐怖を体験した世界最初の、そして最後となることを希望している国の代表として、執行委員会が同盟評議員会に対し、この最も重大かつ緊急な問題を審議するよう勧告されんことを希望する旨提案理由を説明した（七、日本議員団代表の発言参照）。これに対し、イラン、ノールウェー、インド等よりこもごも賛成が述べられたアルゼンチンからは同様の決議案を提出したき旨が述べられたが、結局、満場一致同盟評議員会に上程方を決定
なお本決議案提出の手続については、右執行委員会に先立ち、九月十一日（月曜日）福永執行委員は、同盟事務総長及び事務次長をパレ・デラ・ナシオンに訪問、本決議案につき協議したが、同日付をもって同盟事務総長宛福永同盟評議員名により書簡（注第二参照）を提出した。本書簡はCL／89／61／5として、日本議員団提出決議案文を付して配布された

一、南阿の議会の状況を調査する決議案（アラブ連合議員団提出）の審議
本件については、同盟の伝統的禁則である「特定国の批判」に抵触する恐れがあるが、同盟評議員会において審議することに決定

一、米ソ巨頭会談促進決議案（アラブ連合議員団提出）の審議
本件については、更にこの提案に参加する議員団のあることも考えられるので、決議案の内容、形式についても再検討することに決定

一、財政問題
㈠ 一九六一年度追加予算に関する提案を承認
㈡ 同盟の財政情況に関する同盟事務総長の報告を了承

一、同盟事務局に関する問題
同盟の紋章につき審議する予定であったが、時間の関係で次回に繰越

（注第一）

核実験停止に関する決議案（日本議員団提出）

第五十回列国議会同盟会議は、
最近行なわれた核実験再開の声明を遺憾とし、
核実験及びその結果に関して世界各国民が示した深刻な憂慮に留意し、
果次の同盟会議において採択された核実験停止に関する諸決議にかんがみ、
一、各国に対して核実験の実施をさし控えることを要請し、
二、関係各国に対し、有効なる国際的管理を伴なう核実験停止に関する協定を早急に達成するため、あらゆる努力をつくすことを要請する。

（注第二）

一九六一年九月十一日付

同盟事務総長宛

福永評議員発

拝啓　日本議員団は、議事日程第五、「平和に至る道」の中に、追加決議案を含められるよう提案したいと存じます。
日本議員団の意見としては、本決議案は最も緊急かつ重要な問題に関するものであるため、本会議の成果として誌されるに価いすると存じます。しかし、本件は「平和に至る道」の中で、論議することができますので、特別の討論を必要とするものではありません。

敬具

September 11, 1961.

Dear Mr. Secretary-General,

I have the honour to inform you that the Japanese Delegation would like to include a further draft resolution under item 5 of the Conference Agenda-"The Way to Peace".

This draft concerns a matter which is of the most urgent importance and which, in the opinion of the Japanese Group, deserves to find a direct mention in the work of the Conference. However, this question does not require a special debate as the matter can be discussed under the general title of The Way to Peace.

I have the honour to be,
Mr. Secretary-General,
Your obedient servant,

Kenji Fukunaga,
Member of the Inter-Parliamentary Council,

Japanese Group of the
Inter-Parliamentary Union.

Mr. André de Blonay,
Secretary-General of the
Inter-Parliamentary Bureau.

2　第一一三回執行委員会

日　時　昭和三十六年九月二十二日（金曜日）午後五時

出席者
議　長　G・コダチ・ピサネリ（イタリア）
委　員　松本俊一（福永健司委員の代理）（日本）
〃　ハロルド・D・クーレイ（米国）
〃　パンディット・フリディ・ナス・クンズル（インド）
〃　A・マチン・ダフタリ（イラン）
〃　フランク・E・トルバート（リベリア）
〃　ロドルフォ・A・ワイドマン（アルゼンチン）
〃　ステファン・ゾルキエウスキー（ポーランド）
〃　アーチボルド・I・アラン（オーストラリア）
〃　マリウス・ムーテ（フランス）
欠席者　フィン・モー（ノールウェー）
同盟事務局　アンドレ・ド・ブローネー事務総長
ジェームス・ダグラス事務次長

議事経過

一、議事日程を採択

一、ピサネリ議長より、新らたに執行委員に選出されたオーストラリアのアラン及びフランスのムーテ両委員に対する歓迎の辞と、任期満了

により退任するイギリスのサー・マルコム・スコット及びベルギーのブラッシュール両氏に対する送別の辞が述べられた

一、必要な場合、評議員会議長の職務を代行する一名の執行委員の任命

トルバート委員（リベリア）よりクーレイ委員（米国）を指名するよう発言があったが、同氏は辞退、後刻執行委員会副議長にポーランドのゾルキエウスキー委員を任命した

一、第五十回同盟会議の成果に関する意見の交換

同盟事務総長より、会議の日程がつまりすぎていて、会期を一日くらい延ばしては如何という意見が多く聞かれたがと述べられたが、冬季の執行委員会で論議することに決定

一、一九六一年度の残りの期間の活動計画

㈠「不正手段による富の蓄積」に関する小委員会と執行委員会の開催

この期間に開催される同盟地域会議にはダグラス事務次長を派遣する

㈡　第五十回同盟会議において採択された決議九件については、マチン・ダフタリ執行委員（イラン）が引続き国連総会に出席するので、これを国連側に提示することを正式に委嘱することとした

一、第一二四回執行委員会の場所と日時

冬季の執行委員会は、十一月二十一日、二十二日の二日間パリにおいて開催することに決定

一、同盟の紋章

同盟の紋章について、事務局の準備した図案が回覧されたが、結局、各執行委員が、同盟の旗、バッジ、レターペーパー用の紋章図案を準備して、十一月十五日までに事務局に提出することとなった

五、同盟評議員会

第八九回同盟評議員会

日　時
第一回会議　昭和三十六年九月十三日（水曜日）午前十時及び午後三時
第二回会議　同　九月二十日（水曜日）午後五時
第三回会議　同　九月二十一日（木曜日）午後五時

場　所　ブラッセル市ベルギー国会議事堂

出席評議員
同盟評議員は各国議員団より二名となっており、日本議員団の同盟評議員は次の如くである。
衆議院議員　福永健司
参議院議員　平島敏夫
なお福永評議員の出席できない場合の代理者として、左の通り正規の手続がとられた。
衆議院議員　松本俊一

議事経過

第一回会議（九月十三日、水曜日）

一、第八十八回同盟評議員会（一九六一年四月八日、九日、於ジュネーブ）議事録を承認

一、同盟事務局提出の報告を伝達

㈠　事務総長報告
㈡　一九六〇年―一九六一年業務報告

一、第五十回同盟会議議長及び副議長の選挙に関する提案（同盟規約第十五条第七項）
デステネイ・ベルギー議員団団長を同盟会議議長に選出

一、第八十八回同盟評議員会以降の新議員団結成に関する執行委員会の報告
㈠　ナイジェリア及びグァテマラの各新議員団の加盟を全会一致承認
㈡　韓国議員団については、加盟に関する招請状をそのままとするよう決定
㈢　朝鮮民主共和国議員団については、国連に対し質問を行なうよう決定
㈣　パラグァイ議員団の合法性については、同国における総選挙の合法性を承認したことにより、なんらの地位の変更なしと決定

一、第五十一回列国議会同盟会議の組織（一九六二年ブエノスアイレス）期日につき一応十月十八日（木曜日）よりとすることに決定

一、第五十二回列国議会同盟会議の開催地（一九六三年）
ユーゴースラビアの招請により、一九六三年九月中旬、ベオグラードと決定

一、財政問題
㈠　一九六一年会計年度の会計監査委員二名を任命
㈡　一九六二年度予算を可決

一、一九六二年春季会議の開催地、開催期日及び技術的組織

西独（ストットガルト）及びチェッコスロバキア（プラーグ）よりの招待があり、いずれも辞退しなかったので、ピサネリ評議員会議長（イタリア）よりの招請により、ローマで、四月二十三日（月曜日）より同二十九日（日曜日）まで開催することを決定

一、核実験停止決議案（日本議員団提出）の審議

福永健司評議員より、前日の執行委員会における発言と同様、唯一の原爆被災国の代表として日本の人道主義的考え方を説明した（七、日本議員団代表の発言参照）

これに対し、チェッコスロバキア、ソ連が、特にチェッコは、日本提出の決議案に反対するのではないが、と前置きしながら、核実験停止は全面軍縮の不可分の一部としてとり上げることを主張、これに対し、ラオス、フランス、アメリカ、ベトナム、セイロン、ベルギー及びアルゼンチンは日本案に全面的に賛成、全面軍縮の一部としては実現する日が来ない点を強調、アルゼンチンは独自の修正案を提案し、採決の結果、賛成五十六票対反対〇票、棄権十二票（ブルガリア、ハンガリー、ポーランド、ルーマニア、チェッコスロバキア及びソ連の各二票宛）で日本案を本会議に上程することを決定した。なお日本とアルゼンチンとの話し合いによって修正されることがあることをも了承した（日本、アルゼンチン共同提出決議案注第一参照）

一、南阿の議会の状況を調査する決議案（アラブ連合議員団提出）の審議

特定の一国を批判することは、同盟の伝統的禁則として、本件は本会議に上程しないことに決定

第二回会議（九月二十日、水曜日）

一、執行委員会の委員二名の交代のための選挙に関する提案

本年で任期満了となる執行委員二名、ブラッシュール氏（ベルギー）及びサー・マルコム・スコット（イギリス）の交代のための選挙に立候補した者は、アラン（オーストラリア）、ムーテ（フランス）及びパレツキス（ソ連）の三名なので、三候補とも全会一致で本会議に推せんすることを決定

一、国際的話し合いのための第五十回列国議会同盟会議のアピール案の審議

当初アラブ連合提案の米ソの話し合いを求める決議案は、ベルギー、ブルガリア及びポーランドが加わり四国共同提案とし、大国の政府が国際平和のために話し合いを直ちに行なうことをアピールする内容として提案、全会一致で本会議に上程することを決定

一、トルコ政府に対し政治犯に寛大な措置を求めるアピール案の審議

トルコ政府が政治犯に極刑を科したことに関連して、アメリカ、オーストラリア、カナダ、セイロン、イギリス、インド、アイルランド、ニュージーランド及びナイジェリア九国より緊急提案が行なわれたが、特定国政府をあげ、裁判の判決に寛容を求めることは、同盟の伝統的禁則をおかすことである点が強調され、特定国名をあげることを避け、かつ正式裁判の判決に対する干渉にならないような形に修正することに決定

第三回会議（九月二十一日、木曜日）

一、執行委員会の委員二名の選挙結果に関する報告

投票総数六二六票、過半数は三一四票であるので、アラン氏（オーストラリア）及びムーテ氏（フランス）の当選と決定した旨報告、得票数左の通り

アラン氏（オーストラリア）	四二一票
ムーテ氏（フランス）	三八二票
パレツキス氏（ソ連）	二五五票

一、トルコ政府に対し政治犯に寛大な措置を求めるアピール案の審議

特定国名をあげることを避け、かつ裁判干渉にならないよう修正した修正案が提出されたが、本会議に上程しないことを決定

一、植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則（本会議議事日程第五C）に対する修正案の審議

本件は議事日程第五Cの右の諸原則に関する決議案の前文に対し、レバノン、チュニジア、リビア及びアラブ連合の四国より提出された修正案の内容が、「民族自決の権利を獲得するために戦っている人民に対し、とられている軍事行動及び抑圧、『及び、特にアルジェリアにおいて七年以上にわたりとられ、しかもアルジェリア人民の合法的代表との交渉に失敗して以来その激しさを加えている措置』を深甚の憂慮をもって注目し……」

となっているため、九月二十一日、木曜日開会の非自治領及び人種問題委員会において、同盟評議員会回付となったものであるが、特定国名をあげ非難することは同盟の伝統的禁則にふれるものであるとの議長裁定となったものである。

（注第一）

核実験停止に関する決議案（日本及びアルゼンチン共同提案）

第五十回列国議会同盟会議は、

核実験の再開は人間の生命に対する真に決定的ともいうべき危険であり且つ平和への重大な脅威であることを考慮し、

累次の同盟会議において採択された核実験停止に関する諸決議にかんがみ、

一、各国に対して核実験の実施をさし控えることを要請し、

二、関係各国に対し、有効なる国際管理を伴なう核実験停止に関する協定を早急に達成するため、あらゆる努力をつくすことを要請する。

六、常任調査委員会

1　政治、国際安全保障及び軍備縮小委員会

一、日　　時　昭和三十六年九月二十一日（木曜日）午前九時三十分―正午

一、出 席 者

委　員　長　ギルバート・ロングデン（イギリス）
副委員長　グエン・フォン・チェップ（ベトナム）
日本代表　松本俊一　衆議院議員
〃　　足鹿　覺　衆議院議員
同盟事務局　ジェームス・ダグラス事務次長

一、議　事　日　程

㈠　一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／PD／61／SR）の承認

㈡　左記決議案の修正の審議

a　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則

b　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法

㈢　委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

一、議　事　経　過

委員長より、ベブラ副委員長（ユーゴースラビア）はやむを得ない事情により欠席する旨報告

㈠　議事日程第一

一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／PD／61／SR）を全会一致にて承認

㈡　議事日程第二

決議案の修正の審議については、第三の決議案として、日本及びアルゼンチン共同提案にかかる「核実験停止決議案」があるが、これは既に本会議で討論ずみであるからと委員長より発言あり、修正案の討論に入るも、議題はこれに限定し、討論は、提案者、賛成者、反対者の三者の発言をもって行なうこととされた。

a　本会議議事日程第五a、「国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則」に対するソ連議員団提出修正案（別添一）及びアルゼンチン及びペルー議員団提出修正案（別添二）について審議

ソ連議員団提出修正案は、起立採決により、賛成一四、反対一八をもって否決、日本も反対

アルゼンチン及びペルー議員団提出修正案は、修正第一点につき賛成一八、反対〇、棄権一〇で可決、日本は賛成、修正第二点につき賛成二一、反対〇、棄権一一で可決、日本は棄権、修正第三点につき賛成二四、反対〇、棄権六で可決、日本は賛成、修正第四点につき賛成三〇、反対〇、棄権二で可決、日本は賛成、修

正第五点につき賛成二八、反対〇、棄権二で可決、日本は賛成、修正第六点につき賛成一四、反対一、棄権一三で可決、日本は棄権、修正第七点については提案者により撤回され、修正案全体としては、賛成二九、反対〇、棄権一をもって可決、日本は賛成

b　本会議議事日程第五b、「平和を維持するための国連活動を強化する方法」に対するソ連議員団提出修正案（別添三）については、修正第一点につき賛成二五、反対〇、棄権二で可決、日本は賛成、修正第二点につき賛成四、反対一〇、棄権六で否決、日本は棄権、修正第三点につき賛成七、反対二〇、棄権二で否決、日本は反対、修正案全体として賛成二九、反対〇、棄権二で可決、日本は賛成

c　日本及びアルゼンチン共同提案にかかる「核実験停止決議案」を委員長が議題として上程、直ちに表決に付する旨発言

同盟事務局より、本決議案は委員会の議事日程にものってないし、またなんらの修正案も出ていないことを指摘

アルゼンチン代表は、アルゼンチン議会は最近核実験停止決議をしたこと、日本は世界最初の被災国であること、本決議案の採択を乞う旨を発言

アメリカ代表は、議事進行に関し、最初日本案とアルゼンチン案とがあった点、委員会日程にのってないなら委員長が然るべく処理しないのかの点を質問

同盟事務局より日本、アルゼンチン妥協案である旨回答

委員長より、委員長としての責任で表決にかける旨回答

イタリア代表より、停止すべき実験の範囲について質問

松本俊一代表より、地下、空中等すべてを含む旨回答

イタリア及びチュニジア代表より若干の質問があったが、委員長は、すべての修正は既に時機を失している点を強調、表決に付することとなる。

表決の結果、賛成二三、反対二、棄権三で可決

反対投票をしたポーランド代表は、この決議案は単なる宣伝でしかないとの発言を行なった。

(三)　議事日程第三

委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告については、各国代表は各自の提案を文書をもって同盟事務局に送付すべきことを決定

（別添一）日程第五　平和に至る道

(a)　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する宣言

一、ソ連議員団提出修正案

九、の第二節の中

「いまだに従属的地位にある国々とその国民に独立を達成させる手続きを早める必要がある」を左の通り修正する。

「各国民の植民地的従属関係を即時、無条件に終止せしめることが必要である。」

（別添二）日程第五　平和に至る道

(a)　国際緊張の除去及び平和維持に関して国家間の相互関係を導く諸原則に関する宣言

二、アルゼンチン議員団（H・ペレッテ氏）、ペルー議員団（P・レペット氏）、アルゼンチン議員団（C・ラゴス氏）、及びアルゼンチン議員団（M・ロサダ氏）提出修正案

1　一、の第三項の次に左の通り加える。

この理由から、世界各国の議会が創造的平和と道徳的及び国際的概念の現実とに対する信念を再確立するために積極的な行動をとることが緊急に必要である。

2　三、に左の項を加える。

また、列国議会同盟に議員団を加盟させている各国においては、人種、政治あるいは宗教上の偏見による集団大虐殺は、いかなる種類のものであろうとも、根絶するために法的措置を講ずるべきである。

3　四、に左の新項を加える。

国際平和は、各国内の平和に密接に結びついていることを明示しなければならない。従って、各国議会は、必要に応じて完全な政治的寛容に到達すべきこと、またイデオロギー上の迫害はいかなる種類のものであろうとその排除に成功するように十分な措置を講ずべきことを勧告する。

4　六、に左の新項を加える。

真の平和とは、あらゆる種類の煽動か恐怖感の助長、あるいは圧迫とは両立しないものである。

5　九、に左の新項を加える。

民族の結束、主権、自決及び法律上の平等を望む国民は、あらゆる種類の帝国主義、植民地主義及び他国民への服従から解放されるべきである。

6　十、に左の新項を加える。

工業的先進諸国は、成長過程にある国民が科学と近代技術の分野において経済的、政治的及び文化的発展をとげることを妨げている障害物を除去すべきである。

7　十一、に左の新項を加える。

前述した諸障害の中、高度工業国によって採用される貿易上の差別政策、保護関税、販路独占等が成長過程にある諸国にとって有害であることを見逃してはならない。

ラテン・アメリカ諸国が、巨大な国際航空会社の独占から自国の空路を防衛する目的をもって、その国の航空産業のために行なう主張に対して深甚な注意を払うべきである。

（別添三）日程第五　平和に至る道

(b)　平和を維持するための国連活動を強化する目的で国連を補強する方法に関する決議案

一、ソ連議員団提出修正案

1　前文第一項の次に左の新項を加える。

国連憲章の基本原理は加盟国がその国際的紛争を平和的手段によってのみ解決することを義務としていることを考慮し、

2　小項(a)の「内政不干渉の原則」の次に「を含む平和的共存」を加える。

3　小項(c)の「常設国際警察軍の創設」を削除し、その代りに「国連憲章に基き国際平和と安全を維持するため、安全保障理事会に警察軍（国民軍）の使用を委託すること」を加える。

2　議会及び法律委員会

一、日　　時　昭和三十六年九月二十一日（木曜日）午後三時三十分

一、出　席　者

委　員　長　A・F・ゴルキン（ソ連）

副委員長　K・セント・ジョージ夫人（アメリカ）

日本代表　高津正道衆議院議員
同盟事務局　イボ・レンス事務次長補

一、議　事　日　程

㈠　一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／P J／61／SR）の承認

㈡　国際機関に対する議会の監督に関する決議案の修正の審議

㈢　委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

一、議　事　経　過

㈠　議事日程第一

一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／P J／61／SR）を全会一致にて承認

㈡　議事日程第二

本会議議事日程第六、「国際機関に対する議会の監督に関する決議案に対するアルゼンチン議員団提出の修正案（別添一）については、字句の誤りを正したのみにて表決の結果、賛成四〇、反対〇、棄権四にて可決、日本は賛成

㈢　議事日程第三

委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告については、次の四件につき一括執行委員会に提出することを賛成二二、棄権三で可決した。

1　議会における反対党の権利と責任
2　不平等に締結された条約の廃棄
3　人種及び国籍による差別を除去するために議会のとるべき方法
4　宇宙法

一、議　事　日　程

㈠　一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／E S／61／SR）を全会一致にて承認

㈡　議事日程第二

決議案の修正の審議

a　本会議議事日程第三、「地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響」に対するインド議員団提出修正案（別添一）、アルゼンチン議員団提出修正案（別添二）、アラブ連合議員団提出修正案（別添三）及びソ連議員団提出修正案（別添四）について審議

インド議員団提出修正案は、修正第一点につき全会一致可決、修正第二点につき再修正の上一七対五棄権七にて可決、修正第四点につき可決、全体として全会一致可決

アルゼンチン議員団提出修正案は、修正第一点につき七対一一棄権九にて否決、修正第二点につき再修正の上全会一致にて可決

アラブ連合議員団提出修正案は、修正第一点につき一一対一二棄権七にて否決、修正第二点については第一回の表決が一三対一

なお、本委員会において審議中の問題として、「不正手段による蓄財の罪を犯した者及び公的活動における道徳または人道違反に対して、国際水準でとるべき措置」があること、及び現在小委員会において調査中の「青少年犯罪問題」に関し、小委員長よりの中間報告があった。

一、議　事　経　過

㈠　議事日程第一

一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／P J／61／SR）を全会一致にて承認

㈡　議事日程第二

本会議議事日程第六、「国際機関に対する議会の監督に関する決議案に対するアルゼンチン議員団提出の修正案（別添一）について字句の誤りを正したのみにて表決の結果、賛成四〇、反対〇、棄権四にて可決、日本は賛成

㈢　議事日程第三

委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告については、次の四件につき一括執行委員会に提出することを賛成二二、棄権三で可決した。

1　議会における反対党の権利と責任
2　不平等に締結された条約の廃棄
3　人種及び国籍による差別を除去するために議会のとるべき方法
4　宇宙法

一、議　事　日　程

㈠　一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／E S／61／SR）の承認

㈡　左記決議案の修正の審議

a　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響

b　低開発諸国、及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化

㈢　委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

一、議　事　経　過

㈠　議事日程第一

一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／E S／61／SR）を全会一致にて承認

㈡　議事日程第二

決議案の修正の審議

a　本会議議事日程第三、「地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響」に対するインド議員団提出修正案（別添一）、アルゼンチン議員団提出修正案（別添二）、アラブ連合議員団提出修正案（別添三）及びソ連議員団提出修正案（別添四）について審議

インド議員団提出修正案は、修正第一点につき全会一致可決、修正第二点につき再修正の上一七対五棄権七にて可決、修正第四点につき可決、全体として全会一致可決

アルゼンチン議員団提出修正案は、修正第一点につき七対一一棄権九にて否決、修正第二点につき再修正の上全会一致にて可決

アラブ連合議員団提出修正案は、修正第一点につき一一対一二棄権七にて否決、修正第二点については第一回の表決が一三対一三棄権四にて同数のため、再度の表決により一四対一三棄権三にて可決

ソ連議員団提出修正案は、修正第一点につき一六対一三棄権一にて可決、修正第二点につき一三対一四棄権〇にて否決

b　本会議議事日程第四a、「低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化」に対するインド議員団提出修正案（別添五）、ブルガリア議員団提出修正案（別添六）及びソ連議員団提出修正案（別添七）について審議

インド議員団提出修正案は、第一項、第二項ともに全会一致にて可決

ブルガリア議員団提出修正案は可決

ソ連議員団提出修正案は、修正第一点につき一五対五棄権二にて可決、修正第二点及び第三点につき八対一〇棄権一にて否決、修正第四点につき報告委員より再修正が提案され、同再修正案を全会一致にて可決、修正第五点につき六対九棄権三にて否決

㈢　議事日程第三

委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告については、次の二件を決定した。

1　成長過程にある国及び新しく独立した国に対し、自己資金による開発及び与えられた外国投融資返済について国際貿易を役立たせる方法
2　低開発国の国民の生活程度を向上するについて社会保障の果すべき役割

（別添一）日程第三　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影

一、インド議員団（H・N・クンズル博士）提出修正案

1　第五節の
「地域的あるいはその小区域的機構は、その機構内の経済協力への努力をさらに強めると同時に、」
を削除し、その代りに
「すべての国々及び世界の各地域が経済協力をめざす努力を更に強めると同時に、」
を入れる。

2　第五節の(a)項を次のように改める。
「第三国、特に開発途上にある非欧州諸国に対する貿易が悪化するのを避けるため、慣行の貿易流通を尊重すること。」

3　第五節の(b)項を削除し、その代りに次の文を入れる。
「一般共通の、もしくはその国だけの対外関税の積極的引下げ、関税貿易一般協定の規定と国際通貨基金の規約に矛盾するあらゆる数量制限の撤廃、及び商品の輸入に障害となる国内消費税の撤廃をなしとげること。」

4　第五節の(d)項から
「工業生産をそこなうのを避けること。」を削除し、その代りに次の文を入れる。
「工業生産品を徐々に取り入れるようにつとめること。」

（別添二）日程第三　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議案

二、アルゼンチン議員団（J・M・A・バートラ上院議員）提出修正案

1　第五節の(d)項の後に、次の新しい一項を加える。
「ラテン・アメリカ自由貿易連合体のごとく成長過程にある諸国を一団とする地域連合体の加盟諸国に対し、経済的統合に至る第一段階の間、暫定的に優先的取扱いを認めるようにつとめること。」

2　決議案の末尾の節の後に、次の一節を加えて最終節とする。
「人類が、人種、政治または宗教による差別なく生活水準と社会福祉の向上に至る道を見出さんとするならば、諸国の相互協力によって経済及び国際貿易に関する問題を解決することが現在絶対に必要であることを再確認するものである。」

（別添三）日程第三　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影響に関する決議案

三、アラブ連合議員団提出修正案

1　「同時に、最近の欧州経済共同体及び……」で始まる第四節の後に、次の新しい一節を挿入する。
「工業先進国で構成される共同体の経済的発展、及び特にアフリカ諸国を中心とする第一次生産品産出諸国を統合せんとする試みは、成長過程にある国々の産業の発展、経済の自由化、並びにそれらの国々における相互貿易の拡大に有害であることに着目し、」

2　末尾の節の「ハバナ憲章第一条……」の後に、新しく次の言葉を接続する。
「並びにこれらの共同体が開発途上にある諸国の経済的発展と対外貿易に及ぼすことがあり得る悪影響を避けるために必要措置を講ずることを要請し、」

（別添四）日程第三　地域経済共同体がとる政策が世界貿易に及ぼす影

四、ソ連議員団提出修正案

1　第四節を削除する。

2　第五節から「地域的あるいはその小区域的機構は、」という言葉を削除し、その代りに「世界のある地域におけるすべての国々が、」という言葉を入れる。

3　第五節(a)項を次のように一部改める。
「(a)すべての国に有利な原則に従って貿易関係を進展させ、また第三国間、特に開発途上にある非欧州諸国における貿易が悪化するのを避けること。」

（別添五）日程第四　成長過程にある諸国の発展

(a)　低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議案

一、インド議員団提出修正案

1　第二節の
「自国の経済的手段を活用して自国の開発を進められるようになるまでには」
を削除し、その代りに、「自国の発展を促進することをめざして経済的手段を最大限に活用するためには、」を入れる。

2　第五節(b)項の終りにある「可及的速やかに軍事経費を削減すること」を前に出して、この項を次のように改める。
「可及的速やかに軍事経費を削減し、これによって生ずる多額の補足的財政手段を主として低開発諸国に対する経済的援助に用いること」

（別添六）日程第四　成長過程にある諸国の発展

(a)　低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議案

二、ブルガリア議員団（P・コストルコフ氏）提出修正案

1　第五節(d)項の後に、次の新らしい文を接続する。
「またこれを目的として工業先進国による国際会議をできる限り早期に招集すること」

（別添七）日程第四　成長過程にある諸国の発展

(a)　低開発諸国及び新しく独立した国々の成長を促進するための経済的分野における国際援助の強化に関する決議案

三、ソ連議員団提出修正案

1　最初の節の第一項「低開発が、……世界経済にもたらすこと」を、次のように改める。
「ある国々の低開発が、しばしばその政治的経済的従属性を長引かせることがあり、これらの国々の経済的発展のためには適切な手段が必要であること」

2　第四節「この現状に対処することが緊要であること」の後に、新しく次の文を接続する。
「及び植民地主義をとる国々が、新しく独立した国々の現在の経済状態に主な責任を有することを考慮し、」

3　第五節の前文「工業諸国に対し、」を、次のように改める。
「工業諸国、及びこれらの国々に対し、」

4　第五節(e)項を、次の文にとりかえる。
「国連の技術援助を委託された諸機関に対し、まず低開発諸国にお

ける最も重要な事業、すなわち特に工業と専門家養成に援助を与えることに専念するように呼びかけること」

5　最終節の括弧内にある言葉「(必要な保証を含む)」を削除する。

4　文化委員会

一、日　　時　昭和三十六年九月十九日（火曜日）午前十時

一、出　席　者

委　員　長　M・ドゥボー夫人（フランス）
副委員長　M・ド・アラネギ（スペイン）
　　A・ポレドナック（チェッコスロバキア）
日本代表　近藤信一参議院議員
〃　　野本品吉参議院議員
同盟事務局　イボ・レンス事務次長補

一、議　事　日　程

㈠　一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／C／61／SR）の承認

㈡　成長過程にある諸国における教育問題、及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議案の修正の審議

㈢　委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

一、議　事　経　過

㈠　議事日程第一

一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／C／61／SR）の承認

㈡　議事日程第二

決議案の修正の審議については、本会議議事日程第四b、「成長過程にある諸国における教育問題、及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議案」に対するアルゼンチン議員団提出修正案（別添一）及びソ連議員団提出修正案（別添二）について審議

アルゼンチン議員団提出修正案は、修正点cにつき否決、修正点dにつき更に字句追加の修正があって可決

ソ連議員団提出修正案は、その審議より先に、最後の項における「特にILO」の削除を決定し、（日本は賛成）再びソ連修正案に戻り、修正点第一点につき否決、修正点第二点の1につき可決、日本は棄権、第二点の2につき八対一七棄権二をもって否決、日本は反対した。

㈢　議事日程第三

委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告については次の六件を決定した。

1　文化、芸術交流及び各国民間の友好と協力を育成する方法としての新聞、映画、ラジオ及びテレビジョンの役割
2　成長過程にある国の児童の初等教育についての指導原理
3　大学の学位の均一化
4　各国国民間の友好を促進するための芸術、科学の重要性
5　世界の文盲者を無くすること
6　国家間の平和、理解、友好の精神に基く青少年の教育

(別添一)　日程第四　成長過程にある諸国の発展

(b)　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議案

一、アルゼンチン議員団（ジョフレ氏）提出修正案

勧告事項に次の項目を加える。

(c)　技術者を養成するに当っては、適性基準に従って訓練し、もって多方面の産業部門に配置すると同時に、人的資源の適当な分布を確保するよう努力すること

(d)　各国の技術者や熟練労働者の養成及び職業的訓練にあたっては、地域産業の必要性に関連した実際的な研修制度に立脚すること、またその地方の主要製品を利用するようつとめるべきこと。

(別添二)　日程第四　成長過程にある諸国の発展

(b)　成長過程にある諸国における教育問題及び職業、科学、技術訓練の諸問題に関する決議案

二、ソ連議員団提出修正案

1　第一項

「成長過程にある諸国……」で始まる第一項の末尾「及び低開発が世界の安定に与える当然の脅威」を削除する。

2　第四項

末尾の「……これら諸国の当然の切なる希望を考えるならば、漸次不十分になりつつあることを信じ、」を「……、不十分であることを信じ、」と改め

「技術援助が」以下を左の通り改める。

その国の専門家の訓練のためには不適当であることを信じ、

5　非自治領及び人種問題委員会

一、日　　時　昭和三十六年九月二十一日（木曜日）午後三時三十分及び午後六時

一、出　席　者

委　員　長　H・C・トーマス（リベリア）
副委員長　A・I・アラン（オーストラリア）
日本代表　永山忠則衆議院議員
〃　　坂本泰良衆議院議員
同盟事務局　アンドレ・ド・ブローネー事務総長
　　ジェームス・ダグラス事務次長

一、議　事　日　程

㈠　一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／TE／61／SR）の承認

㈡　植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議案の修正の審議

㈢　委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告の採択

一、議　事　経　過

㈠　議事日程第一

一九六一年四月にジュネーブで開催された会議の議事録（C／TE／61／SR）は承認された。

㈡　議事日程第二

本会議議事日程第五C、「植民地主義の排除により、非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則」に関する決議案に対するイギリス議員団提出修正案(別添一)、ソ連議員団提出修正案（別添二）及びレバノン、チュニジア、リビア及

びアラブ連合議員団提出修正案（別添三）について審議
イギリス議員団提出修正案は、三一対三棄権二をもって可決
ソ連議員団提出修正案は、修正第一点につき九対一六棄権三をもって否決、修正第二点につき一四対九棄権五をもって可決、修正第三点につき八対一六棄権六をもって否決
レバノン、チュニジア、リビア及びアラブ連合議員団提出修正案については、案文第一点中におけるアルジェリアなる文字があることから激論がかわされたが、その取扱いについて同盟評議員会の決定にゆだねることとして委員会を一時休憩
同盟評議員会においては、特定国名をあげて非難することは同盟の伝統に反するとの決定が行なわれたので、これに基いて、再開された委員会においては、修正案の前半だけについて採決することとなり、九対〇棄権四をもって可決、修正第二点については五対七棄権一で否決
㈢　議事日程第三
委員会の今後の活動計画に関する意見の交換、並びに執行委員会に提出する勧告については、同盟事務局宛文書をもってすることを決定

（別添一）日程第五　平和に至る道
(c)　植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議案

一、イギリス議員団提出修正案
第三節（前文）の「外国少数民族の保護を……」から、「外国」を省く。

（別添二）日程第五　平和に至る道
(c)　植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるためにその政治的発展をはかる諸原則に関する決議案

二、ソ連議員団提出修正案
第四節（「非自治領について責任を有する諸国に対し、」で始まる）の後に、次の節を挿入する。
国連に対し、植民地、信託統治領、非自治領を支配するすべての政府が国連の宣言をすみやかに実施するよう要求することを要請し、
管理者たる国々が、自由と独立を求める植民地国民を抑圧するために武力を用いんとする試み、並びにこのような行為を支持することは、植民地とその国民の独立認可に関する国連の宣言に矛盾するとともに、世界人権宣言及び国連憲章違反であり、また人道ならびに正義の原則と両立しないものであるが故に、強く非難すべきであると宣言し、
外国議員団に対し、国連の内外を通じて、直ちにすべての信託統治領及び非自治領に独立を与えるよう各政府に措置を求めることを強く訴える。

（別添三）日程第五　平和に至る道
(c)　植民地主義の排除により非自治領を独立と民主主義に至らせるために、その政治的発展をはかる諸原則に関する決議案

三、レバノン及びチュニジア議員団提出修正案
1　「一九六〇年十二月十四日」で始まる第一節の後に、次の新しい節を加える。
自決権を獲得せんとして戦いつつある国民に対してとられている軍事行動及び鎮圧措置、特にアルジェリアにおいて七年間以上も続行されている、またアルジェリア国民の合法的代表との交渉の失敗後、さらに激しさを増している軍事行動及び鎮圧措置に深甚な懸念をもって注目し、
2　「民族自決と独立の目標中には」で始まる第三節全文を削除する。

七　日本議員団代表の演説

椎熊三郎団長演説

議長並びに同僚議員各位

日本議員団を代表してここに一言所懐を述べる機会を与えられましたことは、私の深く欣快とし、かつ光栄と存ずるところであります。

列国議会同盟の第五十回目の記念すべき会議が、ここブラッセルにおいて開催されたことは、ベルギー国の輝しい文化、伝統的な平和を愛する心、旺盛な民主的精神等にかんがみて、誠に意義深いものがあると存じます。本同盟会議開催についてのベルギー議員団の周到な準備と、議員団はもちろんベルギー国民一人一人の温い御歓待は、私どもが感謝に堪えないところであり、ここに厚く御礼を申し上げる次第であります。

私は、過去一年にわたる間の国際情勢の推移と、そのよって来る原因とを詳細に分析、解明して本同盟会議に提出された事務総長の報告書について賛意を表するとともに、この立派な報告書を作成された事務総長の御労苦に対して深く感謝の意を表するものであります。

本報告書に記述された期間における国際情勢はここに繰り返して申し上げるまでもありませんが、その後の、特に最近における情勢は必ずしも楽観を許さない、いなむしろ甚だ憂うべきものがあることは皆様の御承知の通りであります。

アジア、アフリカ、ヨーロッパその他全世界にわたる多くの地点において、現在対立抗争が進行中であり、あるいは強い国際緊張の継続が存在しているのであります。

列国議会同盟は国際平和の確立をその主要なる目的といたしております。国民によって選挙され、国民を代表しているわれわれ議員は、相協力してこの同盟の目的を達成するため最善の努力を尽す義務を負っているのであります。国際連合の総会と殆んど期を一にして開かれているこの同盟会議において、国連における各国政府代表の討議とは別に、議会人のみによって行なわれる平和のための討論は、必ずや各国政府に対し有益なる指針を与えるものと確信いたします。

現在の国際緊張を緩和し、平和の確立を実現する途は、国連憲章の原則を基調とする紛争解決の手段としての話し合い精神の尊重、軍備縮小の促進及び低開発国に対する援助の増大にあると考えるものであります。

国際的話し合いは、ここ数年来の風潮として、極めて活潑なものがあることは甚だ喜ばしいところであります。もちろん問題の複雑性からその間に幾多の曲折はありましたが、この精神は各国指導者の間に永く生きて、将来機会あるごとに発揮されることと信じて疑わないものであります。

軍備縮小問題が国際平和達成のために欠くべからざるものであることは、誰もが認めるところであり、これが促進は一日もゆるがせにできないのであります。ジュネーブにおいて開かれた核実験停止協定のための会議及び軍縮十カ国委員会等が、満足すべき成果をあげるに至らなかったことは私どもの甚だ遺憾に存ずるところであります。現在著しく欠除している国際的相互信頼の精神を実現し、会議をしてその目的を達成せしめるため、軍事的大国は勿論、その他の関係国の議員が議会人としての影響力をもって、その政府に働きかけ、もって有効かつ現実的な軍縮協定の締結に貢献することは特に望ましいことであると考えます。

なお、この際核兵器の問題について特に一言いたしたいと存じます。私どもの本問題についての立場は日本議員団提出の決議案中に述べた通りであります。私どもは世界で唯一の原爆被災国の国民として、人道上

の見地から、核実験を全面的に禁止すべきことを主張するものであります。日本議員団提出決議案を本同盟会議において満場一致採択せられんことを心から希望いたします。

なおまた、日本議員団がアジアの一国として大きな関心を抱いているアジア全地域の民主主義の発展について申し上げたいと存じます。昨年の東京会議において「アジアにおける議会民主主義の将来」が議題となり、決議が採択され、この問題が列国議会同盟の注目するところとなったことは、私どもが衷心喜びとするところであります。

日本議員団が列国議会同盟の枠内におけるアジア地域活動の可能性につき、アジア各国議員団と協議しておりますのは、このアジアにおける議会民主主義の発展を特に重視し、期待しているからであります。この点につきまして、アジア各国議員団が原則的に賛同されているとともに、また同盟が全般的に協力の意向を示されたことは私どもが大いに力強く感じているところであります。

以上私は列国議会同盟が世界平和を実現するためにとるべき一般的原則ならびに私どもの特に関心を抱いている問題について申し述べた次第であります。

これら各般の問題の多くは、いずれも本同盟会議において別の議題として取り上げられ、それぞれ詳細適切な討論が行なわれる運びとなっていることは、同盟活動が常にその時期における緊要な問題を対象としている証左であり、私は同盟の一員として特に心強く存ずるものであります。

御清聴を感謝いたします。

同右英文

Mr. President, and Colleagues:

It is indeed a great pleasure and an honor to be given this opportunity of speaking to yon on behalf of the Japanese Delegation.

The fact that this memorable 50th session of the Inter-Parliamentary Union is being held in Brussels is truly of deep significance in the light of the glorious culture, and the traditional love for peace and the strong democratic spirit of the Belgian people. Further, we are deeply grateful for the careful prepapations made by the Belgian National Group for the conference and for the warm welcome accorded us by every Belgian citizen. For this, we express our sincere thanks.

I would like to express my agreement with the report of the Secretary General presented to this conference clarifying the changes in the international situation during the past one year and analyzing in detail causes of such changes. At the same time, I wish to express my sincere appreciation for the hardships the Secretary General must have gone through in drafting the report.

I do not intend to dwell on the international situation during the period covered by the Secretary General's report. However, it must be apparent to you all that subsequent to the period covered by the Secretary General's report, the recent situation is such that it does not allow for optimism. Rather it gives rise to grave fears.

In many parts of the world, including Asia, Africa and Europe, either conflict and struggle or strong international tensions continues to exist. The Inter-Parliamentary Union has as its principle aim the establishment of world peace. We parliamentarians, elected by the people and representing the people, shoulder the task of doing our best to achieve through mutual cooperation the objectives of the Inter-Parliamentary Union. At this session of the Inter-Parliamentary Union, which is being held almost at the same time as the General Assembly of the United Nations. I am convinced that the discussions now being held for the sake of peace by parliamentarians only, as separate from the debates between the representatives of the various governments in the United Nations will provide a useful guide to the governments of various countries.

The way to relax present international tension and to bring about the consolidation of peace lies in respecting the spirit and principles of the United Nations charter and in resorting to talks as a method of solving disputes, in advancing disarmament and in increasing aid to less-developed countries.

The fact that international talks has become a general trend in recent years, is cause for great joy. Of course, because of the complexity of the problems, these talks have gone through various twists and turns. But, I believe and do not doubt that this spirit will continue to live among leaders of various nations and will find expression in the future as opportunities arise.

The fact that disarmament is indispensable in achieving international peace is recognized by all, and, we cannot neglect even for a day the encouragement of disarmament. We regret indeed that the conference held in Geneva for the suspension of nuclear tests and the ten-nation Disarmament Conference did not achieve satisfactory results. It is particularly desirable for the members of the great military countries and other countries concerned, to utilize their influence as parliamentarians and work on their governments in order to bring about revival of the spirit of mutual international trust which is sadly missing now and to achieve aims of this conference by contributing to the conclusion of an effective and realistic disarmament treaty.

At this point, I would like to say one word in particular on the question of nuclear tests. Our stand on this question is stated in the draft resolution proposed by our delegation. As the only country in the world to suffer from atomic explosions, we feel, from a humanitarian standpoint, that nuclear tests must be halted absolutely. I sincerely hope that the conference will unanimously support our draft resolution.

I would like to say a few words concerning the development of democracy in Asia, regarding which the Japanese delegation has great concerns as an Asian country. We are gratified that at last year's Tokyo Conference the "Future of parliamentary democracy in Asia" became a topic. A resolution was adopted and this problem drew the attention of the Inter-Parliamentary Union.

The fact that the Japanese delegation is discussing with Asian national groups the possibility of Asian regional activities within the framework of the Inter-Parliamentary Union is because we view with gravity and place so much significance in the development of parliamentary democracy in Asia. On this point we are greatly heartened by the facts that the Asian groups agree with us in principle and that the Inter-Parlimentary Union is

willing to lend its cooperation.

I have spoken on the general principles to be adopted by the Inter-Parliamentary Union in realizing world peace and on problems of particular concern to us.

The fact that these questions have been placed on the agenda of the Inter-Parliamentary Union will be discussed in detail and appropriate debates will be held is indicative of the fact the Inter-Parliamentary Union takes up important problems of times. We as members are greatly encouraged.

小沢久太郎副団長演説

議長並びに議員諸君

私は、この伝統ある本同盟会議において、日本議員団を代表して発言する機会を与えられましたことを光栄に存じます。

この機会に、私は、諸国の経済発展に関する国際協力の問題につき申し述べるとともに、わが国経済の実情につき各位の御理解を求めたいと存じます。

低開発諸国との経済協力が、世界全体の直面する最大の課題となっている今日、この問題が本同盟会議でとりあげられたことは誠に時宜を得たものと考えます。日本におきましても、この問題に対する関心は近年著しく高まっております。先々月東京で開かれました第五回開発援助グループ会議に際してのこの国をあげての関心はその証左であります。その会議の開会にあたりわが総理大臣は、現下の世界における開発援助の重要性を指摘するとともに開発途上にある諸国の第一次産品及び工業製品に対して市場を開放する問題についても真剣な考慮を払うよう呼びかけました。私もこの考えに全面的に賛成であります。「援助ではなく貿易を」ということがいわれますが、低開発国にとって最も望ましいのはその一次産品の価格が安定し、且つその市場が拡大されることであり、またその工業化に伴いその工業製品に対する市場が確保されることであります。

日本は比較的遅れて工業化された関係上、この問題については豊富な経験をもっておりますので、この面で、わが国は、これらの低開発諸国に対して有益な助言を与えることができるものと信じます。

ここブラッセルは欧州経済共同体委員会の所在地として欧州における経済統合の一大中心であります。したがって、今回会議において地域経済統合の問題がとりあげられたことは頗る意義あることと考えます。欧州経済共同体の加盟六カ国が、ローマ条約の発効以来着々と経済統合を推進し、未曾有の繁栄を享受しておられることに対し敬意と感歎の念を表明したいと思います。

私は、欧州においては、経済的にはもちろん、歴史的、文化的にも経済統合の成立する基盤が存在すると考えるのであります。したがって、欧州諸国が経済統合を通じて相互に協力関係を深め、経済の発展をはかられることは当然のことと思います。しかしながら経済統合はまた関税その他の面での特恵関係を伴なうものであり、特恵関係ということは域外国からみれば一つの差別的な壁であります。従って域外国としてはこの壁ができるだけ低いものであることが望ましいのであります。さもなければ域内国とアウトサイダーとの間の貿易の流れは阻害され世界貿易の多角的かつ無差別的発展は望めないのであります。

ここで私は、日本経済の最近の動きについて簡単に申し述べたいと思います。

わが国の経済はここ数年順調な発展をとげております。工業生産は戦前の三倍に達し、外貨準備もふえ、物価も比較的安定しております。いまや日本は欧州及び北米の自由工業国の仲間入りをしたと申せましょう。日本政府は、このような恵まれた発展に力づけられ、昨年「所得倍増計画」と呼ばれている経済十カ年計画を策定いたしました。この計画は、一九七〇年までの一〇年間に国民総生産を倍にし、社会投資を促進し、国民の生活水準を著しく向上させようとするものであります。この計画を実施することによって、日本は、その経済が表面の繁栄にも拘らず内蔵する諸困難、すなわち雇用の問題、農業及び中小企業における低い生産性の問題、道路等の社会資本の不足の問題を解消し、国民生活に安定と福祉をもたらすよう希望しているのであります。

この計画の終る一九七〇年における日本の輸入は約百億ドルに達することが予想されております。このことは、日本が原料輸出国にとってもまた工業製品輸出国にとっても一層大きな市場となることを意味します。また、他方においてこのような巨額の輸入をまかなうためには輸出の増加も必要となるでありましょう。私はこの際日本と世界各国の貿易が自由かつ秩序ある発展をとげるよう希望を表明いたしたいと思います。

通商の拡大、経済関係の緊密化、後進国援助の強化という経済の分野における最重要の問題に対処するため、国際間の協調はますます緊密の度を加えつつあります。国連をはじめとする各種国際機関のこれらの問題についての活動もますます活潑化しています。このようなときにおきましてわれらの同盟会議における経済問題についての各国代表間の率直な意見の交換が参加各国間の協力関係の促進に資するものであることを確信いたします。

御清聴を感謝いたします。

同右英文

Mr. President, Fellow Delegates, Ladies and Gentlemen:

It is a great honour for me to have been accorded this opportunity to make an address, on behalf of the Japanese Delegation, to this distinguished Conference.

I wish to take this opportunity to state my views on the problems of international cooperation in the field of economic development, and to make a brief account of the present condition of the Japanese economy.

The most urgent and important task the whole world is facing today is the question of economic cooperation with less-developed countries. It is high opportune, therefore, that this vital problem has been taken up at this Conference. In Japan, as in many other countries, there has been lately a growing interest in this problem. The keen nation-wide interest shown by the Japanese people at the time of the Fifth Meeting of the Development Assistance Group held in Tokyo last July, is a vivid evidence to it. On the occasion of the opening session of that Meeting, the Prime Minister of Japan, Mr. Ikeda emphasized the importance, in the world today, of development assistance and called upon the industrialized nations to give serious consideration to the need for opening up markets for the primary and manufactured products of countries in the process of development. I agree to this view wholeheartedly.

"Trade, not aid." is a popular motto. Indeed, what in most desirable for less-developed countries is for the price of their primary products to be stable and markets for these products to expand, and as their economies become more industrialized, for their manufactured products to find sufficiently large markets.

Japan, having been industrialized relatively recently, has a number of valuable experiences in this matter, and I believe that

she can give some useful advice to the less-developed countries on that score.

As the seat of the Commission of the European Economic Community, Brussels is a great center of European economic integration. It is quite significant, therefore, that the problem of economic integration has been made one of the principal subjects at this Conference. I wish to express my respect and admiration to the six member nations of the EEC for the fact that, since the coming into effect of the Treaty of Rome, they are consolidating step by step the framework of economic integration and enjoying unprecedented prosperity.

In Europe, I think, there already exists, not only economically but also historically and culturally, a basis upon which an economic integration can be formed. Accordingly, it is quite natural for European countries to mutually strengthen their ties of cooperation and to try to achieve an accelerated economic development, through economic integration. However, economic integration is bound to be accompanied by some preferential relations in the field such as customs tariffs. For outsiders, these preferential relations are a sort of discriminatory barrier. Therefore, for outside countries, the lower the wall of discrimination, the better, because, an unnecessarily high tariff wall will disturb the natural flow of trade between the insiders and the outsiders, and the multilateral and non-discriminatory expansion of the world trade can not be expected.

I should like now to make a brief account of the latest developments in the Japanese economy.

Japan's economy has been expanding smoothly in the past few years. Industrial production is now three times as high as the prewar level; foreign exchange reserves have shown a considerable increase; and price is relatively stable. We can say that Japan has now joined other free industialized nations of Europe and North America in the stage of economic development. Encouraged by such favourable developments, the Japanese Government last year set out a ten-year economic program known as the "Doubling the national income plan." The aims of this program are to double the gross national product of Japan in the ten-year period ending in 1970, to promote social investment and to improve substantially the standard of living of the people. By carrying out this program, Japan hopes to solve the difficulties innate in its economy in spite of its apparent prosperity,……namely, the problems of employment, of the low productivity in agriculture and small-and-medium-sized enterprises, of the shortage of social capital such as roads and so on, and, thus, to bring stability and welfare to the life of the people.

By 1970, in which the Plan's period is scheduled to terminate, Japan's total imports are expected to reach about 10 billion dollars. This means that Japan will be a still larger market for both the raw-material-exporting countries and the manufactured-goods-exporting countries. On the other hand, a substantial increase in Japan's exports will become necessary to pay for such a vast amount of imports. I would like to take this opportunity to express my hope that the trade between Japan and other countries of the world will develop in a free and orderly manner.

The ties of cooperation among nations are becoming increasingly closer with a view to coping with vital problems in the field of economy such as expansion of trade, strengthening of economic relations and increase of economic assistance to the developing countries. Activities of various organizations including the United Nations on these problems are being intensified. With these developments around us, our frank exchange of views on economic matters at this Conference will, I am sure, contribute to the promotion of mutual cooperation among all the participant nations.

Thank you.

私山俊一郎参議院議員演説

議長並びに議員諸君

今日、世界の国々が益々相互依存の関係を深め、政治的安定と経済的繁栄の上に健全な国際社会を築こうとしているときに、低開発諸国民の間に急速に高まりつつあるより高度の生活水準に対する欲求を少しでも早く実現させることは極めて緊要な問題であります。この問題と如何に取り組むかは一九六〇年代の世界が直面する大きな課題の一つであり、この課題との関連において、先進工業諸国がその資本と技術をもって、開発途上にある諸国の経済発展努力に協力することは、先進工業国自身を含めた世界全体の経済成長のためのみならず、その平和保持のためにも不可欠な手段であることは何人も異論のないところであります。

一九五〇年代の後半に入り、先進工業諸国から低開発諸国への資本の流れは飛んと倍増していると言われますが、それにもかかわらず、富める国と貧しき国との所得水準の隔差は依然として拡がる一方であります。最近になって、国際的な援助機関として、国際開発協会が誕生し、その他にも多角的、双務的な援助増大のための努力が各方面でなされています。しかしながら、こうした努力も、援助の単なる量的増加という面からだけ見た場合には、大きな制約があることは明らかであります。

このような事実は、低開発諸国の開発努力に対する先進工業諸国の協力が、新たな国際金融機関の設置とか、経済援助予算の増額に止まらず、民間投資の促進、低開発諸国の輸出の拡大、先進工業諸国自身の安定した経済成長の維持といった問題を含めたより広いアプローチをとらねばならないことを物語るものと言えましょう。しかして、このようなアプローチは、従来以上に、先進工業国と低開発国との緊密な協力を必要としているのであります。

日本が輸出入の約四五%を低開発国市場に依存し、その貿易量が国民総生産の一〇%近くを占めているということは、日本の将来が、低開発諸国の負困との戦いの成否に密接に結びついているという事実を示すものであります。かくして、日本としては、開発援助に極めて大きな関心を抱かざるを得ず、各種の資金的制約はあるものの、従来より、或いは国連その他の国際機関を通じ、或いは二国間ベースによって、できうる限りの資本及び技術援助を供与して来たのでありましてその規模も毎年増加して来ています。しかして、日本は、今後も、その資力の許す限り、他の先進工業諸国や低開発諸国の双方と密接に協力しつつ、その援助努力を強化し、より効果のあるものにしたいと考えている次第であります。

かかる立場に基いて、私は、経済及び社会委員会で採択されました本決議案に賛意を表したいと思います。

同右英文

Mr. President and the distinguished colleagues:

Today, as nations, which have become more closely interdependent than ever, endeavor to establish an orderly international community based on political stability and economic prosperity, there exists an urgent need for realizing the rising expectation for higher standards of living of the peoples of the less developed countries. How to meet this need is now of the major problems the world faces in the nineteen-sixties. And, in this connection, no one can deny that financial and technical cooperation between the industrial and less developed countries is essential not only to accelerate the economic growth of the world economy as a whole but also to preserve world peace.

Although it has been said that the flow of capital resources from the industrially advanced countries to the newly developing ones was almost doubled during the nineteen-fifties, the gap between the income levels of the rich nations and those of the poor continues to widen today. The International Development Association, a new multilateral organization in the field of international aid, has recently come into being, and other various efforts are being made to increase the volume of both bilateral and multilateral assistance to the less developed nations. It is obvious, however, that efforts to increase merely the volume of aid have serious limitations.

These facts indicate that the industrialized countries' cooperation with the less developed countries in the latter's development efforts should not stop simply at the establishment of new financial bodies or an increase in the budgetary appropriations for economic assistance, but it must be based on a broader approach which will include the promotion of private capital investment, the expansion of the exports of less developed countries, and the maintenance of stable economic growth of the industrialized countries themselves. This kind of approach does require closer cooperation between the industrial and less developed countries than heretofore achieved.

Japan depends on the markets of less developed countries for close to 45 per cent of her imports and exports, and her trade with such countries amounts to approximately 10 per cent of her gross national product. These figures alone suffice to show that Japan's future will hinge, to a considerable extent, on the outcome of the less developed countries' struggle against poverty. Japan, therefore, cannot but take a keen interest in development assistance and has been doing her utmost in extending both financial and technical assistance on an increasing scale either through the United Nations and other international organizations or on a bilateral basis despite various limitations on her financial resources. It is my coutry's earnest desire to strengthen her aid efforts as far as her resources permit and to improve their effectiveness through close cooperation both with other industrial nations and with newly developing countries.

Thus I should like to support the draft resolution adopted by the Economic and Social Committee.

近藤信一参議院議員演説

議長並びに議員諸君

過去十年余りの間に、低開発国の経済、社会開発の重要性が強く世界識者に感ぜられるに至り、双務的、多角的な開発援助の共同努力が年々強化されて来たことは、同慶の至りであります。

就中かかる努力の過程と経験を通じて、本決議案前文に謳われているように、教育並びに職業、科学及び技術的訓練が極めて緊要であることが益々痛感されるに至ったことは、それだけ、この問題に対するアプローチが正鵠を得たものになったことを示すものと思われます。

発展過程にある諸国が、一日も早く先進国の経済水準に追いつこうという熱意に燃えていることは、よく理解できるところであり、これら諸国の努力に対し、先進国側としても充分の理解をもちできるだけの助力を与えるべきであります。しかしいかなる外部からの援助も、それが充分の効果を挙げうるか否かは、究極的には、発展過程にある諸国自らが、これを吸収し消化する意欲と能力にかかるのであります。

わが国が半世紀前に開発の過程に着手して以来、比較的短時日の間に教育かなりの発展を達成できたのも、わが国の指導者が産業の開発と並んで教育及び技術訓練に力を注いだことが大きな原因であります。

わが国に「念ずれば通ず」という諺がありますが、一見迂遠なようにみえる教育、技術訓練の分野における努力こそ、長期的に最も実りある成果を挙げうるでありましょう。

この意味で、本決議案の主文第一項はまことに適切なものと考えます。

勿論、発展過程にある諸国が、ここに謳われている事項につき努力を払うに当っても、外部からの援助を必要とすることは明らかであります。しかもこれら諸国がこの分野で必要とする援助の規模は、これまでに双務的、多角的に与えられている技術援助のそれを凌駕しつつあることも事実でありましょう。現に、この分野で極めて有益な貢献を行なっている国連の拡大技術援助計画並びに特別基金についても、年々援助規模の拡大が要望され、且つ、事実その額は近年飛躍的に増大して来ております。

わが国も、過去十年この援助努力に参加し、応分の寄与を行なって来ており、殊に昨年は特に従来からの拠出額を一躍三倍に増加しました。

わが国は今後とも、その能力の範囲内で応分の寄与を続けるでありましょう。従って、本決議案の主文第一項の趣旨にも賛成であります。

但し、右記両計画及びそれに劣らず有益な貢献を行なっている国連及び専門機関の通常技術援助計画に対する先進国の拠出は、それら国民の納める税金によるものであり、その増額はあくまでもそれら先進国国民の善意と理解によらねばならないこと、しかもこれら先進国国民も又自らの生活の改善向上という問題を抱えているものであることを忘れてはならないと思います。

以上の見地から、わが代表団は本決議案に賛成を致します。

同右英文

Mr. President and distinguished colleagues:

It is gratifying to note the growing awareness among the intelligent people of the world of the importance of the economic and social development of the less-developed countries and the increasing common efforts for the strengthening of development assistance, both bilateral and multilateral, over the past decade.

Through such efforts and experiences, the urgent need for the promotion of education and vocational, scientific and technical training, as expressed in the preamble of the draft resolu-

tion before us, has come to be felt more keenly than ever. This, we believe, is an indication of a more sound approach in tackling this important problem.

It is only natural for the countries in the process of development to seek to rapidly overtake the advanced countries in their levels of economic development, and the developed nations should have full understanding towards the effotrs of those developing nations and should offer as much help as possible.

The effectiveness of such external assistance, however, will ultimately depend on the willingness and the ability to absorb and digest it on the part of the developing countries. My country set foot on the path of development only half a century ago, and the fair measure of success she has been able to achieve during the relatively short span of time could, among other things, be attributed to the wisdom of our leaders in devoting their efforts to the promotion of education and technical training as well as for industrialization.

We have an old proverb in Japan: "If you hurry, make a detour." The efforts in the field of education and technical training, which may appear to be making a detour, might well prove, in the long run, to bear the richest fruit.

For these reasons, I believe that the operative paragraph 1 of the present draft resolution is commendable.

No one would deny, however, that the developing nations, in making the efforts recommended here, will also need outside assistance. Neither can it be denied that the magnitude of such external assistance required surpasses that of the bilateral and multilateral technical assistance so far rendered. In fact, appeal has annually been made for larger contributions to the United Nations Expanded Programme of Technical Assistance and Special Fund, which have rendered highly valuable service in this field, and the amount of assistance extended under the two programmes has recently made a great leap forward.

My country has also participated and has born her share in these assistance efforts of the past years. Last year, Japan pleadged to treble her contribution to these programmes, and she will continue to bear her due share within the limits of her financial capacity.

Thus, we approve the purport of operative paragraph 2 of the draft before us. At the same time, we must not forget the fact that the contributions of the developed countries to the two programmes, and to the equally valuable regular programmes of the United Nations and the Specialized Agencies, are ultimately borne by the taxpayers of those countries and, therefore, could be increased only through the understanding and good-will of those peoples who also have their own problems of improving their lot.

In the light of these considerations, my delegation will vote for the present draft resolution.

Thank you.

日本議員団を代表して、議事日程第五「平和に至る道」に関し、所見
議長並びに議員各位
松本俊一衆議院議員演説

を申述べる機会を得ましたことは、私の最も光栄とするところであります。

議題において既に明らかな如く、現在の世界ほど、真の平和を求めながら、しかも明日への運命におのおのいている時代はないのではないかと思います。

科学は目覚しい発達をとげ、核兵器を始めとする大量殺戮兵器の発達は真に驚くべきものがあります。

今なお全世界を覆っている東西両陣営間の緊張と冷戦が、もしも、なんらかの些細な事件を口火として破れ、現在の状況の下で世界戦争に至ったとするならば、それは必然的に核戦争となるでありましょう。そこには、勝者もなければ、敗者もありません。ただ人類の滅亡あるのみであります。

私は第二次大戦において、人類最初の一そして最後となることを希望する一原子爆弾の恐るべき惨禍を経験した広島の出身でありまして、原爆の被害を蒙った幾多の親戚友人を持つ者であります。戦後既に十数年を経た今日ですらなお、年々幾多の同胞が当時受けた放射能のため病床に呻吟し、死亡してゆくという事実を見て、今日何千倍かの威力をもった核爆弾によれば、瞬時とはいわずとも、それは、遅かれ早かれ、すべて死への途でしかないということを身をもって感ずるものであります。

そして、それは単に、戦争時における核兵器によるのみではありません。死の灰の吹き通りであるわが日本は、核実験の結果飛来する放射能灰によっても、最も強く被害を受ける位置にあるのであります。私共は既にこのことをも経験しており、放射能の恐るべき危険から身を守るべきことを主張する責任を感ずるものであります。

核兵器を保有する大国が、世界の与論に耳を傾け、核実験の即時停止と更には軍備縮小の問題について話し合いによって協定に達しようとしていたことは、私共の心から歓迎いたしたところであります。

しかながら、去る八月三十日、突然ソヴェト連邦によって核実験再開の声明が行なわれ、続いて実験が行なわれたと報道されたことは、私共のみならず、全世界の驚愕と恐怖を引き起しました。これに対抗するため、アメリカ合衆国の核実験再開の声明が行なわれ、実験もまた行なわれたとの報道は、私共の憂慮の念を深めるばかりであります。これらの相互競争が止るところを知らず、遂にはいずくに行きつくことになるか、果して何人が知ることができましょうか。

私共は、現在こそ、人類の英知を示すべきときであると信じます。国際協調と相互理解に基いて、話し合いによって、全世界を覆っている不安の念を消し去るために、各国は進んで努力し、何よりもまず危険な核実験の停止を実現することから始めるべきであります。このためにこそ、わが日本議員団は、本国盟会議に核実験の停止に関する決議案を提出したのであります。

幸いにして私共は、個人的接触によって相互の理解を深め、共同の行動によって国際平和と国際協力を進めることを目的とする列国議会同盟に席を有しております。まず私共が現在議題となっている決議を成立させることにより、全世界をしてこの方向に進ましめるべきであります。

そのための話し合いの場としては国際連合があります。もとより、国連がいまだその本来の機能を十二分に発揮していないということは、遺憾ながら私共も認めざるを得ないのであります。このことから、最近国連の権威や機能について危惧の声も聞かれたのでありますが、もし国連なかりせばということを最近の諸々の事件にてらしてみるならば、その存在の意義と価値は誰の目にも明らかであります。

わが日本議員団が、今年の春季会議において国連活動の強化を促す決議案を提出したのは、国連を補強し、もって現在の試練を切り抜け、その権威と機能を強化して平和維持のために役立たせたいとの心からなる念願から出たものに外ならないのであります。私共は、本日ここに議題

となっている決議案の中に、私共の主張の精神が生かされていることに深い喜びを感ずるものであり、日本議員団は賛意と支持を表明するものであります。

わが日本議員団は、議題となっている決議案の成立を心から希望し、もって平和への途の第一歩が踏み出されんことを祈るものであります。

御清聴を感謝します。

同 右 仏 文（原語）

Monsieur le Président, Messieurs les Délégués,

Je suis très heureux d'avoir l'occasion, en tant que représentant de la délégation japonaise, d'exprimer mon opinion sur l'ordre du jour n° 5 "L'Action pour la paix".

Comme le montre clairement le titre du débat, je crois que le monde actuel n'a jamais été plus horrifié qu'aujourd'hui sur son destin de demain, malgré son effort de rechercher la véritable paix mondiale.

Avec le développement remarquable des sciences naturelles, nous assistons au développement formidable des armes destinées au massacre en masse, y compris les armes nucléaires. Si l'équilibre entre les deux camps est brisé par une affaire insignifiante et que la guerre froide est transformée en guerre chaude dans les circonstances actuelles, cela amènerait inévitablement une guerre nucléaire. Il n'y aurait ni vainqueurs, ni vaincus. On n'y verrait que la disparition de l'humanité.

Je suis de Hiroshima, qui a subi pendant la deuxième guerre mondiale le désastre terrifiant de bombes A, pour la première fois dans l'histoire de l'humanité. –J'espère que cela sera la

dernière. J'aibeaucoup de parents et d'amis qui ont souffert de bombes A à cette occasion. Aujourd'hui même, quinze ans après la guerre, de nombreux compatriotes doivent garder le lit ou mourir à cause de la radioactivité disséminée lors de bombardements à Hiroshima et à Nagasaki. Ainsi je crois, par expérience, qu'une guerre avec des bombes A beaucoup plus puissantes que celles de Hiroshima, sera tôt ou tard le chemin de la mort, même si ce n'est pas instantané.

Et cette situation n'arrrivera pas seulement par les armes atomiques en temps de guerre, mais déjà actuellement le Japon, à cause de sa position géographique, reçoit le plus de radioactivité du monde à la suite des tests nucléaires.

Nous connaissons déjà donc, les conséquences terribles de cette situation par expérience et, par conséquent, nous sentons responsables d'insister sur la nécessité de protéger l'humanité contre le danger de la radioactivité. Nous avions accueilli du fond du coeur, le fait que de grandes puissances possédant des armes nucléaires écoutaient l'opinion mondiale et désiraient parvenir à des accords sur l'arrêt des expériences nucléaires et le désarmement. Cependant, la nouvelle que l'U. R. S. S. avait déclaré, le 30 août dernier, la reprise des essais nucléaires et qu'effectivement, les Soviets avaient procédé à des tests, a causé la surprise et la terreur, non seulement au Japon, mais dans le monde tout entier.

Les Etats–Unis ont déclaré, en contre–partie, la reprise des essais nucléaires et ils en ont effectué, ce qui nous a causé des soucis des plus profonds. Qui peut savoir jusqu'où ira la concurrence mutuelle entre les deux puissances ?

Nous croyons que le moment est arrivé où l'humanité doit montrer sa sagesse. Pour dissiper la crainte qui couvre le monde entier par des pourparlers basés sur la coopération internationale et la compréhension mutuelle, nous croyons que nous devons commencer avant tout par l'arrêt immédiat des expériences nucléaires.

C'est pourquoi la délégation japonaise a présenté à cette Conférence interparlementaire, un projet de résolution sur l'interdiction des essais nucléaires. Heureusement, nous avons nos sièges à l'Union Interparlementaire qui a pour but d'approfondir la compréhension mutuelle à travers le contact personnel et de réaliser la paix et la coopération internationale par les actions en commum. Nous devons inciter le monde à faire un pas vers cette direction par l'adoption de cette résolution contre les essais nucléaires.

L'O. N. U. est le lieu tout trouvé comme endroit des pourparlers. Nous devons reconnaître malgré nous, que l'O. N. U.. n'a pas encore réalisé le but qui lui est imposé. De ce fait, il y a eu récemment des craintes sur l'autorité et la compétence de l'O. N. U.. Cependant qu'auraient été les conséquences de récentes affaires internationales, s'il n'y avait pas eu l'O. N. U. Personne ne peut nier la valeur et la signification de cette organisation. A la Session du printemps dernier de l'Union Interparlementaire, la délégation japonaise a présenté un projet de résolution ayant pour but de renforcer les activités de l'O. N. U.. Ce projet de résolution a été motivé par notre désir ardent de faire servir l'O. N. U. à des fins de maintien de la paix internationale par le renforcement de son autorité et de sa compétence, qui permettrait à l'O. N. U. de sortir des circonstances difficiles au milieu desquelles elle se trouve actuellement.

Nous nous sentons très heureux de voir que l'esprit de notre souhait se retrouve dans la discussion du projet de résolution en cette Session et la délégation japonaise exprime son approbation et son souhait.

La délégation japonaise aspire que cette résolution contre les essais nucléaires soit adoptée et que le monde entier fasse un pas pour la paix mondiale.

Je vous remercie, Monsieur le Président, Messieurs les Délégués, de votre attention.

（参考 同右英文）

Mr. President:

Distinguished Colleagues:

I deem it a great honor to be accorded this opportunity of conveying to you, on behalf of the Japanese delegation, our thoughts on Item 5 of the Agenda, namely on the subject, "The Way to Peace".

As is already clear from the topic of discussion, there has surely never been a period in history as today, when the world is seeking real peace and yet is trembling in fear as to its fate tomorrow.

Science has made remarkable progress and the development

of weapons for large-scale slaughter, beginning with nuclear arms, is truly astounding.

Should the tension and the cold war between the East and West camps, which hangs over the entire world today, be upset and should some trivial incident become a nuclear war. Then, there would be neither victor nor vanquished——only the destruction of the human race.

Japan was first, and we hope the last, nation to experience the horror of the atomic bomb in World War II. I myself am a native of Hiroshima, where history's first atom bomb was dropped in warfare, and I have many relatives and friends who suffered from the bomb.

Sixteen years have passed since the end of the war and yet today many of our compatriots are dying and many lie prostrate and suffering from sickness caused by radio-activity.

Today, we hear of super nuclear bombs, many thousands of times more powerful than the Hiroshima bomb. I cannot but personally feel that such bombs will surely destroy humankind, if not in a twinkling of an eye, then sooner or later.

This danger is not limited to the use of atomic weapons in time of war. Japan is at the crossroads of atomic fallout——the ashes of death. Japan is so situated as to be most vulnerable to the dangers of atomic contamination, blown over our country, each time an atomic test is carried out. On the basis of our experience, we feel that it is our responsibility to warn the world to guard itself against the horrible dangers of radio-activity.

Thus, it was from the bottom of our hearts that we welcomed the fact that the great nuclear powers, heeding world public opinion, tried to reach agreement on suspending nuclear tests and on disarmament.

However, last August 30, the Soviet Union suddenly announced it would resume atomic tests and the reports of actual tests since the announcement have shocked not only Japan but the whole world. It has aroused horror in all parts of the globe.

To meet this situation, the United States has announced it would also resume tests and the reports of U. S. tests being actually undertaken adds to our anxieties. Who can tell when this race will end, if ever, and where it will lead mankind?

We believe that now is the time when human wisdom should prevail. Each nation should take the initiative and work to eliminate the fears that blanket the earth——through talks based on international agreement and mutual understanding.

But, above all, we should begin by bringing about the immediate suspension of the dangerous nuclear tests. It is for this very reason that the Japanese delegation has submitted to this conference a draft resolution calling for the suspension of nuclear tests.

Fortunately, all of us have seats in the Inter-Parliamentary Union, which has its objectives the deepening of mutual understanding through personal contacts and the furtherance of international peace and cooperation through united action. We should lead the world in this direction by first adopting the draft resolution now under discussion.

The United Nations, of course, offers us a forum for discussion of this problem. However, to our great regret, we cannot but admit that the United Nations even this day has not been able to fully fulfill its originall-intended functions. Because of this, there have been of late voices of fear raised regarding the authority and the functions of the United Nations. However, what is we did not have a United Nations? In the light of recent incidents, it is clear to everyone that the United Nations' existence has both meaning and value.

The reason why the Japanese delegation proposed at the spring meeting a draft resolution urging the strengthening of the activities of the United Nations lies in nothing else than in our sincere desire to bolster and strengthen the U. N.-its authority and its functions-so that the United Nations would be able to tide over its present tribulations and play a decisive role in the maintenance of peace.

We are indeed deeply gratified that the spirit of our advocacy has been incorporated in this draft resolution, now being discussed, and the Japanese delegation wishes to express its agreement with and support of the resolution.

The Japanese delegation therefor sincerely wishes and prays that the draft resolution, now being discussed, will be approved, whereby a start will be made on the Way to Peace.

Thank you.

高津正道衆議院議員演説

議長並びに議員各位

私は日本議員団を代表して国際機関に対する議会の監督について発言の機会を与えられたことを心から喜びとするものであります。

過去三十年間将に第二次世界大戦以降公的な国際機関が各分野にわたって数多く設立されて参りましたが、これらの機関の管理に関し解明せらるべき幾多の問題について詳細な検討を行ない、国際機関に対する議会の監督に関する決議案を提案された報告者ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏（オランダ）その他議会及び法律委員会における委員各位の御苦労に対し心から敬意を払うものであります。

私はこの際議題となっている決議案に対しわれわれの意見を開陳致したいと思います。

決議案は議会による国際機関の管理の形態の第一として、国際機関においてとられている各国政府の政策を常時監督する議会委員会を設置することと及び国際機関の会議、集会に参加する各国代表団に議員を含めることをあげております。

わが日本国におきましては、憲法により、国会は国権の最高機関であり、且つ、唯一の立法機関であると規定されておりまして、国会の権力は極めて強く、外交上の面でも政府は国会の承認なくしては条約を締結することができないことになっております。従って外交政策に関しては勿論国会の監督を受けるものでありまして、議員は各議院の本会議又は外務委員会を通じて、政府に対し外交政策について質問し必要な情報を得ることができますし、又、意見を述べることができます。また、国会議員が直接外交交渉に当る場合のための法的措置も準備されておりまして、政府は国会議員を特派大使、政府代表又は全権委員等の外交使節にも任命することができることになっております。このことは実際に先例もありまして、決議案の示す第一の形態はわが国の実際の慣行にも全く合致しているということができるのであります。

次に決議案は第二の管理形態として商業その他について共通の政策を遂行する任務を課せられている国際的又は超国家的団体を管理監督する

機能を有する国際的議会合議体の創設をはかることを述べております。一般的に申しまして、一つの独立の目的をもった国際的組織体が存在する場合におきまして、これを各国の議会が管理監督する具体的な方法としましては、その国際的組織体の意思決定に参加する自国の政府代表に対する議会的監督を強化することにより行なうのが通常の合理的な方法であり、政府派遣代表団の中に議員を加えることができれば、充分に有効な議会による監督を行なうことができるのではないかと考えるものであります。

本決議案は、この場合更に国際的議会合議体の創設を謳っているのでありますが、この合議体を如何にして実現せしめるかにつきましては、充分の検討と慎重なる考慮を要するものと考えられるのであります。

即ち、先ず第一に、前に述べました方法に加えてかかる合議体を創設するとすれば、その性格は如何なるものであるか。加盟国の政府または議会との関係はどうなるのか、また、加盟国を代表する議員を如何にして選出するのが最も適当であるか。利害さくそうした各国民をその選出基盤とする合議体の議員相互の調整に問題はないか等、現状において解決さるべき前提要件が多々あるものと思われるのであります。

何れにしましても国際議会による国際機関の管理の形態の問題は、いまだ観念的な域を脱してはいない問題であり、はっきりした事例についてその効果が明らかにされている問題ということはできません。またかかる合議体創設のためには前述のような困難な問題が横たわっていることも否定できないのであります。

しかしながら、現代民主主義の要請である議会主義を国際的視野において発展せしめんとする本決議案の趣旨は理想としては誠に偉大であり、世界の平和ひいては人類の幸福をはかる上から賞讃せらるべきであると存じます。

報告員ファン・デル・フース・ファン・ナーテルス氏が一九六〇年のアテネにおける春季会議において述べられたように、本決議案は、この問題をさらに研究するうえの資料を供するためのものであるというのでありまして、われわれもその将来に対する理想的な見解に対して敬意を表するものであります。

従いましてかかる意味においてこの決議案に賛成するものであることをここに明らかに致しまして、私の討議を終りたいと存じます。

同右英文

Mr. President, Fellow Delegates:

It gives me great pleasure to be able to speak to you, on behalf of the Japanese group, on the subject of Parliamentary Control of International Organizations.

During the past 30 years and, particularly since the end of World War II, a large number of official international organizations has been established in every field. Thus, I would like to express my respects to Mr. van der Gose van Naters of the Netherlands, who has presented the draft resolution on Parliamentary Contary of International Organizations, and to each of the other members of the Parliamentary and Juridical Committee for their effort in undertaking a detailed study of the many problems requiring clarification on this question of control of international organizations.

I would like, at this point, to express our thoughts on this resolution now under discussion.

The draft resolution proposes, as the first form of control over international organizations, the establishment of parliamentary committees to constantly supervise the policies of each government to be carried out in these international organizations and the inclusion of parliamentarians in the national delegations participating in the conferences and meetings of international organizations.

In our country, Japan, the Constitution stipulates the National Diet as the supreme organ of state authority and the only legislative body. Consequently, the authority of the National Diet is extremely great and, even in the field of diplomacy and foreign affairs, the Government cannot conclude treaties without the approval of the Diet. Thus, as far as foreign policy is concerned, the Government naturally comes under the supervision of the Diet and, in the plenary sessions of both Houses, Diet members can question the Government on its foreign policy, can obtain any information it desires and can express their own opinions on the Governmen'ts conduct of the foreign affairs of the nation. In addition, legal provisions have been established to enable Diet members to participate directly in international negotiations. Further, the Government can appoint Diet members as ambassadors extraordinary, as Government representatives and as plenipotentiary members of diplomatic missions. Precedents have already been established on this and the first form of parliamentary control of international organizations, as outlined in the draft resolution, coincides in entirety with actual practices in our country.

Next, the draft resolution proposes as a second form of control, the establishment of international parliamentary assemblies, endowed with supervisory and control functions over international and supranational organs, which are shouldered with the responsibility of carrying out common policies in commercial and other matters. Generally speaking, in the case of international organizations having a single and independent objective, the concrete method of parliamentary control and supervision by each country of such international organs is through the customary and national method of strengthening parliamentay control over the government representatives participating in the decision-making of international organs. In short, it is our opinion that adequate parliamentary control can be achieved by including parliamentarians in government delegations to such international organizations.

The draft resolution, furthermore, proposes the establishment of international assemblies. However, it is our opinion that thorough study and deliberate consideration should be paid to the manner in which such assemblies can be brought into being.

In the first place, if such assemblies are to be established, in addition to the two methods of parliamentary control, mentioned earlier, what would be the characteristics of such assemblies? Next, what would be the relation between such assemblies and the government or the parliaments of the participating countries? What would be the most suitable method of electing parliamentarians to represent the participating country? Would there not be problems involved in adjusting the mutual relations of parliamentarians in such assemblies, particularly when they will be elected by nations whose interests are not necessarily the same? It seems that under the present circumstances, a

large number of prerequisite conditions must be solved beforehand.

Whatever the case, the quesion of the form of international parliaments to control international organs seems to be still in the idea stage. It is a proposal that has not been proved by any past precedent. We cannot escape the fact that many difficult problems will have to be solved before such assemblies can be established.

However, the ideal implicit in the draft resolution is indeed praiseworthy. It seeks, in keeping with the demands of modern democracy, to develop parliamentarism on a broad international basis. In this sense, it seeks ultimately to bring about world peace and contribute to the welfare of mankind.

As Mr. van der Goes van Naters stated at the spring session in Athens in 1960, the draft resolution seeks to provide material for further study of this question and we cannot but experss our deep respect for the ideal forward the future expressed in his viewpoint.

In this sense, we are in favor of the draft resolution.

閉会に際しての椎熊三郎団長演説

議長並びに紳士淑女諸君、列国議会同盟の記念すべき第五十回会議が、デスチネイ議長の下に、この美しきベルギー国において開催せられたことは、同盟の歴史において極めて特筆すべきことであります。その開会式は両陛下の御出席の下に、最も壮厳にして盛大に挙行せられました。また長期にわたる会議の期間において、ベルギーの国会及び政府をはじめとして、朝野をあげて、絶大なる御歓待を賜り、またその間ベルギーの誇しき歴史と伝統を知ることができましたことは、われわれの最も欣快とするところであります。この印象はわれわれの終生忘れることのできないところであります。

しかもわれわれ日本議員団がこの会議において提出した核実験停止並びに春季会議において提出した国連強化に関する決議等が、大多数の御賛同を得て成立致しましたことは、われわれの最も光栄とするところであります。

ここに閉会に際しまして、かくも見事な会議を組織せられたベルギー議員団をはじめ、同盟会議議長、同盟評議員会議長、同僚紳士淑女諸君、並びに同盟事務総長、事務次長を初めとする同盟事務局の方々に感謝の意を表するとともに各位の御健康を祝福して御挨拶にかえる次第であります。

同右英文

Mr. President and Ladies and Gentlemen:

The covocation of this memorable 50th Conference of the Inter-Parliamentary Union in this beautiful country of Belgium under the presidency of Mr. Destenay will go down in the history of the Inter-Parliamentary Union as an event worthy of special note.

The opening ceremony was held most solemnly in the presence of Their Majesties and, during the conference itself we have been accorded the warmest of hospitalities not only by the Belgian Parliament and Government, but by the entire Belgian people. And, we were able to learn much about Belgium's glorious history and traditions. For this, we are most grateful and the memories of our visit to your country will remain with us forever.

In addition, the Japanese Delegation is not only gratified but greatly honored by the fact that the draft resolutions on the suspension of nuclear tests and on the strengthening of the United Nations, the latter we originated in Geneve this spring and the former here in Brussels, were passed by such overwhelming majorities in this conference.

Now, as this conference comes to a close, the Japanese delegation wishes to express its sincerest appreciation to the Belgian National Group, which organized such a splendid conference, to the Belgian Parliament and the Government, the President of the IPU Council, the Secretary General, the Assistant Secretary General and other members of the Inter-Parliamentary Bureau. In closing, allow me to add our best wishes from the Japanese Group for the continued prosperity and health of all our fellow delegates.

Thank you.

列国議会同盟執行委員会における福永健司執行委員の発言

私は今日の世界各国民が直面している極めて重大な事態についてくどくど申し述べる必要はないと思います。

しかしながら、原子爆弾の恐怖を体験した世界最初の、そして最後となることを希望している国の代表として、あらゆる核実験を完全に停止し、禁止するため、直ちに有効適切な措置を講ずべきであると信ずるものであります。私は執行委員会が同盟評議員会に対し、この最も重大かつ緊急な問題を審議されるよう勧告されんことを希望するものであります。

Statement by Kenji Fukunaga before the
Executive Committee of the
Inter-Parliamentary Union
(September 12, 1961)

Gentlemen:

I do not need to emphasize to you the extremely serious situation that confronts the nations of the world today.

However, as representatives of a country that has been the first-and we hope the last-nation in the world to experience the horrors of the atomic bomb, we strongly feel that immediate and effective steps should be taken to halt and to ban completely all nuclear tests.

I hope that the Council will take up this most important and urgent subject for serious considerations.

同盟評議員会における福永評議員発言要旨

今日世界の国民が直面している極度に憂慮すべき情勢について説明を行なう必要はないと存じます。

しかし、原爆の恐怖を体験した世界で最初の一そして最後となることを切望する一国の代表として、すべての核実験は完全に停止されかつ禁止されなければならないと強く感ずるのであります。

私は、同盟評議員会が、この最も重大かつ緊急な問題を採り上げられんことを希望するものであります。

Statement by Kenji Fukunaga before the
Council of the
Inter-Parliamentary Union
(September 13, 1961)

Mr. President and colleagues:

I believe it is not necessary to emphasize to you the extremely serious situation that confronts the nations of the world today.

However, as representatives of a country that has been the first-and we hope the last-nation in the world to experience the horrors of the atomic bomb, we strongly feel that immediate and effective steps should be taken to halt and to ban completely all nuclear tests.

I hope that the Council will take up this most important and urgent subject for serious consideration.

八、各国議員団幹事会議

昭和三十六年九月二十日（水曜日）

出席者

F・ダンハム（米国）、C・A・ロドリゲス（アルゼンチン）、J・R・オジャース（オーストラリア）、J・M・モレール（ベルギー）、P・コストルコフ（ブルガリア）、A・パケット（カナダ）、K・モーテンセン（デンマーク）、A・ルツシイ（フランス）、W・A・ディモリン（英国）、M・ファルハット（レバノン）、K・M・ティリシ（リビア）、H・カンプサーノ（パラグアイ）、T・グロワスキー（ポーランド）、R・ヘンリーク・ベラ（ベネズエラ）。

同盟事務局　ジェームス・ダグラス事務次長

議事日程

一、議長の選出

二、特に次の問題に関する同盟事務局と各国議員団幹事の間の協力

a　議員団の活動に関する年次報告

b　同盟会議の決議を施行するためにとるべき措置

三、同盟の活動の広報についてとるべき措置に関する各国議員団幹事の報告

四、列国議会同盟公報の普及発展、及び第五十回同盟会議にあたって発行される出版物の販売促進

五、その他の案件

議事日程第一

議長の選出

ベルギー議員団の幹事であるガレルヌ氏欠席のため、同国議員団幹事モレール氏が拍手をもって、議長に選出された。

議長は、午前十時四十分、会議の開会を宣した。

議事日程第二

特に次の問題に関する同盟事務局と各国議員団幹事の間の協力

a　議員団の活動に関する年次報告

議　長

「事務総長の報告書の抜粋を読み上げます。これによりますと、ジュネーブの事務局に活動報告書を送付してきた議員団は、三十二に過ぎません。この数字は、同盟の総議員団数から見て、甚だ不満足なものであります。」

事務次長

「この状態がまことに不満足なものであるとの議長の御意見に賛成いたします。議員団幹事が大変多忙なのは認めますが、例え、短いものでも、報告書を送付下さるよう強く要望いたします。各国議員団に有益な他の資料と同様に、これらの報告書の概要は、『同盟公報』に掲載いたしました。付け加えて申し上げますと、事務局が受理した報告書は、全般的に、極めて整備されており、中には印刷されて小さなパンフレット

になっているものもありました。」

議　長

「私は、全幹事が、自己の議員団の活動に関する簡単な報告書を送付し得るものと確信しております。」

ディモリン少将（英国）

「御二人の意見に賛成いたします。しかしながら、私は、いくつかの議員団が直面していると思われる困難さを、よく知っております。と申しても、議員団の正当な一員である者は、自己の活動について報告を行なう資格を有することは、全く疑いありません。」

ダンハム博士

「米国議員団の規約は、年次報告書の作成について規定しており、従って、毎年、自動的に作成されております。」

カンプサーノ氏（パラグアイ）

「パラグアイ議員団について申し上げますと、種々な支障のため、一九六一年の報告書を、まだ提出しておりませんが、本件に関し、相当額が議員団の新予算に組み入れられました。」

ファルハット氏（レバノン）

「レバノン議員団は常設的な事務局をもっておりませんが、これは設置されることになりましょう。本件について勧告をして頂けるかどうかおたずねいたします。」

議　長

「本件は、レバノン議員団自身で決定すべき国内問題であります。」

b　同盟会議の決議を施行するためにとるべき措置

事務次長

「本件が最も重要であります。同盟の活動についてとられた措置に関する情報を、同盟事務局に通報することによって、各国議員団は、同盟会議採択決議の施行のため各国議会及び政府がとった措置の具体例を、言論界及び議会議員に示すことができるのであります。更に、同盟が採択した決定について、自国の政府の関心を喚起することは、規約に基く議員団の義務なのであります。同盟事務局は、議員団が自国政府にあてた文書の写と、それに対する担当大臣の返書の写を何回か受け取ったことがあります。（この件に関し、特に、インド及び英国議員団について言及した。）」

議事日程第三

同盟の活動の広報についてとるべき措置に関する各国議員団幹事の報告

事務次長

「同盟活動の自国政府への一層の周知方を各国議員団幹事に要請する決議を、同盟執行委員会が一九五九年に採択したことを想起して下さい。いくつかの議員団は、既に、その報告書において自国及び自国民に対してとった措置について述べております。また、同盟事務局は、新聞切抜きを受け取っております。『同盟公報』は、広報活動の最も有益な手段であります。カナダ議員団が、この季刊誌（公報）の予約購読を大変ふやしたことを付言いたします。最後に、議員団幹事諸氏が同盟を一層周知せしめる何らかの方法を有しておられるかどうかをおたずねいたします。」

ディモリン少将（英国）

「英国議員団は、『同盟公報』を送付すべき図書館のリストを作成いたしました。これらの図書館の中に上院及び下院の図書館もあり、また、オックスフォード及びケンブリッジ大学の図書館もあります。『同盟公報』の写はまた主要な日刊紙にも送られております。」

議　長

「それは大変よい提案だと思います。『同盟公報』のために十分な素材があるかどうかを事務次長におたずねいたします。」

事務次長

「同盟事務局は、各国議員団からの論文を期待しております。ただし、これらの論文は、ジュネーブに到着後、直ちに出版できるものでなければなりませんし、また、内容が、直接、同盟に関するものでなければなりません。」

議　長

「論文が各国の議会又は列国議会をあつかったものでなければならないのかどうかをおたずねいたします。」

事務次長

「議会活動に関係があるものでなければなりません。」

オジャース（オーストラリア）

「わが国においては、全ての同盟会議の都度、議会において声明がなされ、また、新聞に論説が掲載されます。代表団が結成された際、同盟の目的及び役割について新聞発表が行なわれます。議員団団長は出発に際し、声明を発表し、帰国した際には、報告を行ないます。」

議事日程第四

列国議会同盟公報の普及発展及び第五十回同盟会議にあたって発行される出版物の販売促進

事務次長

「議員団幹事各位は、同盟の最近の二つの刊行物に御注意願いたいと存じます。二つの刊行物とは現存の異る議会の形態についての比較研究及び決議集であります。議員団幹事及び議員団団員諸氏が、この出版物に関心を示されることを希望しております。この二つの図書は、議会人及び議会又は同盟の活動に従事している人々に有益な資料を含んでおり、既に、若干が出版されております。（事務次長が印刷した注文用紙を配布した。）」

ディモリン少将（英国）

「『議会』の英訳は、いつ、出版されるのでしょうか。」

事務次長

「交渉中ではありますが、まだ、取極めができておりませんので、正確に何日と定めることはできません。いずれにしても、原文はでき上っております。この原文は、英国下院書記エドワード・フェロウズ卿が校正いたしました。この本は、多分、一九六二年に刊行されましょう。」

議　長

『同盟公報』への論文は議員が書かなければなりませんか。議会の職員が作成することもできますか。」

事務次長

「『同盟公報』の表紙に、「議員団団員又は同盟の後援者は、同盟の機関誌の起草に協力することができる。」と記載してあることを御参考までに申し上げます。」

議事日程第五
その他の案件

ディモリン少将（英国）

「過去三年間、同盟の紋章作成のため、努力が払われてきましたが、現在の進行状況はいかがですか。」

事務次長

「いくつかのひな型の提出がありまして、そのうちのいくつかを事務局員が審査いたしましたが、金曜日の執行委員会で審議されることとなっております。」

モーテンセン氏（デンマーク）

「採択された決議の原文はいつ発行されますか。」

事務次長

「この会期の終了後直ちに発行することとなっております。」

モーテンセン氏（デンマーク）

「同盟春季会議において評議員会が採択した同盟会議議事日程に記載される決議案原文は、議事録の入手を待つまでもなく、すべての同盟議員団に直ちに配布さるべきものと思います。」

事務次長

「本件は、事務総長に報告することといたします。なお、幹事諸氏におたずねいたしますが、ブエノス・アイレスで開催される来年度の同盟会議に出席されますか。」

一同、その通りである旨答えた。

これ以外の案件はなかったので、午前十一時四十五分、議長は閉会を宣した。

九、各国議会事務総長会

各国議会事務総長会は、第五十回列国議会同盟会議の期間中に、一九六一年度の総会を開催した。この会議は、スヘーペル会長（オランダ）を議長とし、二十九カ国の議会を代表する四十名の会員がこれに参加した。

事務総長会は、前回の会議で長時間の討議の後修正した二つの報告書を採択した。その第一は、ジン博士（米国）を報告委員とする議会の議事に関するものであり、その第二は、事務総長会会長スヘーペル氏（オランダ）を報告委員とする請願に関するものである。これらの報告書は、ともに事務総長会の季刊誌「憲法及び議会資料」一九六一年十月号に発表する予定である。

報告書の採択は、事務総長会が行う研究題目の調査の最終段階である。調査過程は研究題目の選択からはじまる。報告委員が任命され、最初の任務として、研究題目につきあらゆる方面から質問書を作成する。この質問書は、一回乃至それ以上の事務総長会の会議で審議され、承認されると全会員に送付される。回答を受領すると、報告委員はこれをまとめて、報告書を作成する。この報告書は、次の三回乃至四回の会議で討議され、修正された後、採択される。従つて、最終的に発表される報告書は、研究題目に関する権威ある最新の実際的な論説である。

ブラッセルでは、ロゼッティ氏（イスラエル）が作成した「議会の議事手続の源泉」に関する質問書がはじめて討議されたが、修正されたので、一九六二年の事務総長会の春季会議において、さらに審議されることとなつている。事務総長会は、また「議会の質疑等」に関するグウイス氏（ポーランド）の報告書を、はじめて討議したが、この報告書も、次回会議において、その修正案の討議が行われることとなつている。

事務総長会は、多くの列国議会同盟会議の活動に参加したが、一方において、光栄にも、ベルギー下院議長の歓待をうけ、また、ベルギー上下両院事務総長の午餐会のもてなしを受けた。

付

録

目次

一、第五十回列国議会同盟会議招集に関する同盟回章……一八七
二、第一二二回及び第一二三回同盟執行委員会招集回章……一九五
三、第八九回同盟評議員会招集回章……一九七
四、各常任調査委員会招集回章……二〇五
五、各国議員団幹事会議招集回章……二〇九
六、各国議会事務総長会招集回章……二一一
七、同盟会議準備書類及び補遺……二一三
八、ベルギー議員団招請回章第一号……二八一
九、ベルギー議員団招請回章第二号……二八九
十、会議案内書……二九三